

昭和二十五年法律第九十五号

一般職の職員給与に関する法律

(この法律の目的及び効力)

第一条 この法律は、別に法律で定めるものを除き、国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第六十四条第一項に規定する給与に関する法律として、国家公務員法第二条に規定する一般職に属する職員(以下「職員」という。)の給与に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 人事院は、この法律の施行に関し、次に掲げる権限を有する。

- 一 この法律(第六条の二第一項及び第八條第一項を除く。第七号において同じ。)の実施及びその技術的解釈に必要な人事院規則を制定し、及び人事院指令を発すること。
二 第六条に規定する俸給表の適用範囲を決定すること。

三 職員の給与額を研究して、その適当と認めらる改定を国会及び内閣に同時に勧告すること。この法律の実施及びその実際の結果に関するすべての事項について調査するとともに、その調査に基づいて調整を命ずること並びに必要に応じ、この法律の目的達成のため適当と認めらる勧告を付してその研究調査の結果を国会及び内閣に同時に報告すること。

四 新たに職員となつた場合及び職員が一の職務の級から他の職務の級に移つた場合の俸給並びに同一級内における昇給の基準に關し人事院規則を制定し、及び人事院指令を發すること。

五 給与を決定する諸条件の地域差に対応する給与に關する適当と認める措置を国会及び内閣に同時に勧告するため、全国の各地における生計費等の調査研究を行うこと。

六 第二十一条の規定による職員の苦情の申立てを受理し、及びこれを審査すること。
七 この法律の完全な実施を確保し、その責めに任ずること。

(給与の支払)

第三条 この法律に基く給与は、第五條第二項に規定する場合を除く外、現金で支払わなければならない。

2 いかなる給与も、法律又は人事院規則に基かずに職員に対して支払い、又は支給してはならない。
3 公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

第四条 各職員の受ける俸給は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基き、且つ、勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮したものでなければならぬ。

第五条 俸給は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号。以下「勤務時間法」という。)第十三條第一項に規定する正規の勤務時間(以下単に「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であつて、この法律に定める俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当(第十四條の規定による手当を含む。第十九條の九において同じ。)、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いた全額とする。

2 宿舍、食事、制服その他これらに類する有価物が職員に支給され、又は無料で貸与される場合においては、これを給与の一部とし、別に法律で定めるところにより、その職員の俸給額を調整する。但し、この調整は、国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第十七号)に定める公邸及び無料宿舎については行わぬ。

第六条 俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。

- 一 行政職俸給表(別表第一)
イ 行政職俸給表(一)
ロ 行政職俸給表(二)
二 専門行政職俸給表(別表第二)
三 税務職俸給表(別表第三)
四 公安職俸給表(別表第四)
イ 公安職俸給表(一)
ロ 公安職俸給表(二)
五 海事職俸給表(別表第五)
イ 海事職俸給表(一)
ロ 海事職俸給表(二)
六 教育職俸給表(別表第六)

- イ 教育職俸給表(一)
ロ 教育職俸給表(二)
七 研究職俸給表(別表第七)
八 医療職俸給表(別表第八)
イ 医療職俸給表(一)
ロ 医療職俸給表(二)
ハ 医療職俸給表(三)

- 九 福祉職俸給表(別表第九)
十 専門スタッフ職俸給表(別表第十)
十一 指定職俸給表(別表第十一)

2 前項の俸給表(以下単に「俸給表」という。)以外のすべての職員に適用するものとする。

3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基つきこれを俸給表に定める職務の級(指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては、同表に定める号俸)に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、人事院が定める。

第六条の二 指定職俸給表の適用を受ける職員は、国家行政組織に關する法令の趣旨に従い、及び前條第三項の規定に基づく分類の基準に適合するものとする。

2 会計検査院及び人事院の指定職俸給表の適用を受ける職員は、国家行政組織に關する法令の趣旨に従い、及び前條第三項の規定に基づく分類の基準に適合するものとする。

2 会計検査院及び人事院の指定職俸給表の適用を受ける職員は、国家行政組織に關する法令の趣旨に従い、及び前條第三項の規定に基づく分類の基準に適合するものとする。

第七条 内閣総理大臣、各省大臣、会計検査院長若しくは人事院総裁(以下各庁の長という。)又は各庁の長の委任を受けた者は、人事院の定めるところに従い、それぞれその所属の職員が、その毎月の俸給の支給を受けるよう、この法律を適用しなければならない。

第八条 内閣総理大臣は、国家行政組織に關する法令の趣旨に従い、及び第六條第三項の規定に基づく分類の基準に適合するものとする。

算の範囲内、及び人事院の意見を聴いて、職務の級の定数(会計検査院及び人事院の職員職務の級の定数を除く)を設定し、又は改定

することが出来る。この場合において、内閣総理大臣は、職員の適正な勤務条件の確保の観点から人事院の意見については、十分に尊重するものとする。

2 人事院は、国家行政組織に關する法令の趣旨に従い、及び第六條第三項の規定に基づく分類の基準に適合するものとする。

3 職員の職務の級は、前二項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内、かつ、人事院規則で定める基準に従い決定する。

4 新たに俸給表(指定職俸給表を除く。)の適用を受ける職員となつた者の号俸は、人事院規則で定める初任給の基準に従い決定する。

5 職員が一の職務の級から他の職務の級に移つた場合(指定職俸給表の適用を受ける職員が他の俸給表の適用を受けることとなつた場合を含む。)又は一官職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の官職に移つた場合における号俸は、人事院規則で定めるところにより決定する。

6 職員(指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。)の昇給は、人事院規則で定める日に、同日以前において人事院規則で定める日以前一年間における当該職員の勤務成績に基いて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が国家公務員法第八十二条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして人事院規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

7 前項の規定により職員(次項各号に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員(昇給の号俸数を四号俸(行政職俸給表(一)の適用を受ける職員)でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表及び専門スタッフ職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員)でその職務の級がこれに相当するものとして人事院規則で定める職員)にあつては、三号俸、専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級であるものにあつては、一号俸)とすることを標準として人事院規則で定める基準に従い決定するものとする。

算の範囲内、及び人事院の意見を聴いて、職務の級の定数(会計検査院及び人事院の職員職務の級の定数を除く)を設定し、又は改定

8 次の各号に掲げる職員の第六項の規定による昇給は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ同項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が当該各号に定める場合に該当し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて人事院規則で定める基準に従い決定するものとする。

一 五十五歳（人事院規則で定める職員にあつては、五十六歳以上の年齢で人事院規則で定めるもの）を超える職員（専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級以上であるものを除く。）特に良好である場合

二 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が三級又は四級であるもの次に掲げる職員の職務の級の区分に応じ、それぞれ次に定める場合

イ 四級 極めて良好である場合

ロ 三級 極めて良好である場合

9 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

10 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

11 第六項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に必要事項は、人事院規則で定める。

12 国家公務員法第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の俸給月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準俸給月額のうち、第三項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間法第五条第二項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（俸給の支給）

第九条 俸給は、毎月一回、その月の十五日以後の日のうち人事院規則で定める日に、その月の月額の全額を支給する。ただし、人事院規則の定めるところにより、特に必要と認められる場合には、月の一日から十五日まで及び月の十六日から末日までの各期間内の日に、その月の月額の半額ずつを支給することができる。

第九条の二 新たに職員となつた者には、その日から俸給を支給し、昇給、降給等により俸給額

に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。但し、離職した国家公務員が即日職員になつたときは、その日の翌日から俸給を支給する。

2 職員が離職したときは、その日まで俸給を支給する。

3 職員が死亡したときは、その日まで俸給を支給する。

4 第一項又は第二項の規定により俸給を支給する場合であつて、月若しくは前条ただし書に規定する各期間（以下この項において「期間」という。）の初日から支給するとき以外のとき、又はその期間の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給額は、その期間の現日数から勤務時間法第六条第一項、第七条及び第八条第一項の規定に基づく週休日並びに勤務時間法第六条第三項及び勤務時間法第八条第二項において読み替へて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

（俸給の調整額）

第十条 人事院は、俸給月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の官職に比して著しく特殊な官職に對し適当でないとき、その特殊性に基づき、俸給月額につき適正な調整額を定めることができる。

2 前項の調整額表に定める俸給月額の調整額は、調整前における俸給月額の百分の二十五をこえてはならない。

（俸給の特別調整額）

第十条の二 人事院は、管理又は監督の地位にある職員の官職のうち人事院規則で指定するものについて、その特殊性に基づき、俸給月額につき適正な特別調整額を定めることができる。

2 前項の特別調整額表に定める俸給月額の特別調整額は、同項に規定する官職を占める職員（以下「管理監督職員」という。）の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額の百分の二十五を超えてはならない。

（本府省業務調整手当）

第十条の三 行政職俸給表（一）、専門行政職俸給表、税務職俸給表、公安職俸給表（一）、公安職俸給表（二）又は研究職俸給表の適用を受ける職員（管理監督職員を除く。）が次に掲げる業務に従事する場合は、当該職員には、本府省業務調整手当を支給する。

一 国の行政機関の内部部局として人事院規則で定めるもの（以下この項において「内部部局」という。）の業務（当該内部部局が置かれる機関の長がその職務を行うために使用する庁舎が所在する地域以外の地域に所在する官署における業務であつて、当該庁舎における内部部局の業務と同様な業務の特殊性及び困難性並びに職員の確保の困難性があると認められるものとして人事院規則で定めるものを除く。）

二 内部部局以外の組織の業務であつて、前号に掲げる業務と同様な業務の特殊性及び困難性並びに職員の確保の困難性があると認められるものとして人事院規則で定めるもの

2 本府省業務調整手当の月額は、行政職俸給表（一）の適用を受ける職員にあっては当該職員に属する職務の級、専門行政職俸給表、税務職俸給表、公安職俸給表（一）、公安職俸給表（二）又は研究職俸給表の適用を受ける職員にあっては当該職員の属する職務の級に相当するものと認められる行政職俸給表（一）の職務の級であつて人事院規則で定めるものにおける最高の号俸の俸給月額に百分の十を乗じて得た額を超えない範囲内で人事院規則で定める額とする。

3 前二項に規定するもののほか、本府省業務調整手当の支給に必要事項は、人事院規則で定める。

（初任給調整手当）

第十条の四 次の各号に掲げる官職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第一号及び第二号に掲げる官職に係るものにあつては採用の日から三十五年以内、第三号に掲げる官職に係るものにあつては採用の日から十年以内、第四号に掲げる官職に係るものにあつては採用の日から五年以内の期間、採用の日（第一号から第三号までに掲げる官職に係るものにあつては、採用後人事院規則で定める期間を経過した日）から一年を経過することによりその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

一 医療職俸給表（一）の適用を受ける職員の官職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる官職で人事院規則で定めるもの月額四十一万五千六百円

二 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる官職（前二号に掲げる官職を除く。）で人事院規則で定めるもの月額十万円

三 科学技術に関する高度な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が著しく困難であると認められる官職（前二号に掲げる官職を除く。）で人事院規則で定めるもの月額十万円

四 前三号に掲げる官職以外の官職のうち特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる官職で人事院規則で定めるもの月額二十五万円

2 前項の官職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

3 前二項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

（専門スタッフ職調整手当）

第十条の五 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が三級であるものが極めて高度の専門的知識経験及び識見を活用して遂行することが必要とされる業務で重要度及び困難度が特に高いものとして人事院規則で定める業務に従事することを命ぜられた場合は、当該職員には、当該業務に従事する間、専門スタッフ職調整手当を支給する。

2 専門スタッフ職調整手当の月額は、俸給月額に百分の十を乗じて得た額とする。

3 前二項に規定するもののほか、専門スタッフ職調整手当の支給に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

（扶養手当）

第十一条 扶養手当は、扶養親族のある職員に對して支給する。ただし、次項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が九級以上であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事院規則で定める職員（以下「行（一）九級以上職員等」という。）に對しては、支給しない。

と認められる官職（前号に掲げる官職を除く。）で人事院規則で定めるもの月額五万千五百円

と認められる官職（前号に掲げる官職を除く。）で人事院規則で定めるもの月額五万千五百円

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員を扶養を受けているものを扶養親族とする。

- 一 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
二 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子
三 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫
四 満六十歳以上の父母及び祖父
五 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある弟妹
六 重度心身障害者

3 扶養手当の月額、扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき六千五百円(行政職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事院規則で定める職員(以下「行(一)八級職員等」という。)にあつては、三千五百円、前項第二号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については一人につき一万円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満十五歳に達する日以後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、五千円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第十一条の二 新たに職員となつた者に扶養親族(行(一)九級以上職員等)にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、行(一)九級以上職員等から行(一)九級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を各庁の長又はその委任を受けた者に届け出なければならぬ。

- 一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至つた者がある場合(行(一)九級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。)
二 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合(扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、満二

十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合及び行(一)九級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合を除く。

2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族(行(一)九級以上職員等)にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合においては、その者が職員となつた日、行(一)九級以上職員等から行(一)九級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行(一)九級以上職員等以外の職員となつた日、職員に扶養親族たる子(一)九級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第一号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、行(一)九級以上職員等以外の職員から行(一)九級以上職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行(一)九級以上職員等となつた日、扶養手当を受けている職員の扶養親族(行(一)九級以上職員等)にあつては、扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出に係るもの全体が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合においては、その事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後に行(一)九級以上職員等)から行(一)九級以上職員等)とする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第一号又は

- 一 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある場合
二 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行(一)九級以上職員等となつた場合
三 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある職員で行(一)九級以上職員等となつた場合
四 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある職員で行(一)九級以上職員等となつた場合
五 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行(一)九級以上職員等となつた場合
六 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある職員で行(一)九級以上職員等及び行(一)九級以上職員等以外の職員等となつた場合
七 職員の扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合(地域手当)

第三号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

2 地域手当の月額、俸給、俸給の特別調整額、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 一級地 百分の二十
二 二級地 百分の十六
三 三級地 百分の十五

第十一条の三 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して人事院規則で定める地域に在勤する職員に支給する。当該地域に近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等に関する事情が当該地域に準ずる地域に所在する官署で人事院規則で定めるものに在勤する職員についても、同様とする。

- 四 四級地 百分の十二
五 五級地 百分の十
六 六級地 百分の六
七 七級地 百分の三

3 前項の地域手当の級地は、人事院規則で定める。

第十一条の四 その設置に特別の事情がある大規模な空港の区域であつて、当該区域内における民間の事業所の設置状況、当該民間の事業所の従業員の賃金等に特別の事情があると認められるものとして人事院規則で定めるものに在勤する職員には、前条の規定によりこの条の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される場合を除き、前条の規定にかかわらず、俸給、俸給の特別調整額、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額の合計額に百分の十六を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

第十一条の五 医療職俸給表(一)の適用を受ける職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員で人事院の定めるものに限る。)には、前二条の規定によりこの条の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される場合を除き、当分の間、前二条の規定にかかわらず、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に百分の十六を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

第十一条の六 第十一条の三第一項の人事院規則で定める地域に所在する官署又は同項の人事院規則で定める官署(以下「地域手当支給官署」という。)が特別の法律に基づく官署の移転に関する計画その他の特別の事情による移転(人事院規則で定める移転に限る。)をした場合において、当該移転の直後の官署の所在する地域若しくは官署に係る地域手当の支給割合(同条第二項各号に定める割合をいう。)が当該移転の日の前日の官署の所在していた地域若しくは官署に係る地域手当の支給割合(同条第二項各号に定める割合をいう。以下「移転前の支給割合」という。)に達しないこととなるとき、又は当該移転の直後の官署の所在する地域若しくは官署が同条第一項の官署の所在する地域若しくは官署が同条第一項の官署の所在する地域若しくは官署に該当しないこととなるときは、当該移転をした官署で人事院規則で定めるもの(以下「特別移転官署」という。)に在勤する職

員は、直ちにその旨を各庁の長又はその委任を受けた者に届け出なければならぬ。

外の地域又は官署に在勤することとなつた場合において、任用の事情、当該在勤することとなつた日の前日における勤務地等を考慮して前二項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事院規則の定めるところにより、これらの規定に準じて、地域手当を支給する。

（広域異動手当）

第十一条の八

職員がその在勤する官署を異にして異動した場合又は職員の在勤する官署が移転した場合において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）につき人事院規則で定めるところにより算定した官署間の距離（異動等の日の前日に在勤していた官署の所在地と当該異動等の直後に在勤する官署の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と官署との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する官署の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも六十キロメートル以上であるとき（当該住居と官署との間の距離が六十キロメートル未満である場合であつて、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と官署との間の距離が六十キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として人事院規則で定める場合を含む。）は、当該職員には、当該異動等の日から三年を経過する日までの間、俸給、俸給の特別調整額、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額の合計額に当該異動等に係る官署間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた官署への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として人事院規則で定める場合は、この限りでない。

- 一 三百キロメートル以上 百分の十二
二 六十キロメートル以上 三百キロメートル未満 百分の五

2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から三年を経過する日までの間の異動等（以下この項において「再異動等」という。）により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当

該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となる場合にあつては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあつては当初広域異動等に係る広域異動手当を支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。

3 検察官であつた者、行政執行法人職員等であつた者その他の人事院規則で定める者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となつた者（任用の事情等を考慮して人事院規則で定める者に限る。）又は異動等に準ずるものとして人事院規則で定めるものがあつた職員であつて、これらに伴い勤務場所に変更があつたものには、人事院規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。

4 前三項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、第十一条の三から前条までの規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前三項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前三項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

5 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に關し必要な事項は、人事院規則で定める。（研究員調整手当）

第十一条の九

科学技術に關する試験研究を行う機関のうち、研究活動の状況、研究員（研究職俸給表の適用を受ける職員（人事院規則で定める職員を除く。）及び指定職俸給表の適用を受ける職員（試験研究に關する業務に従事する職員に限る。）をいう。以下同じ。）の採用の状況等からみて人材の確保等を図る特別の事情があると認められる機関（地域手当支給官署であつて、当該官署の所在する地域又は当該官署に係る第十一条の三の規定による地域手当の支給割合が百分の十以上であるものを除く。）で人事院規則で定めるものに勤務する研究員には、研究員調整手当を支給する。

2 研究員調整手当の月額額は、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に百分の十（次の各号に掲げる職員にあつては、その割合からそれぞれ当該各号に定める割合を減じた割合）を乗じて得た額とする。

一 地域手当支給官署に在勤する職員 当該官署の所在する地域又は当該官署に係る第十一条の三の規定による地域手当の支給割合

二 前条の規定により広域異動手当が支給される職員 当該職員に係る同条の規定による広域異動手当の支給割合

3 前二項に規定するもののほか、研究員調整手当の支給に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

4 第一項の規定により研究員調整手当を支給される職員が第十一条の四、第十一条の六又は第十一条の七の規定により地域手当を支給されることとなる職員である場合における研究員調整手当とこれらの規定による地域手当との調整に關し必要な事項は、人事院規則で定める。（住居手当）

第十一条の十

住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- 一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額一万六千円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払つて居る職員（国家公務員宿舎法第十三条の規定による有料宿舎を貸与され、使用料を支払つて居る職員その他人事院規則で定める職員を除く。）
- 二 第十二条の二第一項又は第三項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（国家公務員宿舎法第十三条の規定による有料宿舎その他人事院規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額一万六千円を超える家賃を支払つて居るもの又はこれらのものと権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定めるもの

住居手当の月額額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあつては、当該各号に定める額の合計額）とする。

- 一 前項第一号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
- イ 月額二万七千円以下の家賃を支払つて居る職員 家賃の月額から一万六千円を控除した額

2 前項第一号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

- イ 月額二万七千円以下の家賃を支払つて居る職員 家賃の月額から一万六千円を控除した額

ロ 月額二万七千円を超える家賃を支払つて居る職員 家賃の月額から二万七千円を控除した額の二分の一（その控除した額の二分の一が一万七千円を超えるときは、一万七千円）を一万千円に加算した額

二 前項第二号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の二分の一に相当する額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

3 前二項に規定するもののほか、住居手当の支給に關し必要な事項は、人事院規則で定める。（通勤手当）

第十二条

通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- 一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項から第三項までにおいて「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項から第三項までにおいて「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないが徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び第三号に掲げる職員を除く。）
- 二 通勤のため自動車その他の交通の用具で人事院規則で定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるものを除く。）

通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 前項第一号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事院規則で定めるところにより算出

2 前項第一号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

- 一 前項第一号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事院規則で定めるところにより算出

した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号及び次項において「運賃等相当額」という。）ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第三号において「二箇月当たりの運賃等相当額」という。）が五万五千円を超えるときは、支給単位期間につき、五万五千円を支給単位期間の月数に乗じて得た額（当該職員が二以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、一箇月当たりの運賃等相当額の合計額が五万五千円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、五万五千円に当該支給単位期間の月数乗じて得た額）

二 前項第二号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（第十二条の三第一項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事院規則で定める職員に限る。）にあつては、その額から、その額に人事院規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道五キロメートル未満である職員 二千円

ロ 使用距離が片道五キロメートル以上十キロメートル未満である職員 四千二百円

ハ 使用距離が片道十キロメートル以上十五キロメートル未満である職員 七千二百円

ニ 使用距離が片道十五キロメートル以上二十キロメートル未満である職員 一万円

ホ 使用距離が片道二十キロメートル以上二十五キロメートル未満である職員 一万二千九百円

ヘ 使用距離が片道二十五キロメートル以上三十キロメートル未満である職員 一万五千八百円

ト 使用距離が片道三十キロメートル以上三十五キロメートル未満である職員 一万八千七百円

チ 使用距離が片道三十五キロメートル以上四十キロメートル未満である職員 二万二千六百円

リ 使用距離が片道四十キロメートル以上四十五キロメートル未満である職員 二万四千四百円

又 使用距離が片道四十五キロメートル以上五十キロメートル未満である職員 二万六千二百円

ル 使用距離が片道五十キロメートル以上五十五キロメートル未満である職員 二万八千円

ヲ 使用距離が片道五十五キロメートル以上六十キロメートル未満である職員 二万九千八百円

ワ 使用距離が片道六十キロメートル以上である職員 三万六千六百円

三 前項第三号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事院規則で定める区分に応じ、前二号に定める額（一箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が五万五千円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、五万五千円に当該支給単位期間の月数乗じて得た額）、第一号に定める額又は前号に定める額

官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、所在する地域を異にする官署に在勤することとなつたことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員で人事院規則で定めるもののうち、第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該異動又は官署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事院規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第一号及び次項において「新幹線鉄道等」という。）でその利用が人事院規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第一号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事院規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の二分の一に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号において「一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額」という。）が二万円を超えるときは、支給単位期間につき、二万円を支給単位期間の月数に乗じて得た額（当該職員が二以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額の合計額が二万円を超えるときは、当該職員の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、二万円に当該支給単位期間の月数乗じて得た額）

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

四 前項の規定は、検察官であつた者又は行政執行法人職員等であつた者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となつた者のうち、第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事院規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が人事院規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して人事院規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があるとして認められるものとして人事院規則で定める職員の通勤手当の額について準用する。

五 第一項第一号又は第三号に掲げる職員のうち、住居を得ることが著しく困難である島その他これに準ずる区域（以下この項において「島等」という。）に所在する官署で人事院規則で定めるものへの通勤のため、当該島等への交通に橋、トンネルその他の施設（以下この項において「橋等」という。）を利用して、当該橋等の利用に係る通常の運賃に加算される運賃又は料金（第一号において「特別運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（人事院規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 橋等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事院規則で定めるところにより算出した

た当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別運賃等の額に相当する額

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 同前号に定める額を負担しないものとした場合における前三項の規定による額

六 通勤手当は、支給単位期間（人事院規則で定める通勤手当にあつては、人事院規則で定める日）に係る最初の月の人事院規則で定める日に支給する。

七 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の人事院規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して人事院規則で定める額を返納させるものとする。

八 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として六箇月を超えない範囲内で一箇月を単位として人事院規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、一箇月）をいう。

九 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

第十二条の二 官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事院規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該異動又は官署の移転の直前の住居から当該異動又は官署の移転の直前に在勤する官署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事院規則で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する官署に通勤することが、通勤距離等を考慮して人事院規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

二 単身赴任手当の月額は、三万円（人事院規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が人事院規則で定める距離以上である職員にあつては、その額に、七万円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じた人事院規則で定める額を加算した額）とする。

三 検察官であつた者又は行政執行法人職員等であつた者から引き続き俸給表の適用を受ける職

間につき、人事院規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の二分の一に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号において「一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額」という。）が二万円を超えるときは、支給単位期間につき、二万円を支給単位期間の月数に乗じて得た額（当該職員が二以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額の合計額が二万円を超えるときは、当該職員の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、二万円に当該支給単位期間の月数乗じて得た額）

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

四 前項の規定は、検察官であつた者又は行政執行法人職員等であつた者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となつた者のうち、第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事院規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が人事院規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して人事院規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があるとして認められるものとして人事院規則で定める職員の通勤手当の額について準用する。

五 第一項第一号又は第三号に掲げる職員のうち、住居を得ることが著しく困難である島その他これに準ずる区域（以下この項において「島等」という。）に所在する官署で人事院規則で定めるものへの通勤のため、当該島等への交通に橋、トンネルその他の施設（以下この項において「橋等」という。）を利用して、当該橋等の利用に係る通常の運賃に加算される運賃又は料金（第一号において「特別運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（人事院規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 橋等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事院規則で定めるところにより算出した

員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事院規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する官署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事院規則で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して人事院規則で定める職員に限る。）その他第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員には、前二項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 前三項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

（在宅勤務等手当）

第十二条の三 住居その他これに準ずるものとして人事院規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他人事院規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、人事院規則で定める期間以上の期間について一箇月当たり平均十日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、三千元とする。

3 前二項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

（特殊勤務手当）

第十三条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を俸給で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じた特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

（特勤勤務手当等）

第十三条の二 離島その他の生活の著しく不便な地に所在する官署として人事院規則で定めるもの（以下「特勤官署」という。）に勤務する職員には、特勤勤務手当を支給する。

2 特勤勤務手当の月額は、俸給及び扶養手当の月額の合計額の百分の二十五をこえない範囲内で人事院規則で定める。

3 特勤官署が第十一条の三第一項の人事院規則で定める地域に所在する場合における特勤勤務手当と地域手当その他の給与との調整等に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

第十四条 職員が官署を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の在勤する官署が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に在勤する官署又はその移転した官署が特勤官署又は人事院が指定するこれらに準ずる官署（以下「準特勤官署」という。）に該当するときは、当該職員には、人事院規則で定めるところにより、当該異動又は官署の移転の日から三年以内の期間（当該異動又は官署の移転の日から起算して三年を経過する際人事院の定める条件に該当する者にあつては、更に三年以内の期間）、俸給及び扶養手当の月額の合計額の百分の六を超えない範囲内の月額の特勤勤務手当に準ずる手当を支給する。

2 検察官であつた者又は行政執行法人職員等であつた者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となつた特勤官署又は準特勤官署に在勤することとなつたことに伴って住居を移転した職員（任用の事情等を考慮して人事院規則で定める職員に限る。）、新たに特勤官署又は準特勤官署に該当することとなつた官署に在勤する職員でその特勤官署又は準特勤官署に該当することとなつた日前三年以内に当該官署に異動し、当該異動に伴って住居を移転したもののその他前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員には、人事院規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、特勤勤務手当に準ずる手当を支給する。

3 前二項の規定により特勤勤務手当に準ずる手当を支給される職員が第十一条の八の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員である場合における特勤勤務手当に準ずる手当と広域異動手当との調整に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

（給与の減額）

第十五条 職員が勤務しないときは、勤務時間法第十三条の二第一項に規定する超勤代休時間、勤務時間法第十四条に規定する休日法による休日（勤務時間法第十五条第一項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日」という。）又は勤務時間法第十四条に規定する年末年始の休日（勤務時間法第十五条第一項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあつた場合を除き、その勤務しない一時間につき、第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（超過勤務手当）
第十六条 正規の勤務時間を超えて勤務すること（超過勤務）を命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務一時間につき、第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百二十五（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合には、百分の百七十五）から第一項に規定する人事院規則で定める割合（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合には、その割合を百分の二十五を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給すること（以下「超過勤務手当」という。）を要しない。

2 前号に掲げる勤務以外の勤務
二 前号に掲げる勤務以外の勤務
2 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が七時間四十五分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事院規則で定める割合」とあるのは、「百分の百」とする。

3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間法第六条第一項、第七条及び第八条第一項の規定に基づく週休日又は勤務時間法第六条第三項及び勤務時間法第八条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日における勤務のうち人事院規則で定めるものを除く。）の時間が一箇月について六十時間を超えた職員には、その六十時間を超過した全時間に対して、第一項の規定にかかわらず、勤務一時間につき、第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百五十（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合には、百分の百七十五）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

4 勤務時間法第十三条の二第一項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する六十時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間一時間につき、第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百五十（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合には、百分の百七十五）から第一項に規定する人事院規則で定める割合（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合には、その割合を百分の二十五を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給すること（以下「超過勤務手当」という。）を要しない。

5 第二項に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間について前二項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第一項に規定する人事院規則で定める割合」とあるのは、「百分の百」とする。

（休日給）

第十七条 祝日法による休日等（勤務時間法第六条第一項又は第七条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、勤務時間法第十四条に規定する祝日法による休日）が勤務時間法第七条及び第八条第一項の規定に基づく週休日に当たるときは、人事院規則で定める日）及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務一時間につき、第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額を休日給として支給する。これらの日に準ずるものとして人事院規則で定める日において勤務した職員についても、同様とする。

（夜勤手当）

第十八条 正規の勤務時間として午後十時から翌日の午前五時までの間に勤務することを命ぜら

時間を超過した全時間に対して、第一項の規定にかかわらず、勤務一時間につき、第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百五十（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合には、百分の百七十五）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

4 勤務時間法第十三条の二第一項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する六十時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間一時間につき、第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百五十（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合には、その割合を百分の二十五を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給すること（以下「超過勤務手当」という。）を要しない。

5 第二項に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間について前二項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第一項に規定する人事院規則で定める割合」とあるのは、「百分の百」とする。

2 前号に掲げる勤務以外の勤務
二 前号に掲げる勤務以外の勤務
2 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が七時間四十五分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事院規則で定める割合」とあるのは、「百分の百」とする。

3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間法第六条第一項、第七条及び第八条第一項の規定に基づく週休日又は勤務時間法第六条第三項及び勤務時間法第八条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日における勤務のうち人事院規則で定めるものを除く。）の時間が一箇月について六十時間を超えた職員には、その六十時間を超過した全時間に対して、第一項の規定にかかわらず、勤務一時間につき、第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百五十（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合には、百分の百七十五）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

4 勤務時間法第十三条の二第一項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する六十時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間一時間につき、第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百五十（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合には、その割合を百分の二十五を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給すること（以下「超過勤務手当」という。）を要しない。

5 第二項に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間について前二項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第一項に規定する人事院規則で定める割合」とあるのは、「百分の百」とする。

（夜勤手当）
第十八条 正規の勤務時間として午後十時から翌日の午前五時までの間に勤務することを命ぜら

れた職員には、その間に勤務した全時間に対し、勤務一時間につき、第十九条に規定する勤務一時間当りの給与額の百分の二十五を夜勤手当として支給する。

（端数計算）

第十八条の二 第十五条に規定する勤務一時間当りの給与額及び第十六条から前条までの規定により勤務一時間につき支給する超過勤務手当、休日給又は夜勤手当の額を算定する場合において、当該額に、五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げるものとする。

（勤務一時間当たりの給与額の算出）

第十九条 第十五条から第十八条までに規定する勤務一時間当たりの給与額は、俸給の月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額とする。

（宿日直手当）

第十九条の二 宿日直勤務（次項の勤務を除く。）を命ぜられた職員には、その勤務一回につき、四千四百円（入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあつては二万二千円、人事院規則で定めるその他の特殊な業務を主として行つて宿日直勤務にあつては七千四百円）を超えない範囲内において人事院規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が通常行われる日の執務時間の二分の一に相当する時間である日で人事院規則で定めるものに退庁時から引き続き行われる宿日直勤務にあつては、その額は、六千六百円（入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあつては三万五千五百円、人事院規則で定めるその他の特殊な業務を主として行つて宿日直勤務にあつては一万七千円）を超えない範囲内において人事院規則で定める額とする。

2 宿日直勤務のうち常直的なものを命ぜられた職員には、その勤務に対して、二万二千円を超えない範囲内において人事院規則で定める月額の宿日直手当を支給する。

3 前二項の勤務は、第十六条から第十八条までの勤務には含まれないものとする。

（管理職員特別勤務手当）

第十九条の三 管理監督職員若しくは専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級

が二級以上であるもの（以下「管理監督職員等」という。）又は指定職俸給表の適用を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間法第六条第一項、第七条及び第八条第一項の規定に基づく週休日若しくは勤務時間法第六条第三項及び勤務時間法第八条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前五時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 第一項に規定する場合 次に掲げる職員の区分に応じ、同項の勤務一回につき、それぞれ次に定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事院規則で定める勤務をした職員にあつては、それぞれその額に百分の百五十を乗じて得た額）
 - イ 管理監督職員等 一万二千円を超えない範囲内において人事院規則で定める額
 - ロ 指定職俸給表の適用を受ける職員 イの人事院規則で定める額のうち最高のものに百分の百五十を乗じて得た額
- 二 前項に規定する場合 同項の勤務一回につき、六千円を超えない範囲内において人事院規則で定める額

4 前三項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に必要な事項は、人事院規則で定める。

（期末手当）

第十九条の四 期末手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条から第十九条の六までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事院規則で定める日（次条及び第十九条の六第一項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日以前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第二

十三条第七項の規定の適用を受ける職員及び人事院規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十二・五（行政職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表及び指定職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事院規則で定める職員を除く。第十九条の七第二項第一号イ及び第二号において「特定管理職員」という。）にあつては百分の百二・五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては百分の六十五）を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 六箇月 百分の百
- 二 五箇月以上六箇月未満 百分の八十
- 三 三箇月以上五箇月未満 百分の六十
- 四 三箇月未満 百分の三十

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十二・五」とあるのは、「百分の六十八・七五」と、「百分の百一・五」とあるのは「百分の五十八・七五」とする。

4 第二項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき俸給、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額とする。

5 行政職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が三級以上であるもの、同表及び指定職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各俸給表につき人事院規則で定めるもの並びに指定職俸給表の適用を受ける職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給及び専門スタッフ職調整手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給の月額に対する研究員調整手当の月額及び合計額に官職の職制上の段階、職務の級等を考慮して人事院規則で定める職員の区分に応じて百

分の二十を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額（人事院規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に俸給月額に百分の二十五を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第二項の期末手当基礎額とする。

6 第二項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

第十九条の五 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第一項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第四号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- 一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に国家公務員法第八十二条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員
- 二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に国家公務員法第七十六条の規定により失職した職員
- 三 基準日前一箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前二号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの
- 四 次条第一項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第十九条の六 各庁の長又はその委任を受けた者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- 一 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。第三項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- 二 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はそ

の者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると史料するに至つた場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差止めする処分(以下「一時差止処分」という。)を受けた者は、国家公務員法第九十条の二に規定する処分説明書を受領した日から起算すべき期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 各庁の長又はその委任を受けた者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第三号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

1 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に拘禁刑以上の刑に処せられなかつた場合
二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合
三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して一年を経過した場合
4 前項の規定は、各庁の長又はその委任を受けた者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなつたとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 各庁の長又はその委任を受けた者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるときに、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならぬ。
6 一時差止処分に対する審査請求については、一時差止処分は国家公務員法第八十九条第一項に規定する処分と、一時差止処分を受けた者は

同法第九十条第一項に規定する職員と、前項の説明書は同法第九十条の二の処分説明書とそれぞれみなして、同法第九十条から第九十二条の二までの規定を適用する。
7 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、人事院規則で定める。(勤勉手当)

第十九条の七 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日(以下この項から第三項までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前六箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事院規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員(人事院規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各庁の長又はその委任を受けた者が人事院規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各庁の長又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額
イ ロに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額の合計額を加算した額に百分の百・五(特定管理職員にあつては、百分の百・二・五)を乗じて得た額の総額
ロ 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職員の勤勉手当基礎額に百分の百五を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に百分の四十八・七五(特定管理職員にあつては、百分の五十八・七五)を乗じて得た額の総額
三 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき俸給及び専門

スタッフ職調整手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給の月額に対する研究員調整手当の月額合計額とする。
4 第十九条の四第五項の規定は、第二項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第五項中「前項」とあるのは、「第十九条の七第三項」と読み替へるものとする。
5 前二条の規定は、第一項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第十九条の五中「前条第一項」とあるのは「第十九条の七第一項」と、同条第一号中「基準日」とあるのは「基準日(第十九条の七第一項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第三項第三号において同じ。から」と、「支給日」とあるのは「支給日(第十九条の七第一項に規定する人事院規則で定める日)をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。」と読み替へるものとする。
(特定の職員についての適用除外)
第十九条の八 第十条から第十一条の二まで、第十一条の十、第十三条、第十六条から第十八条まで及び第十九条の二の規定は、指定職俸給表の適用を受ける職員には適用しない。
2 第十六条から第十八条までの規定は、管理監督職員等には適用しない。
3 第八条第四項から第十一項まで、第十条の四、第十一条、第十二条の二、第十一条の五から第十一条の七まで、第十一条の九、第十二条の十、第十三条の二及び第十四条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。
(俸給の特別調整額 扶養手当等の支給方法)
第十九条の九 俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、特勤勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に關し必要な事項は、人事院規則で定める。
(俸給の更正決定)
第二十条 人事院は、各庁の長又はその委任を受けた者が決定した職員の俸給が第六条の規定に合致しないと認めるときは、その俸給を更正し又はその俸給の更正を命ずることができる。
(審査の申立て)
第二十一条 この法律の規定による給与の決定(前条の規定による俸給の更正決定を含む。)に關して苦情のある職員は、人事院に対し審査を申し立てることができる。

2 前項の申立てがあつたときは、人事院は、前条に準じて、これに關する決定をなし、これを本人及び関係各庁に通知しなければならない。(非常勤職員の給与)
第二十二条 委員、顧問若しくは参与の職にある者又は人事院が指定するこれらに準ずる職にある者で、常勤を要しない職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。次項において同じ。)については、勤務一日につき、三万四千三百円(その額により難い特別の事情があるものとして人事院規則で定める場合には、十万円)を超えない範囲内において、各庁の長が人事院の承認を得て手当を支給することができる。

2 前項に定める職員以外の常勤を要しない職員については、各庁の長は、常勤の職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で、給与を支給する。
3 前二項の常勤を要しない職員には、他の法律に別段の定めがない限り、これらの規定に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。
(休職者の給与)
第二十三条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第一条の二に規定する通勤をいう。以下同じ。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、国家公務員法第七十九条第一号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。
2 職員が結核性疾患にかかり国家公務員法第七十九条第一号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満二年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の八十を支給することができる。

3 職員が前二項以外の心身の故障により国家公務員法第七十九条第一号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満一年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の八十を支給することができる。
4 職員が国家公務員法第七十九条第二号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、地域手

4 職員が前二項以外の心身の故障により国家公務員法第七十九条第一号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満一年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の八十を支給することができる。

当、広域異動手当、研究員調整手当及び住居手当のそれぞれ百分の六十以内を支給することができる。

5 職員が国家公務員法第七十九条の人事院規則で定める場合に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、人事院規則で定めるところにより、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。

6 国家公務員法第七十九条の規定により休職にされた職員には、他の法律に別段の定めがない限り、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

7 第二項、第三項又は第五項に規定する職員が、これらの規定に規定する期間内で第十九条の四第一項に規定する基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により人事院規則で定める日に、それぞれ第二項、第三項又は第五項の規定の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、人事院規則で定める職員については、この限りでない。

8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第十九条の五及び第十九条の六の規定を準用する。この場合において、第十九条の五中「前条第一項」とあるのは、「第二十三条第七項」と読み替えるものとする。

(給与の額及び割合の検討)
第二十四条 国会は、給与の額又は割合の改定が必要であるかどうかを決定するために、この法律の制定又は改正の基礎とされた経済的諸要素の変化を考慮して、人事院の行った調査に基づき、定期的に給与の額及び割合の検討を行うものとする。この目的のために、人事院は、総務省、厚生労働省その他の政府機関から提供を受けた正確適切な統計資料を利用して、事実の調査を行い、給与に関する勧告を作成する。

(罰則)
第二十五条 この法律の規定に違反して給与を支払い、若しくはその支払を拒み、又はこれらの行為を故意に容認した者は、一年以下の拘禁刑又は三万円以下の罰金に処する。

附則
1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。

2 政府職員の新給与実施に関する法律(昭和二十三年法律第四十六号)の規定に基づいて行わ

れた給与に関する決定その他の手続は、この法律の規定に基づいて行われたものとみなす。

3 未帰還職員の給与の取扱いについては、この法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、当該未帰還職員が帰還するまでの間は、給与を支給しない。

4 労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律(昭和二十二年法律第六十七号)及び大正十一年閣令第六号(官庁勤務時間並休暇に関する件)の規定中この法律に抵触する部分は、その効力を失う。

5 政府職員の新給与実施に関する法律の規定に基づく政令、人事院規則その他の命令は、この法律に基づく命令とみなす。

6 当分の間、第十五条の規定にかかわらず、職員が負傷(公務上の負傷及び通勤による負傷を除く)若しくは疾病(公務上の疾病及び通勤による疾病を除く)以下この項において同じ)に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置(人事院規則で定める措置に限る)により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して九十日(人事院規則で定める場合は、一年)を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、俸給の半額を減ずる。ただし、人事院規則で定める手当の算定については、当該職員の俸給の半減前の額をその算定の基礎となる俸給の額とする。

7 前項に規定するもののほか、同項の勤務しない期間の範囲、俸給の計算その他俸給の半減に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

8 当分の間、職員の俸給月額を、当該職員が六十歳(次の各号に掲げた日後においては、当該各号に定める年齢)に達した日後における最初の四月一日(附則第十項において「特定日」という)以後、当該職員に適用される俸給表の俸給月額のうち、第八条第三項の規定により当該職員に属する職務の級並びに同条第四項、第五項、第七項及び第八項の規定により当該職員が受ける号俸に應じた額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。)とする。

一 国家公務員法等の一部を改正する法律(令和三年法律第六十一号)第一条の規定による改正前の国家公務員法(次号及び次項第二号

において「令和五年旧国家公務員法」という)第八十一条の二第二項第二号に掲げる職員に相当する職員として人事院規則で定める職員、六十三歳

二 令和五年旧国家公務員法第八十一条の二第二項第三号に掲げる職員に相当する職員のうち、人事院規則で定める職員、六十歳を超え六十四歳を超えない範囲内で人事院規則で定める年齢

9 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
一 臨時的職員その他の法律により任期を定め任用される職員及び常勤を要しない職員
二 令和五年旧国家公務員法第八十一条の二第二項第一号に掲げる職員に相当する職員として人事院規則で定める職員及び同項第三号に掲げる職員に相当する職員のうち人事院規則で定める職員

三 国家公務員法第八十一条の五第一項又は第二項の規定により同法第八十一条の二第一項に規定する異動期間(同法第八十一条の五第一項又は第二項の規定により延長された期間を含む)を延長された同法第八十一条の二第一項に規定する管理監督職を占める職員

四 国家公務員法第八十一条の六第二項ただし書に規定する職員
五 国家公務員法第八十一条の七第一項又は第二項の規定により勤務している職員(同法第八十一条の六第一項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く)。

10 国家公務員法第八十一条の二第三項に規定する他の官職への降任等をされた職員であつて、当該他の官職への降任等をされた日(以下この項及び附則第十二項において「異動日」という)の直前日から引き続き同一の俸給表の適用を受けられる職員のうち、特定日に附則第八項の規定により当該職員が受ける俸給月額(以下この項において「特定日俸給月額」という)が異動日の前日に当該職員が受けていた俸給月額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。)以下この項において「基礎俸給月額」という)に達しないこととなる職員(人事院規則で定める職員を除く)には、当分の間、特定日以後、附則第八

項の規定により当該職員が受ける俸給月額のほか、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。

11 前項の規定による俸給の額と当該俸給を支給される職員が受ける俸給月額との合計額が第八条第三項の規定により当該職員に属する職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎俸給月額と特定日俸給月額」とあるのは、「第八条第三項の規定による号俸の俸給月額と当該職員が受ける俸給月額」とする。

12 異動日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員(附則第八項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第十項に規定する職員を除く)であつて、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員が受ける俸給月額のほか、人事院規則で定めるところにより、前二項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。

13 附則第十項又は前項の規定による俸給を支給される職員以外の附則第八項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員が受ける俸給月額のほか、人事院規則で定めるところにより、前二項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。

14 附則第十項又は前二項の規定による俸給を支給される職員に対する第十條の五第二項及び第十九條の四第五項(第十九條の七第四項において準用する場合を含む)の規定の適用については、これらの規定中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額と附則第十項、第十二項又は第十三項の規定による俸給の額との合計額」とする。

15 附則第八項の規定の適用を受ける職員に対する国家公務員法第七十五條第二項及び第八十九條第一項の規定の適用については、同法第七十五條第二項中「この法律」とあるのは、「この法律若しくは一般職の職員の給与に関する法律附則第八項」と、同法第八十九條第一項中「伴う降給」とあるのは「伴う降給及び一般職の職員の給与に関する法律附則第八項の規定による降給」とする。

16 附則第八項から前項までに定めるもののほか、附則第八項の規定による俸給月額、附則第

十項の規定による俸給その他附則第八項から前項までの規定の施行に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

附則（昭和二十五年一月二七日法律第二九九号）

1 この法律は、昭和二十六年一月一日から施行する。

2 職員この法律施行の日（以下「施行日」という。）における職務の級は、施行日の前日における職務の級と同一とし、その号俸は、施行日の前日におけるその者の俸給月額（特別俸給の適用を受ける職員、人事院規則九一六（俸給の調整額）第一項各号に掲げる職員又は初任給、昇給、昇格等の基準に關する政令（昭和二十三年政令第四百一号）第十二条の三第一項各号に掲げる職員にあつては、附則別表第一において、施行日の前日におけるその者の俸給月額に對する号俸から附則別表第二において、その者の職務の級に應じて定めた号俸数を差し引いた号俸に對する俸給月額）に對する附則別表第一に掲げる新俸給月額に對するそれぞれの俸給表に定める号俸とする。

3 前項の規定により定められた施行日における職員の新俸給月額とこれに對する附則第十項の規定による勤務地手当の額との合計額が、施行日の前日における俸給月額とこれに對する勤務地手当の額との合計額の一・一倍に相當する額（以下「最低保障額」という。）に満たない場合においては、施行日における職員の号俸は、前項の規定にかかわらず、その最低保障額を附則第十項の規定による勤務地手当の支給割合に百分の百を加えたもので除して得た額の直近上位の額に相當する附則別表第一に掲げる新俸給月額に對するそれぞれの俸給表に定める号俸とする。

4 前二項の規定により定められた職員の新俸給月額がその職員の属する職務の級における俸給の幅の中にある場合においては、これらの項の規定にかかわらず、その額をもつて職員の俸給月額とする。

5 第二項の規定の適用については、施行日の前日における職員の職務の級及び俸給月額は、改正前の一一般職の職員の給与に關する法律並びにこれに基く政令及び人事院規則その他の規程に従つて定められたものでなければならぬ。

6 第二項又は第三項の規定により定められた施行日における職員の号俸が施行日の前日にお

る号俸より下位である場合においては、一般職の職員の給与に關する法律第八條第四項の規定にかかわらず、同項に規定する期間に施行日の前日における号俸を受けていた期間を算入する。

7 第四項の規定により職務の級における俸給の最低額に達しない俸給月額を受ける職員については、一般職の職員の給与に關する法律第八條第四項の規定にかかわらず、附則別表第一の新俸給月額欄に掲げる俸給月額を用いて、昇給させることができる。

8 施行日の前日までに職員に適用された昇給期間と一般職の職員の給与に關する法律第八條第四項の規定による昇給期間とを調整する場合において特に必要があるときは、一般職の職員の給与に關する法律第八條第五項の規定に準じて昇給させることができる。

9 一般職の職員の給与に關する法律第二條第四号及び第八條第八項に規定する事項については、これに關する人事院規則が制定施行されるまでの間は、政令で定める。

附則別表第一 俸給の新旧対照表

Table with 5 columns: 一, 二, 三, 四, 五. Each column contains numerical values representing salary levels and corresponding new salary levels.

Large table with 10 columns and 10 rows of numerical data, likely representing salary adjustments or specific regulations.

Table with 10 columns and 10 rows. The first column lists job categories like '警察職員', '保安職員', etc. The other columns list salary levels and corresponding new salary levels.

の日から五日以内に支給する。」と読み替えるものとする。

附則別表
俸給の新旧対照表

号俸改正前の法の適用により切替	新俸給月額	円	円
日以後この法律施行の際まで			
の期間内の日において受けて			
いた俸給月額			
一	三、六〇〇	四、四〇〇	三、八〇〇
二	三、七〇〇	四、五〇〇	三、九〇〇
三	三、八〇〇	四、六〇〇	四、〇〇〇
四	三、九〇〇	四、七〇〇	四、一〇〇
五	四、〇〇〇	四、八〇〇	四、二〇〇
六	四、一〇〇	四、九〇〇	四、三〇〇
七	四、二〇〇	五、〇〇〇	四、四〇〇
八	四、三〇〇	五、一〇〇	四、五〇〇
九	四、四〇〇	五、二〇〇	四、六〇〇
一〇	四、五〇〇	五、三〇〇	四、七〇〇
一一	四、六〇〇	五、四〇〇	四、八〇〇
一二	四、七〇〇	五、五〇〇	四、九〇〇
一三	四、八〇〇	五、六〇〇	五、〇〇〇
一四	四、九〇〇	五、七〇〇	五、一〇〇
一五	五、〇〇〇	五、八〇〇	五、二〇〇
一六	五、一〇〇	五、九〇〇	五、三〇〇
一七	五、二〇〇	六、〇〇〇	五、四〇〇
一八	五、三〇〇	六、一〇〇	五、五〇〇
一九	五、四〇〇	六、二〇〇	五、六〇〇
二〇	五、五〇〇	六、三〇〇	五、七〇〇
二一	五、六〇〇	六、四〇〇	五、八〇〇
二二	五、七〇〇	六、五〇〇	五、九〇〇
二三	五、八〇〇	六、六〇〇	六、〇〇〇
二四	五、九〇〇	六、七〇〇	六、一〇〇
二五	六、〇〇〇	六、八〇〇	六、二〇〇
二六	六、一〇〇	六、九〇〇	六、三〇〇
二七	六、二〇〇	七、〇〇〇	六、四〇〇
二八	六、三〇〇	七、一〇〇	六、五〇〇
二九	六、四〇〇	七、二〇〇	六、六〇〇
三〇	六、五〇〇	七、三〇〇	六、七〇〇
三一	六、六〇〇	七、四〇〇	六、八〇〇
三二	六、七〇〇	七、五〇〇	六、九〇〇
三三	六、八〇〇	七、六〇〇	七、〇〇〇
三四	六、九〇〇	七、七〇〇	七、一〇〇
三五	七、〇〇〇	七、八〇〇	七、二〇〇
三六	七、一〇〇	七、九〇〇	七、三〇〇
三七	七、二〇〇	八、〇〇〇	七、四〇〇
三八	七、三〇〇	八、一〇〇	七、五〇〇
三九	七、四〇〇	八、二〇〇	七、六〇〇
四〇	七、五〇〇	八、三〇〇	七、七〇〇
四一	七、六〇〇	八、四〇〇	七、八〇〇
四二	七、七〇〇	八、五〇〇	七、九〇〇
四三	七、八〇〇	八、六〇〇	八、〇〇〇
四四	七、九〇〇	八、七〇〇	八、一〇〇
四五	八、〇〇〇	八、八〇〇	八、二〇〇
四六	八、一〇〇	八、九〇〇	八、三〇〇
四七	八、二〇〇	九、〇〇〇	八、四〇〇
四八	八、三〇〇	九、一〇〇	八、五〇〇
四九	八、四〇〇	九、二〇〇	八、六〇〇
五〇	八、五〇〇	九、三〇〇	八、七〇〇
五一	八、六〇〇	九、四〇〇	八、八〇〇
五二	八、七〇〇	九、五〇〇	八、九〇〇
五三	八、八〇〇	九、六〇〇	九、〇〇〇
五四	八、九〇〇	九、七〇〇	九、一〇〇
五五	九、〇〇〇	九、八〇〇	九、二〇〇
五六	九、一〇〇	九、九〇〇	九、三〇〇
五七	九、二〇〇	一〇、〇〇〇	九、四〇〇
五八	九、三〇〇	一〇、一〇〇	九、五〇〇
五九	九、四〇〇	一〇、二〇〇	九、六〇〇
六〇	九、五〇〇	一〇、三〇〇	九、七〇〇
六一	九、六〇〇	一〇、四〇〇	九、八〇〇
六二	九、七〇〇	一〇、五〇〇	九、九〇〇
六三	九、八〇〇	一〇、六〇〇	一〇、〇〇〇
六四	九、九〇〇	一〇、七〇〇	一〇、一〇〇
六五	一〇、〇〇〇	一〇、八〇〇	一〇、二〇〇
六六	一〇、一〇〇	一〇、九〇〇	一〇、三〇〇
六七	一〇、二〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、四〇〇
六八	一〇、三〇〇	一〇、一〇〇	一〇、五〇〇
六九	一〇、四〇〇	一〇、二〇〇	一〇、六〇〇
七〇	一〇、五〇〇	一〇、三〇〇	一〇、七〇〇
七一	一〇、六〇〇	一〇、四〇〇	一〇、八〇〇
七二	一〇、七〇〇	一〇、五〇〇	一〇、九〇〇
七三	一〇、八〇〇	一〇、六〇〇	一〇、〇〇〇
七四	一〇、九〇〇	一〇、七〇〇	一〇、一〇〇
七五	一〇、〇〇〇	一〇、八〇〇	一〇、二〇〇
七六	一〇、一〇〇	一〇、九〇〇	一〇、三〇〇
七七	一〇、二〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、四〇〇
七八	一〇、三〇〇	一〇、一〇〇	一〇、五〇〇
七九	一〇、四〇〇	一〇、二〇〇	一〇、六〇〇
八〇	一〇、五〇〇	一〇、三〇〇	一〇、七〇〇
八一	一〇、六〇〇	一〇、四〇〇	一〇、八〇〇
八二	一〇、七〇〇	一〇、五〇〇	一〇、九〇〇
八三	一〇、八〇〇	一〇、六〇〇	一一、〇〇〇
八四	一〇、九〇〇	一〇、七〇〇	一一、一〇〇
八五	一〇、〇〇〇	一〇、八〇〇	一一、二〇〇
八六	一〇、一〇〇	一〇、九〇〇	一一、三〇〇
八七	一〇、二〇〇	一一、〇〇〇	一一、四〇〇
八八	一〇、三〇〇	一一、一〇〇	一一、五〇〇
八九	一〇、四〇〇	一一、二〇〇	一一、六〇〇
九〇	一〇、五〇〇	一一、三〇〇	一一、七〇〇
九一	一〇、六〇〇	一一、四〇〇	一一、八〇〇
九二	一〇、七〇〇	一一、五〇〇	一一、九〇〇
九三	一〇、八〇〇	一一、六〇〇	一二、〇〇〇
九四	一〇、九〇〇	一一、七〇〇	一二、一〇〇
九五	一一、〇〇〇	一一、八〇〇	一二、二〇〇
九六	一一、一〇〇	一一、九〇〇	一二、三〇〇
九七	一一、二〇〇	一二、〇〇〇	一二、四〇〇
九八	一一、三〇〇	一二、一〇〇	一二、五〇〇
九九	一一、四〇〇	一二、二〇〇	一二、六〇〇
一〇〇	一一、五〇〇	一二、三〇〇	一二、七〇〇

附則（昭和二十八年八月一日法律第一六号）抄

1 この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

（申請主義の特例）

4 この法律の施行の際、現に旧法（特別未帰還者給与法第二条において準用する場合を含む。以下同じ。）又は従前の公務員給与法附則第三項（他の法令において準用し、又は例による場合を含む。以下同じ。）の規定により、俸給又は扶養手当（以下単に「俸給」という。）の支払を受けている者で、この法律の規定により留守家族手当の支給を受けることができるものに對しては、第五條第二項の申請を要しないであつて、昭和二十八年八月分から留守家族手当を支給する。

5 この法律の施行後昭和二十八年九月三十日までの間に、留守家族が第七條の規定に該当するに至つた場合において、当該留守家族が、同年十月三十一日までの間に、留守家族手当の支給の申請をしたときは、当該留守家族に対する留守家族手当の支給の始期は、第十一條第一項の規定にかかわらず、当該留守家族が第七條の規定に該当するに至つた日の属する月の翌月とする。

（留守家族手当の始期の特例）

6 この法律の施行後本邦に帰つたことにより留守家族となつた者が、本邦に帰つた日から起算して二箇月以内に第七條の規定に該当するに至つた場合において、本邦に帰つた日から起算して三箇月以内に留守家族手当の支給の申請をしたときは、前項と同様とする。

（順位の特例）

7 この法律の施行の際、現に旧法又は従前の公務員給与法附則第三項の規定により俸給の支払を受けている者が、第七條の規定に該当する留守家族である場合には、その者が後順位者である場合においても、その者を先順位者とみなして、その者及び第六條第一項の規定によりその者と同順位にある者に、留守家族手当を支給する。

8 附則第四項の規定は、前項の者について準用する。

（特別手当）

9 この法律の施行の際、現に旧法又は従前の公務員給与法附則第三項の規定により俸給の支払を受けている者が、この法律による留守家族手当の支給を受けることができな

い場合には、その者及び従前の例によりその者と同順位にある者に対して、昭和二十八年八月以降、毎月、その俸給の額に相当する額の特別手当を支給する。但し、当該未帰還者につき、他にこの法律による留守家族手当の支給を受けることができ留守家族がある場合には、留守家族手当の支給を受けることができる留守家族がなくなるまでの間、特別手当を支給しない。

10 この法律の施行後留守家族手当の支給を受けることができる留守家族がなくなつた場合において、他に従前の例による扶養親族たる資格を有する者（この法律の施行後その資格を有するに至つた者を除く。）があるときは、その者に對して、その日の属する月の翌月以降、毎月、従前の例により計算した俸給の額に相当する額の特別手当を支給する。

11 前項の場合において、従前の例による扶養親族たる資格を有する者が一人以上であるときは、特別手当は、同項の規定にかかわらず、従前の例による順位により先順位にある者に支給するものとし、同順位者が数人あるときは、その全員に對して支給するものとする。

12 従前の扶養手当の計算の基礎となつた扶養親族のうち、この法律の施行後死亡し、又は従前の例による扶養親族たる資格を欠く者があるに至つたときは、その日の属する月の翌月から特別手当の額を改定するものとし、改定後の額については、従前の例による。

13 第十三條及び第十四條の規定は、特別手当について準用する。

14 特別手当は、当該未帰還者につき、この法律の規定による留守家族手当の支給を受けることができる留守家族があるに至つた場合には、その日の属する月の翌月以降、留守家族手当の支給を受けることができる留守家族がなくなるまでの間、支給しない。

（額の特例）

15 附則第九項但書又は前項に規定する場合に支給する留守家族手当の額は、第八條の規定にかかわらず、同條に規定する額に、従前の例による扶養親族たる資格を有する者（この法律の施行後その資格を有するに至つた者及び第七條の規定に該当する者を除く。）一人につき四百円を加えた額とする。

16 前項の規定は、この法律の施行の際現に旧法又は従前の公務員給与法附則第三項の規定によ

り俸給の支払を受けている者に支給する留守家族手当の額について準用する。

(差額支給)

17 従前の公務員給与法附則第三項の規定による未帰還職員につき、この法律の規定により支給する留守家族手当について、附則第十五項(前項において準用する場合を含む。)又は第八条に規定する額が、左に掲げる額より少額であるときは、その差額を留守家族手当に加えて支給する。

一 第二号に規定する留守家族手当以外の留守家族手当については、この法律の施行の際現に旧法及び従前の公務員給与法附則第三項の規定によつて支給している俸給の額

二 附則第十四項に規定する場合に支給する留守家族手当については、その支給をはじめた際支給していた特別手当の額

18 前項各号に規定する額は、これらの額の計算の基礎となつた扶養親族のうち、留守家族手当の支給開始後死亡し、又は従前の例による扶養親族たる資格を欠く者があるに至つたときは、その日の属する月の翌月から減額するものとし、減すべき額については、従前の例による。(扶養手当の額の改訂)

19 昭和二十八年四月から七月までの間において、旧法の規定により扶養手当の支払を受けた者(未帰還職員に關し、従前の公務員給与法附則第三項の規定により俸給の支払を受けていた者を除く。)に対しては、その者に支払われた同年四月分から七月分までの扶養手当を左の各号に定めるところにより算定した場合の総額からこれらの月分としてすでに支払つた扶養手当の総額を控除した額をとりまゝとめて支給するものとする。

一 扶養手当の支給の原因となつた者のうちに妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻關係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)及び子があるときは、旧法の規定による扶養手当の月額に三百円を加えた額を扶養手当の月額とする。

二 前号の場合を除き、扶養手当の支給の原因となつた者のうちに妻又は子があるときは、旧法の規定による扶養手当の月額に五百円を加えた額を扶養手当の月額とする。

三 前二号の場合を除き、扶養手当の支給の原因となつた者のうちに第七条の規定に該當する留守家族に相當する者があるときは、旧法

の規定による扶養手当の月額に七百円を加えた額を扶養手当の月額とする。

(未支給の給与)

20 旧法又は従前の公務員給与法附則第三項の規定による給与であつて、この法律の施行の際まだ支給していないものについては、なお、従前の例による。

(俸給の返還をさせない場合)

21 旧法又は従前の公務員給与法附則第三項の規定により、俸給の支給を受けていた者が、すでに死亡し、又は未復員者、特別未帰還者若しくは未帰還職員でなくなつたことが判明した場合には、その者が死亡し、又は未復員者、特別未帰還者若しくは未帰還職員でなくなつた日以降の分として、その事実が判明した日までの間に、すでに支給された俸給は、国庫に返還させないことができる。

(療養の給付)

22 第十八条第一項の規定は、この法律の施行前に帰還した未帰還者についても、適用する。但し、その者が療養の給付を受けることができる期間については、従前の例による。

23 この法律の施行前に、旧法第八条の第二項若しくは未復員者給与法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第二百七十七号。以下「旧法中改正法」という。)附則第二条第一項又は旧法第八条の第二項(旧法中改正法附則第二条第二項において準用する場合を含む。)の規定によつて、厚生大臣が療養を要するものと認められた負傷又は疾病については、それぞれ第十八条第二項又は同条第四項において準用する同条第二項の規定による厚生大臣の認定があつたものとみなす。

(指定医療機関)

24 この法律の施行前に、旧法の規定により厚生大臣の指定した医療機関は、この法律の規定により厚生大臣が指定した医療機関とみなす。

(指定医療機関以外の医療機関から受けた療養)

25 第二十四条第一項の規定は、この法律の施行前に指定医療機関以外の医療機関から療養を受けた者についても、適用する。

(再給付の禁止)

26 この法律の施行前、他の法令の規定によりこの法律による障害一時金に相當する給付を受けた者には、同一の事由について、この法律による療養を行わず、又は障害一時金を支給しない。但し、厚生大臣が必要があると認める場合においては、療養の給付を行うことができる。

(実績の保障)

27 この法律の施行の際、現に旧法の規定による給与の支給を受けている者で、第二条に規定する未帰還者でないものは、当分の間、第十六条第一項に規定する未帰還者とみなして、その者及びその留守家族に対し、この法律による援護を行うことができる。

28 前項の者が、本邦以外の地域から本邦に入国したとき(日本国との平和条約第十一条に掲げる裁判により本邦以外の地域において拘禁され、拘禁のまま本邦に入国したときを除く。)は、この法律の適用については、その者が帰還したものとみなす。前項に掲げる者で、日本国との平和条約第十一条に掲げる裁判により本邦において拘禁されていたものが、拘禁を解かれたときも、同様とする。

(恩給法との調整)

29 未帰還者が恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)附則第三十条第一項の規定により退職したものとみなされ、同条第二項但書の規定により普通恩給の給与が行われる場合において、当該未帰還者に関し、その退職したものとみなされた日の属する月の翌月分以降、当該普通恩給を受ける権利につき裁定のあつた日の属する月までの分として、留守家族手当又は特別手当が支給されたときは、その支給された額は、政令で定めるところにより、当該普通恩給の内払とみなす。

附則(昭和二十八年八月十八日法律第二三七号)

1 この法律は、昭和二十九年一月一日から施行する。

2 この法律施行の日(以下「切替日」という。)において教育職員級別俸給表の適用を受けることとなる職員の仕事の級は、改正前の一般職の職員の給与に關する法律(以下「法」という。)の適用により切替日の前日においてその者が属していた改正前の法第六条第二項に掲げる俸給表に定める職務の級に対応するこの法律の附則別表に掲げる教育職員級別俸給表のそれぞれの俸給表の職務の級とし、その者の切替日における号俸は、改正前の法の適用により切替日の前日においてその者が受けていた俸給月額(大学等教育職員級別俸給表の四級から十級まで又は高等学校等教育職員級別俸給表の四級から九級までの職務の級に属するものとなる職員については、その者が受けていた俸給月額に相當する

一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第三百二十四号)附則別表の新俸給月額欄の額の直近上位の額とする。)に対応する教育職員級別俸給表のそれぞれの俸給表に定める号俸とする。

3 前項の規定により求められた職員の俸給月額が、その者の属する職務の級における俸給の幅の中にない場合においては、その額をもつてその職員の俸給月額とする。

4 前項の規定により職務の級における俸給の幅の最低額に達しない俸給月額を受ける職員については、その職務の級における最低の号俸をもつてその者の号俸とする。

5 附則第二項の規定の適用については、改正前の法の適用により職員が属し、又は受けていた職務の級、号俸及び俸給月額は、改正前の法及びこれに基く人事院規則その他の規程に従つて定められたものでなければならない。

6 盲学校又はろう学校のうち、高等部が設置されていない学校に勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭その他人事院規則で指定する職員については、改正後の第六条第五項第三号の規定にかかわらず、当分の間、高等学校等教育職員級別俸給表を適用する。

7 高等学校等教育職員級別俸給表又は中学校、小学校等教育職員級別俸給表の適用を受ける教育職員(人事院の指定する者を除く。)のうち、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)若しくは学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(同法第九十九条の大学を除く。)を卒業した者、旧教員免許令(明治三十三年勅令第三百三十四号)による中学校高等女学校教員免許状若しくは高等学校高等科教員免許状を有する者又は人事院がこれらの者と同等以上の資格を有すると認める者(以下「教育職員」という。)については、人事院の定めるところにより、その定める日において、一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第二百八十五号)附則別表によつて、その者の俸給月額を同表に掲げる新俸給月額とみなし、予算の範囲内で、その月額に対応する号俸よりも二号俸をこえない範囲内の号俸の額に調整し、その額をもつてその日におけるその者の俸給月額とすることができる。

8 人事院は、教育職員を新たに採用する場合における俸給の基準については、前項の規定の趣

旨を考慮し、適切な措置を講じなければならない。
附則別表 教育職員級別俸給表の適用を受ける者のための職務の級と切替表

改正前の法の適用職員級別俸給表の職務の級
用により職員が大学等教高等学校中学校、小
属していた一般職員級等教育職学校等教育
俸給表の職務別俸給表員級別俸職員級別俸
の級の職務の給表の職務の級の職務の級の

Table with 4 columns: 級 (Grade), 職務の級 (Job Grade), 職務の級 (Job Grade), 職務の級 (Job Grade). Rows 1-15.

附則 (昭和二十八年二月一日法律第二七九号)
この法律は、昭和二十八年十二月三十一日から施行する。

附則 (昭和二十八年二月二日法律第二八五号) 抄
この法律は、昭和二十九年一月一日から施行する。但し、附則第七項から附則第九項までの規定は、公布の日から施行する。

1 この法律は、昭和二十九年一月一日から施行する。但し、附則第七項から附則第九項までの規定は、公布の日から施行する。
2 昭和二十九年一月一日(以下「切替日」という。)における職員の職務の級は、切替日においてその者が属していた職務の級と同一とし、その号俸は、この法律による改正前の一般職の職員の給与に関する法律(以下「法」という。)の適用により切替日の前日においてその者が受けていた俸給月額に対応するこの法律の附則別表に掲げる新俸給月額に対応するそれぞれの俸給表に定める号俸とする。

3 切替日において一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第二百三十七号)附則の規定の適用を受けることとなる職員に対する前項の規定の適用については、当該附則の規定の適用により求められるその職員の職務の級及び俸給月額をその者の切替日における職務の級及び切替日の前日における俸給月額とみなす。

4 前二項の規定の適用により求められた職員の
新俸給月額が、その者の属する職務の級におけ
る俸給の幅の中にない場合においては、その額
をもつてその職員の俸給月額とする。

5 附則第二項の規定の適用については、職員が
属していた職務の級及び改正前の法の適用によ
り切替日の前日において受けていた俸給月額
は、法及びこれに基く人事院規則その他の規程
に従つて定められたものでなければならない。

6 削除
7 昭和二十八年における勤勉手当については、
法第十九条の五第二項中「百分の五十」とある
のは「百分の七五」と読み替えて同項の規定を
適用する。

8 昭和二十八年度における期末手当の支給の特
例に関する法律(昭和二十八年法律第八十九
号)本則第二項の規定は、一般職に属する職員
には適用しない。
9 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改
正する法律(昭和二十八年法律第二百七十九
号)は、廃止する。

附則別表 俸給の新旧対照表
号俸切替日の前日における俸給月額 新俸給月額

Table with 2 columns: 号俸切替日の前日における俸給月額, 新俸給月額. Rows 1-15.

六八四三、三〇〇
六九四四、三〇〇
七〇四六、三〇〇
七一四七、八〇〇
七二四九、五〇〇
七三五二、二〇〇
七四五一、九〇〇
七五五四、八〇〇
七六五六、七〇〇
七七五八、六〇〇
七八六〇、五〇〇
七九六二、六〇〇
八〇六四、七〇〇
八一六六、八〇〇
八二六九、〇〇〇

四七、五〇〇
四九、一〇〇
五〇、七〇〇
五一、三〇〇
五二、九〇〇
五三、五〇〇
五四、一〇〇
五五、七〇〇
五六、三〇〇
五七、九〇〇
五八、五〇〇
五九、一〇〇
六〇、七〇〇
六一、三〇〇
六二、九〇〇
六三、五〇〇
六四、一〇〇
六五、七〇〇
六六、三〇〇
六七、九〇〇
六八、五〇〇
六九、一〇〇
七〇、七〇〇
七一、三〇〇
七二、九〇〇
七三、五〇〇
七四、一〇〇
七五、七〇〇
七六、三〇〇
七七、九〇〇
七八、五〇〇
七九、一〇〇
八〇、七〇〇
八一、三〇〇
八二、九〇〇
八三、五〇〇
八四、一〇〇
八五、七〇〇
八六、三〇〇
八七、九〇〇
八八、五〇〇
八九、一〇〇
九〇、七〇〇
九一、三〇〇
九二、九〇〇
九三、五〇〇
九四、一〇〇
九五、七〇〇
九六、三〇〇
九七、九〇〇
九八、五〇〇
九九、一〇〇
一〇〇、七〇〇

Table with 2 columns: 号俸切替日の前日における俸給月額, 新俸給月額. Rows 1-15.

附則 (昭和三十年二月十五日)支給する期末手当の額のうち改正前の一般職の職員の給与に関する法律第十九条の四第二項の規定により算出したその額をこえる部分を同日に支給することができない場合においては、そのこえる部分は、同日から五日以内に支給することができる。
附則 (昭和三十一年二月二日法律第一七四号)
この法律は、公布の日から施行する。

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 改正後の一般職の職員の給与に関する法律第十九条の四第二項(裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)本則第三号及び防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)第十八条の二第二項において準用する場合並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)第二条第三項(南方連絡事務局設置法(昭和二十七年法律第二百十八号)第七条第三項において準用する場合を含む。)の規定により適用する場合を含む。)の規定により適用する場合は、同項中「百分の二百」とあるのは、「百分の百五十をこえ百分の二百をこえない範囲内において、各庁の長又はその委任を受けた者が定める割合」と読み替えるものとする。
3 昭和三十年十二月十五日に支給する期末手当の額のうち改正前の一般職の職員の給与に関する法律第十九条の四第二項の規定により算出したその額をこえる部分を同日に支給することができない場合においては、そのこえる部分は、同日から五日以内に支給することができる。
附則 (昭和三十一年二月二日法律第一七四号)
この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の一般職の職員との給与に関する法律第十九条の四第二項（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）本則第三号及び防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十八条の二第二項において準用する場合並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第二条第三項（南方連絡事務局設置法（昭和二十七年法律第二百八十八号）第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により基く場合を含む。）の規定の昭和三十一年における適用については、同項中「百分の二百三十一」とあるのは、「百分の二百をこえ百分の二百三十をこえない範囲内において、各庁の長又はその委任を受けた者が定める割合」とする。

附則（昭和三十一年二月二〇日法律第一七六号）
この法律は、公布の日から施行する。
附則（昭和三十一年六月一日法律第一五四号）抄

1 (施行期日)
この法律は、公布の日から施行し、附則第四十項及び附則第四十一項の規定を除くほか昭和三十一年四月一日から適用する。

2 昭和三十一年四月一日（以下「切替日」という。）において切り替えられる職員の俸給月額（以下「切替俸給月額」という。）は、改正前の一般職の職員との給与に関する法律（以下「改正前の法」という。）の適用により同年三月三十一日においてその者が受けていた俸給月額（改正前の法第六条の規定による特別俸給表の適用を受けていた職員及び改正前の法第十条の規定により俸給の調整額を受けていた職員で人事院の定めるものについては、人事院の定める額。以下「旧俸給月額」という。）に対応する附則別表第一から附則別表第十までの切替表（以下「切替表」という。）に掲げる新俸給月額に対応するそれぞれの俸給表（その者がこの法律の施行に伴い切替日において適用を受けることとなつた改正後の一般職の職員との給与に関する法律（以下「改正後の法」という。）の別表第一から別表第七までに掲げる俸給表をいう。）に定めるその者の属する職務の等級の号俸とし、その者の属する職務の等級に新俸給月額と同じ額の号俸がないときは、その額とする。

3 旧俸給月額が、切替表に期間の定のある旧俸給月額である職員のうち、附則第五項の規定に

より切替俸給月額を受ける期間に通算される期間が切替表に定める期間に達しない者については、前項の規定にかかわらず、切替表の旧俸給月額の欄におけるその者の旧俸給月額に相当する額の直近上位の額（その額が切替表の旧俸給月額の欄におけるその者の旧俸給月額に相当する額の直近下位の額に対応する新俸給月額に達しない額であるときは、その新俸給月額）をその者の切替俸給月額とする。

4 前項の規定により切替俸給月額を決定された職員については、その者の切替俸給月額を受ける期間（附則第五項の規定により通算される期間を含む。）が昭和三十一年七月一日までにその者の旧俸給月額について切替表に定める期間に達することとなる者にあつては同年同月同日を、その他の者にあつては同年十月一日をそれぞれ切替日とみなし、その者の旧俸給月額を基礎として、附則第二項の規定を適用し、その日におけるその者の俸給月額を決定するものとする。

5 改正後の法第八條第六項及び第八項の規定の適用については、切替日の前日における俸給月額を受けていた期間（その期間がその俸給月額について改正前の法第八條第四項各号に定める期間の最短期間をこえるときは、その最短期間）に三月（切替日の前日における俸給月額を受けていた期間が三月未満である職員で人事院の定めるものについては、六月）を加えた期間を切替俸給月額を受ける期間に通算する。

6 前項の場合において、切替表に期間の定のある旧俸給月額を基礎として附則第二項の規定に基き切替俸給月額を決定された者については、前項の規定により切替俸給月額を受ける期間に通算される期間からその者の旧俸給月額について切替表に定める期間を減じて通算する。

7 前二項の規定により切替俸給月額を受ける期間に通算される期間が職員が切替俸給月額に就いて俸給表に掲げる昇給期間をこえる場合においては、その者の切替日後における最初の昇給については、改正後の法第八條第六項に規定する昇給期間をそのこえる部分に相当する期間短縮する。

8 旧俸給月額が五万七千円をこえる職員の切替日以降における最初の昇給については、附則第五項の規定にかかわらず、人事院の定めるところによる。

9 昭和二十六年一月一日から切替日の前日までの間において改正前の法第八條第六項ただし書

の規定により昇給した職員で他の職員との権衡上特に必要があると認められるものについては、人事院の定めるところにより、その者の切替日（附則第四項の規定により俸給月額が決定される職員については、同項の規定により切替日とみなされる日）以降における昇給については、改正後の法第八條第六項又は第八項に規定する昇給期間を短縮することができる。

10 附則第二項又は附則第四項の規定により決定された俸給月額がその者の属する職務の等級の最低の号俸に達しない職員の場合に於ては、その者の昇給については、人事院規則の定めるところによる。

11 切替日の前日から引き続き在職する職員の切替日における職務の等級及び切替日以降昭和三十一年七月三十一日までにおいて新たに俸給表の適用を受ける職員となつた者のその職員となつた日における職務の等級は、同年同月三十一日まで決定することができる。この場合において、職員の職務の等級が決定されるまでの間においては、人事院の定めるところにより、切替日の前日から引き続き在職する職員については改正前の法の適用により切替日の前日において受けていた俸給月額に対応する一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二百八十五号）附則別表の新俸給月額の欄に掲げる額の直近上位の額（人事院の定める職員については、人事院の定める額）を、切替日以降において新たに俸給表の適用を受ける職員となつた者については人事院の定める額を、それぞれ俸給月額とみなして改正後の法を適用した場合に支給されるべき給与に相当する額を改正後の法による給与の内払として支給する。

12 附則第二項、附則第三項及び附則第五項の規定の適用については、改正前の法の適用により職員が切替日の前日において受けていた俸給月額は、改正前の法及びこれに基き命令に従つて定められたものでなければならぬ。

13 改正後の法第六條の二の規定の適用を受ける職員については、附則第二項から前項までの規定は、適用しない。

14 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う職員の俸給の切替に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

15 この法律の施行の日の前日における改正前の法の規定による職員の俸給（一般職の職員との給与に關する法律の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二百八十五号）附則第六項の規定による手当を含む。）勤務地手当、俸給の特別調整額及び隔遠地手当の月額の合計額（以下本項において「旧給与月額」という。）が同日における改正後の法の規定によるその者の俸給、暫定手当、俸給の特別調整額及び隔遠地手当の月額の合計額（以下本項において「新給与月額」という。）をこえるときは、新給与月額が同日における旧給与月額（俸給表の適用を異にして異動する場合その他人事院の定める事由に該当する場合にあつては、人事院の定める額）に達するまで、その差額を手当としてその者に支給する。改正後の法第十九條の六の規定は、その差額の支給方法について準用する。

16 この法律の施行前に改正前の法の規定に基づいて職員に支払われた切替日以降昭和三十一年五月三十一日までの期間に係る給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

附則別表第一 行政職俸給表（一）、公務職俸給表（一）、公安職俸給表（一）、研究職俸給表及び医療職俸給表（一）の適用を受ける職員（附則別表第三及び附則別表第四の適用を受けるものを除く。）の切替表

旧俸給月額	新俸給月額	旧俸給月額	新俸給月額	旧俸給月額	新俸給月額	旧俸給月額	新俸給月額
95,000	100,000	90,000	95,000	85,000	90,000	80,000	85,000
90,000	95,000	85,000	90,000	80,000	85,000	75,000	80,000
85,000	90,000	80,000	85,000	75,000	80,000	70,000	75,000
80,000	85,000	75,000	80,000	70,000	75,000	65,000	70,000
75,000	80,000	70,000	75,000	65,000	70,000	60,000	65,000
70,000	75,000	65,000	70,000	60,000	65,000	55,000	60,000
65,000	70,000	60,000	65,000	55,000	60,000	50,000	55,000
60,000	65,000	55,000	60,000	50,000	55,000	45,000	50,000
55,000	60,000	50,000	55,000	45,000	50,000	40,000	45,000
50,000	55,000	45,000	50,000	40,000	45,000	35,000	40,000
45,000	50,000	40,000	45,000	35,000	40,000	30,000	35,000
40,000	45,000	35,000	40,000	30,000	35,000	25,000	30,000
35,000	40,000	30,000	35,000	25,000	30,000	20,000	25,000
30,000	35,000	25,000	30,000	20,000	25,000	15,000	20,000
25,000	30,000	20,000	25,000	15,000	20,000	10,000	15,000
20,000	25,000	15,000	20,000	10,000	15,000	5,000	10,000
15,000	20,000	10,000	15,000	5,000	10,000	0	5,000
10,000	15,000	5,000	10,000	0	5,000	0	0
5,000	10,000	0	5,000	0	0	0	0
0	5,000	0	0	0	0	0	0

00960066004600260506	円	額月給	旧	0121061102110801
00470047000700070066	円	額月給	新	001001001001
		間	期	082082081081
01001001001001001	円	額	給月	020202001
012061021080040		額	給月	002021050089
01001001001001	円	額	給月	020202002
082082081081081		額	給月	063022022080
		間	期	693
02002001001001	円	額	給月	030303003
021050089019048		額	給月	069018076035
02002002002001	円	額	給月	040303003
082081080080089		額	給月	021069069008
		間	期	939
03003003003003	円	額	給月	
076035093082071		額	給月	00906
03003003003003	円	額	給月	
039087036084033		額	給月	00426
		間	期	9663

附則別表第八 教育職俸給表(二)の適用を受け

00001006900390009007800480018008700570027																				
008010080100890089002900290068006800080008																				
01001001001001001001001001001001001																				
077007036065015064014063013062																				
01001001001001001001001001001001																				
088088087086085085084084083083																				
03002002002002002002002002002002																				
060059048037026035044063082002																				
03003003002002002002002002002002																				
081081060049028007085084083083																				
05004004004004004004004003003																				
070019057095034072011069018																				
05005004004004004004004004004																				
082031089038086035083032080																				

附則別表第九 教育職俸給表(三)の適用を受け

001800870057002700960066004600260506	円	額月給	旧	00680068000800080047004700070066
		額月給	新	
		間	期	
01001001001001001001001001001	円	額	給月	063013062012061021080040000
01001001001001001001001001001	円	額	給月	034034033033032032041041060
		間	期	666
02002002002002001001001001001	円	額	給月	082002021050089019048077007
02002002002002002002002002001	円	額	給月	034033032031031030030039038
		間	期	639393
03003003003003003003003002002	円	額	給月	018076035093082071060059048
04003003003003003003003003003	円	額	給月	020078027006084063042021000
		間	期	333333333

附則別表第十 医療職俸給表(三)の適用を受け

018087057027096066	円	額月給	旧	00690039000900780048
000000000000000000000000000	円	額月給	新	006010089008900290029
		間	期	666
011061011061011061011061	円	額	給月	036065015064014
040302201	円	額	給月	037037036035035
		間	期	966
051051051051051051061	円	額	給月	020202002002002
0540432	円	額	給月	037026035044063
		間	期	939
042062082002022052	円	額	給月	020202002002002
04302210	円	額	給月	088067046046035
		間	期	399
052052052052052052	円	額	給月	0404040404003
05404321	円	額	給月	095034072011069
		間	期	944444404
		間	期	077026074023071
		間	期	333

0	2	1	0	8	1	0	4	1	0	0	1	0	6	9	0	3	9	0	0	9	0	7	8	0	4	8			
0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	1	0	2	1	0	5	9	0	5	9	0	9	8
0	8	1	0	8	1	1	0	0	1	0	0	1	0	2	1	0	2	1	0	5	9	0	5	9	0	9	8		
0	0	1	0	0	6	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	8	1	0	1	1	0	4	1	0	7	1	0	0	1	0	3	1	0	6	1	0	1	1	0	6	1	4		
0	0	9	0	0	9	0	0	8	0	0	7	0	0	7	0	6	0	5	0	5	0	1	5	0	0	0	4		
0	5	2	0	5	2	0	5	1	0	5	1	0	5	1	0	5	1	0	5	1	0	5	1	0	5	1	5		
0	0	9	0	0	6	0	0	9	0	9	0	6	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3		
0	9	3	0	8	3	0	7	3	0	6	3	0	5	2	0	4	2	0	3	2	0	2	2	0	3	2	5		
0	0	3	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	9	0	3	0	0	1	2	0	9	2	0	7	2	6		
0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	6	0	6	0	0	6	0	6	0	6	0	6	3	0	3	0	0	3		

附則 (昭和三十一年一月一八日法律第一八二号)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の一般職の職員の給与に関する法律第十九条の四第二項(裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)本則第三号及び防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)第十八条の二第二項において準用する場合並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)第二条第三項(南方連絡事務局設置法(昭和二十七年法律第二百八十八号)第七条第三項において準用する場合を含む。))の規定により基く場合を含む。))の規定の昭和三十一年における適用については、同項中「百分の二百六十」とあるのは、「百分の二百三十をこえ百分の二百六十をこえない範囲内において、各庁の長又はその委任を受けた者が定める割合」とする。

附則 (昭和三十三年四月二五日法律第八十七号) 抄

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。

附則 (昭和三十三年二月一五日法律第一七六号)

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 改正後の一般職の職員の給与に関する法律第十九条の四第二項(裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)本則第三号及び防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)第十八条の二第二項において準用する場合並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)第二条第三項(総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七十七号)第十四条の二第三項において準用する場合を含む。))の規定により基く場合を含む。))の規定の昭和三十三年における適用については、同項中「百分の二百八十」とあるのは、「百分の二百六十をこえ百分の二百八十をこえない範囲内において、各庁の長又はその委任を受けた者が定める割合」とする。

3 昭和三十三年十二月十五日に支給する期末手当の額のうち改正前の一般職の職員の給与に関する法律第十九条の四第二項の規定により算出したその額をこえる部分を同日に支給することができない場合においては、そのこえる部分は、同日から五日以内に支給することができ

附則 (昭和三十三年二月二三日法律第一七九号) 抄

1 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

附則 (昭和三十四年四月一三日法律第一九号)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十四年四月一日から適用する。ただし、第二条の規定は、昭和三十四年十月一日から施行する。(昭和三十四年九月三十日までの間の俸給月額)

2 一般職の職員の給与に関する法律(以下「法」という。))別表第一から別表第七までに掲げる俸給表(以下「俸給表」という。))の昭和三十四年四月一日から同年九月三十日までの間における適用については、俸給表の俸給月額欄に掲げる額は、この法律の附則別表第一から附則別表第十三までに定めるところによりそれぞれ読み替えるものとする。

(俸給表の改正に伴う措置)
3 昭和三十四年三月三十一日又は同年九月三十日において法第六条の二後段若しくは第八条第八項ただし書の規定の適用により職務の等級の最高の号俸をこえる俸給月額を受ける職員の同年四月一日又は同年十月一日における俸給月額は、人事院規則の定めるところによる。

4 前項の規定により昭和三十四年四月一日又は同年十月一日における俸給月額を決定される職員それぞれの日以降における最初の法第八条第八項ただし書の規定による昇給については、その者の同年三月三十一日又は同年九月三十日における俸給月額を受けていた期間を、前項の規定により決定される同年四月一日又は同年十月一日における俸給月額を受ける期間にそれぞれ通算する。

5 この法律(附則第一項ただし書に係る部分を除く。))の施行前に改正前の法の規定に基いてすでに職員に支払われた昭和三十四年四月一日から同年三月三十日までの期間に係る給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。(暫定手当の特例)

6 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第五十四号)附則第十九項の規定の昭和三十四年四月一日から同年九月三十日までの間における適用については、同項中「その者が受ける調整額の月額」とあるのは、「その者が受ける調整額の月額」の範囲内で人事院の定める額」と読み替えるものとする。

附則別表第一 行政職俸給表(一)、公務職俸給表、公安職俸給表(一)、公安職俸給表(二)、研究職俸給表及び医療職俸給表(二)の俸給月額欄に掲げる額(附則別表第三から附則別表第五まで及び附則別表第十一に掲げるものを除く。))の読み替

3	6	円	に	月	の	俸	給	表	読	み	替	え	る	額
3	0	円	に	月	の	俸	給	表	読	み	替	え	る	額
0	8	円	に	月	の	俸	給	表	読	み	替	え	る	額
0	6	円	に	月	の	俸	給	表	読	み	替	え	る	額
0	5	円	に	月	の	俸	給	表	読	み	替	え	る	額
2	1	円	に	月	の	俸	給	表	読	み	替	え	る	額
1	0	円	に	月	の	俸	給	表	読	み	替	え	る	額
3	1	円	に	月	の	俸	給	表	読	み	替	え	る	額
0	8	円	に	月	の	俸	給	表	読	み	替	え	る	額
2	4	円	に	月	の	俸	給	表	読	み	替	え	る	額
3	0	円	に	月	の	俸	給	表	読	み	替	え	る	額
2	4	円	に	月	の	俸	給	表	読	み	替	え	る	額
0	0	円	に	月	の	俸	給	表	読	み	替	え	る	額

2	1	3	1	3	1	4	1	4	1	5	1	6	1	9	1	2	1	6	1	5	9	2	9	0	8	8	7	6	7	4	7
2	6	8	1	7	0	6	0	5	0	4	3	0	3	0	1	1	0	1	8	0	0	0	0	0	8	7	0	0	0	7	0
4	1	0	7	0	6	0	5	0	1	7	0	4	0	1	9	0	2	0	1	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
4	4	6	4	8	0	3	1	3	3	3	5	0	3	7	3	3	0	8	2	4	8	0	2	2	2	4	2	3	2	2	0
5	4	8	3	0	7	0	3	4	3	7	0	3	0	3	3	9	0	2	5	0	8	0	2	2	0	2	4	2	3	2	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
7	8	5	7	4	7	9	7	4	7	9	6	3	6	8	6	3	6	0	5	7	5	5	4	5	1	5	8	4	5	4	4
0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	7	0	0	5	0	7	0	6	6	0	2	0	9	0	6	8	6	4	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4

附則別表第二 行政職俸給表(二)の俸給月額欄

1	5	0	5	0	5	円	に	月	の	俸	給	表	読	み	替	え	る	額
0	0	0	0	0	0	円	に	月	の	俸	給	表	読	み	替	え	る	額
8	7	0	6	5	円	に	月	の	俸	給	表	読	み	替	え	る	額	
0	5	0	5	0	5	円	に	月	の	俸	給	表	読	み	替	え	る	額
0	0	0	0	0	0	円	に	月	の	俸	給	表	読	み	替	え	る	額
4	1	8	1	2	1	円	に	月	の	俸	給	表	読	み	替	え	る	額
9	0	2	6	1	3	円	に	月	の	俸	給	表	読	み	替	え	る	額
0	1	3	1	7	1	円	に	月	の	俸	給	表	読	み	替	え	る	額
0	0	1	0	0	0	円	に	月	の	俸	給	表	読	み	替	え	る	額
4	2	7	2	1	2	円	に	月	の	俸	給	表	読	み	替	え	る	額
0	3	0	2	4	0	円	に	月	の	俸	給	表	読	み	替	え	る	額
3	2	7	2	1	2	円	に	月	の	俸	給	表	読	み	替	え	る	額
0	0	2	0	1	0	円	に	月	の	俸	給	表	読	み	替	え	る	額

Table with 5 columns and 6 rows of numerical data, likely representing financial figures.

Table with 5 columns and 6 rows of numerical data, including a large number '19,200' in the first column.

Table with 5 columns and 6 rows of numerical data, including a large number '19,200' in the first column.

附則(昭和三十五年六月九日法律第九三號)抄
1 この法律は、公布の日から施行し、別表第一から別表第七までの改正規定及び附則第二項から附則第四項までの規定は、昭和三十五年四月一日から適用する。
2 昭和三十五年三月三十一日において一般職の職員の給与に関する法律(以下「法」という。)第六條の二後段又は第八條第五項若しくは第八項ただし書の規定の適用により職務の等級の最高の号俸をこえる俸給月額を受ける職員は、人事院規則の定めるところによる。
3 前項の規定により昭和三十五年四月一日における俸給月額を決定される職員の同日以降における最初の法第八條第八項ただし書の規定による昇給については、その者の同年三月三十一日における俸給月額を受けていた期間を、前項の規定により決定される同年四月一日における俸給月額を受ける期間に通算する。
(給与の内払)
4 この法律の施行前に改正前の法の規定に基づいてすでに支払われた昭和三十五年四月一日からこの法律の施行の日属する月の末日までの期間に係る給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。
附則(昭和三十五年二月二日法律第一五〇号)抄
1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年十月一日から適用する。ただし、第一條中一般職の職員の給与に関する法律(以下「法」という。)第五條、第九條及び第九條の二の改正規定並びに同法第十條の二の次に一條を加える改正規定並びに附則第十二項及び附則第十三項の規定は、昭和三十六年四月一日から施行する。
(俸給の切替え及び切替えに伴う措置)
2 昭和三十五年十月一日(以下「切替日」という。)の前日において改正前の法の規定により職務の等級の最高の号俸以外の号俸を受ける職員の切替日における号俸は、その者の切替日の前日に受ける号俸を受けていた月数(人事院の定める職員については、当該月数に人事院の定める月数を増減した月数)に当該号俸の直近下位の号俸から一号俸までの号俸に係る改正前の法に規定する俸給表の昇給期間欄に掲げる月数の合計月数を加えて得た月数(以下「切替月数」という。)を十二月で除して得た数(一に満たない端数は、切り捨てる。)に一を加えて得た数を号数とする号俸とする。
3 切替日の前日において改正前の法の規定により職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸をこえる俸給月額を受ける職員の切替日における号俸又は俸給月額は、人事院規則の定めるところによる。
4 切替日の前日において改正前の法第六條の二前段の規定により俸給月額を受ける職員の切替日における号俸は、前二項の規定にかかわらず、

ず、切替日の前日において受ける号俸と号数を同じくする号俸とする。

5 切替日の前日において、改正前の法に規定する教育職俸給表(一)の備考(三)の適用を受ける職員で二等級の十四号俸から十六号俸までの号俸を受けるもの若しくは同表の備考(四)の適用を受ける職員で三等級の十二号俸から十四号俸までの号俸を受けるもの又は教育職俸給表(二)の二等級の職員で二十一号俸から三十一号俸までの号俸を受けるものに対する附則第三二項の適用については、切替月数に三月を加えるものとする。

6 改正後の法第八條第六項及び第八項の規定の適用については、附則第二項の規定により切替日における号俸を決定される職員にあつては、同項の規定により切り捨てられた端数を十二月に乘じて得た月数を、附則第三項の規定により切替日における号俸又は俸給月額を決定される職員にあつては、人事院規則の定めるところにより算出した月数を、それぞれ附則第二項又は附則第三項の規定により決定される切替日における号俸又は俸給月額を受ける期間に通算する。

7 切替日以後この法律(附則第一項ただし書に係る部分を除く。以下同じ)の施行の日(以下「施行日」という)の前日までの間において、改正前の法の規定により新たに俸給表の適用を受ける職員となつた者及び職務の等級又は号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員は、改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額の決定及び当該号俸又は俸給月額を受けることとなる期間の算定については、人事院の定めるところによる。

8 昭和三十三年四月一日以後切替日の前日までの間において職務の等級を異にして異動した職員の切替日における号俸又は俸給月額及び附則第六項の規定により通算されることとなる期間については、切替日において職務の等級を異にして異動したものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより必要な調整を行なうことができる。

9 附則第二項から前項までの規定の適用については、改正前の法の適用により職員が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく命令に従つて定められたものでなければならぬ。

10 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う職員の俸給の切替えに関し必要な事項は、人事院規則で定める。

11 (給与の内払) 改正前の法の規定に基づいて切替日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

附則 (昭和三十六年六月一五法律第一三二号) 抄 (施行期日) 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十六年四月一日から適用する。

2 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)及び改正前の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律附則の規定に基づいて昭和三十六年四月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、一般職の職員の給与に関する法律及び改正後の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律附則の規定による給与の内払とみなす。

附則 (昭和三十六年一月一日法律第一七六号) 抄 (施行期日) 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十六年十月一日から適用する。ただし、第十条の三の改正規定は、昭和三十七年四月一日から施行する。

2 昭和三十六年十月一日(以下「切替日」という)の前日において改正前の一般職の職員の給与に関する法律(以下「法」という)の規定により行政職俸給表(二)の適用を受ける職員のうち、タイピストその他の書記的業務に類似する業務に従事する職員で人事院が定めるもの(以下「タイピスト等」という)については、切替日以降行政職俸給表(一)を適用するものとし、その者の切替日における職務の等級は、切替日の前日において改正前の法の規定によりその者が属する職務の等級と対応する附則別表第一に掲げる職務の等級とし、その者(切替日の前日において改正前の法の規定により職務の等級の最高号俸又は最高号俸をこえる号俸又は俸給月額を受ける者を除く)の切替日における号俸又は俸給月額は、切替日の前日において改正前の法の規定によりその者が受ける号俸が附則別表第二に掲げられている場合においては、その号俸に対応する同表に掲げる号俸とし、切替日の前日において改正前の法の規定によりその者が受ける号俸が同表に掲げられていない場合においては人事院規則で定める号俸又は俸給月額とする。

3 切替日の前日において改正前の法の規定による研究職俸給表の適用を受ける職員の切替日における職務の等級は、切替日の前日において改正前の法の規定によりその者が属する職務の等級と対応する附則別表第三に掲げる職務の等級とし、その者(切替日の前日において改正前の法の規定により職務の最高号俸又は最高号俸をこえる俸給月額を受ける者を除く)の切替日における号俸又は俸給月額は、切替日の前日において改正前の法の規定によりその者が受ける号俸が同表に掲げられていない場合においては人事院規則で定める号俸又は俸給月額とする。

4 切替日の前日において改正前の法の規定により職務の等級の最高号俸又は最高号俸をこえる俸給月額を受ける職員の切替日における号俸又は俸給月額は、人事院規則の定めるところによる。

5 前三項の規定により切替日における号俸又は俸給月額を決定される職員で人事院が定めるものに対する切替日以降における最初の法第八條第六項及び第八項の規定の適用については、人事院が定める期間を前三項の規定により決定される切替日における号俸又は俸給月額を受ける期間に通算する。

6 教育職俸給表(二)の適用を受ける職員で、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和三十五年法律第五十号)附則第五項の規定の適用を受けたもの及び人事院が定めるものに対するこの法律(附則第一項ただし書に係る部分を除く。以下同じ)の施行の日(以下「施行日」という)以降における最初の法第八條第六項及び第八項の規定の適用については、同条第六項中「十二月」とあるのは「五月」と、同条第八項ただし書中「二十四月」とあるのは「二十七月」と、「十八月」とあるのは「二十一月」とする。

7 昭和三十三年三月三十一日において一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第五十四号)による改正前の法の規定による高等学校等教育職員級別俸給表又は中学校、小学校等教育職員級別俸給表の適用を受ける職員として在職し、引き続き施行日まで教育職俸給表(二)又は教育職俸給表(三)の適用を受ける職員として在職した者で、同年四月一日から施行日まで間に学校教育法

(昭和二十二年法律第二十六号)の規定により学士と称することができるときは学位を授与された者(以下この項において「学士等」という)となつたものに対する施行日以降における最初又はその次の法第八條第六項又は第八項の規定の適用については、予算の範囲内で、人事院の定めるところにより、通じて十二月をこえない範囲内で同条第六項又は第八項に規定する期間(以下この項において「昇給期間」という)を短縮することができる。ただし、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第二百三十七号)附則第七項の規定の適用を受けた職員及び昭和三十三年四月一日以後学士等となつたことによりその号俸を一号俸以上上位の号俸に調整された職員又はその昇給期間を短縮された職員については、人事院の定めるところにより、その昇給期間の短縮の全部又は一部を行なわぬ。

8 切替日以後施行日の前日までの間において、改正前の法の規定により新たに行政職俸給表(二)の適用を受けるタイピスト等となつた者については、当該タイピスト等となつた日以降行政職俸給表(一)を適用するものとし、その者並びに切替日以降施行日の前日までの間において、改正前の法の規定により、行政職俸給表(二)の適用を受けるタイピスト等である職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額については、新たに研究職俸給表の適用を受ける職員となつた者、研究職俸給表の適用を受ける職員でその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額について異動のあつたもの及びこれらの職員以外の職員で、新たに職務の等級の最高号俸若しくは最高号俸をこえる俸給月額を受けることとなつたもの又はその受ける職務の等級の最高号俸若しくは最高号俸をこえる俸給月額について異動のあつたもの改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号俸若しくは俸給月額及び当該号俸又は俸給月額を受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

9 切替日以後施行日の前日までの間において、改正前の法の規定により、新たに俸給表の適用を受ける職員となつた者及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号俸若しくは俸給月額を受けることとなる期間は、人事院規則で定める。

10 切替日以後施行日の前日までの間において、改正前の法の規定により、新たに俸給表の適用を受ける職員となつた者及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号俸若しくは俸給月額を受けることとなる期間は、人事院規則で定める。

11 (給与の内払) 改正前の法の規定に基づいて切替日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

附則 (昭和三十六年六月一五法律第一三二号) 抄 (施行期日) 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十六年四月一日から適用する。

若しくは俸給月額及び当該号俸又は俸給月額を受けることとなる期間については、他の職員との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

10 昭和三十五年十月一日以後切替日の前日までの間において職務の等級を異にして異動した職員の切替日における号俸又は俸給月額及び当該号俸又は俸給月額を受けることとなる期間（附則第五項の規定により通算されることとなる期間を含む。）については、切替日において職務の等級を異にして異動したものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

11 附則第二項の規定により行政職俸給表（二）の適用を受けることとなる職員で、切替日における俸給月額が切替日の前日において改正前の法の規定によりその者が受けていた俸給月額に千円を加えた額（以下この項において「基準額」という。）に達しないものに対しては、その差額を、その者の受ける俸給月額が基準額に達するまでの間（次項の規定の適用を受ける者にあつては、当該適用を受けることとなるまでの間）、支給する。

12 切替日以後施行日の前日までの間において、改正前の法の規定により、新たに行政職俸給表（二）の適用を受けるタイプスト等となつた者及び行政職俸給表（二）の適用を受けるタイプスト等でその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額について異動のあつたもので、当該適用又は異動の日における俸給月額が当該適用又は異動の日において改正前の法の規定によりその者が受けていた俸給月額に千円を加えた額（以下この項において「新職員等の基準額」という。）に達しない者に対しては、その差額を、人事院の定めるところにより、その者の受ける俸給月額が新職員等の基準額に達するまでの間、支給する。

13 前二項の規定により差額の支給を受ける職員に対する法の規定の適用については、同法に規定する俸給には当該差額を含むものとし、同法第十條中「俸給月額」とあるのは「俸給月額と一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第七十六号）附則第十一項又は附則第十二項の規定による差額の合計額」とする。

14	附則第二項から前項までの規定の適用については、改正前の法の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく命令に従つて定められたものでなければならぬ。	15	附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う職員の俸給の切替えに關し必要な事項は、人事院規則で定める。（給与の内払）	16	改正前の法の規定に基づいて切替日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。
イ	切替日の前日においてその属する職務の等級が行政職俸給表（二）の1等級である者	イ	切替日の前日においてその属する職務の等級が行政職俸給表（二）の1等級である者	イ	切替日の前日においてその属する職務の等級が行政職俸給表（二）の1等級である者
1号俸	6号俸	1号俸	6号俸	1号俸	6号俸
2号俸	7号俸	2号俸	7号俸	2号俸	7号俸
3号俸	8号俸	3号俸	8号俸	3号俸	8号俸
4号俸	9号俸	4号俸	9号俸	4号俸	9号俸
5号俸	10号俸	5号俸	10号俸	5号俸	10号俸
6号俸	11号俸	6号俸	11号俸	6号俸	11号俸
7号俸	12号俸	7号俸	12号俸	7号俸	12号俸
8号俸	13号俸	8号俸	13号俸	8号俸	13号俸
9号俸	14号俸	9号俸	14号俸	9号俸	14号俸
10号俸	15号俸	10号俸	15号俸	10号俸	15号俸
11号俸	16号俸	11号俸	16号俸	11号俸	16号俸
12号俸	17号俸	12号俸	17号俸	12号俸	17号俸
13号俸	18号俸	13号俸	18号俸	13号俸	18号俸
14号俸	19号俸	14号俸	19号俸	14号俸	19号俸
15号俸	20号俸	15号俸	20号俸	15号俸	20号俸
16号俸	21号俸	16号俸	21号俸	16号俸	21号俸
17号俸	22号俸	17号俸	22号俸	17号俸	22号俸
18号俸	23号俸	18号俸	23号俸	18号俸	23号俸
19号俸	24号俸	19号俸	24号俸	19号俸	24号俸
20号俸	25号俸	20号俸	25号俸	20号俸	25号俸

ハ	切替日の前日においてその属する職務の等級が行政職俸給表（二）の3等級である者	ハ	切替日の前日においてその属する職務の等級が行政職俸給表（二）の3等級である者
1号俸	1号俸	1号俸	1号俸
2号俸	2号俸	2号俸	2号俸
3号俸	3号俸	3号俸	3号俸
4号俸	4号俸	4号俸	4号俸
5号俸	5号俸	5号俸	5号俸
6号俸	6号俸	6号俸	6号俸
7号俸	7号俸	7号俸	7号俸
8号俸	8号俸	8号俸	8号俸
9号俸	9号俸	9号俸	9号俸
10号俸	10号俸	10号俸	10号俸
11号俸	11号俸	11号俸	11号俸
12号俸	12号俸	12号俸	12号俸
13号俸	13号俸	13号俸	13号俸
14号俸	14号俸	14号俸	14号俸
15号俸	15号俸	15号俸	15号俸
16号俸	16号俸	16号俸	16号俸
17号俸	17号俸	17号俸	17号俸
18号俸	18号俸	18号俸	18号俸
19号俸	19号俸	19号俸	19号俸
20号俸	20号俸	20号俸	20号俸
21号俸	21号俸	21号俸	21号俸
22号俸	22号俸	22号俸	22号俸
23号俸	23号俸	23号俸	23号俸
24号俸	24号俸	24号俸	24号俸
25号俸	25号俸	25号俸	25号俸

ニ	切替日の前日においてその属する職務の等級が行政職俸給表（二）の4等級である者	ニ	切替日の前日においてその属する職務の等級が行政職俸給表（二）の4等級である者
1号俸	1号俸	1号俸	1号俸
2号俸	2号俸	2号俸	2号俸
3号俸	3号俸	3号俸	3号俸
4号俸	4号俸	4号俸	4号俸
5号俸	5号俸	5号俸	5号俸
6号俸	6号俸	6号俸	6号俸
7号俸	7号俸	7号俸	7号俸
8号俸	8号俸	8号俸	8号俸
9号俸	9号俸	9号俸	9号俸
10号俸	10号俸	10号俸	10号俸
11号俸	11号俸	11号俸	11号俸
12号俸	12号俸	12号俸	12号俸
13号俸	13号俸	13号俸	13号俸
14号俸	14号俸	14号俸	14号俸
15号俸	15号俸	15号俸	15号俸
16号俸	16号俸	16号俸	16号俸
17号俸	17号俸	17号俸	17号俸
18号俸	18号俸	18号俸	18号俸
19号俸	19号俸	19号俸	19号俸
20号俸	20号俸	20号俸	20号俸
21号俸	21号俸	21号俸	21号俸
22号俸	22号俸	22号俸	22号俸
23号俸	23号俸	23号俸	23号俸
24号俸	24号俸	24号俸	24号俸
25号俸	25号俸	25号俸	25号俸

16号俸
17号俸

16号俸
17号俸

附則 (昭和三十七年九月一日法律第一六一号) 抄

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て(以下「訴願等」という。)については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分(以下「裁決等」という。)又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等については、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

6 この法律の施行前にされた行政庁の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるとされ、かつ、その提起期間が定められていなかったものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができ期間は、この法律の施行の日から起算する。

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

9 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (昭和三十八年二月二八日法律第六号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十一年十月一日から適用する。(号俸職員の切替え)

2 昭和三十一年十月一日(以下「切替日」という。)の前日において改正前の一般職の職員の給与に關する法律(以下「法」という。)の規定により職務の等級の最高号俸以外の号俸を受ける職員(附則第六項に規定する職員を除く。以下次項において「号俸職員」という。))のうち、その者の切替日の前日における号俸(以下「旧号俸」という。)が附則別表第一から附則別表第七までの切替表(以下「切替表」という。)に掲げられていない職員(次項に規定する職員を除く。))の切替日における号俸はその者の旧号俸に對應する切替表に定める号俸とし、その者の旧号俸が切替表に掲げられていない職員(次項に規定する職員を除く。))の切替日における号俸は、その者の旧号俸と同じ号数の号俸とする。

3 号俸職員のうち、その者の旧号俸が切替表に期間の定めのある号俸である職員で、切替日において旧号俸を受けていた期間(切替日前一年以内において法第八条第六項ただし書の規定の適用を受けた職員その他人事院の定める職員にあつては、人事院の定める期間を増減した期間。以下この項及び次項において同じ)がその者の旧号俸に對應する切替表に定める期間に達しないものは、昭和三十一年一月一日、同年四月一日又は同年七月一日のうち、切替日から起算して当該期間とその者の切替日において旧号俸を受けていた期間との差に相當する期間を経過したことになる日以後の直近の日(以下この項において「切替日とみなす日」という。))の項において「切替日とみなす日」という。に、その者の旧号俸に對應する切替表に定める号俸を受けるものとし、その者の切替日から切替日とみなす日の前日までの間における俸給月額は、その者の旧号俸に對應する切替表の暫定俸給月額の欄に掲げる額とする。

4 (旧号俸を受けていた期間の通算) 附則第二項の規定により切替日における号俸を決定される職員(法第六条の二前段の規定により俸給月額を受ける職員を除く。)に對する切替日以降における最初の法第八条第六項の規定の適用については、その者が旧号俸を受けていた期間(その者の旧号俸が切替表に期間の定めのある号俸であるときは、旧号俸を受けていた期間から当該旧号俸に對する切替表に定められた期間を減じた期間)を切替日における号俸を受ける期間に通算する。(最高号俸等を受ける職員及び高等専門学校の教育職員の切替え等)

5 切替日の前日において改正前の法の規定による職務の等級の最高号俸又は最高の号俸をこえる俸給月額を受ける職員(次項に規定する職員を除く。))の切替日における号俸若しくは俸給月額及びそれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

6 切替日の前日において教育職俸給表(一)又は教育職俸給表(二)の適用を受ける職員のうち、切替日において教育職俸給表(四)の適用を受けることとなる職員の切替日における号俸若しくは俸給月額及びそれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、当該職員が切替日において教育職俸給表(一)又は教育職俸給表(二)の適用を受けるものとした場合との権衡を考慮して、人事院規則で定める。

7 前二項の場合において、附則第三項に規定する職員に準ずる職員については、同項の規定に準じ、切替日における暫定の俸給月額、当該暫定の俸給月額を受ける期間及び当該暫定の俸給月額を受けることがなくなつた日における号俸を定めるものとする。

8 (旧号俸を受けていた期間の特例) 附則別表第八に掲げられている号俸と号数を同じくする旧号俸を受ける職員に對する附則第三項及び附則第四項の規定の適用については、その受ける旧号俸が教育職俸給表(二)の二等級の二十二号俸から三十五号俸までの号俸である職員(以下この項において「教育職員」という。))以外の職員にあつては、これらの規定中「旧号俸を受けていた期間」とあるのは「旧号俸を受けていた期間に三月を加えた期間」とし、教育職員にあつてはこれらの規定中「旧号俸を受けていた期間」とあるのは「旧号俸を受けていた期間に六月を加えた期間」とする。(施行日までの異動者の号俸の決定等)

9 切替日からこの法律の施行の日(以下「施行日」という。))の前日までの間において、改正前の法の規定により新たに俸給表の適用を受ける職員となつた者及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びそれらを受けることとなる期間並びにそれらの職員のうち附則第三項に規定する俸給月額又は附則第五項若しくは附則第六項の人事院規則で定める暫定の俸給月額に相當する額の俸給月額を受ける職員に對するの当該俸給月額を受けること

がなくなつた日における号俸は、人事院の定めるところによる。(切替日前に職務の等級を異にして異動した職員等の調整)

10 昭和三十一年四月一日から切替日の前日までの間において職務の等級を異にして異動した職員及び人事院が定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びそれらを受けることとなる期間並びにそれらの職員が附則第三項に規定する俸給月額又は附則第五項若しくは附則第六項の人事院規則で定める暫定の俸給月額を受ける職員である場合における当該俸給月額については、その者が切替日における号俸を異にする異動等をしたものとした場合との権衡を必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

11 切替日から昭和三十一年六月三十日までの間は、法第八条第三項及び第四項中「号俸」とあるのは、「号俸又は一般職の職員の給与に關する法律等の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第六号)附則第三項に規定する俸給月額若しくは附則第五項若しくは附則第六項の人事院規則で定める暫定の俸給月額に相當する額の俸給月額」と読み替へるものとする。

12 附則第三項、附則第五項、附則第六項、附則第九項若しくは附則第十項又は前項の規定により読み替へられた法第八条第三項若しくは第四項の規定により、附則第三項の規定による俸給月額若しくは附則第五項若しくは附則第六項の人事院規則で定める暫定の俸給月額又はこれらに相當する額の俸給月額を受ける職員に對する法第八条第七項の規定の適用については、人事院規則で定める。(旧暫定手当月額の保障)

13 切替日から施行日の前日までの間に、この法律の規定により受けることとなつた号俸又は俸給月額に對する一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第五十四号。以下「昭和三十一年改正法」という。))附則第十八項から附則第二十項までの規定による暫定手当の月額が改正前の法の規定により受けていた号俸又は俸給月額に對する

がなくなつた日における号俸は、人事院の定めるところによる。(切替日前に職務の等級を異にして異動した職員等の調整)

10	9	8	7	6	5	4	3
83	79	76	63	53	44	43	36
43	000	'23009	'03008	'92	003	'72002	'6200
99	88	77	66	66	55	44	33
62008	'52009	'42	009	'22009	'12009	'02	
99	98	87	76	65	54	43	32
	99	86	73				
001	'22003	'12005	'02				
01	9	8	7	6	5	4	3

	17	16	15	14	13	12	11
41	31	21	11	01	01	9	6
					002	'63003	'53003
41	31	21	21	11	01	9	
6	3		9	6	3		
006	'23000	'23	005	'03007	'92008	'82	007
51	41	31	21	21	11	01	
9	6	3		9	6	3	
002	'72007	'62001	'62	009	'42003	'42006	'32
61	61	51	41	31	21	11	
	9	6	3				
	008	'02003	'02008	'91			
71	61	51	41	31	21	11	

25	24	23	22	21	20	19	18
22	12	02	91	81	71	61	51
12	02	91	81	71	61	51	51
							9
					002	'92007	'82002
12	02	91	81	81	71	61	51
				9	6	3	
				002	'92007	'82002	'82
22	22	12	02	91	91	81	71
	9	6	3		9	6	3
008	'42003	'42008	'32	008	'22003	'22008	'12
42	32	32	22	12	02	91	81
3		9	6	3			
6	'12	006	'02001	'02006	'91		

	32	31	30	29	28	27	26
の職務表					52	42	32
職3等級							
職4等級					42	32	22
職5等級					42	32	22
職6等級				52	52	42	32
職7等級	92	92	82	72	62	62	52
		9	6	3		9	6
	003	'42009	'32005	'32	006	'22001	'2200

6	5	4	3	2	1		旧 号 俸 間	区 分 級 等	
5	4	3	2	1	1		俸 号 期		
						0 0 2 ' 3 3 円	額 月 給 俸		
5	4	3	2	2	1		俸 号 期		
9	6	3		9	6		間 期		
0 0 6 ' 2 3 0 0 2 ' 1 3 0 0 8 ' 9 2				0 0 9 ' 6 2 0 0 5 ' 5 2 円			額 月 給 俸		
5	4	3	2	2	1		俸 号 期		
9	6	3		9	6		間 期		
0 0 0 ' 6 2 0 0 8 ' 4 2 0 0 6 ' 3 2				0 0 1 ' 1 2 0 0 9 ' 9 1 円			額 月 給 俸		
5	5	4	3	2	1		俸 号 期		
							間 期		
	0 0 9 ' 0 2 0 0 8 ' 9 1 0 0 7 ' 8 1						額 月 給 俸		
6	5	4	3	2	1		俸 号 期		
							間 期		
							額 月 給 俸		

1 1	1	1	1	1	1	9	8	7
5 4	3	2	1	0				
4 1 3 1	2 1	1 1	0 1	9	8	7	6	5
3 1 2 1	1 1	0 1	9	8	7	6	5	
2 1 1 1	0 1	9	8	8	7	6	5	
				0 0 2 ' 1 3 0 0 9 ' 9 2 0 0 7 ' 8 2				
2 1 1 1	1 1	0 1	9	8	8	7	6	5
	9	6	3		9	6	3	
0 0 7 ' 9 2 0 0 7 ' 8 2 0 0 6 ' 7 2				0 0 4 ' 5 2 0 0 3 ' 4 2 0 0 2 ' 3 2				
4 1 3 1	2 1	2 1	1 1	0 1	9	8	7	6
		9	6	3				
		0 0 1 ' 0 2 0 0 2 ' 9 1 0 0 3 ' 8 1						

5	4	3	2	1		旧 号 俸 間	職 務 の 級 等	伊 の 切 替 表 の 附 別 表 第 三 の 切 替 表 公 安 職 俸 給 表 の 適 用 を 受 け る 職 員	1 1 7 6
4	3	2	1	1		俸 号 期			5 1
					0 0 2 ' 3 3 円	額 月 給 俸	3 等 級		
4	4	3	2	1		俸 号 期			4 1
	9	6	3			間 期			
0 0 9 ' 6 2 0 0 5 ' 5 2 0 0 1 ' 4 2						額 月 給 俸	4 等 級		
5	4	3	2	1		俸 号 期			4 1 3 1
						間 期			
' 1 2 0 0 0 ' 0 2 0 0 9 ' 8 1						額 月 給 俸	5 等 級		
5	4	3	2	1		俸 号 期			4 1 3 1
						間 期			
						額 月 給 俸	6 等 級		
5	4	3	2	1		俸 号 期			
						間 期			
						額 月 給 俸	7 等 級		

1 1	1	1	1	9	8	7	6
2	1	0					
1 1	0 1	9	8	7	6	5	4
0 1	9	8	7	7	6	5	
				0 0 6 ' 2 3 0 0 2 ' 1 3 0 0 8 ' 9 2			
0 1	9	8	8	7	6	5	
6	3		9	6	3		
0 0 0 ' 0 3 0 0 8 ' 8 2			0 0 1 ' 6 2 0 0 9 ' 4 2 0 0 7 ' 3 2			0 0 2	
1 1	0 1	9	8	8	7	6	5
	9	6	3		9	6	3
0 0 6 ' 5 2 0 0 5 ' 4 2 0 0 4 ' 3 2				0 0 1 ' 1 2 0 0 0 ' 0 2 0 0 9 ' 8 1			
1 1	1 1	0 1	9	8	7	6	
		9	6	3			
	0 0 1 ' 1 2 0 0 0 ' 0 2 0 0 9 ' 8 1						

2 1	2 0	1 9	1 8	1 7	1 6	1 5	1 4	1 3
					5 1	4 1	3 1	2 1
8 1	7 1	6 1	5 1	4 1	3 1	2 1	1 1	1 1
8 1 7 1	6 1	5 1	4 1	3 1	2 1	1 1	1 1	1 1
								9
								0 0 3 ' 1 3
8 1 7 1	6 1	5 1	4 1	4 1	3 1	2 1	1 1	1 1
					9	6	3	
					0 0 7 ' 0 3 0 0 5 ' 9 2 0 0 3 ' 8 2			
8 1 7 1	7 1	6 1	5 1	4 1	4 1	3 1	2 1	1 1
					9	6	3	
					0 0 5 ' 0 3 0 0 4 ' 9 2 0 0 3 ' 8 2	0 0 6 ' 5 2 0 0 5 ' 4 2 0 0 4 ' 3 2		

3	2	1	旧 号 俸 間 期	区 分 号 間 期	職 等 の 務	職 級	公 安 職 俸 給 表 (一) の 適 用 を 受 け る 者
							2 2 2 2 2 2 2 2
2	1	1	9 月	3 3 円		3 等 級	9 8 7 6 5 4 3 2
			0 0 2 ' 3	額 月 給 俸 定 暫		4 等 級	
2	2	1	6 月			5 等 級	
			0 0 9 ' 6	額 月 給 俸 定 暫		6 等 級	
2	2	1	6 月			7 等 級	2 2 1 2 0 2 9 1
			0 0 1 ' 1	額 月 給 俸 定 暫		8 等 級	
3	2	1	月				4 2 3 2 2 2 1 2 0 2 9 1
7 ' 8 1			円	額 月 給 俸 定 暫			
3	2	1	月				6 2 5 2 4 2 3 2 2 2 1 2 0 2 9 1
			円	額 月 給 俸 定 暫			
3	2	1	月				
			円	額 月 給 俸 定 暫			

1 1	1 0	9	8	7	6	5	4	
0 1	9	8	7	6	5	4	3	
9	8	7	6	5	5	4	3	
					9	6	3	
					0 0 6 ' 2 3 0 0 2 ' 1 3 0 0 8 ' 9 2			
8	8	7	6	5	5	4	3	
					9	6	3	
					0 0 2 ' 1 3 0 0 9 ' 9 2 0 0 7 ' 8 2	0 0 0 ' 6 2 0 0 8 ' 4 2 0 0 6 ' 3 2		
9	8	8	7	6	5	5	4	
					9	6	3	
					0 0 4 ' 5 2 0 0 3 ' 4 2 0 0 2 ' 3 2	0 0 9 ' 0 2 0 0 8 ' 9 1 0 0		
1 1	0 1	9	8	7	6	5	4	
					9	6	3	
					0 2 0 0 5 ' 9 1 0 0 5 ' 8 1			
1 1	0 1	9	8	7	6	5	4	

1 9	1 8	1 7	1 6	1 5	1 4	1 3	1 2	
				5 1	4 1	3 1	2 1	1 1
				4 1	3 1	2 1	1 1	0 1
6 1	5 1	4 1 3 1	3 1	2 1	1 1	0 1	9	
6 1	5 1	4 1 3 1	2 1	1 1	1 1	1 1	0 1	
							9	6
							0 0 7 ' 9 2 0 0 7 ' 8 2 0 0 6 ' 9	
7 1	6 1	5 1 4 1	4 1	3 1	2 1	1 1	1 1	
					9	6	3	
					0 0 5 ' 4 2 0 0 5 ' 3 2 0 0 5 ' 2 2	0 0 5 ' 9		
6 ' 7 2 0 0 9	6 2 0 0 2 ' 6 2	6 1 5 1	5 1	4 1	3 1	2 1	1 1	
					9	6	3	
					0 0 1 ' 0 2 0 0 3 ' 9 1 0 0 3 ' 8 1			

2	1	旧号俸	区分	級の務職	イ	2	2	2	2	2
1	1	俸号	区	の務職	の切替表	4	3	2	1	0
	9月	俸号	分	の務職	附則表第四					
00133	円	間期	級	の務職	海事職俸給表(一)の適用を受ける者					
2	1	俸号	等	の務職	海事職俸給表(一)の適用を受ける者					
9	6月	俸号	級	の務職	海事職俸給表(一)の適用を受ける者					
6200742	円	間期	等	の務職	海事職俸給表(一)の適用を受ける者					
2	1	俸号	級	の務職	海事職俸給表(一)の適用を受ける者				8171	
	月	俸号	等	の務職	海事職俸給表(一)の適用を受ける者					
	円	間期	級	の務職	海事職俸給表(一)の適用を受ける者					
2	1	俸号	等	の務職	海事職俸給表(一)の適用を受ける者					
	月	俸号	級	の務職	海事職俸給表(一)の適用を受ける者					
	円	間期	等	の務職	海事職俸給表(一)の適用を受ける者					
	円	額月給俸定暫	級	の務職	海事職俸給表(一)の適用を受ける者					

1	1	9	8	7	6	5	4	3
1	0							
9	8	7	6	5	4	4	3	2
						9	6	3
						0021,40039,30047,3		
8	8	7	6	5	5	4	3	2
	9	6	3		9	6	3	
	0099,30038,30076,3			0013,30051,30099,2				002
01	9	8	7	7	6	5	4	3
9	6	3		9	6	3		
4130010,30088,2			0006,20074,20043,2					
11	01	9	8	7	6	5	4	3
3								
622								

2	2	1	1	1	1	1	1	1	1
1	0	9	8	7	6	5	4	3	2
				41	31	21	11	11	01
				41	31	21	11	01	9
		6151	41	31	31	21	11	11	01
					9	6	3		
					0006,30015,30004,3				00
91	81	7161	61	51	41	31	31	21	
9	6	3	9	6	3		9	6	
130060,30099,2		0038,20047,20056,2					0064,20073,200		

6	5	4	3	2	1	旧号俸	区分	級の務職	ロ	2	2
5	4	3	2	2	1	俸号	区	の務職	海事職俸給表(一)の適用を受ける者	3	2
9	6	3	9	6	月	俸号	分	の務職	海事職俸給表(一)の適用を受ける者		
0051,30020,30098,2		0006,20074,2			間期	俸号	級	の務職	海事職俸給表(一)の適用を受ける者		
6	5	4	3	2	1	間期	等	の務職	海事職俸給表(一)の適用を受ける者		
6	3					額月給俸定暫	級	の務職	海事職俸給表(一)の適用を受ける者		
0074,20053,2							等	の務職	海事職俸給表(一)の適用を受ける者		
6	5	4	3	2	1	額月給俸定暫	級	の務職	海事職俸給表(一)の適用を受ける者		
							等	の務職	海事職俸給表(一)の適用を受ける者		
							級	の務職	海事職俸給表(一)の適用を受ける者	0291	
6	5	4	3	2	1	額月給俸定暫	級	の務職	海事職俸給表(一)の適用を受ける者		
							等	の務職	海事職俸給表(一)の適用を受ける者		
							級	の務職	海事職俸給表(一)の適用を受ける者		
							級	の務職	海事職俸給表(一)の適用を受ける者	003	

1 5	1 4	1 3	1 2	1 1	1 0	9	8	7
2 1	1 1	0 1	9	8	8	7	6	5
					9	6	3	
					0 0 0 7, 3 0 0 8 5, 3 0 0 5 4, 3			
3 1	2 1	1 1	0 1	0 1	9	8	7	7
9	6	3		9	6	3		9
0 0 2 5, 3 0 0 3 4, 3 0 0 3 3, 3				0 0 0 1, 3 0 0 8 9, 2 0 0 6 8, 2				0 0 9 5, 2
4 1	3 1	2 1	2 1	1 1	0 1	9	8	7
6	3		9	6	3			
0 0 8 7, 2 0 0 0 7, 2			0 0 4 5, 2 0 0 3 4, 2 0 0 2 3, 2					
5 1	4 1	3 1	2 1	1 1	0 1	9	8	7

2 5	2 4	2 3	2 2	2 1	2 0	1 9	1 8	1 7	1 6
2 2	1 2 0 2	9 1	8 1	7 1	6 1	5 1	4 1	3 1	
	1 2 0 2	9 1	8 1	7 1	6 1	5 1	4 1	3 1	
2 2	1 2 0 2	9 1	8 1	8 1	7 1	6 1	5 1	5 1	
				9	6	3		9	
				0 0 6 1, 3 0 0 9 0, 3 0 0 2 0, 3				0 0 6 8, 2	
3 2	2 2 1 2	1 2	0 2	9 1	8 1	8 1	7 1	6 1	
6	3	9	6	3	9	6	3	3	
7 7, 2 0 0 1 7, 2		0 0 9 5, 2 0 0 3 5, 2 0 0 7 4, 2			0 0 5 3, 2 0 0 9 2, 2 0 0 2 2, 2				

6	5	4	3	2	1	旧号 俸号	区分 級等の務職	イ の切替表 教育職俸給表(一)の適用を受ける者	附別表第五 教育職俸給表の適用を受ける職員
5	4	3	2	2	1	6月	3等級		
9	6	3		9	6月	額月給俸定暫			
5 9, 3 0 0 6 7, 3 0 0 7 5, 3				0 0 5 1, 3 0 0 6 9, 2 円					
4	4	3	2	1	1	9月	4等級		
	9	6	3		9月	額月給俸定暫			
0 0 7 0, 3 0 0 1 9, 2 0 0 5 7, 2				0 0 3 4, 2 円					
6	5	4	3	2	1	月	5等級		
6	3				月	額月給俸定暫			
7 2, 2 0 0 4 1, 2					月				
6	5	4	3	2	1	月	6等級		
					月	額月給俸定暫			0 0

1 5	1 4	1 3	1 2	1 1	1 0	9	8	7
3 1	2 1	1 1	0 1	9	8	7	6	5
								0 0
2 1	1 1	0 1	9	8	7	7	6	5
						9	6	3
						0 0 5 7, 3 0 0 9 5, 3 0 0 3 4, 3		
3 1	2 1	1 1	0 1	0 1	9	8	7	7
9	6	3		9	6	3		9
0 5, 3 0 0 8 3, 3 0 0 4 2, 3				0 0 3 9, 2 0 0 9 7, 2 0 0 6 6, 2				0 0 0 4, 2 0 0
3 1	3 1	2 1	1 1	0 1	0 1	9	8	7
	9	6	3		9	6	3	
0 0 2 7, 2 0 0 9 5, 2 0 0 6 4, 2				0 0 8 1, 2 0 0 6 0, 2 0 0 4 9, 1				

公安職俸給表 (一)	9	1	9	1	公安職俸給表 (二)	9	1	9	1	海事職俸給表 (一)	6	1	1	6	1	1	海事職俸給表 (二)	5	2	3	5	2	3	教育職俸給表 (一)	2	2	1	2	2	1	教育職俸給表 (二)	7	1	1	7	1	1	医療職俸給表 (一)	1	1	1	1	1	医療職俸給表 (二)	2	1	1	2	1	1	医療職俸給表 (三)	2	3	0	2	9	0	1	8	1	1	3
---------------	---	---	---	---	---------------	---	---	---	---	---------------	---	---	---	---	---	---	---------------	---	---	---	---	---	---	---------------	---	---	---	---	---	---	---------------	---	---	---	---	---	---	---------------	---	---	---	---	---	---------------	---	---	---	---	---	---	---------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

備考 本表中「1-1-2」等とあるのは、「1号俸から12号俸までの号俸」等を示す。

附則 (昭和三十一年二月二〇日法律第一七四号) 抄

- (施行期日)
この法律は、公布の日から施行し、昭和三十一年十月一日から適用する。
(高等学校等の教諭等の号俸の切替え等)
昭和三十一年十月一日(以下「切替日」という。)の前日において、その属する職務の等級が教育職俸給表(二)の二等級である職員(次項に規定する職員を除く。)の切替日における号俸は、その者が切替日の前日において改正前の一般職の職員の給与に関する法律(以下「法」という。)の規定により受ける号俸(以下この項において「旧号俸」という。)の号数に一を加えて得た号数の号俸とし、その者に対する切替日以降における最初の法第八條第六項の規定の適用については、その者が旧号俸を受けていた期間(人事院の定める職員にあつては、人事院の定める期間を増減した期間)を切替日における号俸を受ける期間に通算する。
(最高号俸等を受ける職員の切替え等)
切替日の前日において改正前の法の規定により職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸をこえる俸給月額を受ける職員の切替日における号俸又は俸給月額及びそれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。
(昇給期間の短縮)
昭和三十一年九月三十日において一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第六号)による改正前の法の規定により附則別表に掲げられていた号俸を受けていた職員及び職務の等級の最高の号俸をこえる俸給月額を受けていた職員でそれぞれ人事院の定めるもの並びに人事院の定めるこれらに準ずる職員に対する切替日(同日において改正前の法第八條第六項又は第八項ただし書の規定により昇給した職員にあつては、この法律の施行の日(以下「施行日」という。))以降における最初の法第八條第六項又は第八項ただし書の規定の適用については、当該適用の日までの間に職務の等級を異にする異動をした職員等で人事院の定めるものを除き、同条第六項中「十

2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----

二月」とあるのは「九月」と、同条第八項ただし書中「二十四月」とあるのは「二十一月」と、「十八月」とあるのは「十五月」とする。
(切替日から施行日の前日までの間の異動者等の号俸等の調整)
切替日から施行日の前日までの間において、改正前の法の規定により、新たに俸給表の適用を受ける職員となつた者及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びそれらを受けることとなる期間については、他の職員との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。
(切替日前の異動者等の号俸等の調整)
昭和三十一年十月一日から切替日の前日までの間において職務の等級を異にして異動した職員及び人事院が定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びそれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。
(旧号俸等の基礎)
附則第二項から前項までの規定の適用については、改正前の法の適用により職員が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく命令に従つて定められたものでなければならぬ。

- 人事院規則(への委任)
附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。
(給与の内払)
改正前の法の規定に基づいて、切替日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

行政職俸給表 (一)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
---------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

17号俵 13号俵
附則別表第三 昇給期間の短縮される号俵の表

Table with 10 columns representing different job grades (e.g., 1級, 2級, 3級, 4級, 5級, 6級, 7級, 8級) and rows showing salary ranges for various job types like 行政職俸給, 公務職俸給, 教育職俸給, etc.

Table with 10 columns for job grades and rows for salary ranges. Includes a section for '6月短縮される号俵の表' (Table of job grades with 6-month shortening) and '行政職俸給表' (Table of administrative job salaries).

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条並びに附則第九項から附則第十一項まで及び附則第十三項の規定は、昭和四十一年一月一日から施行する。

附則 (昭和四〇年二月二七日法律第一四七号) 抄

- 2 第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律の規定は、昭和四十年九月一日から適用する。
3 昭和四十年九月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の等級の最高の号俵又は最高の号俵をこえる俸給月額を受ける職員又は最高号俵等の切替え等)
4 昭和三十一年九月三十日において附則別表に掲げられている号俵を受けていた職員で人事院の定めるもの及び人事院の定めるこれに準ずる職員に対する切替日(昭和四十年十月一日において昇給規定(一般職の職員の給与に関する法律第八項又は第八項ただし書の規定をいう。以下この項において同じ。)により昇給した職員にあつては、この法律の施行の日)以降における最初の昇給規定の適用については、当該適用の日までの間に職務の等級を異にする異動をした職員等で人事院の定めるものを除き、昇給規定に定める期間から三月を減じた期間をもつて昇給規定に定める期間とする。
5 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間において、第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俵若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち人事院の定める職員の同条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律の規定による当該適用又は異動の日における号俵又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。
6 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俵又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。(旧号俵等の基礎)
7 附則第三項から前項までの規定の適用については、第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俵又は俸給月額は、同法及びこれに基づく命令に従つて定められたものでなければならぬ。(給与の内払)
8 第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて、切替日からこの法律の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、同条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律の規定による給与の内払とみなす。(扶養手当の経過規定)
9 昭和四十一年一月一日前に新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に一般職の職員の給与に関する法律第十一条の第二項第一号に掲げる事実が生じた場合において、これらの職員が、同日以後それぞれその者が職員となつた日又は同号に掲げる事実が生じた日から十五日以内と同項の規定による届出をしたときにおける当該届出に係る事実に係る扶養手当の支給の開始又はその支給額の改定については、なお従前の例による。(期末手当及び勤勉手当の経過規定)
10 第二条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律第十九条の四の規定の昭和四十一年三月一日における適用については、同条第一項第一号中「十二月以内」とあるのは、「十一月箇月十七日以内」とする。
11 第二条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律第十九条の三及び第十九条の四の規定の昭和四十一年六月一日における適用については、同法第十九条の三第二項各号列記以外の部分中「六月以内」とあるのは、「五箇月十七日以内」と、同項第一号及び第二号中「六月」とあるのは、「五箇月十七日」と、同項第二号及び第三号中「三月」とあるのは、「二箇月十七日」と、同法第十九条の四第一項第二号中「六月以内」とあるのは、「五箇月十七日以内」とする。(人事院規則への委任)
12 この附則に定めるもののほか、この法律(次項を除く。)の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

5 (切替日前の異動者の号俸等の調整)

切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(旧号俸等の基礎)

6 附則第三項から前項までの規定の適用については、改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、同法及びこれに基づく命令の規定に従って定められたものでなければならぬ。

(給与の内払)

7 改正前の法又は第二条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の規定に基づいて切替日からこの法律の施行の前日までの間に職員に支払われた給与は、それぞれ、改正後の法又は改正後の昭和三十三年改正法の規定による給与の内払とみなす。この場合において、改正後の法の規定により調整手当を支給されることとなる職員に支払われた暫定手当(同法第六条の第二項の規定に基づく人事院規則で指定する職員にあつては、改正後の昭和三十三年改正法附則第二十三項の規定により俸給とみなされる額以外の額に係るものに限る)は、改正後の法の規定による調整手当の内払とみなす。

8 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

(調整手当についての人事院の措置)

9 人事院は、この法律の施行の日から起算して三年以内に改正後の法第十一条の三に規定する調整手当に関して必要と認められる措置を国会及び内閣に同時に勧告することを目途として、同法第二条第六号に規定する調査研究の一環として調整手当に関する調査研究を行なうものとする。

附則 (昭和四十三年一月二二日法律第一〇五号)

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中一般職の職員の給与に関する法律第十九条の二の改正規定はこの法律の公布の日属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から、第一条中同法第十九条の三第一項及び第二項、第十九条の四並びに第二十三条第七項の改正規定は昭和四十四年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正後の法」という。)第十二条の規定は昭和四十三年五月一日から、改正後の法第十条の三第一項、第二十二條第一項及び別表第一から別表第八までの規定並びに第二条から第四条までに規定する各法律のこれらの規定による改正後の規定は同年七月一日から適用する。

(特定の職務の等級の切替え)

3 昭和四十三年七月一日(以下「切替日」という。)の前日においてその者の属する職務の等級が附則別表第一に掲げられている職員の切替日における職務の等級は、人事院の定めるところにより、切替日の前日においてその者の属する職務の等級に対応する同表の甲欄又は乙欄に定める職務の等級とする。

(特定の号俸の切替え等)

4 前項の規定により切替日における職務の等級が附則別表第一の甲欄に定める職務の等級となる職員(附則第八項に規定する職員を除く。)の切替日における号俸は、切替日の前日においてその者の受ける号俸(以下「旧号俸」という。)に対応する附則別表第二から附則別表第四までに定める号俸とし、前項の規定により切替日における職務の等級が附則別表第一の乙欄に定める職務の等級となる職員(附則第八項に規定する職員を除く。)の切替日における号俸は、旧号俸と同じ号数の号俸とする。

5 切替日の前日においてその者の属する職務の等級が医療職俸給表(三)の三等級である職員(附則第八項に規定する職員を除く。)の切替日における号俸は、旧号俸の号数に一を加えて得た号数の号俸とする。

6 前二項の規定により切替日における号俸を決定される職員に対する切替日以降における最初の一般職の職員の給与に関する法律第八條第六項の規定の適用については、旧号俸を受けていた期間(人事院の定める職員にあつては、人事

院の定める期間を増減した期間)を切替日における号俸を受ける期間に通算する。

7 旧号俸が税務職俸給表、公安職俸給表(一)又は公安職俸給表(二)の二等級の一号俸である職員の切替日における号俸は、二号俸とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間(最高号俸等の切替え等)

8 切替日の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸をこえる俸給月額を受ける職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間(切替日から施行日の前日までの間の異動者の号俸等)

9 切替日からこの法律の施行の前日までの間にあって、第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正前の法」という。)の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員(改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号俸若しくは俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。)

10 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

11 附則第三項から前項までの規定の適用については、改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、同法及びこれに基づく命令の規定に従って定められたものでなければならぬ。

(給与の内払)

12 改正前の法の規定に基づいて切替日(通勤手当にあつては、昭和四十三年五月一日)からこの法律の施行の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

13 (人事院規則への委任) 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附則別表第一 職務の等級の切替表

税務職俸給表	3等級	特3等3等級
公安職俸給表	3等級	特3等3等級
公安職俸給表	1等級	特1等1等級
海軍職俸給表	1等級	特1等1等級
医療職俸給表		
附則別表第二 税務職俸給表、公安職俸給表		
(一)又は公安職俸給表(二)の特3等級となる職員の号俸の切替表		
旧号俸	切替日における号俸	
2号俸から6号俸までの号俸	2号俸	
7号俸	3号俸	
8号俸	4号俸	
9号俸	5号俸	
10号俸	6号俸	
11号俸	7号俸	
12号俸	8号俸	
13号俸	9号俸	
14号俸	10号俸	
15号俸	11号俸	
16号俸	12号俸	
17号俸	13号俸	
18号俸	14号俸	
19号俸	15号俸	
20号俸	15号俸	
附則別表第三 海軍職俸給表(一)の特1等級となる職員の号俸の切替表		
旧号俸	切替日における号俸	
1号俸から6号俸までの号俸	1号俸	
7号俸	2号俸	
8号俸	3号俸	
9号俸	4号俸	

10号俸	5号俸
11号俸	6号俸
12号俸	7号俸
13号俸	8号俸
14号俸	9号俸
15号俸	10号俸
16号俸	11号俸
17号俸	11号俸
18号俸	12号俸

附則別表第四 医療職俸給表(三)の特1等級となる職員号俸の切替表

旧号俸	切替日における号俸
1号俸から8号俸までの号俸	1号俸
9号俸	2号俸
10号俸	3号俸
11号俸	4号俸
12号俸	5号俸
13号俸	6号俸
14号俸	7号俸
15号俸	8号俸
16号俸	9号俸
17号俸	9号俸
18号俸	10号俸
19号俸	10号俸
20号俸	11号俸
21号俸	11号俸
22号俸	12号俸
23号俸	12号俸
24号俸	13号俸
25号俸	13号俸

附則 (昭和四四年一月二日法律第七二号)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
(施行期日等)
- 2 第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定(同法第十一条の二の規定を除く。)及び第二条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の規定は、昭和四十四年六月一日から適用する。
(最高号俸等の切替え等)
- 3 昭和四十四年六月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸をこえる俸給月額を受ける職員又は切替日における号俸又は俸給月額及びこれら

- 4 人事院規則で定める。
(切替期間における異動者の号俸等)
切替日からこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正前の法」という。)の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。
(切替日前の異動者の号俸等の調整)
切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。
(旧号俸等の基礎)
附則第三項から前項までの規定の適用については、改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、同法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。
(扶養手当に関する経過措置)
次の各号の一に該当する者は、すみやかにその旨を改正後の法第七条に規定する各庁の長又はその委任を受けた者に届け出なければならぬ。
一 切替日において、その前日から引き続き、扶養親族たる満十八歳未満の子で改正前の法第十一条の二第一項の規定による届出がされたもの(切替日前に扶養親族たる要件を具備するに至つた満十八歳未満の子で、切替日以降当該要件を具備するに至つた日から十五日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。)があり、かつ、配偶者(届出をしないうが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)のなかつた者
- 5 二 切替期間において新たに扶養親族たる満十八歳未満の子で改正前の法第十一条の二第一

- 6 項の規定による届出がされたものを有する職員となつた者であつて、その届出に係る事実が生じた日(その届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたものであるときは、その届出がされた日)に配偶者のなかつたもの(前号に該当する者を除く。)
- 7 三 切替期間において配偶者のない職員となつた者(改正前の法第十一条の二第一項の規定による届出がされた扶養親族たる配偶者があつた職員で、配偶者のない職員となつたものを除く。)であつて、その配偶者のない職員となつた日に扶養親族たる満十八歳未満の子で同項の規定による届出がされたもの(その日前に扶養親族たる要件を具備するに至つた日から十五日以内)に同項の規定による届出がされたものを含む。)があつたもの
- 8 四 配偶者のなかつた職員のうち、切替期間において扶養親族でない配偶者がある職員となつた者であつて、その配偶者がある職員となつた日に扶養親族たる満十八歳未満の子で改正前の法第十一条の規定による届出がされたもの(その日前に扶養親族たる要件を具備するに至つた満十八歳未満の子で、その日以降当該要件を具備するに至つた日から十五日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。)があつたもの
- 9 前項第一号又は第二号の規定による届出が施行日から三十日を経過した後にされた場合におけるこれらの届出に係る事実に関する改正後の法第十一条第三項の規定の適用については、これらの届出がされた日の属する月の末日(これらの届出がされた日が月の初日であるときは、その日の前日)までの間同項中「六百元(職員に配偶者がない場合にあつては、千二百円)」とあるのは「六百元」とする。
- 10 切替期間において職員が配偶者のない職員となつた場合又は配偶者を有するに至つた場合において、その配偶者のない職員となり、又は配偶者を有するに至つた日に扶養親族たる満十八歳未満の子で改正前の法第十一条の二第一項の規定による届出がされたもの(これらの日前に扶養親族たる要件を具備するに至つた満十八歳未満の子で、これらの日以降当該要件を具備するに至つた日から十五日以内に同項の規定による

- 11 届出がされたものを含む。)を有するときに、その届出がされたもの(これを「有する」とし、支給額の改定は、その配偶者のない職員となり、又は配偶者を有するに至つた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行なう。ただし、職員が配偶者のない職員となつた場合における同項第二号又は附則第七項第三号の規定による届出が施行日から三十日を経過した後にされたときの改定は、これらの届出がされた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行なうものとする。
(期末手当及び勤勉手当に関する経過措置)
- 12 切替日において在職する職員に対して昭和四十四年六月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する改正後の法第十九条の三及び第十九条の四の規定の適用については、同法第十九条の三第二項中「職員が受けるべき」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十四年法律七十二号)第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正前の法」という。)の規定により職員が受けるべきであつた」と、同法第十九条の四第二項中「受けるべき」とあるのは「改正前の法の規定により受けるべきであつた」とする。
(給与の内払)
改正前の法の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。
(人事院規則への委任)
附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附則 (昭和四五年一月二七日法律第一一九号) 抄

- 1 (施行期日等)
この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中一般職の職員の給与に関する法律第十九条の二第一項及び第二項の改正規定は昭和四十六年一月一日から、第一条中同法第八條第六項及び第八項の改正規定は同年四月一日から、附則第二十二項の規定は国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律(昭和四十五年法律第十七号)の施行の日の前日から施行する。
- 2 第一条の規定(前項ただし書に係る改正規定を除く。)による改正後の一般職の職員の給与

に関する法律の規定、附則第十三項の規定による改正後の国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）の規定、附則第十五項の規定による改正後の大学の運営に関する臨時措置法（昭和四十四年法律第七十号）の規定、附則第十六項の規定による改正後の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号、第二百四号第二項中調整手当に係る部分、附則第六條の二及び附則第六條の四を除く。）の規定、附則第十七項の規定による改正後の地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号、第二条第三項中調整手当に係る部分を除く。）の規定、附則第十九項の規定による改正後の市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号、第一条中調整手当に係る部分を除く。）の規定及び附則第二十項の規定による改正後のへき地教育振興法（昭和二十九年法律第四百十三号）の規定は、昭和四十五年五月一日から適用する。

3 指定職俸給表の乙欄の俸給月額（以下「切替日」という。）の前日において指定職俸給表の乙欄に掲げる俸給月額を受ける職員（以下「旧号俸」という。）の切替日における俸給額は、第一号の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正前の法」という。）の規定により切替日の前日においてその者の受ける俸給月額等を基準として、人事院が定める。

4 切替日の前日においてその者の属する職務の等級が教育職俸給表（一）の等級又は研究職俸給表の等級若しくは二等級である職員のうち、改正前の法の規定により切替日の前日においてその者の受ける号俸（以下「旧号俸」という。）が附則別表に掲げられている職員の切替日における号俸は、旧号俸に対応する同表に定める号俸とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

5 切替日の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸をこえる俸給月額を受ける職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

6 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改

正前の法の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員の給与に関する法律（以下「改正後の法」という。）の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

8 附則第三項から前項までの規定の適用については、改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、同法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

9 改正後の法第十一条の規定は、改正前の法第十一条の四の規定による調整手当で切替日前に支給事由がなくなつたものに係る異動又は移転については、適用しない。

11 改正前の法の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。この場合において、隔遠地手当は、改正後の法の規定による特地勤務手当の内払とみなす。

12 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

附則（昭和四十六年二月一五五法律第一二二号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条並びに附則第九項、附則第十六項中国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）に係る部分及び附則第十七項の規定は、昭和四十七年一月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正後の法」という。）の規定は、昭和四十六年五月一日から適用する。ただし、改正後の法第十三條の四の規定は、同年十月一日から適用する。

3 昭和四十六年五月一日（以下「切替日」という。）の前日においてその者の受ける号俸（以下「旧号俸」という。）が附則別表の旧号俸欄に掲げられている号俸である職員（以下「特定号俸職員」という。）のうち、旧号俸が同表の期間欄に期間の定めのない号俸である職員及び旧号俸が同欄に期間の定めのある号俸である職員で切替日において旧号俸を受けていた期間に定める職員に於ては、人事院の定める期間を増減しない期間（以下同じ。）が同欄に定める期間に達しているもの切替日における号俸は、旧号俸に対応する同表の旧号俸欄に定める号俸とする。

4 特定号俸職員のうち、旧号俸が附則別表の期間欄に期間の定めのある号俸である職員で切替日において旧号俸を受けていた期間が同欄に定める期間に達していないものは、昭和四十六年七月一日、同年十月一日又は昭和四十七年一月一日のうち、切替日から起算して同欄に定める期間と切替日において旧号俸を受けていた期間との差に相当する期間を経過した日以後の直近の日において、旧号俸に対応する同表の旧号俸欄に定める号俸を受けるものとし、その者の切替日から当該直近の日の前日までの間における俸給月額は、旧号俸に対応する同表の暫定俸給月額欄に定める額とする。

5 附則第三項の規定により切替日における号俸を決定される職員に対する切替日以降における最初の改正後の法第八條第六項の規定の適用については、旧号俸を受けていた期間（旧号俸が附則別表の期間欄に期間の定めのある号俸である職員に於ては、旧号俸を受けていた期間か

ら当該旧号俸に対応する同欄に定める期間を減じた期間）を切替日における号俸を受ける期間に通算する。

6 切替日の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸をこえる俸給月額を受ける職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

7 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正前の法」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち人事院の定める職員（以下「改正後の法」の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。）の場合において、その俸給月額が附則別表の暫定俸給月額欄に定める額とされた職員の当該俸給月額を受けることがなくなつた日における号俸は、人事院が定める。

8 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

9 附則第六項及び前項の規定は、昭和四十七年一月一日前を引き続き教育職俸給表（四）の適用を受ける職員の日における号俸及び俸給月額（旧号俸等の基礎）

10 附則第三項から前項までの規定の適用については、改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、同法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

（改正後の法第八條の適用の経過措置）

行政職俸給表 (一)	職務の旧							職務の新							暫定俸給 月額									
	等級							等級																
	6	5	4	3	2	1	7	6	5	4	3	2	1	7		6	5	4	3	2	1			
	7	6	5	4	3	2	8	7	6	5	4	3	2	8		7	6	5	4	3	2			
	9	6	3				9	6	3					9		6	3							
	0	4	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3
	0	0	0	9	0	8	0	8	0	6	0	5	0	8	0	6	0	5	0	8	0	6	0	5
	7	4	1				1	8	6				1	8	6				1	8	6			

公安職俸給表 (一)	6等級							7等級										
	3	2	1					3	2	1								
	4	3	2	1				4	3	2	1							
	5	4	3	2				5	4	3	2							
	9	6	3					9	6	3								
	0	4	0	4	0	4	0	4	0	4	0	4	0	4	0	4	0	4
	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3
	0	6					0	1	0	9	0	8	0	3	0	1	0	0
	8						4	9	5				0	6	2			

教育職俸給表 (二)	5等級							4等級							3等級									
	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7			
	2	3	4	5	6	7	8	2	3	4	5	6	7	8	2	3	4	5	6	7	8			
	3	4	5	6	7	8	9	3	4	5	6	7	8	9	3	4	5	6	7	8	9			
	9	6	3					9	6	3					9	6	3							
	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3
	0	4	0	4	0	4	0	4	0	4	0	4	0	4	0	4	0	4	0	4	0	4	0	4
	0	1	0	8	0	7	0	5	0	6	0	4	0	3	0	5	0	8	0	6	0	5		
	0						3	9	6				0	9	8				0	9	8			

研究職俸給表 (三)	5等級							4等級							3等級									
	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7			
	2	3	4	5	6	7	8	2	3	4	5	6	7	8	2	3	4	5	6	7	8			
	3	4	5	6	7	8	9	3	4	5	6	7	8	9	3	4	5	6	7	8	9			
	9	6	3					9	6	3					9	6	3							
	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3
	0	7	0	5	0	6	0	8	0	6	0	5	0	1	0	9	0	8	0	9	0	8	0	6
	0						3	9	6				0	9	8				0	9	8			

11 改正後の法第八条の規定の切替日から昭和四十六年十二月三十一日までの間における適用については、同条第三項中「号俸」とあるのは「号俸又は一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第二百一十一号)附則別表の暫定俸給月額欄に定める俸給月額(次項において「暫定俸給月額」という。）」と、同条第四項中「号俸」とあるのは「号俸又は暫定俸給月額」とする。

12 附則別表の暫定俸給月額欄に定める俸給月額を受ける職員に関する改正後の法第八条第七項の規定の切替日から昭和四十六年十二月三十一日までの間における適用については、人事院規則で定める。

13 (給与の内払)
改正前の法の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

14 (人事院規則への委任)
附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

附則 (昭和四十七年一月三十一日法律第一八号)
(施行期日等)
1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定は、昭和四十七年四月一日から適用する。
(最高号俸等の切替等)
2 昭和四十七年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸をこえる俸給月額を受ける職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

3 (切替期間における異動者の号俸等)
切替日からこの法律の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この法律による改正前の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正前の法」という。)の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

4 (切替日前の異動者の号俸等の調整)
切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。
(旧号俸等の基礎)

附則 (昭和四十七年一月三十一日法律第一八号)	6等級										
	6	5	4	3	2	1	3				
	7	6	5	4	3	2	4				
	9	6	3				9				
	0	3	0	3	0	3	0	3	0	8	0
	0	8	0	6	0	5	1	8	6		

5 前三項の規定の適用については、改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額、同法及びこれに基づく命令の規定に従って定められたものでなければならぬ。

6 改正前の法の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

(人事院規則への委任)

7 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

附則 (昭和四十八年四月二日法律第一〇号) 抄

1 (施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四十八年九月二六日法律第九五号) 抄

1 (施行期日等)

この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律による改正後の一般職の職員の給与に關する法律(以下「改正後の法」という。)の規定及び附則第十七項の規定による改正後の国家公務員の寒冷地手当に關する法律の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第十号)の規定は、昭和四十八年四月一日から適用する。ただし、改正後の法第十九条の二第一項及び第二項の規定は、同年九月一日から適用する。

(特定の職務の等級の切替え)

3 昭和四十八年四月一日(以下「切替日」という。)の前日においてその者の属する職務の等級が行政職俸給表(一)、税務職俸給表、公安職俸給表(一)、公安職俸給表(二)、海事職俸給表(二)又は医療職俸給表(二)の等級である職員の切替日における職務の等級は、人事院の定めるところにより、それぞれの俸給表の特一等級又は一等級とする。

(特定の号俸の切替え等)

4 前項の規定により切替日における職務の等級が同項に規定する俸給表の特一等級となる職員(附則第八項に規定する職員を除く。)の切替日における号俸は、切替日の前日においてその者の受ける号俸(以下「旧号俸」という。)に對する附則表第一の新高俸欄に定める号俸とし、前項の規定により切替日における職務の等級が同項に規定する俸給表の一等級となる職員

(次項、附則第六項及び附則第八項に規定する職員を除く。)の切替日における号俸は、旧号俸と同じ号数の号俸とする。

5 旧号俸が附則別表第二のイからヨまでの表(以下「切替表」という。)の旧号俸欄に掲げられている号俸である職員(附則第三項の規定により切替日における職務の等級が同項に規定する俸給表の特一等級となる職員を除く。以下「特定号俸職員」という。)のうち、旧号俸が切替表の期間欄に期間の定めのない号俸である職員及び旧号俸が同欄に期間の定めのある号俸である職員で切替日において旧号俸を受けていた期間(人事院の定める職員にあつては、人事院の定める期間を増減した期間。次項及び附則第七項第二号において同じ。)が同欄の左欄に定める期間に達しているもの切替日における号俸は、旧号俸に對する切替表の新高俸欄に定める号俸とする。

6 特定号俸職員のうち、旧号俸が切替表の期間欄に期間の定めのある号俸である職員で切替日において旧号俸を受けていた期間が同欄の左欄に定める期間に達していないものは、切替日から起算してそれらの期間の差に相当する期間を経過した日が、昭和四十八年七月一日以前であるときは同日に、同月二日以後であるときは同年十月一日に、旧号俸に對する切替表の新高俸欄に定める号俸を受けるものとし、その者の切替日から切替表の新高俸欄に定める号俸を受ける日の前日までの間における俸給月額額は、旧号俸に對する切替表の暫定俸給月額欄に定める額とする。

7 附則第四項又は附則第五項の規定により切替日における号俸を決定される職員に對する切替日以降における最初の改正後の法第八条第六項の規定の適用については、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる期間を切替日における号俸を受ける期間に通算する。

- 一 附則第四項の規定により切替日における号俸を決定される職員及び附則第五項の規定により切替日における号俸を決定される職員のうち旧号俸が切替表の期間欄に期間の定めのない号俸である職員、旧号俸を受けていた期間(人事院の定める職員にあつては、人事院の定める期間を増減した期間)の定める附則表第一の新高俸欄に定める号俸を決定される職員のうち旧号俸が切替表の期間欄に期間の定めのある号俸である職員

9 旧号俸を受けていた期間が九月未満である職員にあつては旧号俸を受けていた期間から当該旧号俸に對する切替表の期間欄の左欄に定める期間を減じた期間、旧号俸を受けていた期間が九月以上である職員にあつては旧号俸を受けていた期間から当該旧号俸に對する切替表の期間欄の右欄に定める期間を減じた期間

(最高号俸等の切替え等)

8 切替日の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸をこえる俸給月額を受ける職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

(切替期間における異動者の号俸等)

9 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この法律による改正前の一般職の職員の給与に關する法律(以下「改正前の法」という。)の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員が改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号俸若しくは俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。この場合において、その俸給月額が切替表の暫定俸給月額欄に定める額とされた職員に對する切替表の暫定俸給月額欄に定める額とされた職員に對する号俸は、人事院が定める。

(切替日前の異動者の号俸等の調整)

10 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(旧号俸等の基礎)

11 附則第三項から前項までの規定の適用については、改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

(改正後の法第八条の規定の適用の経過措置)

12 改正後の法第八条第三項及び第四項の規定の切替日から昭和四十八年九月三十日までの間における適用については、同条第三項中「号俸」とあるのは「号俸又は一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十五号)附則別表第二のイからヨまでの表の暫定俸給月額欄に定める俸給月額(次項において「暫定俸給月額」という。)」と、同条第四項中「号俸」とあるのは「号俸又は暫定俸給月額」とする。

13 切替表の暫定俸給月額欄に定める俸給月額を受ける職員に關する改正後の法第八条第七項の規定の切替日から昭和四十八年九月三十日までの間における適用については、人事院規則で定める。

(住居手当に關する経過措置)

14 切替期間において、改正前の法第十一条の規定により住居手当を支給されていた期間のうち、改正後の法第十一条の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の法第十一条の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の法第十一条の六の規定にかかわらず、なお従前の例による。この法律の施行の際改正前の法第十一条の六の規定によりこの法律の施行の日を含む引き続き期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の法第十一条の六の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の法第十一条の六の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの法律の施行の日から昭和四十九年三月三十一日(同日前に人事院規則で定める事由が生じた職員にあつては、人事院規則で定める日)までの間の住居手当についても、同様とする。

(給与の内払)

15 職員が、改正前の法の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の法(住居手当については、改正後の法第十一条の六又は前項)の規定による給与の内払とみなす。

(人事院規則への委任)

16 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、人事院規則で定める。
 附則別表第一 附則第三項に規定する職員のうち、切替日において同項に規定する俸給表の特1等級となる職員の号俸の切替表

行政職俸給表 (一)	1から6まで	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
	1から6まで	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100

公安職俸給表 (二)	1から6まで	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
	1から6まで	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100

行政職俸給表 (二)の適用を受ける者	1から6まで	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
	1から6まで	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100

公安職俸給表 (一)の適用を受ける者	1から6まで	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
	1から6まで	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100

6等級	5等級	4等級	3等級	特3等級	2等級	1等級	職務の等級	ホ 公安職俸給表	7等級	6等級	5等級
15	1111	1111	2111	1111	1111	1111	旧号俸	3098	2222	2222	2222
15	1111	1111	1111	1111	1111	1111	新号俸	2998	2222	2222	2222
36	3636	3636	6363	6363	6363	6363	期間	633	363	636	636
94,600	1111	1111	1111	1111	1111	1111	月間	966	696	969	969
000	1111	1111	1111	1111	1111	1111	円	966	696	969	969
000	1111	1111	1111	1111	1111	1111	暫定俸給月額	310	365	328	328
000	1111	1111	1111	1111	1111	1111		440	700	570	570
000	1111	1111	1111	1111	1111	1111		000	000	000	000

2等級	1等級	職務の等級	ト 海事職俸給表	5等級	4等級	3等級	2等級	1等級	特1等級	職務の等級	7等級
2211	2221	旧号俸	2098	1111	1111	1111	1111	1111	1111	旧号俸	2108
1098	2109	新号俸	1987	1111	1111	1111	1111	1111	1111	新号俸	2107
2111	2211	期間	6363	6363	6363	6363	6363	6363	6363	期間	633
0988	1099	月間	9696	9696	9696	9696	9696	9696	9696	月間	966
0988	1099	円	9696	9696	9696	9696	9696	9696	9696	円	969
0988	1099	暫定俸給月額	980,8	886,5	1100,7	1100,5	1100,2	1100,8	220,5	暫定俸給月額	884,9
0988	1099		0000	4000	5120	3200	2880	1300	2200		0000
0988	1099		0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000		0000

5等級	4等級	3等級	2等級	職務の等級	チ 教育職俸給表	4等級	3等級
2222	2222	2222	2222	旧号俸	2222	2222	2222
5432	7654	6543	5432	新号俸	2222	2222	2222
2222	2222	2222	2222	期間	2222	2222	2222
4322	5443	2221	4432	月間	6363	6363	6363
4322	5443	2221	4432	円	9696	9696	9696
4322	5443	2221	4432	暫定俸給月額	885,4	881,0	1100,4
4322	5443	2221	4432		999,9	950,0	872,1
4322	5443	2221	4432		0000	0000	0000

1等級	職務の等級	又 教育職俸給表	3等級	2等級	1等級	職務の等級	リ 教育職俸給表
2222	旧号俸	3333	3333	3333	3333	旧号俸	2276
5432	新号俸	3333	2222	3333	3333	新号俸	2254
2222	期間	3333	2222	3333	3333	期間	36
3211	月間	6363	6363	6363	6363	月間	114
3211	円	9696	9696	9696	9696	円	100
3211	暫定俸給月額	112,0	116,5	117,1	116,6	暫定俸給月額	114,1
3211		09,6	51,0	71,0	66,2		00
3211		0000	0000	0000	0000		00

研究職 俸給表の適用を受ける者	5等級										4等級										3等級										職務の等級 旧号俸 新号俸 期間 暫定俸給月額	3等級										2等級																																						
	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2										3 3 3 3 2 2 2 2 2 2										2 2 2 2 2 2 2 2 2 2											2 2 2 2 2 2 2 2 2 2										3 3 3 3 3 3 3 3 2 2 2 2										2 2 2 2 2 2 2 2 2 2																												
	7 6 5 4 3 2										3 2 1 0 9 8 7 6										8 7 6 5 4 3											6 5 4 3										8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8										8 7 6																												
	2 5										3 1 0 9 9 8 7 6										2 6 6 5 4 4 3										4 4 3 3 2 1 1 0										5 4 3 3 2 1 1 0 9 9 8										2 5 4 3																													
	6 3 6 3										6 3 6 3										6 3 6 3										3 6 3 6 3										6 3 6 3										6 3 6 3																													
	9 6 9 6										9 6 9 6										9 6 9 6										9 6 9 6										9 6 9 6										9 6 9 6																													
	1 1 1 1 1 1										1 1 1 1 1 1										1 1 1 1 1 1										8 8 8 8										1 1 1 1										1 1 1 1																													
	1 1 1 1 1 1										6 6 6 6 5 5										7 7 7 7 6 6										5 5 5 5										4 4 4 4										3 3 3 3										2 2 2 2																			
	7 6 3 1										9 7 2 0 5 3										7 5 1 9										7 7 7 7										7 5 1 9										7 5 2 0 7 5										2 0 2 0										6 6 6 6									
	6 1 0 0 0 0										2 4 5 2 8 2										8 8 7 7										8 8 7 7										0 0 0 0										0 0 0 0										8 1 0 0										8 1 0 0									

1等級 職務の等級 旧号俸 新号俸 期間 暫定俸給月額	カ 医療職 俸給表(二)の適用を受ける者										4等級										3等級										2等級										職務の等級 旧号俸 新号俸 期間 暫定俸給月額																													
	2 2 2 2 1 1										2 2 2 2 1 1										2 2 2 2 1 1										2 2 2 2 1 1											2 2 2 2 1 1																												
	2 1 0 9 8										3 2 1 0 9 8										2 1 0 9 8										2 1 0 9 8											2 1 0 9 8																												
	2 2 1 1 1										2 2 2 1 1										2 2 1 1 1										2 2 1 1 1										2 2 2 2 2 2 2 2 2 2										2 2 2 2 2 2 2 2 2 2																			
	1 0 9 9 8										1 1 0 9 9 8										1 0 9 9 8										1 0 9 9 8										1 5 4 4 6 4										1 1 5 5 9 7 3 1										1 1 1 1 1 1 1 1 1 1									
	6 3 6 3										6 3 6 3										6 3 6 3										6 3 6 3										3 6 3 6 3										6 3 6 3																			
	9 6 9 6										9 6 9 6										9 6 9 6										9 6 9 6										9 6 9 6										9 6 9 6																			
	1 1 1 1 1										1 1 1 1 1										2 2 2 2 0 0										2 2 2 2 0 0										1 1 1 1 1										1 1 1 1 1																			
	5 5 4 4 6 4										8 8 8 7 2 9										7 7 4 9 6										7 7 4 9 6										3 2 9 7 4 2 6 4 3										3 2 9 7 4 2 6 4 3																			
	6 9 8 5 0 0										2 1 5 8 0 0										2 2 0 0 0 0										2 2 0 0 0 0										7 5 0 0 0 0										7 5 0 0 0 0																			

2等級	1等級										特1等級										職務の等級 旧号俸 新号俸 期間 暫定俸給月額	6等級										5等級										4等級										3等級										2等級																																						
	2 2 2 2 1 1										2 2 2 2 1 1											1 1 1 1 1										1 1 1 1 1										2 2 2 2 1 1										2 2 2 2 1 1										2 2 2 2 1 1										1 1 1 1 1										1 1 1 1 1																		
	5 4 3 2 1 0 9 8										3 2 1 0 9 8											7 6 6 5										1 1 1 1 1										1 1 1 1 1										2 1 0 9 8										2 1 0 9 8										2 1 0 9 8										1 1 1 1 1										1 1 1 1 1								
	2 2 2 2 1 1										2 2 2 2 1 1										1 1 1 1 1										1 1 1 1 1										2 2 2 2 2 2 2 2 2 2										2 2 2 2 2 2 2 2 2 2										2 2 2 2 2 2 2 2 2 2										2 2 2 2 2 2 2 2 2 2										2 2 2 2 2 2 2 2 2 2										2 2 2 2 2 2 2 2 2 2									
	9 8 7 6										3 2 1 0 9 8										7 6 6 5										1 1 1 1 1										1 1 1 1 1										2 2 2 2 2 2 2 2 2 2										2 2 2 2 2 2 2 2 2 2										2 2 2 2 2 2 2 2 2 2										2 2 2 2 2 2 2 2 2 2										2 2 2 2 2 2 2 2 2 2									
	6 3 6 3										6 3 6 3										3 6 3 6 3										6 3 6 3										6 3 6 3										6 3 6 3										6 3 6 3										6 3 6 3										6 3 6 3										6 3 6 3									
	9 6 9 6										9 6 9 6										9 6 9 6										9 6 9 6										9 6 9 6										9 6 9 6										9 6 9 6										9 6 9 6										9 6 9 6										9 6 9 6									
	1 1 1 1 1										1 1 1 1 1										1 1 1 1 1										1 1 1 1 1										1 1 1 1 1										1 1 1 1 1										1 1 1 1 1										1 1 1 1 1										1 1 1 1 1																			
	8 7 3 2										6 5 1 0 4 6 4										6 4 4 4										6 4 4 4										1 1 1 1 1										1 1 1 1 1										2 2 2 2 2 2 2 2 2 2										2 2 2 2 2 2 2 2 2 2										2 2 2 2 2 2 2 2 2 2										2 2 2 2 2 2 2 2 2 2									
	7 4 9 1 4 1										8 2 4 6 5 3 0 0										5 3 0 0										5 3 0 0										9 5 6 7 8										9 5 6 7 8										1 1 1 1 1										1 1 1 1 1										4 4 4 4 4 4 4 4 4 4										4 4 4 4 4 4 4 4 4 4									

附則(昭和四十九年三月二十七日法律第七号)

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正後の法」という。)別表第五の規定は、昭和四十九年一月一日から適用する。(最高号俸等の切替等)

2 昭和四十九年一月一日(以下「切替日」という。)の前日において教育職俸給表の職務の等級の最高号俸又は最高号俸を超える俸給月額を受ける職員で人事院規則で定めるものの切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

3 (切替期間における異動者の号俸等)
切替日からこの法律の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この法律による改正前の一般職の職員に給与に関する法律(以下「改正前の法」という。)の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、教育職俸給表の適用を受ける職員で人事院の定めるものの改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。(切替日前の異動者の号俸等の調整)

4等級	3等級									
	2 2 2 2 1 1 1 1 1 1									
	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2									
	2 2 2 2 1 1 1 1 1 1									
	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2									
	6 3 6 3									
	9 6 9 6									
	8 8 7 7 9 8 8 7									
	3 2 9 8 8 7									
	2 2 8 5 4 4 6 3 2 7									
	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0									

4 切替日において教育職俸給表の適用を受ける職員のうち、切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(旧号俸等の基礎)

5 前三項の規定の適用については、改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく命令の規定に従って定められたものでなければならぬ。
(給与の内払)

6 切替期間において教育職俸給表の適用を受ける職員が、改正前の法の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。
(人事院規則への委任)

7 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。
(教育職俸給表の適用を受ける防衛庁の職員の俸給月額の内払)

8 防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)第四条第二項の規定により改正後の法別表第五(ハ)を除く。附則第十項において同じ。)の適用を受ける防衛庁の職員(切替日における俸給月額は、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級におけるその者が受けていた俸給月額に対応する号俸と同一の当該職務の等級における号俸による額とする)。

9 前項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員に対する切替日以降における最初の防衛庁職員給与法第五条第三項において準用する改正後の法第八条第六項の規定の適用については、その者の切替日の前日における俸給月額を受けていた期間(総理府令で定める職員にあっては、総理府令で定める期間を増減した期間)を切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。

10 切替期間において防衛庁職員給与法第四条第二項の規定により改正後の法別表第五の適用を受ける防衛庁の職員の俸給月額及びこれを受けることとなる期間並びにその者が防衛庁職員給

与法の規定に基づいて切替期間中の分として既に支給を受けた給与については、附則第三項、第四項又は第六項に規定する職員の例による。
附則(昭和四十九年四月二十七日法律第三二号)
(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正後の法」という。)別表第七八の規定は、昭和四十九年四月一日から適用する。
(最高号俸等の切替等)

2 昭和四十九年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において医療職俸給表(三)の職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受ける職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。
(切替期間における異動者の号俸等)

3 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この法律による改正前の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正前の法」という。)の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、医療職俸給表(三)の適用を受ける職員のうち、人事院の定めるもの改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。
(切替日前の異動者の号俸等の調整)

4 切替日において医療職俸給表(三)の適用を受ける職員のうち、切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(旧号俸等の基礎)

5 前三項の規定の適用については、改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく命令の規定に従って定められたものでなければならぬ。

6 切替期間において医療職俸給表(三)の適用を受ける職員が、改正前の法の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。
(人事院規則への委任)

7 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。
(医療職俸給表(三)の適用を受ける防衛庁の職員の俸給月額の内払)

8 防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)第四条第二項の規定により改正後の法別表第七八の適用を受ける防衛庁の職員(切替日の前日において別表第七八の職務の等級の最高の号俸による俸給月額又はこれを超える俸給月額を受けていた者を除く。)の切替日における俸給月額は、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級におけるその者が受けていた俸給月額に対応する号俸と同一の当該職務の等級における号俸による額とする。
(人事院規則への委任)

9 前項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員に対する切替日以降における最初の防衛庁職員給与法第五条第三項において準用する改正後の法第八条第六項の規定の適用については、その者の切替日の前日における俸給月額を受けていた期間(総理府令で定める職員にあっては、総理府令で定める期間を増減した期間)を切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。

10 切替期間において防衛庁職員給与法第四条第二項の規定により改正後の法別表第七八の適用を受ける防衛庁の職員の俸給月額及びこれを受けることとなる期間並びにその者が防衛庁職員給与法の規定に基づいて切替期間中の分として既に支給を受けた給与については、附則第二項から第四項まで又は第六項に規定する職員の例による。
(施行期日)

附則(昭和四十九年六月一日法律第七〇号)抄
附則(昭和四十九年六月四日法律第七四号)
(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の給与に関する法律、特別職の職員の給与に関する法律、防衛庁職員給与法及び沖繩国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法(附則第五項において「改正後の一般職の職員の給与に関する法律等」という。)の規定は、昭和四十九年四月一日から適用する。
(最高号俸を超える俸給月額を受ける職員の俸給月額等)

2 昭和四十九年四月一日において、改正前の一般職の職員の給与に関する法律の規定により、職務の等級の最高の号俸を超える俸給月額を受ける職員が、改正後の一般職の職員の給与に関する法律の規定による同日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。
(人事院規則への委任)

3 昭和四十九年四月二日からこの法律の施行の日の前日までの間において、改正前の一般職の職員の給与に関する法律の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、職務の等級の最高の号俸を超える俸給月額を受ける職員が、改正後の一般職の職員の給与に関する法律の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。
(人事院規則への委任)

4 前二項の規定は、防衛庁職員給与法の適用を受ける職員について準用する。この場合において、これらの規定中「一般職の職員の給与に関する法律」とあるのは、「防衛庁職員給与法」と、「職務の等級」とあるのは、「職務の等級(自衛官にあっては、階級)」と、附則第二項中「人事院規則」とあり、又は前項中「人事院」とあるのは、「総理府令」と読み替えるものとする。
(給与の内払)

5 一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員、特別職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員、防衛庁職員給与法の適用を受ける職員又は沖繩国際海洋博覧会政府代表が、改正前の一般職の職員の給与に関する法律、特別職の職員の給与に関する法律、防衛庁職員給与法又は沖繩国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の規定に基づいて、昭和四十九年四月一日以後の分として支給を受けた給与は、それぞれ、改正後の一般職の職員の

給与の内払とみなす。
(人事院規則への委任)

6 切替期間において医療職俸給表(三)の適用を受ける職員が、改正前の法の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。
(人事院規則への委任)

7 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。
(医療職俸給表(三)の適用を受ける防衛庁の職員の俸給月額の内払)

8 防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)第四条第二項の規定により改正後の法別表第七八の適用を受ける防衛庁の職員(切替日の前日において別表第七八の職務の等級の最高の号俸による俸給月額又はこれを超える俸給月額を受けていた者を除く。)の切替日における俸給月額は、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級におけるその者が受けていた俸給月額に対応する号俸と同一の当該職務の等級における号俸による額とする。
(人事院規則への委任)

9 前項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員に対する切替日以降における最初の防衛庁職員給与法第五条第三項において準用する改正後の法第八条第六項の規定の適用については、その者の切替日の前日における俸給月額を受けていた期間(総理府令で定める職員にあっては、総理府令で定める期間を増減した期間)を切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。

10 切替期間において防衛庁職員給与法第四条第二項の規定により改正後の法別表第七八の適用を受ける防衛庁の職員の俸給月額及びこれを受けることとなる期間並びにその者が防衛庁職員給与法の規定に基づいて切替期間中の分として既に支給を受けた給与については、附則第二項から第四項まで又は第六項に規定する職員の例による。
(施行期日)

附則(昭和四十九年六月一日法律第七〇号)抄
附則(昭和四十九年六月四日法律第七四号)
(施行期日等)

給与に関する法律等の規定による給与の内払とみなす。
(命令への委任)

6 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則(防衛庁職員給与法の適用を受ける職員に関する事項にあつては、政令)で定める。

附則 (昭和四十九年二月二三日法律第一〇五号)

1 (施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 改正後の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定(第十一條の二の規定を除く。)は、昭和四十九年四月一日から適用する。ただし、改正後の法第十九條の二第一項及び第二項並びに第十九條の三第二項の規定は、同年九月一日から適用する。(最高号俸等の切替え等)

3 昭和四十九年四月一日(以下「切替日」という。)において、改正前の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正前の法」という。)

の規定により、職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受ける職員は改正後の法の規定による切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。
(切替期間における異動者の号俸等)

4 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、改正前の法の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員(以下「切替日における職員」という。)の号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。
(切替日前の異動者の号俸等の調整)

5 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の改正後の法の規定による切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において改正後の法の規定により職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号俸等の基礎)

6 前三項の規定の適用については、改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額、改正前の法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。
(扶養手当に関する経過措置)

7 次の各号の一に該当する者は、速やかにその旨を改正後の法第七条に規定する各庁の長又はその委任を受けた者に届け出なければならぬ。
一 切替日において、その前日から引き続き、改正前の法第十一條第二項第二号から第五号までの扶養親族(満十八歳未満の子を除く。以下「扶養親族たる父母等」という。)で改正前の法第十一條の二第一項の規定による届出がされたもの(切替日前に扶養親族たる要件を具備するに至つた扶養親族たる父母等、切替日以降当該要件を具備するに至つた日から十五日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。)があり、かつ、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)及び扶養親族たる満十八歳未満の子のなかつた者

二 切替期間において新たに扶養親族たる父母等で改正前の法第十一條の二第一項の規定による届出がされたものを有する職員となつた者(その職員となつた日に扶養親族たる満十八歳未満の子があつた者を除く。)であつて、その届出に係る事実が生じた日から十五日を経過した後にされたものであるときは、その届出がされた日)に配偶者及び扶養親族たる満十八歳未満の子のなかつたもの(前号に該当する者を除く。)

三 切替期間において配偶者のない職員となつた者(改正前の法第十一條の二第一項の規定による届出がされた扶養親族たる配偶者があつた職員で、配偶者のない職員となつたものを除く。)であつて、その配偶者のない職員となつた日に、扶養親族たる満十八歳未満の子がなく、かつ、扶養親族たる父母等と同項の規定による届出がされたもの(その前日に扶養親族たる要件を具備するに至つた扶養親族たる父母等、その日以降当該要件を具備するに至つた日から十五日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。)があつたもの

四 配偶者のなかつた職員のうち、切替期間において扶養親族でない配偶者がある職員となつた者であつて、その配偶者がある職員となつた日に、扶養親族たる満十八歳未満の子がなく、かつ、扶養親族たる父母等で改正前の法第十一條の二第一項の規定による届出がされたもの(その前日に扶養親族たる要件を具備するに至つた扶養親族たる父母等、その日以降当該要件を具備するに至つた日から十五日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。)があつたもの

8 前項第一号又は第二号の規定による届出がこの法律の施行の日から三十日を経過した後にされた場合におけるこれらの届出に係る事実に関する改正後の法第十一條第三項の規定の適用については、これらの届出がされた日の属する月の末日(これらの届出がされた日の属する月の末日)は、その日の前日)までの間、同項中「千五百円(職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち一人については千五百円)」とあるのは、「千五百円」とする。

9 切替期間において職員が配偶者のない職員となつた場合又は配偶者を有するに至つた場合において、その配偶者のない職員となり、又は配偶者を有するに至つた日に、扶養親族たる満十八歳未満の子がなく、かつ、扶養親族たる父母等で改正前の法第十一條の二第一項の規定による届出がされたもの(これらの前日に扶養親族たる要件を具備するに至つた扶養親族たる父母等、これらの日以降当該要件を具備するに至つた日から十五日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。)を有するときに、この当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額は、その配偶者のない職員となり、又は配偶者を有するに至つた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から改定する。ただし、職員が配偶者のない職員となつた場合における改正後の法第十一條の二第一項第二号の規定又は附則第七項第三号の規定による届出がこの法律の施行の日から三十日を経過した後にされたときは、これらの届出がされた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から改定する。
(給与の内払)

10 職員が、改正前の法の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

(人事院規則への委任)

11 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附則 (昭和五〇年三月三十一日法律第九号) 抄

1 (施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の一般職の職員の給与に関する法律、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)、市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)、国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)及び地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)の規定は、昭和五十年一月一日から適用する。
(特定の職務の等級の切替え)

2 昭和五十年一月一日(以下「切替日」という。)において、この法律による改正前の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正前の法」という。)の規定によりその者が属していた職務の等級が附則別表第一に掲げられていた職員(以下「切替日における職員」という。)の給与に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定による職務の等級は、人事院の定めるところにより、切替日において改正前の法の規定によりその者が属していた職務の等級に対応する同表の甲欄又は乙欄に定める職務の等級とする。
(特定の号俸の切替え等)

3 前項の規定により切替日における職務の等級が附則別表第一の甲欄に定める職務の等級となる職員(附則第五項に規定する職員を除く。)の切替日における改正後の法の規定による号俸(以下この項及び次項において「新号俸」という。)は、切替日において改正前の法の規定によりその者が受けていた号俸(以下「旧号俸」という。)に対応する附則別表第二から附則別表第五までの新号俸欄に定める号俸とし、前項の規定により切替日における職務の等級が附則別表第一の乙欄に定める職務の等級となる職員(附則第五項に規定する職員を除く。)の新号俸は、旧号俸と同じ号数の号俸とする。

4 前項の規定により新号俸を決定される職員に対する切替日後における最初の改正後の法第八條第六項の規定の適用については、旧号俸を受けていた期間(人事院の定める職員にあつては、旧号俸を決定される職員に

は、人事院の定める期間を増減した期間)を新号俸を受ける期間に通算する。

(最高号俸等の切替え等)

5 切替日において改正前の法の規定により教育職俸給表の職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員で人事院規則で定めるものの切替日における改正後の法の規定による号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

(切替期間における異動者の号俸等)

6 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、改正前の法の規定により、新たに教育職俸給表の適用を受けることとなつた職員及び教育職俸給表の適用上その属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員は改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号俸若しくは俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号俸等の調整)

7 切替日において改正前の法の規定により教育職俸給表の適用を受けていた職員のうち、切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における改正後の法の規定による号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において改正後の法の規定により職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号俸等の基礎)

8 附則第二項から前項までの規定の適用については、改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

(給与の内払)

9 切替期間において教育職俸給表の適用を受けていた職員が、改正前の法の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。(人事院規則への委任)

10 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律(次項から附則第十五項まで及び附則第十七項の規定を除く。)の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

(教育職俸給表の適用を受ける防衛庁の職員の俸給月額の切替え等)

11 防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)第四条第二項の規定により改正後の法別表第五(ハを除く。附則第十三項において同じ。)の適用を受ける防衛庁の職員の切替日における俸給月額は、切替日においてその者が属していた職務の等級におけるその者が受けていた俸給月額(次項において「旧俸給月額」という。)に対応する号俸と同一の当該職務の等級における号俸による額とする。

12 前項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員に対する切替日後における最初の防衛庁職員給与法第五条第三項において準用する改正後の法第八条第六項及び第八項の規定の適用については、その者の旧俸給月額を受けていた切替日前の期間(総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間を増減した期間)を切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。

13 切替期間において防衛庁職員給与法第四条第二項の規定により改正後の法別表第五の適用を受ける防衛庁の職員の俸給月額及びこれを受けるとこととなる期間並びにその者が防衛庁職員給与法の規定に基づいて切替期間中の分として既に支給を受けた給与については、附則第二項から第四項まで、第六項、第七項又は第九項に規定する職員の例による。

附則別表第一 職務の等級の切替表

俸給表 切替日において切替日における改正前の法の規定により職員が属していた職務の等級

教育職俸給表(一)	1等級	特1等級	1等級
教育職俸給表(二)	2等級	1等級	2等級
教育職俸給表(三)	属していた職務甲	乙	

附則別表第二 教育職俸給表(二)の特1等級となる職員の号俸の切替表

旧号俸	新号俸
2から11まで	1

1 2

1 3

1 4

1 5

1 6

1 7

1 8

1 9

2 0

2 1

2 2

2 3

2 4

2 5

2 6

2 7

2 8

2 9

3 0

3 1

3 2

3 3

3 4

3 5

3 6

2 0

1 9

1 8

1 7

1 6

1 5

1 4

1 3

1 2

1 1

1 0

9

8

7

6

5

4

1 9

2 0

2 1

2 2

2 3

2 4

2 5

2 6

2 7

2 8

1 2

1 1

1 0

9

8

7

6

5

4

3

2

1 5

1 4

1 3

1 2

1 1

1 0

9

8

7

6

5

4

3

2

1 9

1 8

1 7

1 6

1 5

1 4

1 3

附則(昭和五〇年一月七日法律第七一号)

1 (施行期日等) この法律は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定は、昭和五十年四月一日から適用する。

2 昭和五十年四月一日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の等級が医療職俸給表（二）の二等級であった職員（切替日における職務の等級は、人事院の定めるところにより、同表の特二等級又は二等級とする。）

3 (特定の号俸の切替え等)

3 前項の規定により切替日における職務の等級が医療職俸給表（二）の特二等級となる職員（附則第五項に規定する職員を除く。）の切替日における号俸（以下この項及び次項において「新号俸」という。）は、切替日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）に対応する附則別表の新号俸欄に定める号俸とし、前項の規定により切替日における職務の等級が医療職俸給表（二）の二等級となる職員（附則第五項に規定する職員を除く。）の新号俸は、旧号俸と同じ号数の号俸とする。

4 前項の規定により新号俸を決定される職員に対する切替日以降における最初の改正後の法第八條第六項の規定の適用については、旧号俸を受けていた期間（人事院の定める職員にあつては、人事院の定める期間を増減した期間）を新号俸を受ける期間に通算することとする。

5 (最高号俸等の切替え等)

5 切替日の前日において職務の等級の最高号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

6 (切替期間における異動者の号俸等)

6 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改正前の一般職の職員に給与に関する法律（以下「改正前の法」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員（改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号俸若しくは俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。）

7 (切替日前の異動者の号俸等の調整)

7 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受け

ることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

8 (旧号俸等の基礎)

8 附則第二項から前項までの規定の適用については、改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

9 (住居手当に関する経過措置)

9 切替期間において、改正前の法第十一條の六の規定により住居手当を支給されていた期間のうち、改正後の法第十一條の六の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の法第十一條の六の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の法第十一條の六の規定にかかわらず、なお従前の例による。この法律の施行の際改正前の法第十一條の六の規定によりこの法律の施行の日を含む引き続きいた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の法第十一條の六の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の法第十一條の六の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの法律の施行の日から昭和五十一年三月三十一日（同日前に人事院規則で定める事由が生じた職員にあつては、人事院規則で定める日）までの間の住居手当についても、同様とする。

10 (給与の内払)

10 職員が、改正前の法の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の法（住居手当については、改正後の法第十一條の六又は前項）の規定による給与の内払とみなす。

11 (人事院規則への委任)

11 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附則別表 医療職俸給表（二）の特二等級となる職員号俸の切替表

旧号俸	1から5まで	新号俸	1から5まで
6	1	2	1
7	2	3	2
8	3	4	3
9	4	5	4
10	5	6	5
11	6	7	6
12	7	8	7
13	8	9	8
14	9	10	9
15	10	11	10
16	11	12	11
17	12	13	12
18	13	14	13

附則（昭和五十一年一月五日法律第七七号）

1 (施行期日等)
この法律は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員に給与に関する法律（以下「改正後の法」という。）の規定は、昭和五十一年四月一日から適用する。

2 (最高号俸等の切替え等)

2 昭和五十一年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

3 (切替期間における異動者の号俸等)

3 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間において、改正前の一般職の職員に給与に関する法律（以下「改正前の法」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員（改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。）

4 (切替日前の異動者の号俸等の調整)

4 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受け

ることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

5 (旧号俸等の基礎)

5 前三項の規定の適用については、改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

6 (勤勉手当の額の特例)

6 昭和五十一年六月に改正前の法第十九條の四の規定に基づいて支給された職員の勤勉手当の額が、改正後の法第十九條の四の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる勤勉手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の勤勉手当の額は、同条第二項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる勤勉手当の額に加算した額とする。

7 (給与の内払)

7 職員が、改正前の法の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の法（勤勉手当については、改正後の法第十九條の四又は前項）の規定による給与の内払とみなす。

8 (人事院規則への委任)

8 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附則（昭和五十一年二月二日法律第八八号）抄

1 (施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員に給与に関する法律（以下「改正後の法」という。）の規定（第十九條の二の規定及び附則第七項から第十一項までの規定を除く。）は昭和五十一年四月一日から、改正後の法附則第七項から第十一項までの規定並びに改正後の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）及び市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）の規定は昭和五十一年四月一日から適用する。

2 (最高号俸等の切替え等)

2 昭和五十一年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高号俸

又は最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に計算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

3 (切替期間における異動者の号俸等)

切替日からこの法律の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、改正前の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正前の法」という。)の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

4 (切替日前の異動者の号俸等の調整)

切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号俸等の基礎)

前三項の規定の適用については、改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

(住居手当に関する経過措置)

6 切替期間において、改正前の法第十一条の規定により住居手当を支給されていた期間のうち、改正後の法第十一条の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の法第十一条の六の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員それぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の法第十一条の六の規定にかかわらず、なお従前の例による。この法律の施行の際改正前の法第十一条の六の規定によりこの法律の施行の日を含む引き続きの期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の法第十一条の六の規定による住居手当を支給されないこととなる

り、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の法第十一条の六の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員はこの法律の施行の日から昭和五十三年三月三十一日(同日前に人事院規則で定める事由が生じた職員にあつては、人事院規則で定める日)までの間の住居手当についても、同様とする。

(給与の内払)

7 職員が、改正前の法の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の法(住居手当については、改正後の法第十一条の六又は前項)の規定による給与の内払とみなす。

(人事院規則への委任)

8 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律(次項及び附則第十項の規定を除く。)の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附則 (昭和五十三年一月二日法律第九〇号)

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十条の三第一項の改正規定(同項第一号及び第二号を改める部分を除く。)並びに附則第七項及び第八項の規定は、昭和五十四年一月一日から施行する。

2 この法律(前項ただし書に係る改正規定(以下「初任給調整手当に関する改正規定」という。)を除く。)による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(以下「法」という。)の規定は、昭和五十三年四月一日から適用する。

3 昭和五十三年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の等級の最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額及びこれを受ける期間に計算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

(切替期間における異動者の号俸等)

4 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間において、改正前の法の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号俸等の調整)

5 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号俸等の基礎)

6 前三項の規定の適用については、改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

(初任給調整手当に関する経過措置)

7 初任給調整手当に関する改正規定の施行の際改正前の法第十条の三第一項第三号又は第四号の規定により初任給調整手当を支給することとされた職員及び同条第二項の規定によりこれらの職員との権衡上初任給調整手当を支給することとされた職員のうち、改正後の法第十条の三第一項又は第二項の規定による初任給調整手当を支給されないこととなる職員については、人事院規則で定めるところにより、従前の例による支給期間及び支給額の範囲内で初任給調整手当を支給する。

8 初任給調整手当に関する改正規定の施行の際改正前の法第十条の三第一項第三号に該当していた官職(改正後の法第十条の三第一項第三号に該当する官職を除く。)に新たに採用された職員及び人事院規則で定めるこれに準ずる職員のうち、前項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要と認められる職員については、人事院規則で定めるところにより、三年以内の期間、月額千五百円を超えない範囲内の額の初任給調整手当を支給することとされる。

(給与の内払)

9 職員が、改正前の法の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

(人事院規則への委任)

10 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附則 (昭和五十四年一月二日法律第七七号)

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の改正規定及び附則第七項の規定は、昭和五十五年四月一日から施行する。

2 この法律(第八条の改正規定を除く。)による改正後の一般職の職員の給与に関する法律の規定(第二十二條第一項及び別表第八の規定を除く。)は昭和五十四年四月一日から、同法第二十二條第一項及び別表第八の規定は同年十月一日から適用する。

(最高号俸を超える俸給月額の切替等)

3 昭和五十四年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の等級の最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額及びこれを受ける期間に計算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

(切替期間における異動者の号俸等)

4 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、改正前の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正前の法」という。)の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(切替日前の異動者の号俸等の調整)

5 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号俸等の基礎)

6 前三項の規定の適用については、改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

(昇給に関する経過措置)

7 昭和五十五年四月一日前から引き続き在職する職員のうち、同日において一般職の職員の給

与等に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第八條第九項の人事院規則で定める年齢を

超えている職員（同日においてその者の受ける号俸又は俸給月額が改正前の法第八條第六項の人事院規則で定める年齢に達した日に受けていた号俸の二倍俸又はこれに準ずるものとして人事院規則で定める号俸若しくは俸給月額（以下この項において「二倍俸上位号俸等」という。）である職員及び二倍俸上位号俸等を超えている職員を除く。）については、一般職の職員の給与等に関する法律第八條第九項本文の規定にかかわらず、改正前の法第八條第九項の人事院規則で定める年齢を超える職員と同項又は同條第八項ただし書の規定による二倍俸上位号俸等までの昇給の例に準じて、人事院規則の定めるところにより、昇給させることができる。同年四月一日後に一般職の職員の給与等に関する法律第八條第九項の人事院規則で定める年齢を超える職員のうち、これらの職員との権衡上必要があると認められる職員についても、同様とする。

（住居手当に関する経過措置）
8 切替期間において、改正前の法第十一條の六の規定により住居手当を支給されていた期間のうち、改正後の法第十一條の六の規定による住居手当を支給されなかったこととなる期間又は達しないこととなる期間がある職員（この法律の施行の際改正前の法第十一條の六の規定にかかわらず、なお従前の例による。この法律の施行の際改正前の法第十一條の六の規定による住居手当の額が改正前の法第十一條の六の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間又は達しないこととなる期間）の六の規定による住居手当を支給することとされた職員のうち、改正後の法第十一條の六の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同條の規定による住居手当の額が改正前の法第十一條の六の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員（この法律の施行の日から昭和十五年三月三十一日（同日前に人事院規則で定める事由が生じた職員にあつては、人事院規則で定める日）までの間の住居手当について）も、同様とする。

（給与の内払）
9 改正前の法の規定を適用する場合において、改正前の法の規定に基づいて支給された給

与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。
（人事院規則への委任）
10 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附則（昭和五五年一月二十九日法律第九四号）抄
（施行期日等）
1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十一條の五の改正規定（同條に一項を加える部分に限る。）は昭和五十六年一月一日から、附則に四項を加える改正規定及び附則第九項の規定（国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第四條第二号の改正規定を除く。）は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律（第十一條の五の改正規定（同條に一項を加える部分を除く。）及び附則に四項を加える改正規定を除く。）による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正後の法」という。）の規定（第二十二條第一項及び別表第八の規定を除く。）及び国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第四條第二号の規定は昭和五十五年四月一日から、改正後の法第二十二條第一項及び別表第八の規定は同年十月一日から適用する。

（最高号俸を超える俸給月額の切替等）
3 昭和五十五年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額及びこれを受ける期間に連算されることとなる期間は、人事院規則で定める。（切替期間における異動者の号俸等）
4 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正前の法」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定

めるところによる。切替期間において、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第五十七号。以下「昭和五十四年改正法」という。）附則第七項の規定により昇給した職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該昇給の日における号俸又は俸給月額についても、同様とする。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）
5 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。（旧号俸等の基礎）
6 前三項の規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法又は昭和五十四年改正法附則第七項及びこれらに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。（給与の内払）
7 改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の法の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

（人事院規則への委任）
8 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附則（昭和五六年一月二四日法律第九六号）抄
（施行期日等）
1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十一條の三第二項第一号、第十一條の四及び第十一條の五の改正規定、第十三條の四第三項の改正規定、第二十二條第一項の改正規定並びに別表第一から別表第八までの改正規定（別表第八に係る部分に限る。）は、昭和五十七年四月一日から施行する。

2 この法律（前項ただし書に規定する改正規定を除く。以下同じ。）による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正後の法」という。）の規定は、昭和五十六年四月一日から適用する。

3 昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間（以下「調整期間」という。）において、職員が俸給月額の百分の二十以上の割合による俸給の特別調整額を受けるべき官職を占める職員（以下「管理職員」という。）である期間（当該俸給の特別調整額を支給されない期間を含む。以下「管理職員である期間」という。）に係る当該職員に支払う俸給及び扶養手当（これらの給与の月額が他の手当（期末手当及び勤勉手当を除く。）の算定の基礎となる場合における当該他の手当を含む。）並びに初任給調整手当の額は、改正後の法の規定及び前項の規定にかかわらず、従前の例による額（当該俸給につき附則第五項から第七項までの規定の適用を受ける場合その他人事院が定める場合にあつては、これらの規定を適用して決定された号俸又は俸給月額につきこの法律による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正前の法」という。）別表第一から別表第七までの俸給表において定められた額その他これに準ずるものとして人事院が定める額）とする。

4 調整期間において、管理職員である期間のある職員（この法律の施行の際改正前の法第十一條の七の規定により施行日を含む引き続いた期間の住居手当（以下「経過的住居手当」という。）を支給することとされた管理職員である職員のうち、改正後の法第十一條の七の規定による場合は住居手当を支給されないこととなり、又は同條の規定による場合に住居手当の額が改正前の法第十一條の七の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員（以下この項において「旧法有利職員」という。）を除く。）に係る当該管理職員である期間又は旧法有利職員が受けていた経過的住居手当につき人事院規則で定める事由が生じた後に住居手当の支給を受けることとなる場合における当該支給を受ける期間のうち、当該職員の住居手当が改正後の法第十一條の七の規定による場合に支給されないこととなる期間又は当該職員の住居手当の額が同條の規定による場合は改正前の法第十一條の七の規定による額に達しないこ

ろ、同様とする。

（給与の内払）
9 改正前の法の規定を適用する場合において、改正前の法の規定に基づいて支給された給

となる期間における当該職員の住居手当については、この限りでない。
(最高号俸等の切替え等)

5 昭和五十六年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

(切替期間における異動者の号俸等)
6 切替日から施行日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、改正前の法の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。切替期間において、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第五十七号。以下「昭和五十四年改正法」という。)

7 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(旧号俸等の基礎)

8 前三項の規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法又は昭和五十四年改正法附則第七項及びこれらに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。
(住居手当に関する経過措置)

9 切替期間において、改正前の法第十一条の七の規定により住居手当を支給されていた期間(管理職員である期間を除く。)のうち、改正後の法第十一条の七の規定による住居手当を支

給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の法第十一条の七の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の法第十一条の七及び附則第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。この法律の施行の際改正前の法第十一条の七の規定により経過の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の法第十一条の七の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の法第十一条の七の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員は、人事院規則で定める事由が生じた職員にあつては、人事院規則で定める日)までの間(管理職員である期間を除く。)の住居手当についても、同様とする。

(期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)
10 昭和五十六年六月又は十二月に支給する期末手当(改正後の法別表第一から別表第七までの俸給表の適用を受ける職員に対して支給するものに限る。次項において同じ。)及び勤勉手当に関する改正後の法第十九条の三第二項及び第十九条の四第二項の規定の適用については、改正後の法第十九条の三第二項中「において職員が受けるべき俸給及び扶養手当の月額」とあるのは「において職員の号俸又は俸給月額につき一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第九十六号)の規定(同法附則第一項ただし書に規定する改正規定を除く。))による改正前の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正前の法」という。)別表第一から別表第七までの俸給表において定められた額その他これに準ずるものとして人事院が定める額(以下「旧俸給月額」という。)

が適用されるところの場合に受けるべきであつた扶養手当の月額」とする。

11 昭和五十七年三月に支給する期末手当に関する改正後の法第十九条の三第二項の規定の適用については、同項中「において職員が受けるべき俸給及び扶養手当の月額」とあるのは「において職員の号俸又は俸給月額につき一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第九十六号)の規定(同法附則第一項ただし書に規定する改正規定を除く。))による改正前の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正前の法」という。)

別表第一から別表第七までの俸給表において定められた額その他これに準ずるものとして人事院が定める額(以下「旧俸給月額」という。))による俸給の月額及びその日において改正前の法の規定が適用されるところの場合に受けることとなる扶養手当の月額」と、「俸給月額」とあるのは「旧俸給月額」とする。
(管理職員の給与の特例等)

12 調整期間において、管理職員である期間のうち第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないこととなる期間のある職員には、その満たないこととなる期間、同号に掲げる額から第一号に掲げる額を減じた額の月額の手当を支給する。

一 当該職員が改正後の法の規定による俸給、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当の月額並びに当該俸給に係る俸給の特別調整額、調整手当及び筑波研究学園都市移転手当の月額の合計額
二 当該職員が改正後の法の規定を受けるとした場合に受けることとなる俸給、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当の月額並びにその者の占める官職に係る俸給の特別調整額が俸給月額の百分の十六の割合によるものであるとして改正後の法の規定により受けることとなる俸給の特別調整額、調整手当及び筑波研究学園都市移転手当の月額の合計額

13 調整期間において、管理職員である期間のうち、当該職員が受けるべき附則第三項又は第四項の規定による初任給調整手当、扶養手当、住居手当又は通勤手当の月額が、当該職員が管理職員以外の職員であるとして改正後の法の規定の適用を受けるところの場合に受けることとなる初任給調整手当、扶養手当、住居手当又は通

勤手当の月額に満たないこととなる期間のある職員には、それぞれの手当につき、その満たないこととなる期間、その受けることとなる初任給調整手当、扶養手当、住居手当又は通勤手当の月額からその受ける初任給調整手当、扶養手当、住居手当又は通勤手当の月額を減じた額の月額の手当を支給する。

14 前二項の規定に基づく手当の支給に關し必要な事項は、人事院規則で定める。
15 附則第十二項及び第十三項の規定に基づく手当は、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第七十九条の規定により休職にされた職員又は国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律(昭和四十五年法律第十七号)第二条第一項の規定により派遣された職員に支給することができるものとし、その支給割合の決定その他その支給に關し必要な事項は、人事院規則で定める。
16 国家公務員法第八十条第四項の規定の適用については、附則第十二項から前項までの規定は、同条第四項に規定する給与準則とみなす。
17 附則第十二項及び第十三項の規定に基づく手当を支給された職員に対する国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の規定の適用については、これらの手当は、同法第四条第一項の給与に含まれるものとする。
(国家公務員の寒冷地手当に関する法律等の適用の暫定措置)
18 昭和五十六年の国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)第一条に規定する基準日から当該基準日に係る同条後段の内閣総理大臣の定める日までの間において職員が管理職員である期間があるときは、同法及び同法の規定に基づき内閣総理大臣が定めた命令の規定並びに国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第九十九号)附則第二項の規定を当該期間内に当該職員に対し適用する場合においては、附則第三項の規定の適用がないものとしてこれらの規定を適用する。
(給与の内払)
19 改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の法の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。
(人事院規則への委任)

20 附則第五項から第十七項まで及び前項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附則 (昭和五十七年七月一六日法律第六六号)

この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附則 (昭和五十八年一月二九日法律第六九号)

(施行期日等)
1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十九条の三第一項及び第十九条の四第一項の改正規定は、昭和五十九年四月一日から施行する。

2 この法律(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第四項において同じ。)による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定は、昭和五十八年四月一日から適用する。

3 昭和五十八年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に適用されることとなる期間(人事院規則で定める)は、人事院規則で定める。

4 (切替期間における異動者の号俸等)
切替日からこの法律の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この法律による改正前の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正前の法」という。)の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間において、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第五十七号。以下「昭和五十四年改正法」という。)

5 (切替日前の異動者の号俸等の調整)
切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替

日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

附則 (昭和五十八年二月二日法律第八〇号) 抄

1 この法律は、総務庁設置法(昭和五十八年法律第七十九号)の施行の日から施行する。

2 (施行期日)
附則(昭和五十八年二月三日法律第八二号)抄
第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。

3 (施行期日等)
この法律は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定は、昭和五十九年四月一日から適用する。

4 (最高号俸を超える俸給月額の切替等)
昭和五十九年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の等級の最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額及びこれを受ける期間に適用されることとなる期間は、人事院規則で定める。

5 (切替期間における異動者の号俸等)
切替日からこの法律の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、改

正前の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正前の法」という。)の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間において、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第五十七号。以下「昭和五十四年改正法」という。)

6 (切替日前の異動者の号俸等の調整)
切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間に適用されることとなる期間は、人事院規則で定める。

7 (給与の内払)
改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の法の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

8 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附則 (昭和五十九年二月二日法律第八二号) 抄
第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。

2 (施行期日)
附則(昭和五十九年三月三〇日法律第四四号)抄
附則(昭和六〇年三月三〇日法律第四九号)抄
附則(昭和六〇年二月二日法律第九七号)抄

3 (施行期日等)
この法律は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定は、昭和五十九年四月一日から適用する。

4 (最高号俸を超える俸給月額の切替等)
昭和五十九年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の等級の最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額及びこれを受ける期間に適用されることとなる期間は、人事院規則で定める。

5 (切替期間における異動者の号俸等)
切替日からこの法律の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、改

正前の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正前の法」という。)の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間において、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第五十七号。以下「昭和五十四年改正法」という。)

6 (切替日前の異動者の号俸等の調整)
切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間に適用されることとなる期間は、人事院規則で定める。

7 (給与の内払)
改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の法の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

8 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附則(昭和六〇年三月三〇日法律第四四号)抄
附則(昭和六〇年二月二日法律第九七号)抄

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定は、昭和六十年四月一日から施行する。

2 (施行期日等)
この法律は、公布の日から施行する。ただし、題名、第一条第一項、第九条の二第四項及び第十一条の六第二項の改正規定、第十四条の次に二条を加える改正規定、第十五条、第十七条、第十九条の二第三項、第十九条の六及び第七十二条の見出しの改正規定、同条に一項を加える改正規定、附則第十六項を附則第十八項とし、附則第十五項の次に二項を加える改正規定並びに附則第十二項から第十四項まで及び第二十三項から第二十九項までの規定は昭和六十一年一月一日から施行する。

3 この法律(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(以下附則第十一項までにおいて「改正後の法」という。)、国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年法律第二百九号)、国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第九十九号)及び国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)の規定は、昭和六十年七月一日から適用する。

4 (職務の級への切替等)
昭和六十年七月一日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き在職する職員であつて同日においてその者が属していた職務の等級(以下「旧等級」という。)が附則別表第一に掲げられているもの(次項に規定する職員を除く。)の切替日における職務の級は、旧等級に対応する同表の職務の級欄に定める職務の級とする。この場合においては、同欄に二の職務の級が掲げられているときは、人事院の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

5 切替日の前日において行政職俸給表(一)の適用を受けていた職員のうち、切替日において専門行政職俸給表の適用を受けることとなる職員の切替日における職務の級は、旧等級に対応する附則別表第二の職務の級欄に定める職務の級とする。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

6 (号俸の切替等)
前二項の規定により切替日における職務の級を定められる職員(附則第七項に規定する職員を除く。)の切替日における号俸(以下「新号俸」という。)は、切替日の前日においてその

前二項の規定により切替日における職務の級を定められる職員(附則第七項に規定する職員を除く。)の切替日における号俸(以下「新号俸」という。)は、切替日の前日においてその

前二項の規定により切替日における職務の級を定められる職員(附則第七項に規定する職員を除く。)の切替日における号俸(以下「新号俸」という。)は、切替日の前日においてその

前二項の規定により切替日における職務の級を定められる職員(附則第七項に規定する職員を除く。)の切替日における号俸(以下「新号俸」という。)は、切替日の前日においてその

前二項の規定により切替日における職務の級を定められる職員(附則第七項に規定する職員を除く。)の切替日における号俸(以下「新号俸」という。)は、切替日の前日においてその

前二項の規定により切替日における職務の級を定められる職員(附則第七項に規定する職員を除く。)の切替日における号俸(以下「新号俸」という。)は、切替日の前日においてその

前二項の規定により切替日における職務の級を定められる職員(附則第七項に規定する職員を除く。)の切替日における号俸(以下「新号俸」という。)は、切替日の前日においてその

者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）に対応する附則別表第三又は附則別表第四の新号俸欄に定める号俸とする。

6 前項の規定により新号俸を定められる職員に対する切替日以後における最初の改正後の法第八条第六項又は第八項ただし書の規定の適用については、旧号俸を受けていた期間（人事院の定める職員にあつては、人事院の定める期間。以下この項において同じ。）を新号俸を受ける期間に通算する。ただし、切替日の前日において五十六歳に達していない職員のうち、旧号俸が旧等級の最高の号俸であつて新号俸が職務の級の最高の号俸以外の号俸となる者については、旧号俸を受けていた期間のうち十二月を超える期間は、この限りでない。（最高号俸を超える俸給月額等の切替え等）

7 切替日の前日において職務の等級の最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。（切替期間における異動者の職務の級及び号俸等）

8 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この法律（附則第一項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正前の法」という。）の規定により、新たに俸給表（指定職俸給表を除く。）の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動（指定職俸給表の適用を受けていた職員が他の俸給表の適用を受けることとなる異動を含むものとし、指定職俸給表以外の俸給表の適用を受けていた職員が指定職俸給表の適用を受けることとなる異動及び指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸の異動を除く。）のあつた職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における職務の級及び号俸又は俸給月額並びにこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。切替期間において、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第五十七号。以下「昭和五十四年改正法」という。）附則第七項の規定により昇給した職員の改正後の法の規定による当該昇給の日における職務の級及び号俸又は俸給月額についても、同様とする。

9 (切替日前の異動者の号俸等の調整) 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。（旧号俸等の基礎）

10 附則第三項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法又は昭和五十四年改正法附則第七項及びこれらに基づく人事院規則の規定に従つて定められたものでなければならぬ。（給与の内払）

11 改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の法の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。（休暇に関する経過措置等）

12 職員の昭和六十一年における年次休暇の日数は、改正後の一般職の職員の給与等に関する法律（次項及び附則第十四項において「新法」という。）第十四条の三第二項の規定にかかわらず、同項に規定する日数に、昭和六十一年における年次休暇に相当する休暇の残日数のうち昭和六十一年に与えることができることとされていた日数を加えた日数とする。

13 昭和六十一年一月一日前において、既に同日前の法令の規定に基づき同日以後に与えられるものとされた新法第十四条の三に規定する年次休暇、病欠休暇又は特別休暇に相当する休暇は、それぞれ同条の規定による年次休暇、病欠休暇又は特別休暇とみなし、同条の規定に基づき手続を要しないものとする。

14 新法附則第十五項に規定する勤務しない期間が昭和六十一年一月一日前から引き続いている場合における同項の規定の適用については、同項中「当該療養のための病欠休暇又は当該措置」とあるのは、「昭和六十一年一月一日前における当該療養のための病欠休暇又は当該措置に相当する休暇又は措置」とする。（人事院規則への委任）

15 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附則別表第一 専門行政職俸給表以外の俸給表の適用を受ける職員の職務の級への切替表（附則第三項関係）

行政職俸給表 (一)		行政職俸給表 (二)		公務職俸給表 (一)		公務職俸給表 (二)		公安職俸給表 (一)		公安職俸給表 (二)		海事職俸給表 (一)		海事職俸給表 (二)	
旧等級	職務の級	旧等級	職務の級	旧等級	職務の級	旧等級	職務の級	旧等級	職務の級	旧等級	職務の級	旧等級	職務の級	旧等級	職務の級
8等級	1級	1等級	11級	1等級	1級	1等級	1級	1等級	1級	1等級	1級	1等級	1級	1等級	1級
7等級	2級	2等級	9級	2等級	2級	2等級	2級	2等級	2級	2等級	2級	2等級	2級	2等級	2級
6等級	3級	3等級	8級	3等級	3級	3等級	3級	3等級	3級	3等級	3級	3等級	3級	3等級	3級
5等級	4級	4等級	7級	4等級	4級	4等級	4級	4等級	4級	4等級	4級	4等級	4級	4等級	4級
4等級	5級	5等級	6級	5等級	5級	5等級	5級	5等級	5級	5等級	5級	5等級	5級	5等級	5級
3等級	6級	6等級	5級	6等級	6級	6等級	6級	6等級	6級	6等級	6級	6等級	6級	6等級	6級
2等級	7級	7等級	4級	7等級	7級	7等級	7級	7等級	7級	7等級	7級	7等級	7級	7等級	7級
1等級	8級	8等級	3級	8等級	8級	8等級	8級	8等級	8級	8等級	8級	8等級	8級	8等級	8級
特1等級	9級	9等級	2級	9等級	9級	9等級	9級	9等級	9級	9等級	9級	9等級	9級	9等級	9級
4等級	10級	10等級	1級	10等級	10級	10等級	10級	10等級	10級	10等級	10級	10等級	10級	10等級	10級
3等級	11級	11等級	特1等級	11等級	特1等級	11等級	特1等級	11等級	特1等級	11等級	特1等級	11等級	特1等級	11等級	特1等級
2等級	12級	12等級	1等級	12等級	1等級	12等級	1等級	12等級	1等級	12等級	1等級	12等級	1等級	12等級	1等級
1等級	13級	13等級	2等級	13等級	2等級	13等級	2等級	13等級	2等級	13等級	2等級	13等級	2等級	13等級	2等級
特1等級	14級	14等級	3等級	14等級	3等級	14等級	3等級	14等級	3等級	14等級	3等級	14等級	3等級	14等級	3等級
1等級	15級	15等級	4等級	15等級	4等級	15等級	4等級	15等級	4等級	15等級	4等級	15等級	4等級	15等級	4等級
2等級	16級	16等級	5等級	16等級	5等級	16等級	5等級	16等級	5等級	16等級	5等級	16等級	5等級	16等級	5等級
3等級	17級	17等級	6等級	17等級	6等級	17等級	6等級	17等級	6等級	17等級	6等級	17等級	6等級	17等級	6等級
4等級	18級	18等級	7等級	18等級	7等級	18等級	7等級	18等級	7等級	18等級	7等級	18等級	7等級	18等級	7等級
5等級	19級	19等級	8等級	19等級	8等級	19等級	8等級	19等級	8等級	19等級	8等級	19等級	8等級	19等級	8等級
6等級	20級	20等級	9等級	20等級	9等級	20等級	9等級	20等級	9等級	20等級	9等級	20等級	9等級	20等級	9等級
7等級	21級	21等級	10等級	21等級	10等級	21等級	10等級	21等級	10等級	21等級	10等級	21等級	10等級	21等級	10等級
8等級	22級	22等級	11等級	22等級	11等級	22等級	11等級	22等級	11等級	22等級	11等級	22等級	11等級	22等級	11等級
9等級	23級	23等級	12等級	23等級	12等級	23等級	12等級	23等級	12等級	23等級	12等級	23等級	12等級	23等級	12等級
10等級	24級	24等級	13等級	24等級	13等級	24等級	13等級	24等級	13等級	24等級	13等級	24等級	13等級	24等級	13等級
11等級	25級	25等級	14等級	25等級	14等級	25等級	14等級	25等級	14等級	25等級	14等級	25等級	14等級	25等級	14等級
12等級	26級	26等級	15等級	26等級	15等級	26等級	15等級	26等級	15等級	26等級	15等級	26等級	15等級	26等級	15等級
13等級	27級	27等級	16等級	27等級	16等級	27等級	16等級	27等級	16等級	27等級	16等級	27等級	16等級	27等級	16等級
14等級	28級	28等級	17等級	28等級	17等級	28等級	17等級	28等級	17等級	28等級	17等級	28等級	17等級	28等級	17等級
15等級	29級	29等級	18等級	29等級	18等級	29等級	18等級	29等級	18等級	29等級	18等級	29等級	18等級	29等級	18等級
16等級	30級	30等級	19等級	30等級	19等級	30等級	19等級	30等級	19等級	30等級	19等級	30等級	19等級	30等級	19等級
17等級	31級	31等級	20等級	31等級	20等級	31等級	20等級	31等級	20等級	31等級	20等級	31等級	20等級	31等級	20等級
18等級	32級	32等級	21等級	32等級	21等級	32等級	21等級	32等級	21等級	32等級	21等級	32等級	21等級	32等級	21等級
19等級	33級	33等級	22等級	33等級	22等級	33等級	22等級	33等級	22等級	33等級	22等級	33等級	22等級	33等級	22等級
20等級	34級	34等級	23等級	34等級	23等級	34等級	23等級	34等級	23等級	34等級	23等級	34等級	23等級	34等級	23等級
21等級	35級	35等級	24等級	35等級	24等級	35等級	24等級	35等級	24等級	35等級	24等級	35等級	24等級	35等級	24等級
22等級	36級	36等級	25等級	36等級	25等級	36等級	25等級	36等級	25等級	36等級	25等級	36等級	25等級	36等級	25等級
23等級	37級	37等級	26等級	37等級	26等級	37等級	26等級	37等級	26等級	37等級	26等級	37等級	26等級	37等級	26等級
24等級	38級	38等級	27等級	38等級	27等級	38等級	27等級	38等級	27等級	38等級	27等級	38等級	27等級	38等級	27等級
25等級	39級	39等級	28等級	39等級	28等級	39等級	28等級	39等級	28等級	39等級	28等級	39等級	28等級	39等級	28等級
26等級	40級	40等級	29等級	40等級	29等級	40等級	29等級	40等級	29等級	40等級	29等級	40等級	29等級	40等級	29等級
27等級	41級	41等級	30等級	41等級	30等級	41等級	30等級	41等級	30等級	41等級	30等級	41等級	30等級	41等級	30等級
28等級	42級	42等級	31等級	42等級	31等級	42等級	31等級	42等級	31等級	42等級	31等級	42等級	31等級	42等級	31等級
29等級	43級	43等級	32等級	43等級	32等級	43等級	32等級	43等級	32等級	43等級	32等級	43等級	32等級	43等級	32等級
30等級	44級	44等級	33等級	44等級	33等級	44等級	33等級	44等級	33等級	44等級	33等級	44等級	33等級	44等級	33等級
31等級	45級	45等級	34等級	45等級	34等級	45等級	34等級	45等級	34等級	45等級	34等級	45等級	34等級	45等級	34等級
32等級	46級	46等級	35等級	46等級	35等級	46等級	35等級	46等級	35等級	46等級	35等級	46等級	35等級	46等級	35等級
33等級	47級	47等級	36等級	47等級	36等級	47等級	36等級	47等級	36等級	47等級	36等級	47等級	36等級	47等級	36等級
34等級	48級	48等級	37等級	48等級	37等級	48等級	37等級	48等級	37等級	48等級	37等級	48等級	37等級	48等級	37等級
35等級	49級	49等級	38等級	49等級	38等級	49等級	38等級	49等級	38等級	49等級	38等級	49等級	38等級	49等級	38等級
36等級	50級	50等級	39等級	50等級	39等級	50等級	39等級	50等級	39等級	50等級	39等級	50等級	39等級	50等級	39等級
37等級	51級	51等級	40等級	51等級	40等級	51等級	40等級	51等級	40等級	51等級	40等級	51等級	40等級	51等級	40等級
38等級	52級	52等級	41等級	52等級	41等級	52等級	41等級	52等級	41等級	52等級	41等級	52等級	41等級	52等級	41等級
39等級	53級	53等級	42等級	53等級	42等級	53等級	42等級	53等級	42等級	53等級	42等級	53等級	42等級	53等級	42等級
40等級	54級	54等級	43等級	54等級	43等級	54等級	43等級	54等級	43等級	54等級	43等級	54等級	43等級	54等級	43等級
41等級	55級	55等級	44等級	55等級	44等級	55等級	44等級	55等級	44等級	55等級	44等級	55等級	44等級	55等級	44等級
42等級	56級	56等級	45等級	56等級	45等級	56等級	45等級	56等級	45等級	56等級	45等級	56等級	45等級	56等級	45等級
43等級	57級	57等級	46等級	57等級	46等級	57等級	46等級	57等級	46等級	57等級	46等級	57等級	46等級	57等級	46等級
44等級	58級	58等級	47等級	58等級	47等級	58等級	47等級	58等級	47等級	58等級	47等級	58等級	47等級	58等級	47等級
45等級	59級	59等級	48等級	59等級	48等級	59等級	48等級	59等級	48等級	59等級	48等級	59等級	48等級	59等級	48等級
46等級	60級	60等級	49等級	60等級	49等級	60等級	49等級	60等級	49等級	60等級	49等級	60等級	49等級	60等級	49等級
47等級	61級	61等級	50等級	61等級	50等級	61等級	50等級	61等級	50等級	61等級	50等級	61等級	50等級	61等級	50等級
48等級	62級	62等級	51等級	62等級	51等級	62等級	51等級	62等級	51等級	62等級	51等級	62等級	51等級	62等級	51等級
49等級	63級	63等級	52等級	63等級	52等級	63等級	52等級	63等級	52等級	63等級	52等級	63等級	52等級	63等級	52等級
50等級	64級	64等級	53等級	64等級	53等級	64等級	53等級	64等級	53等級	64等級	53等級	64等級	53等級	64等級	53等級
51等級	65級	65等級	54等級	65等級	54等級	65等級	54等級	65等級	54等級	65等級	54等級	65等級	54等級	65等級	54等級
52等級	66級	66等級	55等級	66等級	55等級	66等級	55等級	66等級	55等級	66等級	55等級	66等級	55等級	66等級	55等級
53等級	67級	67等級	56等級	67等級	56等級	67等級	56等級	67等級	56等級	67等級	56等級	67等級	56等級	67等級	56等級
54等級	68級	68等級	57等級	68等級	57等級	68等級	57等級	68等級	57等級	68等級	57等級	68等級	57等級	68等級	57等級
55等級	69級	69等級	58等級	69等級	58等級	69等級	58等級	69等級	58等級	69等級	58等級	69等級	58等級	69等級	58等級
56等級	70級	70等級	59等級	70等級	59等級	70等級	59等級	70等級	59等級	70等級	59等級	70等級	59等級	70等級	59等級
57等級	71級	71等級	60等級	71等級	60等級	71等級	60等級	71等級							

21	24
22	25
23	26
24	27
25	28
26	29

二 医療職俸給表(二)の1級となる職員

5等級	新号俸
-----	-----

13	8	10
12	8	10
11	7	9
10	6	8
9	5	7
8	4	6
7	3	5
6	2	4
5	1	3
4		2
3		1
2		
1		
0		
9		
8		
7		
6		
5		
4		
3		
2		
1		
0		
9		
8		
7		
6		
5		
4		
3		
2		
1		
0		
9		
8		
7		
6		
5		
4		
3		
2		
1		
0		
9		
8		
7		
6		
5		
4		
3		
2		
1		
0		
9		
8		
7		
6		
5		
4		
3		
2		
1		
0		
9		
8		
7		
6		
5		
4		
3		
2		
1		
0		
9		
8		
7		
6		
5		
4		
3		
2		
1		
0		
9		
8		
7		
6		
5		
4		
3		
2		
1		
0		
9		
8		
7		
6		
5		
4		
3		
2		
1		
0		
9		
8		
7		
6		
5		
4		
3		
2		
1		
0		
9		
8		
7		
6		
5		
4		
3		
2		
1		
0		
9		
8		
7		
6		
5		
4		
3		
2		
1		
0		
9		
8		
7		
6		
5		
4		
3		
2		
1		
0		
9		
8		
7		
6		
5		
4		
3		
2		
1		
0		
9		
8		
7		
6		
5		
4		
3		
2		
1		
0		
9		
8		
7		
6		
5		
4		
3		
2		
1		
0		
9		
8		
7		
6		
5		
4		
3		
2		
1		
0		
9		
8		
7		
6		
5		
4		
3		
2		
1		
0		
9		
8		
7		
6		
5		
4		
3		
2		
1		
0		
9		
8		
7		
6		
5		
4		
3		
2		
1		
0		
9		
8		
7		
6		
5		
4		
3		
2		
1		
0		
9		
8		
7		
6		
5		
4		
3		
2		
1		
0		
9		
8		
7		
6		
5		
4		
3		
2		
1		
0		
9		
8		
7		
6		
5		
4		
3		
2		
1		
0		
9		
8		
7		
6		
5		
4		
3		
2		
1		
0		
9		
8		
7		
6		
5		
4		
3		
2		
1		
0		
9		
8		
7		
6		
5		
4		
3		
2		
1		
0		
9		
8		
7		
6		
5		
4		
3		
2		
1		
0		
9		
8		
7		
6		
5		
4		
3		
2		
1		
0		
9		
8		
7		
6		
5		
4		
3		
2		
1		
0		
9		
8		
7		
6		
5		
4		
3		
2		
1		
0		
9		
8		
7		
6		
5		
4		
3		
2		
1		
0		
9		
8		
7		
6		
5		
4		
3		
2		
1		
0		
9		
8		
7		
6		
5		
4		
3		
2		
1		
0		
9		
8		
7		
6		
5		
4		
3		
2		
1		
0		
9		
8		
7		
6		
5		
4		
3		
2		
1		
0		
9		
8		
7		
6		
5		
4		
3		
2		
1		
0		
9		
8		
7		
6		
5		
4		
3		
2		
1		
0		
9		
8		
7		
6		
5		
4		
3		
2		
1		
0		
9		
8		
7		
6		
5		
4		
3		
2		
1		
0		
9		
8		
7		
6		
5		
4		
3		
2		
1		
0		
9		
8		
7		
6		
5		
4		
3		
2		
1		
0		
9		
8		
7		
6		
5		
4		
3		
2		
1		
0		
9		
8		
7		
6		
5		
4		
3		
2		
1		
0		
9		
8		
7		
6		
5		
4		
3		
2		
1		
0		
9		
8		
7		
6		
5		
4		
3		
2		
1		
0		
9		
8		
7		
6		
5		
4		
3		
2		
1		
0		
9		
8		
7		
6		
5		
4		
3		
2		
1		
0		
9		
8		
7		
6		
5		
4		
3		
2		
1		
0		
9		
8		
7		
6		
5		
4		
3		
2		
1		
0		
9		
8		
7		
6		
5		
4		
3		
2		
1		
0		
9		
8		
7		
6		
5		
4		
3		
2		
1		
0		
9		
8		
7		
6		
5		
4		
3		
2		
1		
0		
9		
8		
7		
6		
5		
4		
3		
2		
1		
0		
9		
8		
7		
6		
5		
4		
3		
2		
1		
0		
9		
8		
7		
6		
5		
4		
3		
2		
1		
0		
9		
8		
7		
6		
5		
4		
3		
2		
1		
0		
9		
8		
7		
6		
5		
4		
3		
2		
1		
0		
9		
8		
7		
6		
5		
4		
3		
2		
1		
0		
9		
8		
7		
6		
5		
4		
3		
2		
1		
0		
9		
8		
7		
6		
5		
4		
3		
2		
1		
0		
9		
8		
7		
6		
5		
4		
3		
2		

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号俸等の基礎)

6 前三項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額、改正前の法又は昭和五十四年改正法附則第七項及びこれらに基づく人事院規則の規定に従って定められたものでなければならぬ。

(住居手当に関する経過措置)

7 切替期間において、改正前の法第十一条の七の規定により住居手当を支給されていた期間のうち、改正後の法第十一条の七の規定による住居手当を支給されないこととなる期間がある職員は、改正後の法第十一条の七の規定によりこの法律の施行の日を含む引き続きの期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の法第十一条の七の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の法第十一条の七の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員は、この法律の施行の日から昭和六十三年三月三十一日(同日前に人事院規則で定める事由が生じた職員にあつては、人事院規則で定める日)までの間の住居手当についても、同様とする。

(給与の内払)

8 改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の法の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

(勤務を要しない時間に関する経過措置等)

9 附則第一項ただし書に規定する政令で定める日の前日において、この法律(附則第一項ただし書に規定する改正規定に限る。以下この項に

おいて同じ。)による改正前の一般職の職員の給与等に関する法律(以下この項において「旧法」という。)附則第十二項の規定により勤務を要しない時間が指定されていた職員で同日が同項の規定により各庁の長が定めた期間の末日以外の日となるもの(旧法附則第十一項の規定により勤務を要しない時間が指定されていた職員との権衡上調整の必要がある職員として人事院規則で定める職員に限る。)及び旧法附則第十一項又は第十二項の規定による勤務を要しない時間の指定が旧法附則第十三項の規定により当該政令で定める日以後の勤務日又は勤務日の勤務時間に変更されている職員については、当該政令で定める日から人事院規則で定める日までの間は、この法律による改正後の一般職の職員の給与等に関する法律(以下附則第十一項までにおいて「新法」という。)附則第十一項から第十三項までの規定にかかわらず、各庁の長は、新法附則第十一項の規定による勤務を要しない時間の時間数を基礎とし、他の職員との権衡を考慮して人事院規則で定める時間数の勤務時間を、人事院規則で定めるところにより、勤務を要しない時間として指定することができる。

(人事院規則への委任)

10 前項の規定による指定が行われる間、当該指定の行われる職員に対する新法第五項及び第九項の規定の適用については、新法第五項第一項中「第十四条に規定する勤務時間」とあるのは「第十四条に規定する勤務時間のうち一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第九号)附則第九項の規定による勤務を要しない時間を除いた時間」と、新法第九項中「一週間の勤務時間」とあるのは「第十四条の規定による一週間の勤務時間から二時間を減じた時間」とする。

(人事院規則への委任)

11 附則第九項の規定による指定については、その指定は新法附則第十一項から第十三項までの規定による指定とみなして、新法附則第十四項の規定を適用する。この場合において、同項中「基本期間又は前項の規定により定めた期間」とあるのは、「一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第九号)附則第一項ただし書に規定する政令で定める日から同法附則第九項に規定する人事院規則で定める日までの期間」とする。

(人事院規則への委任)

12 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附則(昭和六三年二月一三日法律第九二号)抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(人事院規則への委任)

2 この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附則(昭和六三年二月二四日法律第一〇〇号)

(施行期日等)

1 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定(一般職の職員の給与等に関する法律(以下「給与法」という。)第十一條第二項第二号及び第四号の改正規定を除く。次項及び附則第四項において同じ。)及び次項から附則第八項までの規定 公布の日
- 二 第一条中給与法第十一條第二項第二号及び第四号の改正規定並びに第三條の規定 昭和六十四年四月一日
- 三 第二条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日
- 四 第一条の規定による改正後の給与法(以下「改正後の給与法」という。)の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。

(最高号俸等の切替え等)

3 昭和六十三年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級の最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に適用されることとなる期間(人事院規則で定める)。

(切替期間における異動者の号俸等)

4 切替日から第一条の規定の施行の日の前日までの間において、第一条の規定による改正前の給与法(以下「改正前の給与法」という。)の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員は、改正後の給与法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間(人事院の定めるところによる)。

(切替日前の異動者の号俸等の調整)

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号俸等の基礎)

6 前三項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の給与法及びこれに基づく人事院規則の規定に従って定められたものでなければならぬ。

(給与の内払)

7 改正後の給与法の規定を適用する場合においては、改正前の給与法の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与法の規定による給与の内払とみなす。

(人事院規則への委任)

8 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律(第三條の規定を除く。)の施行に関し必要な事項は人事院規則で定める。

附則(平成元年二月一三日法律第七三号)抄

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五條第一項の改正規定、第十二條の次に一條を加える改正規定及び第十九條の六第一項の改正規定並びに附則第九項から第十二項までの規定は、平成二年四月一日から施行する。

(施行期日等)

2 この法律(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第四項において同じ。)による改正後の一般職の職員の給与等に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定は、平成元年四月一日から適用する。

(最高号俸等の切替え等)

3 平成元年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級の最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に適用されることとなる期間は、人事院規則で定める。

(切替期間における異動者の号俸等)

4 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間において、この法律による改正前の一般職の職員の給与等に関する法律(以下「改正前の

法」という。)の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあった職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

5 (切替日前の異動者の号俸等の調整)

切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号俸等の基礎)

前三項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく人事院規則の規定に従って定められたものでなければならぬ。

(給与の内払)

改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の法の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

(人事院規則への委任)

附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附 則 (平成二年二月二六日法律第七九号)

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二十三条第一項及び附則第十一項の改正規定並びに附則第九項の規定は、平成三年一月一日から施行する。

2 この法律(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の一般職の職員の給与等に関する法律の規定は、平成二年四月一日から適用する。

(特定の号俸の切替え等)

3 平成二年四月一日(以下「切替日」という。)の前日においてその受ける号俸が附則別表に掲げる職務の級の一号俸である職員の切替日

における号俸は、二号俸とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

(最高号俸等の切替え等)

4 切替日の前日において職務の級の最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

(切替期間における異動者の号俸等)

5 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間において、改正前の一般職の職員の給与等に関する法律(以下「改正前の法」という。)の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあった職員のうち、人事院の定める職員の、改正後の一般職の職員の給与等に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定による当該適用の日又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号俸等の調整)

6 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号俸等の基礎)

7 附則第三項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく人事院規則の規定に従って定められたものでなければならぬ。

(給与の内払)

8 改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の法の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

(休職者の給与に関する経過措置)

9 改正後の法第二十三条第一項の規定は、附則第一項ただし書に規定する改正規定の施行の際通勤による負傷又は疾病のため国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第七十九条第

一号に掲げる事由に該当して休職にされている職員の当該改正規定の施行の日以後の休職期間に係る給与についても適用する。

(人事院規則への委任)

10 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附則別表

俸給表	職務の級
行政職俸給表(一)	1級 2級
行政職俸給表(二)	1級
専門行政職俸給表	1級 2級
税務職俸給表	1級 2級 3級
公安職俸給表(一)	1級 2級
公安職俸給表(二)	1級 2級
海事職俸給表(一)	1級 2級
海事職俸給表(二)	1級 2級
教育職俸給表(一)	1級 2級
教育職俸給表(二)	1級 2級
教育職俸給表(三)	1級 2級
教育職俸給表(四)	1級 2級
研究職俸給表	1級 2級
医療職俸給表(一)	1級 2級
医療職俸給表(二)	1級 2級
医療職俸給表(三)	1級 2級

附 則 (平成三年二月二四日法律第一〇二号) 抄

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五条第一項の改正規定、第十一条第四項を削る改正規定、第十三条の四第六項並びに第十九条の二第一項及び第二項の改正規定、第十九条の七を第十九条の八とする改正規定、第十九条の六の改正規定、同条を第十九条の七とし、第十九条の五を第十九条の六とし、第十九条の四を第十九条の五とし、第十九条の三を第十九条の四とする改正規定、第十九条の二の次に一条を加える改正規定並びに第二十三条第七項の改正規定並びに附則第十二項から第二十項までの規定は、平成四年一月一日から施行する。

2 この法律(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第七項において同じ。)による改正後の一般職の職員の給与等に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定は、平成三年四月一日から適用する。

(特定の職務の級の切替え)

3 平成三年四月一日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級が医療職俸給表(三)の六級であった職員の切替日における職務の級は、人事院の定めるところにより、同表の七級又は六級とする。

4 前項の規定により切替日における職務の級が医療職俸給表(三)の七級となる職員(附則第六項に規定する職員を除く。)の切替日における号俸(以下「新号俸」という。)は、切替日の前日においてその者が受けていた号俸(以下「旧号俸」という。)に対応する附則別表の新号俸欄に定める号俸とし、前項の規定により切替日における職務の級が医療職俸給表(三)の六級となる職員(附則第六項に規定する職員を除く。)の新号俸は、旧号俸と同じ号数の号俸とする。

(最高号俸等の切替え等)

5 前項の規定により新号俸を決定される職員に対する切替日以降における最初の改正後の法第八條第六項の規定の適用については、旧号俸を受けていた期間(人事院の定める職員にあっては、人事院の定める期間)を新号俸を受ける期間に通算する。

(切替日前の異動者の号俸等の調整)

6 切替日の前日において職務の級における最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

(切替期間における異動者の号俸等)

7 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間において、この法律による改正前の一般職の職員の給与等に関する法律(以下「改正前の法」という。)の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあった職員のうち、人事院の定める職員の、改正後の法の規定による当該適用の日又は異動の日における職務の級又は号俸若しくは俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号俸等の調整)

8 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものと

した場合は、権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

9 附則第三項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額額は、改正前の法及びこれに基づく人事院規則の規定に従って定められたものでなければならず、

改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の法の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

11 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附則別表 医療職俸給表(三)の7級となる職員の号俸の切替表

旧号俸	1から4まで	新号俸	1から6まで
	1		1
	2		2
	3		3
	4		4
	5		5
	6		6
	7		7
	8		8
	9		9
	10		10
	11		11
	12		12
	13		13
	14		14
	15		15
	16		16
	17		17
	18		18
	19		19
	20		20
	21		21
	22		22
	23		23
	24		24
	25		25
	26		26
	27		27
	28		28
	29		29
	30		30
	31		31
	32		32
	33		33
	34		34
	35		35
	36		36
	37		37
	38		38
	39		39
	40		40
	41		41
	42		42
	43		43
	44		44
	45		45
	46		46
	47		47
	48		48
	49		49
	50		50
	51		51
	52		52
	53		53
	54		54
	55		55
	56		56
	57		57
	58		58
	59		59
	60		60
	61		61
	62		62
	63		63
	64		64
	65		65
	66		66
	67		67
	68		68
	69		69
	70		70
	71		71
	72		72
	73		73
	74		74
	75		75
	76		76
	77		77
	78		78
	79		79
	80		80
	81		81
	82		82
	83		83
	84		84
	85		85
	86		86
	87		87
	88		88
	89		89
	90		90
	91		91
	92		92
	93		93
	94		94
	95		95
	96		96
	97		97
	98		98
	99		99
	100		100

附則(平成三年二月二四日法律第一〇九号)抄

第一条 この法律は、平成四年四月一日から施行する。

附則(平成四年四月二日法律第二八号)抄(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則(平成四年二月一六日法律第九号)抄(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十九条の二第一項及び第二項の改正規定は平成五年一月一日から、第十一條の三第二項第一号及び第六條の六の改正規定並びに附則第十項の規定は同年四月一日から施行する。

2 この法律(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第四項及び第十一項において同じ。)による改正後の一般職の職員の給与等に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定は、平成四年四月一日から適用する。

3 平成四年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に適用されることとなる期間(人事院規則で定める。)

4 切替日からこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この法律による改正前の一般職の職員の給与等に関する法律(以下「改正前の法」という。)の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあった職員のうち、人事院の定める職員の、改正後の法の規定による当該適用の日又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

5 切替日前に異動者の号俸等の調整(切替日前の異動者の号俸等の調整)及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

6 前三項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額額は、改正前の法及びこれに基づく人事院規則の規定に従って定められたものでなければならず、

改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の法の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

11 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則(平成四年二月一六日法律第九号)抄(扶養手当に関する経過措置)

7 次の各号の一に該当する者は、速やかにその旨(第一号に該当する者についてはその者が職員となった日において、第二号に該当する者については切替日において、第三号に該当する者についてはその者が同号に該当する者となった日において、これらの者に配偶者(届出をしないうが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)がなく、かつ、改正前の法第十一條第二項第二号から第五号までの扶養親族がなかったときは、配偶者がなかった旨を含む。)を改正後の法第七條に規定する各庁の長又はその委任を受けた者に届け出なければならぬ。

一 切替期間において新たに職員となった者であつて、その者が職員となった日に、昭和四十九年四月一日以前に生まれた者で改正後の法第十一條第二項第二号又は第四号の扶養親族たる要件を具備するもの(以下「新規扶養親族たる子等」という。)を有していたもの

二 切替日において、その前日から引き続き、新規扶養親族たる子等がある職員であつた者

三 切替期間において、新たに新規扶養親族たる子等を有する職員となった者

四 切替期間において、新規扶養親族たる子等で扶養親族たる要件を欠くに至つたものがある職員であつた者

五 新規扶養親族たる子等があり、かつ、配偶者(改正前の法第十一條の二第一項の規定による届出がされた扶養親族たる配偶者を除く。)があつた職員であつて、切替期間において配偶者がない職員となり、かつ、その配偶者がない職員となつた日に改正前の法第十一條第二項第二号から第五号までの扶養親族がなかったもの

六 新規扶養親族たる子等があり、かつ、配偶者がなかった職員であつて、切替期間において扶養親族でない配偶者がある職員となり、かつ、その配偶者がある職員となつた日に改正前の法第十一條第二項第二号から第五号までの扶養親族がなかったもの

8 前項の規定による届出を行った者に対する改正後の法第十一條の二第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「同項の規定

による届出に」とあるのは「同項又は一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成四年法律第九十二号。以下「改正法」という。)附則第七項の規定による届出に」と、「同項第二号」とあるのは「前項第二号」と、「届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その」とあるのは「届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、又は改正法附則第七項の規定による届出が改正法の施行の日から三十日を経過した後にされたときは、それぞれその」とし、同条第三項中「扶養親族で同項」とあるのは「扶養親族で同項又は改正法附則第七項」と、「同項第二号」とあるのは「第一項第二号」と、「扶養親族たる子、父母等で同項」とあるのは「扶養親族たる子、父母等で同項又は改正法附則第七項」と、「のうち扶養親族たる子、父母等で同項」とあるのは「のうち扶養親族たる子、父母等で同項」とする。

9 職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合に関する改正後の法第十一條の二第二項ただし書(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同条第二項ただし書中「これに係る事実の生じた日から十五日」とあるのは、「一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成四年法律第九十二号)の施行の日から三十日」とする。

一 施行日から十五日以内に新たに職員となつた者に新規扶養親族たる子等がある場合

二 施行日から十五日以内に新たに新規扶養親族たる子等を有するに至つた場合

三 施行日から十五日以内に新規扶養親族たる子等がある職員が配偶者のない職員となり、かつ、その配偶者がない職員となつた日に改正前の法第十一條第二項第二号から第五号までの扶養親族がない場合(調整手当に関する暫定措置)

10 平成五年四月一日から平成六年三月三十一日までの間においては、この法律による改正後の一般職の職員の給与等に関する法律第十一條の三第二項第一号中「百分の十二」とあるのは、「百分の十一」とする。

11 切替期間において、改正前の法第十一條の七の規定により住居手当を支給されていた期間のうち、改正後の法第十一條の七の規定による

住居手当に関する経過措置)

住居手当に関する経過措置)

住居手当に関する経過措置)

俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号俸等の調整)

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

6 前三項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく人事院規則の規定に従って定められたものでなければならぬ。

7 施行日から平成八年三月三十一日までの間に於ける異動者の号俸等の調整

8 改正後の法第十一条の六の規定は、平成四年四月一日前に移転した官署又は同日前に新たに設置された官署に在勤する職員については、適用しない。

(給与の内払)

9 改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の法の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

(人事院規則への委任)

10 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

附則 (平成八年二月一日法律第一二二号)

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中一般職の職員の給与に關する法律(以下「給与法」という。)第十九条の二第二項及び第二項の改正規定 平成九年一月一日

二 第一条中給与法第五項第一項の改正規定、給与法第十条の三第一項の改正規定(同項第一号及び第二号を改める部分を除く)、給与法第十一条の八を第十一号とし、第十一

2 第一条の規定(前項各号に掲げる改正規定を除く。附則第七項において同じ。)による改正後の給与法(以下「改正後の給与法」という。)の規定は、平成八年四月一日から適用する。

3 平成八年四月一日(以下「切替日」という。)の前日においてその者の受ける号俸(以下「旧号俸」という。)が附則別表のイからチまでの表(以下「切替表」という。)の旧号俸欄に掲げられている号俸である職員(附則第六項に規定する職員を除く。以下「特定号俸職員」という。)

4 特定号俸職員のうち、旧号俸が切替表の期間欄に期間の定めのある号俸である職員で切替日において旧号俸を受けていた期間(人事院の定める職員にあつては、人事院の定める期間。次項及び附則第五項において同じ。)が旧号俸に対応する同欄に定める期間に達しているもの切替日における号俸は、旧号俸に対応する切替表の新号俸欄に定める号俸とする。

5 附則第三項の規定により切替日における号俸を決定される職員に対する切替日以降における最初の改正後の給与法第八項第六項の規定の適用については、その者が切替日において旧号俸を受けていた期間(その者の旧号俸が切替表の期間欄に期間の定めのある号俸である場合にあつては、切替日において旧号俸を受けていた期間から当該旧号俸に対応する同欄に定める期間を減じた期間)を切替日における号俸を受ける期間に通算する。

6 切替日の前日において職務の級における最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

7 切替日からこの法律の施行の日(附則第十一項において「施行日」という。)の前日までの間において、第一条の規定による改正前の給与法(以下「改正前の給与法」という。)の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員の、改正後の給与法

8 前項の規定により異動日における号俸を決定される職員のうち、同項の規定による号俸の額が改正前の給与法の規定により異動日において受けていた俸給月額(改正前の給与法別表第六口の備考(一)又はハの備考(二))の規定の適用を受けていた職員にあつては、これらの規定の適用がないものとした場合の俸給月額。以下この項において「旧俸給月額」という。)に達しない職員の当該号俸を受ける間の俸給月額

(改正後の給与法別表第六口の備考(一)又はハの備考(二))の規定の適用を受ける職員にあつては、これらの規定の適用がないものとした場合の俸給月額)は、改正後の給与法別表第二、別表第五イ、別表第六、別表第七及び別表第八イの俸給表の額にかかわらず、旧俸給月額とする。

(切替日直前の異動者の号俸等の調整)

9 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

10 附則第三項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の給与法及びこれに基づく人事院規則の規定に従って定められたものでなければならぬ。

11 施行日から平成九年三月三十一日までの間に於ける異動者の号俸等の調整

12 改正後の給与法第八項第三項及び第四項、第十九条の六第二項並びに別表第六口の備考(一)及びハの備考(二)の規定の切替日から平成八年十二月三十一日までの間における適用については、改正後の給与法第八項第三項中「号俸」とあるのは「号俸又は俸給月額」とされる一般職の職員の給与に關する法律等の一部を改正する法律(平成八年法律第百二十二号)附則

10 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

2	5
2	6
2	7
2	8
2	9
3	0
3	1
3	2
3	3
3	4
3	5
2	4
2	5
2	6
2	7
2	8
2	9
3	0
3	1
3	2
3	3
3	4
3	5

附則（平成二十一年七月七日法律第八三
号）抄

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。
（旧法再任用職員に関する経過措置）

第三条

2 旧法再任用職員に対する第二条の規定による改正後の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第一条及び第二条の規定、第三条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律第八条第十一項、第十九条の四第三項、第十九条の七第二項、第十九条の八第三項、第十九条の九第二項、第十九条の十第四項及び別表第一から別表第八までの規定並びに第四条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律附則第十五項の規定の適用については、旧法再任用職員は、国家公務員法第八十一条の四第一項の規定により採用された職員でないものとみなす。

附則（平成二十一年七月一六日法律第一〇四号）抄

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。
（政令への委任）

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に必要な事項は、政令で定める。

附則（平成二十一年一月二五日法律第一四二号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中一般職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」という。）第六条第一項並び

に第十九条の二第一項及び第二項の改正規定並びに給与法別表第九を別表第十とし、別表第八の次に一表を加える改正規定、第三条の規定、第五条中国家公務員法等の一部を改正する法律第三条の改正規定（給与法別表第一から別表第八までに係る部分に限る。）並びに附則第七項から第十一項まで及び第十五項から第二十項までの規定、平成二十一年一月一日

2 第二条の規定及び第五条中国家公務員法等の一部を改正する法律第三条の改正規定（給与法別表第一から別表第八までに係る部分を除く。）平成二十二年四月一日

2 第一条の規定（前項第一号に掲げる改正規定を除く。附則第四項において同じ。）による改正後の給与法（附則第九項を除き、以下「改正後の給与法」という。）の規定及び第四条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（附則第十三項において「改正後の任期付研究員法」という。）の規定は、平成十一年四月一日から適用する。

3 平成十一年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額及びこれを受けている期間に計算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

（切替期間における異動者の号俸等）
切替日からこの法律の施行の日（以下この項及び附則第六項において「施行日」という。）の前日までの間において、第一条の規定による改正前の給与法（附則第十二項を除き、以下「改正前の給与法」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあった職員のうち、人事院の定める職員の、改正後の給与法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。切替日から施行日の前日までの間において、一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第百一十号、附則第九項及び第十二項において「平成十年改

正法」という。）附則第十一項から第十三項までの規定により昇給した職員のうち、人事院の定める職員の、改正後の給与法の規定による当該昇給の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間についても、同様とする。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）
切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（施行日から平成二十二年三月三十一日までの間における異動者の号俸等の調整）
施行日から平成二十二年三月三十一日までの間において、改正後の給与法の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあった職員のうち、人事院の定める職員の、改正後の給与法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（福祉職俸給表の適用を受けることとなる職員の職務の級の切替え）
平成二十二年一月一日（以下「特定切替日」という。）の前日において行政職俸給表（一）又は行政職俸給表（二）の適用を受けていた職員のうち、特定切替日において福祉職俸給表の適用を受けることとなる職員のうち、特定切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、特定切替日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）に対応する附則別表第一の新級欄に定める職務の級とする。

（福祉職俸給表の適用を受けることとなる職員の号俸の切替え等）
前項の規定により新級を決定される職員（附則第十項に規定する職員を除く。）の特定切替日における号俸（以下「新号俸」という。）は、旧級及び特定切替日の前日においてその者が受

けていた号俸（以下「旧号俸」という。）に応じて附則別表第二に定める号俸とする。

9 前項の規定により新号俸を決定される職員に対する特定切替日以降における最初の第一条の規定による改正後の給与法第八條第六項又は平成十年改正法附則第十一項から第十三項までの規定の適用については、旧号俸を受けていた期間（人事院の定める職員にあっては、人事院の定める期間）を新号俸を受ける期間に通算する。

（福祉職俸給表の適用を受けることとなる職員の最高号俸等の切替え等）
附則第七項の規定により新級を決定される職員のうち、特定切替日の前日において職務の級における最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の特定切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に計算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

（福祉職俸給表の適用を受けることとなる職員のうち特定切替日前の異動者の号俸等の調整）
附則第七項の規定により新級を決定される職員のうち、特定切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員のうち、特定切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が特定切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号俸等の基礎）
附則第三項から第五項まで及び第七項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、第一条の規定による改正前の給与法又は平成十年改正法附則第十一項から第十三項まで及びこれらに基づく人事院規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（給与の内払）
改正後の給与法又は改正後の任期付研究員法の規定を適用する場合においては、改正前の給与法又は第四条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与法又は改正後の任期付研究員法の規定による給与の内払とみなす。

（人事院規則への委任）

14 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附則別表第一 福祉職俸給表の適用を受けることとなる職員の職務の級の切替表

行政職俸給表 (一)

旧級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
新級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級

附則別表第二 福祉職俸給表の適用を受けることとなる職員の号俸の切替表

旧号俸	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
新号俸	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50

1 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附則別表第一 福祉職俸給表の適用を受けることとなる職員の職務の級の切替表

行政職俸給表 (一)

旧級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
新級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級

附則別表第二 福祉職俸給表の適用を受けることとなる職員の号俸の切替表

旧号俸	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
新号俸	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十三年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（次項において「改正後の法」という。）の規定は、平成十二年四月一日から適用する。（給与の内払）

附則（平成二年一月二二日法律第一一〇号）抄

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附則（平成二年一月二二日法律第一一〇号）抄

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50

3 改正後の法の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

附則（平成十三年一月二八日法律第一二六号）抄

（施行期日等）

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第四十三条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（経過措置の政令への委任）

第四十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一四年七月三十一日法律第九八号）抄

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50

第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一章第一節（別表第一から別表第四までを含む。）並びに附則第二十八條第二項、第三十三條第二項及び第三十三條並びに第三十九條の規定 公布の日

（罰則に関する経過措置）

第三十八條 施行日前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後に

した行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（その他の経過措置の政令への委任）
第三十九条 この法律に規定するもののほか、公
社法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置
（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定
める。

**附則（平成十四年一月二日法律第
一〇六号）抄**

1 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初
日（公布の日が月の初日であるときは、その
日）から施行する。ただし、第二条、第四条、
第六条並びに附則第七項、第九項及び第十項の
規定は、平成十五年四月一日から施行する。
（職務の級における最高の号俸を超える俸給月
額等の切替え等）

2 この法律の施行の日（以下「施行日」とい
う。）の前日において次の各号に掲げる俸給月
額を受けていた職員の施行日における俸給月額
（第一号に掲げる俸給月額を受けていた職員に
あつては、俸給月額及びこれを受ける期間に通
算されることとなる期間）は、人事院規則で定
める。
一 一般職の職員の給与に関する法律（以下
「給与法」という。）別表第一から別表第九ま
での俸給表に定める職務の級における最高の
号俸を超える俸給月額

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員
及び人事院の定めるこれに準ずる職員の施行日
における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける
こととなる期間については、その者が施行日に
おいて職務の級を異にする異動等をしたものと
した場合との権衡上必要と認められる限度にお
いて、人事院の定めるところにより、必要な調
整を行うことができる。
（職員が受けていた号俸等の基礎）

4 前二項の規定の適用については、職員が属し
ていた職務の級及びその者が受けていた号俸又
は俸給月額は、第一条の規定による改正前の給
与法若しくは一般職の職員の給与に関する法律
及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤
務時間の特例に関する法律の一部を改正する法
律（平成十年法律第二百十号）附則第十一項か
ら第十三項まで、第三条の規定による改正前の
任期付研究員法又は第五条の規定による改正前

の任期付職員法及びこれらに基づく人事院規則
の規定に従つて定められたものでなければなら
ない。
（平成十四年十二月に支給する期末手当及び期
末特別手当に関する特例措置）
5 平成十四年十二月に支給する期末手当又は期
末特別手当（以下この項において「期末手当
等」という。）の額は、第一条の規定による改
正後の給与法（以下この項において「改正後の
給与法」という。）第十九条の四第二項（同条
第三項、第三条の規定による改正後の任期付研
究員法（第二号において「改正後の任期付研
究員法」という。）第七條第二項又は第五條の規
定による改正後の任期付職員法（同号におい
て「改正後の任期付職員法」という。）第八條第二
項の規定により読み替えて適用する場合を含む
）及び第四項から第六項まで、第十九条の
八第二項（同条第三項の規定により読み替えて
適用する場合を含む。）及び第四項から第六項
まで若しくは第二十三條第一項から第三項ま
で、第五項若しくは第七項又は国際機関等に派
遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する
法律（昭和四十五年法律第十七号）第五條第
一項の規定にかかわらず、これらの規定により
算定される期末手当等の額（以下この項におい
て「基準額」という。）から、第一号に掲げる
額から第二号に掲げる額を減じた額に相当する
額を減じた額（同号に掲げる額が第一号に掲げ
る額を超える場合には、その超える額に相当す
る額を基準額に加えた額）とする。この場合に
おいて、第一号に掲げる額から第二号に掲げる
額を減じた額が基準額以上となるときは、期末
手当等は、支給しない。
一 平成十四年十二月一日（期末手当等につ
いて改正後の給与法第十九条の四第一項後段、
第十九条の八第一項後段又は第二十三條第七
項の規定の適用を受ける職員にあつては、退
職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以
下この号及び次項において「基準日」とい
う。）まで引き続いて在職した期間で同年四
月一日から施行日の前日までのもの（当該引
き続いて在職した期間以外の在職した期間で
同年一日から施行日の前日までのものであつ
て、それ以後の基準日までの期間における任
用の事情を考慮して人事院規則で定めるもの
を含む。次号において「継続在職期間」とい
う。）について支給される給与のうち俸給、

初任給調整手当及び扶養手当並びにこれらの
額の改定により額が変動することとなる給与
（次号において「俸給等」という。）の額の合
計額
二 継続在職期間について改正後の給与法、改
正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職
員法の規定による俸給月額（継続在職期間に
おいて附則第二項各号に掲げる俸給月額を受
けていた期間がある職員にあつては、当該期
間について人事院規則で定める俸給月額）並
びに改正後の給与法の規定による初任給調整
手当及び扶養手当の額により算定した場合の
俸給等の額の合計額
6 平成十四年四月一日から基準日までの間に
いて防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和
二十七年法律第二百六十六号）の適用を受ける
者その他の人事院規則で定める者（以下この項
において「防衛庁職員等」という。）であつた
者から引き続き新たに職員となつた者で任用の
事情を考慮して人事院規則で定めるものにつ
いては、前項各号に掲げる額に、それぞれ防衛庁
職員等との権衡を考慮して人事院規則で定める
額を加えるものとする。
（平成十五年六月に支給する期末手当及び期
末特別手当に関する経過措置）
7 平成十五年六月に支給する期末手当及び期
末特別手当に関する第二条の規定による改正後の
給与法第十九条の四第二項及び第十九条の八第
二項の規定の適用については、これらの規定中
「六箇月以内」とあるのは「三箇月以内」と、
同法第十九条の四第二項第一号及び第十九条の
八第二項第一号中「六箇月」とあるのは「三箇
月」と、同法第十九条の四第二項第二号及び第
十九条の八第二項第二号中「五箇月以上六箇月
未満」とあるのは「二箇月十五日以上三箇月未
満」と、同法第十九条の四第二項第三号及び第
十九条の八第二項第三号中「三箇月以上五箇月
未満」とあるのは「一箇月十五日以上二箇月十
五日未満」と、同法第十九条の四第二項第四号
及び第十九条の八第二項第四号中「三箇月未
満」とあるのは「一箇月十五日未満」とする。
（人事院規則への委任）

8 附則第二項から前項までに定めるもののほ
か、この法律の施行に関し必要な事項は、人事
院規則で定める。
**附則（平成一五年一〇月一六日法律第
一四一号）抄**

1 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初
日（公布の日が月の初日であるときは、その
日）から施行する。ただし、第二条、第四条及
び第六条並びに附則第七項の規定は、平成十六
年四月一日から施行する。
（職務の級における最高の号俸を超える俸給月
額等の切替え等）

2 この法律の施行の日（以下「施行日」とい
う。）の前日において次に掲げる俸給月額を受
けていた職員の施行日における俸給月額（第一
号に掲げる俸給月額を受けていた職員にあつて
は、俸給月額及びこれを受ける期間に通算され
ることとなる期間）は、人事院規則で定める。
一 一般職の職員の給与に関する法律（以下
「給与法」という。）別表第一から別表第九ま
での俸給表に定める職務の級における最高の
号俸を超える俸給月額

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員
及び人事院の定めるこれに準ずる職員の施行日
における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける
こととなる期間については、その者が施行日に
おいて職務の級を異にする異動等をしたものと
した場合との権衡上必要と認められる限度にお
いて、人事院の定めるところにより、必要な調
整を行うことができる。
（職員が受けていた号俸等の基礎）

4 前二項の規定の適用については、職員が属し
ていた職務の級及びその者が受けていた号俸又
は俸給月額は、第一条の規定による改正前の給
与法若しくは一般職の職員の給与に関する法律
及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤
務時間の特例に関する法律の一部を改正する法
律（平成十年法律第二百十号）附則第十一項か
ら第十三項まで、第三条の規定による改正前の
任期付研究員法又は第五条の規定による改正前

の任期付職員法及びこれらに基づく人事院規則
の規定に従つて定められたものでなければなら
ない。
（平成十四年十二月に支給する期末手当及び期
末特別手当に関する特例措置）
5 平成十四年十二月に支給する期末手当又は期
末特別手当（以下この項において「期末手当
等」という。）の額は、第一条の規定による改
正後の給与法第十九条の四第二項（同条第三
項、第三条の規定による改正後の任期付研究員
法（第二号において「改正後の任期付研究員
法」という。）第七條第二項又は第五條の規
定による改正後の任期付職員法（同号におい
て「改正後の任期付職員法」という。）第八條第二
項の規定により読み替えて適用する場合を含む
）及び第四項から第六項まで、第十九条の
八第二項（同条第三項の規定により読み替えて
適用する場合を含む。）及び第四項から第六項
まで若しくは第二十三條第一項から第三項ま
で、第五項若しくは第七項又は国際機関等に派
遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する
法律（昭和四十五年法律第十七号）第五條第
一項の規定にかかわらず、これらの規定により
算定される期末手当等の額（以下この項にお
いて「基準額」という。）から、第一号に掲げる
額から第二号に掲げる額を減じた額に相当する
額を減じた額（同号に掲げる額が第一号に掲げ
る額を超える場合には、その超える額に相当す
る額を基準額に加えた額）とする。この場合に
おいて、第一号に掲げる額から第二号に掲げる
額を減じた額が基準額以上となるときは、期末
手当等は、支給しない。
一 平成十四年十二月一日（期末手当等につ
いて改正後の給与法第十九条の四第一項後段、
第十九条の八第一項後段又は第二十三條第七
項の規定の適用を受ける職員にあつては、退
職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以
下この号及び次項において「基準日」とい
う。）まで引き続いて在職した期間で同年四
月一日から施行日の前日までのもの（当該引
き続いて在職した期間以外の在職した期間で
同年一日から施行日の前日までのものであつ
て、それ以後の基準日までの期間における任
用の事情を考慮して人事院規則で定めるもの
を含む。次号において「継続在職期間」とい
う。）について支給される給与のうち俸給、

初任給調整手当及び扶養手当並びにこれらの
額の改定により額が変動することとなる給与
（次号において「俸給等」という。）の額の合
計額
二 継続在職期間について改正後の給与法、改
正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職
員法の規定による俸給月額（継続在職期間に
おいて附則第二項各号に掲げる俸給月額を受
けていた期間がある職員にあつては、当該期
間について人事院規則で定める俸給月額）並
びに改正後の給与法の規定による初任給調整
手当及び扶養手当の額により算定した場合の
俸給等の額の合計額
6 平成十四年四月一日から基準日までの間に
いて防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和
二十七年法律第二百六十六号）の適用を受ける
者その他の人事院規則で定める者（以下この項
において「防衛庁職員等」という。）であつた
者から引き続き新たに職員となつた者で任用の
事情を考慮して人事院規則で定めるものにつ
いては、前項各号に掲げる額に、それぞれ防衛庁
職員等との権衡を考慮して人事院規則で定める
額を加えるものとする。
（平成十五年六月に支給する期末手当及び期
末特別手当に関する経過措置）
7 平成十五年六月に支給する期末手当及び期
末特別手当に関する第二条の規定による改正後の
給与法第十九条の四第二項及び第十九条の八第
二項の規定の適用については、これらの規定中
「六箇月以内」とあるのは「三箇月以内」と、
同法第十九条の四第二項第一号及び第十九条の
八第二項第一号中「六箇月」とあるのは「三箇
月」と、同法第十九条の四第二項第二号及び第
十九条の八第二項第二号中「五箇月以上六箇月
未満」とあるのは「二箇月十五日以上三箇月未
満」と、同法第十九条の四第二項第三号及び第
十九条の八第二項第三号中「三箇月以上五箇月
未満」とあるのは「一箇月十五日以上二箇月十
五日未満」と、同法第十九条の四第二項第四号
及び第十九条の八第二項第四号中「三箇月未
満」とあるのは「一箇月十五日未満」とする。
（人事院規則への委任）

8 附則第二項から前項までに定めるもののほ
か、この法律の施行に関し必要な事項は、人事
院規則で定める。
**附則（平成一五年一〇月一六日法律第
一四一号）抄**

1 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初
日（公布の日が月の初日であるときは、その
日）から施行する。ただし、第二条、第四条及
び第六条並びに附則第七項の規定は、平成十六
年四月一日から施行する。
（職務の級における最高の号俸を超える俸給月
額等の切替え等）

2 この法律の施行の日（以下「施行日」とい
う。）の前日において次に掲げる俸給月額を受
けていた職員の施行日における俸給月額（第一
号に掲げる俸給月額を受けていた職員にあつて
は、俸給月額及びこれを受ける期間に通算され
ることとなる期間）は、人事院規則で定める。
一 一般職の職員の給与に関する法律（以下
「給与法」という。）別表第一から別表第九ま
での俸給表に定める職務の級における最高の
号俸を超える俸給月額

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員
及び人事院の定めるこれに準ずる職員の施行日
における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける
こととなる期間については、その者が施行日に
おいて職務の級を異にする異動等をしたものと
した場合との権衡上必要と認められる限度にお
いて、人事院の定めるところにより、必要な調
整を行うことができる。
（職員が受けていた号俸等の基礎）

4 前二項の規定の適用については、職員が属し
ていた職務の級及びその者が受けていた号俸又
は俸給月額は、第一条の規定による改正前の給
与法若しくは一般職の職員の給与に関する法律
及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤
務時間の特例に関する法律の一部を改正する法
律（平成十年法律第二百十号）附則第十一項か
ら第十三項まで、第三条の規定による改正前の
任期付研究員法又は第五条の規定による改正前
の任期付職員法及びこれらに基づく人事院規則
の規定に従つて定められたものでなければなら
ない。
（平成十五年十二月に支給する期末手当及び期
末特別手当に関する特例措置）
5 平成十五年十二月に支給する期末手当又は期
末特別手当（以下この項において「期末手当
等」という。）の額は、第一条の規定による改
正後の給与法第十九条の四第二項（同条第三
項、第三条の規定による改正後の任期付研究員

の任期付職員法及びこれらに基づく人事院規則
の規定に従つて定められたものでなければなら
ない。
（平成十四年十二月に支給する期末手当及び期
末特別手当に関する特例措置）
5 平成十四年十二月に支給する期末手当又は期
末特別手当（以下この項において「期末手当
等」という。）の額は、第一条の規定による改
正後の給与法第十九条の四第二項（同条第三
項、第三条の規定による改正後の任期付研究員
法（第二号において「改正後の任期付研究員
法」という。）第七條第二項又は第五條の規
定による改正後の任期付職員法（同号におい
て「改正後の任期付職員法」という。）第八條第二
項の規定により読み替えて適用する場合を含む
）及び第四項から第六項まで、第十九条の
八第二項（同条第三項の規定により読み替えて
適用する場合を含む。）及び第四項から第六項
まで若しくは第二十三條第一項から第三項ま
で、第五項若しくは第七項又は国際機関等に派
遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する
法律（昭和四十五年法律第十七号）第五條第
一項の規定にかかわらず、これらの規定により
算定される期末手当等の額（以下この項にお
いて「基準額」という。）から、第一号に掲げる
額から第二号に掲げる額を減じた額に相当する
額を減じた額（同号に掲げる額が第一号に掲げ
る額を超える場合には、その超える額に相当す
る額を基準額に加えた額）とする。この場合に
おいて、第一号に掲げる額から第二号に掲げる
額を減じた額が基準額以上となるときは、期末
手当等は、支給しない。
一 平成十四年十二月一日（期末手当等につ
いて改正後の給与法第十九条の四第一項後段、
第十九条の八第一項後段又は第二十三條第七
項の規定の適用を受ける職員にあつては、退
職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以
下この号及び次項において「基準日」とい
う。）まで引き続いて在職した期間で同年四
月一日から施行日の前日までのもの（当該引
き続いて在職した期間以外の在職した期間で
同年一日から施行日の前日までのものであつ
て、それ以後の基準日までの期間における任
用の事情を考慮して人事院規則で定めるもの
を含む。次号において「継続在職期間」とい
う。）について支給される給与のうち俸給、

初任給調整手当及び扶養手当並びにこれらの
額の改定により額が変動することとなる給与
（次号において「俸給等」という。）の額の合
計額
二 継続在職期間について改正後の給与法、改
正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職
員法の規定による俸給月額（継続在職期間に
おいて附則第二項各号に掲げる俸給月額を受
けていた期間がある職員にあつては、当該期
間について人事院規則で定める俸給月額）並
びに改正後の給与法の規定による初任給調整
手当及び扶養手当の額により算定した場合の
俸給等の額の合計額
6 平成十四年四月一日から基準日までの間に
いて防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和
二十七年法律第二百六十六号）の適用を受ける
者その他の人事院規則で定める者（以下この項
において「防衛庁職員等」という。）であつた
者から引き続き新たに職員となつた者で任用の
事情を考慮して人事院規則で定めるものにつ
いては、前項各号に掲げる額に、それぞれ防衛庁
職員等との権衡を考慮して人事院規則で定める
額を加えるものとする。
（平成十五年六月に支給する期末手当及び期
末特別手当に関する経過措置）
7 平成十五年六月に支給する期末手当及び期
末特別手当に関する第二条の規定による改正後の
給与法第十九条の四第二項及び第十九条の八第
二項の規定の適用については、これらの規定中
「六箇月以内」とあるのは「三箇月以内」と、
同法第十九条の四第二項第一号及び第十九条の
八第二項第一号中「六箇月」とあるのは「三箇
月」と、同法第十九条の四第二項第二号及び第
十九条の八第二項第二号中「五箇月以上六箇月
未満」とあるのは「二箇月十五日以上三箇月未
満」と、同法第十九条の四第二項第三号及び第
十九条の八第二項第三号中「三箇月以上五箇月
未満」とあるのは「一箇月十五日以上二箇月十
五日未満」と、同法第十九条の四第二項第四号
及び第十九条の八第二項第四号中「三箇月未
満」とあるのは「一箇月十五日未満」とする。
（人事院規則への委任）

8 附則第二項から前項までに定めるもののほ
か、この法律の施行に関し必要な事項は、人事
院規則で定める。
**附則（平成一五年一〇月一六日法律第
一四一号）抄**

法第七條第二項又は第五條の規定による改正後の任期付職員法第八條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。及び第四項から第六項まで、第十九條の八第二項（同條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項から第六項まで若しくは第二十三條第一項から第三項まで、第五項若しくは第七項又は国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第七十七号）第五條第一項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（人事院規則で定める職員にあっては、第一号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。

一 平成十五年四月一日（同月二日から同年十二月一日までの間に新たに職員となった者（同年四月一日に在職していた職員で任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものを除く。）にあっては、新たに職員となった日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち人事院規則で定める日）において職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、研究員調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当（給与法第十二條の二第二項に規定する人事院規則で定める額を除く。）及び特地勤務手当（給与法第十三條の三の規定による手当を含む。）一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成八年法律第百十二号）附則第十四項及び第十五項に規定する暫定筑波研究学園都市移転手当並びに国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第三條第一項に規定する教職調整額の月額に合計額に百分の一・〇七を乗じて得た額に、同年四月から施行日の属する月の前月までの月数（同年四月一日から施行日の前日までの期間において在職しなかつた期間、俸給を支給されなかつた期間その他の人事院規則で定める期間）を乗じて得た額

二 平成十五年六月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額又は期末特別手当の額に百分の一・〇七を乗じて得た額

6 平成十五年四月一日から同年十二月一日までの間において防衛庁の職員に給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の適用を受ける者その他の人事院規則で定める者であつた者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは「次に掲げる額及び防衛庁の職員に給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の適用を受ける者その他の人事院規則で定める者として人事院規則で定める額」と、第一号に掲げる額」とあるのは「第一号に掲げる額及び当該人事院規則で定める額の合計額」とする。

7 第二條の規定の施行の際現に同條の規定による改正前の給与法第十一條の七の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る調整手当の支給に関する第二條の規定による改正後の給与法第十一條の七の規定の適用については、同條第一項中「場合（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在職していた地域又は官署に引き続き六箇月を超えて在職していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として人事院規則で定める場合に限る。）」とあるのは「場合」と、いい、人事院規則で定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で人事院規則で定める割合とする」とあるのは「いう」と、「から二年を経過する」とあるのは「から三年を経過する日又は平成十八年三月三十一日のいずれか早い日」と、同項中「当該異動等の日から一年を経過する」とあり、及び同項第一号中「同日以後一年を経過する日」とあるのは「平成十七年三月三十一日」と、同項第二号中「二年を経過する日」とあるのは「二年を経過する日又は平成十八年三月三十一日のいずれか早い日」と、同條第二項中「場合（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在職していた官署に引き続き六箇月を超えて在職していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として人事院規則で定める場合に限る。）」とあるのは「場合」と、「から二年を経過する」とあるのは「から三年を経過する日又は平成十八年三月三十一日のいずれか早い日」と、同項第一号中「同日以後一年を経過する日」とあるのは「平成十七年三月三十一日」と、同項第二号中「二

1 年を経過する日」とあるのは「三年を経過する日又は平成十八年三月三十一日のいずれか早い日」と、同條第三項中「前二項」とあるのは「一般職の職員に給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十五年法律第四百一十一号）附則第七項の規定により読み替えて適用される前二項」とする。

8 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附則（平成一六年一〇月二八日法律第七一三六号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において第一條の規定による改正前の一般職の職員に給与に関する法律（以下「改正前の給与法」という。）の教育職俸給表（一）の適用を受けていた職員で施行日において同條の規定による改正後の一般職の職員に給与に関する法律（以下この項及び附則第四項において「改正後の給与法」という。）の教育職俸給表（一）の適用を受けることとなるもの及び施行日の前日において改正前の給与法と教育職俸給表（四）の適用を受けていた職員で施行日において改正後の給与法と教育職俸給表（二）の適用を受けることとなるもの及び施行日における職務の級（以下「新級」という。）は、施行日の前日においてこれらの者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）に対応する附則別表の新級欄に定める職務の級の切替等（教育職俸給表の適用を受ける職員の号俸の切替等）

3 前項の規定により新級を決定される職員（附則第五項に規定する職員を除く。）の施行日における号俸（次項において「新号俸」という。）は、施行日の前日においてその者が受けていた号俸（次項において「旧号俸」という。）と同じ号数の号俸とする。

4 前項の規定により新号俸を決定される職員に對する施行日以降における最初の改正後の給与法第八條第六項若しくは第八項ただし書又は一般職の職員に給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特別に

関する法律の一部を改正する法律（平成十年法律第二十号。附則第七項において「平成十年改正法」という。）附則第十二項の規定の適用については、旧号俸を受けていた期間（人事院の定める職員にあっては、人事院の定める期間）を新号俸を受ける期間に通算する。（教育職俸給表の適用を受ける職員の職務の級における最高の号俸を超える俸給月額の内切替等）

5 附則第二項の規定により新級を決定される職員のうち、施行日の前日において旧級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員に施行日における俸給月額及びこれを受けた期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

6 職員が受けていた号俸等の基礎）

7 附則第二項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の給与法若しくは平成十年改正法附則第十一項若しくは第十二項、改正前の任期付研究員法又は改正前の任期付職員法及びこれらに基づく人事院規則の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

8 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律（第二條の規定を除く。）の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附則別表 教育職俸給表の適用を受ける職員の職務の級の切替表

俸給表	旧級	新級
教育職俸給表（一）	2級	1級
教育職俸給表（四）	1級	1級
	2級	2級
	3級	3級
	4級	3級
	5級	4級
	1級	1級
	2級	2級
	3級	3級

附則（平成一七年一〇月二二日法律第一〇二号）抄

第一條 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

（施行期日）

第二條 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

（一般職の職員に給与に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第八十條 施行日の前日において旧公社の職員であつた者であつて引き続き施行日に第三十五條

の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下この条において「新法」という。）に規定する俸給表の適用を受ける職員となつたものに対する新法第十一条の七第三項、第十一条の八第三項、第十二条第四項、第十二条の二第三項及び第十四条第二項並びに一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十六号）附則第十五項の規定の適用については、その者は、新法第十一条の七第三項に規定する給与特例法適用職員等であつた者とみなす。

罰則に関する経過措置

第百十七條 この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第九條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第三十八條の八（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第七十條（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第二十七條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替預り金寄附委託法第八條（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十條（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第四十二條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十一條及び第七十二條（第十五号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為並びに附則第二條第二項の規定の適用がある場合における郵政民営化法第百四條に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一十七年一月七日法律第一一三号）抄

第一條（施行期日） この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第二條、第三條、第五條及び第七條並びに附則第六條から第十五條まで及び第十七條から第三十二條までの規定は、平成十八年四月一日から施行する。

（職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え等）

第二條 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において次に掲げる俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額（第一号に掲げる俸給月額を受けていた職員にあっては、俸給月額及びこれを乗じて算出されることとなる期間）は、人事院規則で定める。

一 一般職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」という。）別表第一から別表第九までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額

第三條（施行日前の異動者の号俸等の調整）

施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

第四條（号俸等の基礎）

前二條の規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、第一條の規定による改正前の給与法若しくは一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十年法律第二十号。附則第十條において「平成十年改正法」という。）附則第十一條から第十三條まで、第四條の規定による改正前の任期付研究員法及び第六條の規定による改正前の任期付職員法及びこれらに基づく人事院規則の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

第五條（期末手当に関する特例措置）

平成十七年十二月に支給する期末手当又は期末特別手当（以下この項において「期末手当等」という。）の額は、第一條の規定による改正後の給与法第十九條の四第二項（同条第三項、第四條の規定による改正後の任期付研究員法第七條第二項又は第六條の規定による改正後の任期付職員法第八條第二項）及び第四項から第六項まで、第十九條の八第二項（同条第三項

の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項から第六項まで若しくは第二十三條第一項から第三項まで、第五項若しくは第七項、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第百十七号）第五條第一項又は法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第十三條第二項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（人事院規則で定める職員にあっては、「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。

一 平成十七年四月一日（同月二日から同年十一月一日までの間に新たに職員となつた者（同年四月一日に在職していた職員で任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものを除く。））にあつては、その新たに職員となつた日（当該日が二日以上あるときは、当該日のうち人事院規則で定める日）において職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、研究員調整手当、住居手当、単身赴任手当（給与法第十二條の二第二項に規定する人事院規則で定める額を除く。）及び特地勤務手当（給与法第十四條の規定による手当を含む。）並びに一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成八年法律第百十二号）附則第十四條及び第十五項に規定する暫定筑波研究学園都市移転手当の月額の合計額に百分の〇・三六を乗じて得た額に、同年四月から施行日の属する月の前月までの月数（同年四月一日から施行日の前日までの期間において在職しなかつた期間、俸給を支給されなかつた期間その他の人事院規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して人事院規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

二 平成十七年六月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額又は期末特別手当の額の百分の〇・三六を乗じて得た額

平成十七年四月一日から同年十二月一日までの間に防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第百六十六号）の適用を受ける者その他の人事院規則で定める者であつた者から引き続き新たに職員となつた者で任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは「次に掲げる額及び防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第百六十六号）の適用を受ける者その他の人事院規則で定める者との権衡を考慮して人事院規則で定める額」と、第一号に掲げる額」とあるのは「第一号に掲げる額及び当該人事院規則で定める額の合計額」とする。

第六條（特定の職務の級の切替え） 平成十八年四月一日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第一に掲げられている職務の級であつた職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に二の職務の級が掲げられているときは、人事院の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

第七條（号俸の切替え）

切替日の前日において給与別表第一から別表第九までの俸給表の適用を受けていた職員の切替日における号俸（以下「新号俸」という。）は、次項及び次条に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）及びその者が旧号俸を受けていた期間（人事院の定める職員にあっては、人事院の定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第二に定める号俸とする。

2 前条後段の規定により新級を決定される職員（次条に規定する職員を除く。）の新号俸は、新級、旧号俸及び経過期間に応じて附則別表第三に定める号俸とする。

3 切替日の前日において指定職俸給表の適用を受けていた職員の旧号俸は、旧号俸に対応する附則別表第四の新号俸欄に定める号俸とする。

（職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え）

第八條（切替日の前日において次に掲げる俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額は、人事院規則で定める。）

一 平成十七年六月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額又は期末特別手当の額の百分の〇・三六を乗じて得た額

一 給与別表第一から別表第九までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超え

る俸給月額
(切替日前の異動者の号俸の調整)

第九条 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

第十条 附則第六条から前条までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額、第二条の規定による改正前の給与法、第五条の規定による改正前の任期付職員法、第七条の規定による改正前の任期付職員法又は附則第十七条の規定による改正前の平成十年改正法附則第十項から第十三項まで及びこれらに基づく人事院規則の規定に従って定められたものでなければならぬ。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

第十一条 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額(一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第八十六号。第一号において「平成二十一年改正法」という。)の施行の日において次の各号に掲げる職員である者)にあつては、当該俸給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。(ただし、達しないこととなるもの(人事院規則で定める職員を除く。))には、平成二十六年三月三十一日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額(給与法附則第八項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員(国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員を除く。))のうち、その職務の級が給与法附則第八項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項において「特定職員」という。))にあつては、五十五歳に達した日以後における最初の四月一日(特定職員以外の者が五十五歳に達した日以後における最初の四月一日後に特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日)以後、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額)を俸給として支給する。

一 平成二十一年改正法附則第三条第一項第一号に規定する減額改定対象職員(次号に掲げる職員を除く。)

二 指定職俸給表の適用を受ける職員 百分の九十八・九四

三 前二号に掲げる職員以外の職員(医療職俸給表(一)又は任期付研究員法第六条第二項に規定する俸給表の適用を受ける職員を除く。)

百分の九十九・三四

切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。))について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要と認められるときは、当該職員には、人事院規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。

切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要と認められるときは、当該職員には、人事院規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、俸給を支給する。

第十二条 前条の規定による俸給を支給される職員に関する給与法第十九条第二項及び第十九条の四第五項(給与法第十九条の七第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、給与法第十條第二項中「調整前における俸給月額」とあるのは「調整前における俸給月額と一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十七年法律第百十三号。以下「平成十七年改正法」という。))附則第十一条の規定による俸給の額との合計額」と、給与法第十九条の四第五項中「俸給月額」とあるのは「俸給月額と平成十七年改正法附則第十一条の規定による俸給の額との合計額」とする。

第十三条 平成二十二年三月三十一日までの間における次の表の上欄に掲げる給与法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

Table with 2 columns: 四号俸, 三号俸. It lists various provisions from the Salary Act and related regulations, such as Article 11, 12, and 13, detailing adjustments to wages and allowances.

Table with 2 columns: 三号俸, 二号俸. It lists provisions from the Salary Act, such as Article 7, 11, 12, and 13, detailing adjustments to wages and allowances.

Table with 2 columns: 二号俸, 一号俸. It lists provisions from the Salary Act, such as Article 11, 12, and 13, detailing adjustments to wages and allowances.

Table with 2 columns: 百分の十八を超えない範囲内、百分の十五を超えない範囲内. It lists provisions from the Salary Act, such as Article 11, 12, and 13, detailing adjustments to wages and allowances.

Table with 2 columns: 百分の十を超えない範囲内. It lists provisions from the Salary Act, such as Article 11, 12, and 13, detailing adjustments to wages and allowances.

Table with 2 columns: 百分の六を超えない範囲内. It lists provisions from the Salary Act, such as Article 11, 12, and 13, detailing adjustments to wages and allowances.

Table with 2 columns: 百分の三を超えない範囲内. It lists provisions from the Salary Act, such as Article 11, 12, and 13, detailing adjustments to wages and allowances.

Table with 2 columns: 百分の三を超えない範囲内. It lists provisions from the Salary Act, such as Article 11, 12, and 13, detailing adjustments to wages and allowances.

Table with 2 columns: 百分の十五を超えない範囲内. It lists provisions from the Salary Act, such as Article 11, 12, and 13, detailing adjustments to wages and allowances.

Table with 2 columns: 百分の十五. It lists provisions from the Salary Act, such as Article 11, 12, and 13, detailing adjustments to wages and allowances.

Table with 2 columns: 百分の十五. It lists provisions from the Salary Act, such as Article 11, 12, and 13, detailing adjustments to wages and allowances.

Table with 2 columns: 百分の十五. It lists provisions from the Salary Act, such as Article 11, 12, and 13, detailing adjustments to wages and allowances.

Table with 2 columns: 百分の十五. It lists provisions from the Salary Act, such as Article 11, 12, and 13, detailing adjustments to wages and allowances.

Table with 2 columns: 百分の十五. It lists provisions from the Salary Act, such as Article 11, 12, and 13, detailing adjustments to wages and allowances.

Table with 2 columns: 百分の十五. It lists provisions from the Salary Act, such as Article 11, 12, and 13, detailing adjustments to wages and allowances.

Table with 2 columns: 百分の十五. It lists provisions from the Salary Act, such as Article 11, 12, and 13, detailing adjustments to wages and allowances.

Table with 2 columns: 百分の十五. It lists provisions from the Salary Act, such as Article 11, 12, and 13, detailing adjustments to wages and allowances.

Table with 2 columns: 百分の十五. It lists provisions from the Salary Act, such as Article 11, 12, and 13, detailing adjustments to wages and allowances.

Table with 2 columns: 百分の十五. It lists provisions from the Salary Act, such as Article 11, 12, and 13, detailing adjustments to wages and allowances.

Table with 2 columns: 百分の十五. It lists provisions from the Salary Act, such as Article 11, 12, and 13, detailing adjustments to wages and allowances.

Table with 2 columns: 同条第二項各号に定める割合をいう。 It lists provisions from the Salary Act, such as Article 11, 12, and 13, detailing adjustments to wages and allowances.

Table with 2 columns: 同条第一項. It lists provisions from the Salary Act, such as Article 11, 12, and 13, detailing adjustments to wages and allowances.

Table with 2 columns: 同条第一項. It lists provisions from the Salary Act, such as Article 11, 12, and 13, detailing adjustments to wages and allowances.

Table with 2 columns: 同条第一項. It lists provisions from the Salary Act, such as Article 11, 12, and 13, detailing adjustments to wages and allowances.

Table with 2 columns: 同条第一項. It lists provisions from the Salary Act, such as Article 11, 12, and 13, detailing adjustments to wages and allowances.

Table with 2 columns: 同条第一項. It lists provisions from the Salary Act, such as Article 11, 12, and 13, detailing adjustments to wages and allowances.

Table with 2 columns: 同条第一項. It lists provisions from the Salary Act, such as Article 11, 12, and 13, detailing adjustments to wages and allowances.

Table with 2 columns: 同条第一項. It lists provisions from the Salary Act, such as Article 11, 12, and 13, detailing adjustments to wages and allowances.

Table with 2 columns: 同条第一項. It lists provisions from the Salary Act, such as Article 11, 12, and 13, detailing adjustments to wages and allowances.

Table with 2 columns: 同条第一項. It lists provisions from the Salary Act, such as Article 11, 12, and 13, detailing adjustments to wages and allowances.

Table with 2 columns: 同条第一項. It lists provisions from the Salary Act, such as Article 11, 12, and 13, detailing adjustments to wages and allowances.

Table with 2 columns: 同条第一項. It lists provisions from the Salary Act, such as Article 11, 12, and 13, detailing adjustments to wages and allowances.

Table with 2 columns: 同条第一項. It lists provisions from the Salary Act, such as Article 11, 12, and 13, detailing adjustments to wages and allowances.

Table with 2 columns: 同条第一項. It lists provisions from the Salary Act, such as Article 11, 12, and 13, detailing adjustments to wages and allowances.

Table with 2 columns: 同条第一項. It lists provisions from the Salary Act, such as Article 11, 12, and 13, detailing adjustments to wages and allowances.

Table with 2 columns: 同条第一項. It lists provisions from the Salary Act, such as Article 11, 12, and 13, detailing adjustments to wages and allowances.

Table with 2 columns: 同条第一項. It lists provisions from the Salary Act, such as Article 11, 12, and 13, detailing adjustments to wages and allowances.

Table with 2 columns: 同条第一項. It lists provisions from the Salary Act, such as Article 11, 12, and 13, detailing adjustments to wages and allowances.

Table with 2 columns: 同条第一項. It lists provisions from the Salary Act, such as Article 11, 12, and 13, detailing adjustments to wages and allowances.

0 3	9 2						8 2										
3月未満	12月以上	2月未満	9月以上1月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	2月未満	9月以上1月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	2月未満	9月以上1月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満
7 1 1	7 1 1	6 1 1	5 1 1	4 1 1	3 1 1	3 1 1	5 8	2 1 1	1 1 1	0 1 1	9 0 1	9 0 1	1 8	8 0 1	7 0 1	6 0 1	8 7

行政職俸給表(二)の適用を受ける職員の新号俸

2 3						1 3										
12月以上	2月未満	9月以上1月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	2月未満	9月以上1月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	2月未満	9月以上1月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満
5 2 1	5 2 1	5 2 1	5 2 1	5 2 1	5 2 1	5 2 1	4 2 1	3 2 1	2 2 1	1 2 1	1 2 1	1 2 1	0 2 1	9 1 1	8 1 1	8 1 1

6	5					4				3				2			1			俸号旧		
3月以上6月未満	3月未満	12月以上	未満	9月以上12月	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	未満	9月以上12月	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	未満	9月以上12月	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	経過期間	旧級	
8 1	7 1	7 1	6 1	5 1	4 1	3 1	3 1	2 1	1 1	0 1	9 9	8 7	6 5	5 5	4 3	2 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	級 1
8 1	7 1	7 1	6 1	5 1	4 1	3 1	3 1	2 1	1 1	0 1	9 9	8 7	6 5	5 5	4 3	2 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	級 2
4 1	3 1	3 1	2 1	1 1	0 1	9	9	8	7	6	5 5	4 3	2 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	級 3
2 6	2 5	2 5	2 4	2 3	2 2	2 2	2 2	2 1	2 0	1 9	1 8	1 7	1 7	1 6	1 5	1 4	1 3	1 3	1 1	1 1	1 1	4 級
6	5	5	4	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	級 5
2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	級 6

0 1			9						8						7											
未満	9月以上12月	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	未満	9月以上12月	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	未満	9月以上12月	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	未満	9月以上12月	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	未満	9月以上12月	6月以上9月未満
6 3	5 3	4 3	3 3	3 3	2 3	1 3	0 3	9 2	9 2	8 2	7 2	6 2	5 2	5 2	4 2	3 2	2 2	1 2	1 2	0 2	9 1	9 1	8 1	7 1	6 1	5 1
6 3	5 3	4 3	3 3	3 3	2 3	1 3	0 3	9 2	9 2	8 2	7 2	6 2	5 2	5 2	4 2	3 2	2 2	1 2	1 2	0 2	9 1	9 1	8 1	7 1	6 1	5 1
2 3	1 3	0 3	9 2	9 2	8 2	7 2	6 2	5 2	5 2	4 2	3 2	2 2	1 2	1 2	0 2	9 1	8 1	7 1	7 1	6 1	5 1	4 1	3 1	2 1	1 1	0 1
4 4	4 3	4 2	4 1	4 1	4 0	3 9	3 8	3 7	3 7	3 6	3 5	3 4	3 3	3 3	3 2	3 1	3 0	2 9	2 9	2 8	2 7	2 7	2 6	2 5	2 4	
4 2	3 2	2 2	1 2	1 2	0 2	9 1	8 1	7 1	7 1	6 1	5 1	4 1	3 1	3 1	2 1	1 1	0 1	9	9	8	7	6	5	4	3	
0 2	9 1	8 1	7 1	7 1	6 1	5 1	4 1	3 1	3 1	2 1	1 1	0 1	9	9	8	7	6	5	5	4	3	2	1	0	9	

5 1		4 1					3 1					2 1					1 1								
3月未 満	12月 以上	未 満	9月 以上 12月	6月 以上 9月未 満	3月 以上 6月未 満	3月未 満	12月 以上	未 満	9月 以上 12月	6月 以上 9月未 満	3月 以上 6月未 満	3月未 満	12月 以上	未 満	9月 以上 12月	6月 以上 9月未 満	3月 以上 6月未 満	3月未 満	12月 以上	未 満	9月 以上 12月	6月 以上 9月未 満	3月 以上 6月未 満	3月未 満	12月 以上
3 5	3 5	2 5	1 5	0 5	9 4	9 4	8 4	7 4	6 4	5 4	5 4	4 4	4 4	3 4	2 4	1 4	1 4	0 4	9 3	8 3	7 3	7 3	7 3	7 3	7 3
3 5	3 5	2 5	1 5	0 5	9 4	9 4	8 4	7 4	6 4	5 4	5 4	4 4	4 4	3 4	2 4	1 4	1 4	0 4	9 3	8 3	7 3	7 3	7 3	7 3	7 3
9 4	9 4	8 4	7 4	6 4	5 4	5 4	4 4	3 4	2 4	1 4	1 4	0 4	9 3	8 3	7 3	7 3	6 3	5 3	4 3	3 3	3 3	3 3	3 3	3 3	3 3
6 1	6 1	6 0	5 9	5 8	5 7	5 7	5 6	5 5	5 4	5 3	5 3	5 2	5 1	5 0	4 9	4 9	4 8	4 7	4 6	4 5	4 5	4 5	4 5	4 5	4 5
1 4	1 4	0 4	9 3	8 3	7 3	7 3	6 3	5 3	4 3	3 3	3 3	2 3	1 3	0 3	9 2	9 2	8 2	7 2	6 2	5 2	5 2	5 2	5 2	5 2	5 2
7 3	7 3	6 3	5 3	4 3	3 3	3 3	2 3	1 3	0 3	9 2	9 2	8 2	7 2	6 2	5 2	5 2	4 2	3 2	2 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2

9 1			8 1					7 1					6 1													
6月 以上 9月未 満	3月 以上 6月未 満	3月未 満	12月 以上	未 満	9月 以上 12月	6月 以上 9月未 満	3月 以上 6月未 満	3月未 満	12月 以上	未 満	9月 以上 12月	6月 以上 9月未 満	3月 以上 6月未 満	3月未 満	12月 以上	未 満	9月 以上 12月	6月 以上 9月未 満	3月 以上 6月未 満	3月未 満	12月 以上	未 満	9月 以上 12月	6月 以上 9月未 満	3月 以上 6月未 満	
1 7	0 7	9 6	9 6	8 6	7 6	6 6	5 6	5 6	4 6	3 6	2 6	1 6	1 6	0 6	9 5	8 5	7 5	7 5	6 5	5 5	4 5	4 5	4 5	4 5	4 5	4 5
1 7	0 7	9 6	9 6	8 6	7 6	6 6	5 6	5 6	4 6	3 6	2 6	1 6	1 6	0 6	9 5	8 5	7 5	7 5	6 5	5 5	4 5	4 5	4 5	4 5	4 5	4 5
6 6	5 6	5 6	5 6	4 6	3 6	2 6	1 6	1 6	0 6	9 5	8 5	7 5	7 5	6 5	5 5	4 5	3 5	3 5	2 5	1 5	0 5	0 5	0 5	0 5	0 5	
7 9	7 8	7 7	7 7	7 6	7 5	7 4	7 3	7 3	7 2	7 1	7 0	6 9	6 9	6 8	6 7	6 6	6 5	6 5	6 4	6 3	6 3	6 2	6 2	6 2	6 2	
9 5	8 5	7 5	7 5	6 5	5 5	4 5	3 5	3 5	2 5	1 5	0 5	9 4	9 4	8 4	7 4	6 4	5 4	5 4	4 4	3 4	2 4	2 4	2 4	2 4	2 4	
5 5	4 5	3 5	3 5	2 5	1 5	0 5	9 4	9 4	8 4	7 4	6 4	5 4	5 4	4 4	3 4	2 4	1 4	1 4	0 4	9 3	8 3	8 3	8 3	8 3	8 3	

3 2		2 2					1 2					0 2													
12月 以上	未 満	9月 以上 12月	6月 以上 9月未 満	3月 以上 6月未 満	3月未 満	12月 以上	未 満	9月 以上 12月	6月 以上 9月未 満	3月 以上 6月未 満	3月未 満	12月 以上	未 満	9月 以上 12月	6月 以上 9月未 満	3月 以上 6月未 満	3月未 満	12月 以上	未 満	9月 以上 12月	6月 以上 9月未 満	3月 以上 6月未 満	3月未 満	12月 以上	
9 8	8 8	7 8	6 8	5 8	5 8	4 8	3 8	2 8	1 8	1 8	0 8	9 7	8 7	7 7	7 7	6 7	5 7	4 7	3 7	3 7	2 7	2 7	2 7	2 7	2 7
9 8	8 8	7 8	6 8	5 8	5 8	4 8	3 8	2 8	1 8	1 8	0 8	9 7	8 7	7 7	7 7	6 7	5 7	4 7	3 7	3 7	2 7	2 7	2 7	2 7	2 7
7 7	6 7	6 7	5 7	5 7	5 7	4 7	4 7	3 7	3 7	3 7	2 7	1 7	0 7	9 6	9 6	8 6	8 6	7 6	7 6	7 6	6 6	6 6	6 6	6 6	6 6
9 7	9 6	9 5	9 4	9 3	9 3	9 2	9 1	9 0	8 9	8 8	8 8	8 7	8 6	8 5	8 4	8 3	8 3	8 2	8 1	8 1	8 0	8 0	8 0	8 0	8 0
7 7	6 7	5 7	4 7	3 7	3 7	2 7	1 7	0 7	9 6	9 6	8 6	7 6	6 6	5 6	5 6	4 6	3 6	2 6	1 6	1 6	0 6	0 6	0 6	0 6	0 6
9 6	9 6	9 6	9 6	9 6	9 6	8 6	7 6	6 6	5 6	5 6	4 6	3 6	2 6	1 6	1 6	0 6	9 5	8 5	7 5	7 5	6 5	6 5	6 5	6 5	6 5

7 2			6 2					5 2					4 2											
未 満	9月 以上 12月	6月 以上 9月未 満	3月 以上 6月未 満	3月未 満	12月 以上	未 満	9月 以上 12月	6月 以上 9月未 満	3月 以上 6月未 満	3月未 満	12月 以上	未 満	9月 以上 12月	6月 以上 9月未 満	3月 以上 6月未 満	3月未 満	12月 以上	未 満	9月 以上 12月	6月 以上 9月未 満	3月 以上 6月未 満	3月未 満	12月 以上	
4 0	3 0	2 0	1 0	1 0	1 0	0 0	9 9	8 9	7 9	7 9	6 9	5 9	4 9	3 9	3 9	2 9	1 9	0 9	9 8	9 8	9 8	9 8	9 8	9 8
4 0	3 0	2 0	1 0	1 0	1 0	0 0	9 9	8 9	7 9	7 9	6 9	5 9	4 9	3 9	3 9	2 9	1 9	0 9	9 8	9 8	9 8	9 8	9 8	9 8
6 8	6 8	5 8	5 8	5 8	5 8	4 8	3 8	2 8	1 8	1 8	0 8	0 8	9 7	9 7	9 7	8 7	8 7	7 7	7 7	7 7	7 7	7 7	7 7	7 7
1 1	1 1	1 1	0 1	0 1	0 1	0 1	0 1	0 1	0 1	0 1	0 1	0 1	0 1	0 1	0 1	0 1	0 1	0 1	9 9	9 9	9 9	9 9	9 9	9 9
2 9	1 9	0 9	9 8	9 8	9 8	8 8	7 8	6 8	5 8	5 8	4 8	3 8	2 8	1 8	1 8	0 8	9 7	8 7	8 7	7 7	7 7	7 7	7 7	7 7

0 3			9 2						8 2					
未 9 月 以 上 1 2 月	6 月 以 上 9 月 未 満	3 月 以 上 6 月 未 満	3 月 未 満	1 2 月 以 上	未 9 月 以 上 1 2 月	6 月 以 上 9 月 未 満	3 月 以 上 6 月 未 満	3 月 未 満	1 2 月 以 上	未 9 月 以 上 1 2 月	6 月 以 上 9 月 未 満	3 月 以 上 6 月 未 満	3 月 未 満	1 2 月 以 上
6 1 1	5 1 1	4 1 1	3 1 1	3 1 1	2 1 1	1 1 1	0 1 1	9 0 1	9 0 1	8 0 1	7 0 1	6 0 1	5 0 1	5 0 1
6 1 1	5 1 1	4 1 1	3 1 1	3 1 1	2 1 1	1 1 1	0 1 1	9 0 1	9 0 1	8 0 1	7 0 1	6 0 1	5 0 1	5 0 1
4 9	4 9	3 9	3 9	3 9	2 9	1 9	0 9	9 8	9 8	8 8	8 8	7 8	7 8	7 8
2 1 4	2 1 3	2 1 2	2 1 1	2 1 1	2 1 0	1 1 9	1 1 8	1 1 7	1 1 7	1 1 6	1 1 5	1 1 4	1 1 3	1 1 3
														3 9

3 3			2 3						1 3					
未 9 月 以 上 1 2 月	6 月 以 上 9 月 未 満	3 月 以 上 6 月 未 満	3 月 未 満	1 2 月 以 上	未 9 月 以 上 1 2 月	6 月 以 上 9 月 未 満	3 月 以 上 6 月 未 満	3 月 未 満	1 2 月 以 上	未 9 月 以 上 1 2 月	6 月 以 上 9 月 未 満	3 月 以 上 6 月 未 満	3 月 未 満	1 2 月 以 上
				1 2 1	1 2 1	1 2 1	1 2 1	1 2 1	1 2 1	0 2 1	9 1 1	8 1 1	7 1 1	7 1 1
8 2 1	7 2 1	6 2 1	5 2 1	5 2 1	4 2 1	3 2 1	2 2 1	1 2 1	1 2 1	0 2 1	9 1 1	8 1 1	7 1 1	7 1 1
									7 9	6 9	6 9	5 9	5 9	5 9
									2 1 9	2 1 8	2 1 7	2 1 6	2 1 5	2 1 5

6	5			4			3			2			1			俸 号	旧 号	ハ 専 門 行 政 職 俸 給 表 の 適 用 を 受 け る 職 員 の 新	1 2 月 以 上		
3 月 未 満	1 2 月 以 上	満 9 月 以 上 1 2 月 未	6 月 以 上 9 月 未 満	3 月 以 上 6 月 未 満	3 月 未 満	1 2 月 以 上	満 9 月 以 上 1 2 月 未	6 月 以 上 9 月 未 満	3 月 以 上 6 月 未 満	3 月 未 満	1 2 月 以 上	満 9 月 以 上 1 2 月 未	6 月 以 上 9 月 未 満	3 月 以 上 6 月 未 満	3 月 未 満	經 過 期 間	旧 級		9 2 1		
1 7	1 7	1 6	1 5	1 4	1 3	1 3	1 2	1 1	1 0	9 9	9 9	8 8	7 7	6 6	5 5	4 4	3 3		2 2	1 1	1 級
1 7	1 7	1 6	1 5	1 4	1 3	1 3	1 2	1 1	1 0	9 9	9 9	8 8	7 7	6 6	5 5	4 4	3 3		2 2	1 1	2 級
3 1	3 1	2 1	1 1	0 1	9 9	9 9	8 7	6 5	5 5	4 4	3 3	2 2	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1		1 1	1 1	3 級
9	9	8	7	6	5	5	4	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	4 級
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	5 級	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6 級	

0 1			9						8						7														
6 月 以 上 9 月 未 満	3 月 以 上 6 月 未 満	3 月 未 満	1 2 月 以 上	満 9 月 以 上 1 2 月 未	6 月 以 上 9 月 未 満	3 月 以 上 6 月 未 満	3 月 未 満	1 2 月 以 上	満 9 月 以 上 1 2 月 未	6 月 以 上 9 月 未 満	3 月 以 上 6 月 未 満	3 月 未 満	1 2 月 以 上	満 9 月 以 上 1 2 月 未	6 月 以 上 9 月 未 満	3 月 以 上 6 月 未 満	3 月 未 満	1 2 月 以 上	満 9 月 以 上 1 2 月 未	6 月 以 上 9 月 未 満	3 月 以 上 6 月 未 満	3 月 未 満	1 2 月 以 上	満 9 月 以 上 1 2 月 未	6 月 以 上 9 月 未 満	3 月 以 上 6 月 未 満	3 月 未 満		
3 5	3 4	3 3	3 3	3 2	3 1	3 0	2 9	2 9	2 8	2 7	2 6	2 5	2 5	2 4	2 3	2 2	2 1	2 1	2 0	2 0	1 9	1 8	1 8	1 8	1 8	1 8	1 8	1 8	1 8
3 5	3 4	3 3	3 3	3 2	3 1	3 0	2 9	2 9	2 8	2 7	2 6	2 5	2 5	2 4	2 3	2 2	2 1	2 1	2 0	2 0	1 9	1 8	1 8	1 8	1 8	1 8	1 8	1 8	1 8
1 3	0 3	9 2	9 2	8 2	7 2	6 2	5 2	5 2	4 2	3 2	2 2	1 2	1 2	0 2	9 1	8 1	7 1	7 1	6 1	5 1	4 1	3 1	2 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1
7 2	6 2	5 2	5 2	4 2	3 2	2 2	1 2	1 2	0 2	9 1	8 1	7 1	7 1	6 1	5 1	4 1	3 1	3 1	2 1	1 1	1 1	0 1							
9 1	8 1	7 1	7 1	6 1	5 1	4 1	3 1	3 1	2 1	1 1	0 1	9	9	8	7	6	5	5	4	3	2								
5 1	4 1	3 1	3 1	2 1	1 1	0 1	9	9	8	7	6	5	5	4	3	2	1	1	1	1	1								

7 1					6 1					5 1					4 1										
満	1 2 月未	9 月未	6 月未	3 月未	上	1 2 月以	満	1 2 月未	9 月未	6 月未	3 月未	上	1 2 月以	満	1 2 月未	9 月未	6 月未	3 月未	上	1 2 月以	満	1 2 月未	9 月未	6 月未	3 月未
4 6	3 6	2 6	1 6	1 6	0 6	9 5	8 5	7 5	7 5	6 5	5 5	4 5	3 5	3 5	2 5	1 5	0 5	9 4	9 4	9 4	9 4	9 4	9 4	9 4	
4 6	3 6	2 6	1 6	1 6	0 6	9 5	8 5	7 5	7 5	6 5	5 5	4 5	3 5	3 5	2 5	1 5	0 5	9 4	9 4	9 4	9 4	9 4	9 4	9 4	
8 6	7 6	6 6	5 6	5 6	4 6	3 6	2 6	1 6	1 6	0 6	9 5	8 5	7 5	7 5	6 5	5 5	4 5	3 5	3 5	6 5	5 5	4 5	3 5	3 5	
4 6	3 6	2 6	1 6	1 6	0 6	9 5	8 5	7 5	7 5	6 5	5 5	4 5	3 5	3 5	2 5	1 5	0 5	9 4	9 4	9 4	9 4	9 4	9 4	9 4	
4 6	3 6	2 6	1 6	1 6	0 6	9 5	8 5	7 5	7 5	6 5	5 5	4 5	3 5	3 5	2 5	1 5	0 5	9 4	9 4	9 4	9 4	9 4	9 4	9 4	
0 8	9 7	8 7	7 7	7 7	6 7	5 7	4 7	3 7	3 7	2 7	1 7	0 7	9 6	9 6	8 6	7 6	6 6	5 6	5 6	8 6	7 6	6 6	5 6	5 6	
0 6	9 5	8 5	7 5	7 5	6 5	5 5	4 5	3 5	3 5	2 5	1 5	0 5	9 4	9 4	8 4	7 4	6 4	5 4	5 4	8 4	7 4	6 4	5 4	5 4	
6 5	5 5	4 5	3 5	3 5	2 5	1 5	0 5	9 4	9 4	8 4	7 4	6 4	5 4	5 4	4 4	3 4	2 4	1 4	1 4	4 4	3 4	2 4	1 4	1 4	
2 5	1 5	0 5	9 4	9 4	8 4	7 4	6 4	5 4	5 4	4 4	3 4	2 4	1 4	1 4	0 4	9 3	8 3	7 3	7 3	0 4	9 3	8 3	7 3	7 3	
8 4	7 4	6 4	5 4	5 4	4 4	3 4	2 4	1 4	1 4	0 4	9 3	8 3	7 3	7 3	6 3	5 3	4 3	3 3	7 3	6 3	5 3	4 3	3 3	3 3	
									7 3	6 3	5 3	4 3	3 3	3 3	2 3	1 3	0 3	9 2	9 2	9 2	9 2	9 2	9 2	9 2	

1 2					0 2					9 1					8 1										
満	1 2 月未	9 月未	6 月未	3 月未	上	1 2 月以	満	1 2 月未	9 月未	6 月未	3 月未	上	1 2 月以	満	1 2 月未	9 月未	6 月未	3 月未	上	1 2 月以	満	1 2 月未	9 月未	6 月未	3 月未
0 8	9 7	8 7	7 7	7 7	7 7	6 7	5 7	4 7	3 7	3 7	2 7	1 7	0 7	9 6	9 6	8 6	7 6	6 6	5 6	5 6	5 6	5 6	5 6	5 6	
0 8	9 7	8 7	7 7	7 7	7 7	6 7	5 7	4 7	3 7	3 7	2 7	1 7	0 7	9 6	9 6	8 6	7 6	6 6	5 6	5 6	5 6	5 6	5 6	5 6	
4 8	3 8	2 8	1 8	1 8	0 8	9 7	8 7	7 7	7 7	6 7	5 7	4 7	3 7	3 7	2 7	1 7	0 7	9 6	9 6	8 6	7 6	6 6	5 6	5 6	
0 8	9 7	8 7	7 7	7 7	7 7	6 7	5 7	4 7	3 7	3 7	2 7	1 7	0 7	9 6	9 6	8 6	7 6	6 6	5 6	5 6	5 6	5 6	5 6	5 6	
8 7	8 7	7 7	7 7	7 7	6 7	5 7	4 7	3 7	3 7	2 7	1 7	0 7	9 6	9 6	8 6	7 6	6 6	5 6	5 6	8 6	7 6	6 6	5 6	5 6	
6 9	5 9	4 9	3 9	3 9	2 9	1 9	0 9	9 8	9 8	8 8	7 8	6 8	5 8	5 8	4 8	3 8	2 8	1 8	1 8	4 8	3 8	2 8	1 8	1 8	
6 7	5 7	4 7	3 7	3 7	2 7	1 7	0 7	9 6	9 6	8 6	7 6	6 6	5 6	5 6	4 6	3 6	2 6	1 6	1 6	4 6	3 6	2 6	1 6	1 6	
2 7	1 7	0 7	9 6	9 6	8 6	7 6	6 6	5 6	5 6	4 6	3 6	2 6	1 6	1 6	0 6	9 5	8 5	7 5	7 5	0 6	9 5	8 5	7 5	7 5	
8 6	7 6	6 6	5 6	5 6	4 6	3 6	2 6	1 6	1 6	0 6	9 5	8 5	7 5	7 5	6 5	5 5	4 5	3 5	3 5	6 5	5 5	4 5	3 5	3 5	
														3 5	2 5	1 5	0 5	9 4	9 4	9 4	9 4	9 4	9 4	9 4	

4 2					3 2					2 2				
上	1 2 月以	満	1 2 月未	9 月未	上	1 2 月以	満	1 2 月未	9 月未	上	1 2 月以	満	1 2 月未	9 月未
3 9	2 9	1 9	0 9	9 8	9 8	8 8	7 8	6 8	5 8	5 8	4 8	3 8	2 8	1 8
3 9	2 9	1 9	0 9	9 8	9 8	8 8	7 8	6 8	5 8	5 8	4 8	3 8	2 8	1 8
7 9	6 9	5 9	4 9	3 9	3 9	2 9	1 9	0 9	9 8	9 8	8 8	7 8	6 8	5 8
3 9	2 9	1 9	0 9	9 8	9 8	8 8	7 8	6 8	5 8	5 8	4 8	3 8	2 8	1 8
9 8	8 8	7 8	6 8	5 8	5 8	4 8	3 8	2 8	1 8	1 8	0 8	0 8	9 7	9 7
9 0 1	8 0 1	7 0 1	6 0 1	5 0 1	5 0 1	4 0 1	3 0 1	2 0 1	1 0 1	1 0 1	0 0 1	9 9	8 9	7 9
9 8	8 8	7 8	6 8	5 8	5 8	4 8	3 8	2 8	1 8	1 8	0 8	9 7	8 7	7 7
										7 7	6 7	5 7	4 7	3 7
														9 6

7 2					6 2					5 2				
上	1 2 月以	満	1 2 月未	9 月未	上	1 2 月以	満	1 2 月未	9 月未	上	1 2 月以	満	1 2 月未	9 月未
5 0 1	4 0 1	3 0 1	2 0 1	1 0 1	1 0 1	0 0 1	9 9	8 9	7 9	7 9	6 9	5 9	4 9	3 9
3 0 1	2 0 1	2 0 1	1 0 1	1 0 1	1 0 1	0 0 1	9 9	8 9	7 9	7 9	6 9	5 9	4 9	3 9
9 0 1	8 0 1	7 0 1	6 0 1	5 0 1	5 0 1	4 0 1	3 0 1	2 0 1	1 0 1	1 0 1	0 0 1	9 9	8 9	7 9
5 0 1	4 0 1	3 0 1	2 0 1	1 0 1	1 0 1	0 0 1	9 9	8 9	7 9	7 9	6 9	5 9	4 9	3 9
1 0 1	0 0 1	9 9	8 9	7 9	7 9	6 9	5 9	4 9	3 9	3 9	2 9	1 9	0 9	9 8
					7 1 1	6 1 1	5 1 1	4 1 1	3 1 1	3 1 1	2 1 1	1 1 1	0 1 1	9 0 1

7			6			5			4					
12月以上	2月未滿	9月未滿	6月未滿	3月未滿	3月未滿	12月以上	2月未滿	9月未滿	6月未滿	3月未滿	3月未滿	12月以上	2月未滿	9月未滿
5	2	4	2	3	2	1	2	0	2	9	1	9	9	8
5	4	4	4	3	4	2	4	1	4	0	4	9	3	8
9	2	8	2	7	2	6	2	5	2	4	2	3	2	2
5	2	4	2	3	2	2	2	1	2	0	2	9	1	8
3	3	2	3	1	3	0	3	9	2	9	2	8	2	7
1	2	0	2	9	1	8	1	7	1	6	1	5	1	4
7	1	6	1	5	1	4	1	3	1	3	1	2	1	1
3	1	2	1	1	1	0	1	9	9	8	7	6	5	4
9	8	7	6	5	4	3	2	1	1	1	1	1	1	1
5	4	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

2 1		1 1			0 1			9			8		
3月未滿	3月未滿	12月以上	2月未滿	9月未滿	6月未滿	3月未滿	3月未滿	12月以上	2月未滿	9月未滿	6月未滿	3月未滿	3月未滿
3	3	3	3	2	3	1	3	1	3	0	3	0	3
2	6	1	6	1	6	0	6	9	5	8	5	7	5
6	4	5	4	5	4	4	4	3	4	2	4	1	4
2	4	1	4	1	4	0	4	9	3	8	3	7	3
0	5	9	4	9	4	8	4	7	4	6	4	5	4
8	3	7	3	7	3	6	3	5	3	4	3	7	3
4	3	3	3	3	3	2	3	1	3	0	3	9	2
0	3	9	2	9	2	8	2	7	2	6	2	5	2
6	2	5	2	5	2	4	2	3	2	2	2	1	2
2	2	1	2	1	2	0	2	9	1	8	1	7	1

6 1		5 1			4 1			3 1					
2月未滿	9月未滿	6月未滿	3月未滿	12月以上	2月未滿	9月未滿	6月未滿	3月未滿	3月未滿	12月以上	2月未滿	9月未滿	6月未滿
4	4	4	4	3	4	3	4	2	4	2	4	1	4
0	8	9	7	8	7	7	7	6	7	5	7	4	7
4	6	3	6	2	6	1	6	0	6	9	5	8	5
2	5	2	5	1	5	1	5	0	5	0	5	9	4
8	6	7	6	6	6	5	6	4	6	3	6	2	6
6	5	5	5	4	5	3	5	2	5	1	5	0	5
2	5	1	5	0	5	9	4	8	4	7	4	6	4
8	4	7	4	6	4	5	4	4	4	3	4	2	4
4	4	3	4	2	4	1	4	0	4	9	3	8	3
				7	3	6	3	5	3	4	3	3	3

1 2		0 2			9 1			8 1			7 1		
3月未滿	12月以上	2月未滿	9月未滿	6月未滿	3月未滿	3月未滿	12月以上	2月未滿	9月未滿	6月未滿	3月未滿	3月未滿	12月以上
3	5	3	5	2	5	2	5	1	5	1	5	1	5
								9	8	9	8	9	8
1	8	1	8	0	8	9	7	8	7	7	7	6	7
9	5	9	5	9	5	8	5	8	5	8	5	8	5
5	8	5	8	4	8	3	8	2	8	1	8	0	8
3	7	3	7	2	7	1	7	0	7	9	6	8	6
9	6	9	6	8	6	7	6	6	6	5	6	4	6
5	6	5	6	4	6	3	6	2	6	1	6	0	6
								9	5	8	5	7	5
								3	5	2	5	1	5

5 2			4 2					3 2			2 2										
3月未 満	6月未 満	3月未 満	3月未 満	12月未 満	9月未 満	6月未 満	3月未 満	3月未 満	12月未 満	9月未 満	6月未 満	3月未 満	12月未 満	9月未 満	6月未 満	3月未 満	3月未 満	12月未 満	9月未 満	6月未 満	3月未 満
9 9	8 9	7 9	7 9	6 9	5 9	4 9	3 9	3 9	2 9	1 9	0 9	9 8	9 8	8 8	7 8	6 8	5 8	5 8	4 8	3 8	2 8
			5 6	4 6	4 6	4 6	3 6	3 6	3 6	3 6	2 6	2 6	2 6	2 6	1 6	1 6	1 6	1 6	0 6	0 6	0 6
														3 9	2 9	1 9	0 9	9 8	8 8	7 8	6 8
			9 8	8 8	7 8	6 8	5 8	5 8	4 8	3 8	2 8	1 8	1 8	0 8	9 7	8 7	7 7	7 7	6 7	5 7	4 7
														7 7	6 7	5 7	4 7	3 7	3 7	2 7	1 7
																		9 6	8 6	7 6	6 6

3			2			1			旧号俸		新号俸		6 2												
満	3月未 満	3月未 満	12月未 満	9月未 満	満	3月未 満	3月未 満	12月未 満	満	6月未 満	満	3月未 満	3月未 満	12月未 満	9月未 満	満	6月未 満	満	3月未 満	3月未 満	12月未 満	満	6月未 満	満	
6	5	5	4	3	2	1																			
6	5	5	4	3	2	1								1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1
6	5	5	4	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1												
2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1												
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1												
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1												

7			6			5			4																
満	3月未 満	3月未 満	12月未 満	9月未 満	満	3月未 満	3月未 満	12月未 満	満	6月未 満	満	3月未 満	3月未 満	12月未 満	9月未 満	満	6月未 満	満	3月未 満	3月未 満	12月未 満	満	6月未 満	満	
5	2	4	2	3	2	2	1	2	1	2	0	2	9	1	8	1	7	1	7	1	7	1	6	1	5
5	2	4	2	3	2	2	1	2	1	2	0	2	9	1	8	1	7	1	7	1	7	1	6	1	5
5	2	4	2	3	2	2	1	2	1	2	0	2	9	1	8	1	7	1	7	1	7	1	6	1	5
1	2	0	2	9	1	8	1	7	1	6	1	5	1	4	1	3	1	3	1	3	1	2	1	1	
3	1	2	1	1	0	1	9	9	8	7	6	5	4	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
9	8	7	6	5	4	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	

2 1		1 1			0 1			9			8														
満	3月未 満	12月未 満	9月未 満	満	3月未 満	3月未 満	12月未 満	満	6月未 満	満	3月未 満	3月未 満	12月未 満	満	6月未 満	満	3月未 満	3月未 満	12月未 満	満	6月未 満	満	3月未 満	3月未 満	
2	4	1	4	0	4	9	3	8	3	7	3	7	3	6	3	5	3	4	3	3	3	2	3	1	3
2	4	1	4	0	4	9	3	8	3	7	3	7	3	6	3	5	3	4	3	3	3	2	3	1	3
2	4	1	4	0	4	9	3	8	3	7	3	7	3	6	3	5	3	4	3	3	3	2	3	1	3
8	3	7	3	6	3	5	3	4	3	3	3	2	3	1	3	0	3	9	2	9	2	8	2	7	2
0	3	9	2	8	2	7	2	6	2	5	2	5	2	4	2	3	2	2	2	1	2	1	2	0	2
6	2	5	2	4	2	3	2	2	2	1	2	1	2	0	2	9	1	8	1	7	1	7	1	6	1
8	1	7	1	6	1	5	1	4	1	3	1	3	1	2	1	1	0	9	9	8	7	6	5	4	3

5 2		4 2				3 2				2 2				1 2								
3月未満	12月以上	満 9月以上 12月未	6月以上 9月未	3月以上 6月未	3月未満	12月以上	満 9月以上 12月未	6月以上 9月未	3月以上 6月未	3月未満	12月以上	満 9月以上 12月未	6月以上 9月未	3月以上 6月未	3月未満	12月以上						
						5 8	5 8	5 8	5 8	5 8	5 8	4 8	3 8	2 8	1 8	1 8	0 8	9 7	8 7	7 7	7 7	7 7
9 8	9 8	8 8	7 8	6 8	5 8	5 8	4 8	3 8	2 8	1 8	1 8	0 8	9 7	8 7	7 7	7 7	6 7	5 7	4 7	3 7	3 7	3 7
9 8	9 8	8 8	7 8	6 8	5 8	5 8	4 8	3 8	2 8	1 8	1 8	0 8	9 7	8 7	7 7	7 7	6 7	5 7	4 7	3 7	3 7	3 7
5 8	5 8	4 8	3 8	2 8	1 8	1 8	0 8	9 7	8 7	7 7	7 7	6 7	5 7	4 7	3 7	3 7	2 7	1 7	0 7	9 6	9 6	9 6
1 8	1 8	0 8	9 7	8 7	7 7	7 7	6 7	5 7	4 7	3 7	3 7	2 7	1 7	0 7	9 6	9 6	8 6	7 6	6 6	5 6	5 6	5 6
						9 6	9 6	9 6	9 6	9 6	9 6	8 6	7 6	6 6	5 6	5 6	4 6	3 6	2 6	1 6	1 6	1 6

8 2				7 2				6 2												
12月以上	満 9月以上 12月未	6月以上 9月未	3月以上 6月未	3月未満	12月以上	満 9月以上 12月未	6月以上 9月未	3月以上 6月未	3月未満	12月以上	満 9月以上 12月未	6月以上 9月未	3月以上 6月未	3月未満	12月以上	満 9月以上 12月未	6月以上 9月未	3月以上 6月未	3月未満	
5 0 1	4 0 1	3 0 1	2 0 1	1 0 1	1 0 1	0 0 1	9 9	8 9	7 9	7 9	6 9	5 9	4 9	3 9	3 9	2 9	1 9	0 9	0 9	0 9
5 0 1	4 0 1	3 0 1	2 0 1	1 0 1	1 0 1	0 0 1	9 9	8 9	7 9	7 9	6 9	5 9	4 9	3 9	3 9	2 9	1 9	0 9	0 9	0 9
1 0 1	0 0 1	9 9	8 9	7 9	7 9	6 9	5 9	4 9	3 9	3 9	2 9	1 9	0 9	9 8	9 8	8 8	7 8	6 8	6 8	6 8
						9 8	9 8	9 8	9 8	9 8	8 8	7 8	6 8	5 8	5 8	4 8	3 8	2 8	2 8	2 8

1 3			0 3						9 2					
12月以上	満 9月以上 12月未	6月以上 9月未	3月以上 6月未	3月未満	12月以上	満 9月以上 12月未	6月以上 9月未	3月以上 6月未	3月未満	12月以上	満 9月以上 12月未	6月以上 9月未	3月以上 6月未	3月未満
3 1 1	3 1 1	3 1 1	3 1 1	3 1 1	3 1 1	2 1 1	1 1 1	0 1 1	9 0 1	9 0 1	8 0 1	7 0 1	6 0 1	5 0 1
										5 0 1	4 0 1	3 0 1	2 0 1	1 0 1

8		7			6			5			4			3			2			1			旧号俸	リ 号俸											
12月以上	9月以上 12月未	6月以上 9月未	3月以上 6月未	3月未満	12月以上	満 9月以上 12月未	6月以上 9月未	3月以上 6月未	3月未満	12月以上	満 9月以上 12月未	6月以上 9月未	3月以上 6月未	3月未満	12月以上	満 9月以上 12月未	6月以上 9月未	3月以上 6月未	3月未満	12月以上	満 9月以上 12月未	6月以上 9月未	3月以上 6月未	3月未満	経過期間	旧級	1級	2級	3級						
2 9	2 8	2 7	2 6	2 5	2 5	2 4	2 3	2 2	2 1	2 1	2 0	1 9	1 8	1 7	1 7	1 6	1 5	1 4	1 3	1 3	1 2	1 1	1 1	1 0	9	9	8	7	6	5	5	4	3	2	1
2 9	2 8	2 7	2 6	2 5	2 5	2 4	2 3	2 2	2 1	2 0	1 9	1 8	1 7	1 7	1 6	1 5	1 4	1 3	1 3	1 2	1 1	1 1	1 0	9	9	8	7	6	5	5	4	3	2	1	
2 1	2 0	1 9	1 8	1 7	1 7	1 6	1 5	1 4	1 3	1 3	1 2	1 1	1 1	1 0	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	

リ
号俸
教育職俸給表(二)の適用を受ける職員の新

9			8			7			6			5			4			3			2			
12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	
33	32	31	30	29	29	28	27	26	25	25	24	23	22	21	21	20	19	18	17	17	16	15	14	13
37	36	35	34	33	33	32	31	30	29	29	28	27	26	25	25	24	23	22	21	21	20	19	18	17
33	32	31	30	29	29	28	27	26	25	25	24	23	22	21	21	20	19	18	17	17	16	15	14	13

18			17			16			15			14			13			12			11			10		
9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満			
68	67	66	65	65	64	63	62	61	61	60	59	58	57	57	56	55	54	53	53	52	51	50	49	48		
72	71	70	69	68	67	66	65	64	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49		
68	67	66	65	64	63	62	61	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45		

26			25			24			23			22			21			20			19		
6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	
99	98	97	97	96	95	94	93	93	92	91	90	89	88	87	86	85	84	83	82	81	80	79	78
31	21	11	11	0	1	9	9	9	9	9	9	9	8	8	8	8	8	8	8	8	8	7	7
99	98	97	97	96	95	94	93	93	92	91	90	89	88	87	86	85	84	83	82	81	80	79	78

30			29			28			27													
12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	
71	61	51	41	31	31	21	11	01	91	91	81	71	61	51	51	41	31	21	11	11	01	01
11	01	91	81	71	71	61	51	41	31	31	21	11	01	91	91	81	71	61	51	51	41	01
2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	0	0

3 5			3 4			3 3			3 2			3 1										
3 月以上 6 月未 満	3 月未 満	1 2 月 以 上	9 月 以 上 1 2 月 未 満	6 月 以 上 9 月 未 満	3 月 以 上 6 月 未 満	3 月 未 満	1 2 月 以 上	9 月 以 上 1 2 月 未 満	6 月 以 上 9 月 未 満	3 月 以 上 6 月 未 満	3 月 未 満	1 2 月 以 上	9 月 以 上 1 2 月 未 満	6 月 以 上 9 月 未 満	3 月 以 上 6 月 未 満	3 月 未 満						
4 1 3	3 1 3	3 1 3	2 1 3	1 1 3	0 1 3	9 1 2	9 1 2	8 1 2	7 1 2	6 1 2	5 1 2	5 1 2	4 1 2	3 1 2	2 1 2	1 1 2	0 1 2	9 1 2	8 1 2	7 1 2	7 1 2	
											5 1 2	5 1 2	5 1 2	5 1 2	5 1 2	5 1 2	4 1 2	3 1 2	2 1 2	1 1 2	1 1 2	

3			2			1			ル 研究 職俸 給表 の適 用を 受け る職 員の 新号 俸	3 7			3 6											
1 2 月 以 上	9 月 以 上 1 2 月 未 満	6 月 以 上 9 月 未 満	3 月 以 上 6 月 未 満	3 月 未 満	1 2 月 以 上	9 月 以 上 1 2 月 未 満	6 月 以 上 9 月 未 満	3 月 以 上 6 月 未 満		3 月 未 満	1 2 月 以 上	9 月 以 上 1 2 月 未 満	6 月 以 上 9 月 未 満	3 月 以 上 6 月 未 満	3 月 未 満	1 2 月 以 上	9 月 以 上 1 2 月 未 満	6 月 以 上 9 月 未 満						
9	8	7	6	5	5	4	3	2		1														
9	8	7	6	5	5	4	3	2		1														
5	4	3	2	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

1 2		1 1		1 0		9		8		7		6		5		4							
9 月 以 上 1 2 月 未 満	6 月 以 上 9 月 未 満	3 月 以 上 6 月 未 満	3 月 未 満	1 2 月 以 上	9 月 以 上 1 2 月 未 満	6 月 以 上 9 月 未 満	3 月 以 上 6 月 未 満	3 月 未 満	1 2 月 以 上	9 月 以 上 1 2 月 未 満	6 月 以 上 9 月 未 満	3 月 以 上 6 月 未 満	3 月 未 満	1 2 月 以 上	9 月 以 上 1 2 月 未 満	6 月 以 上 9 月 未 満	3 月 以 上 6 月 未 満	3 月 未 満					
4 4 4	4 3 2	4 1 1	4 0	3 9	3 8	3 7	3 6	3 5	3 4	3 3	3 2	3 1	3 0	2 9	2 8	2 7	2 6	2 5	2 4	2 3	2 2	2 1	2 0
4 4 4	4 3 2	4 1 1	4 0	3 9	3 8	3 7	3 6	3 5	3 4	3 3	3 2	3 1	3 0	2 9	2 8	2 7	2 6	2 5	2 4	2 3	2 2	2 1	2 0
4 0 3	3 8	3 7	3 6	3 5	3 4	3 3	3 2	3 1	3 0	2 9	2 8	2 7	2 6	2 5	2 4	2 3	2 2	2 1	2 0	1 9	1 8	1 7	1 6
3 3 2	3 3	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2

2 1		2 0		1 9		1 8		1 7		1 6		1 5		1 4		1 3							
6 月 以 上 9 月 未 満	3 月 以 上 6 月 未 満	1 2 月 以 上	9 月 以 上 1 2 月 未 満	6 月 以 上 9 月 未 満	3 月 以 上 6 月 未 満	3 月 未 満	1 2 月 以 上	9 月 以 上 1 2 月 未 満	6 月 以 上 9 月 未 満	3 月 以 上 6 月 未 満	3 月 未 満	1 2 月 以 上	9 月 以 上 1 2 月 未 満	6 月 以 上 9 月 未 満	3 月 以 上 6 月 未 満	3 月 未 満	1 2 月 以 上	9 月 以 上 1 2 月 未 満	6 月 以 上 9 月 未 満	3 月 以 上 6 月 未 満	3 月 未 満		
7 9	7 8	7 7	7 6	7 5	7 4	7 3	7 2	7 1	7 0	6 9	6 8	6 7	6 6	6 5	6 4	6 3	6 2	6 1	6 0	5 9	5 8	5 7	5 6
7 9	7 8	7 7	7 6	7 5	7 4	7 3	7 2	7 1	7 0	6 9	6 8	6 7	6 6	6 5	6 4	6 3	6 2	6 1	6 0	5 9	5 8	5 7	5 6
7 5	7 4	7 3	7 2	7 1	7 0	6 9	6 8	6 7	6 6	6 5	6 4	6 3	6 2	6 1	6 0	5 9	5 8	5 7	5 6	5 5	5 4	5 3	5 2
6 7	6 6	6 5	6 4	6 3	6 2	6 1	6 0	5 9	5 8	5 7	5 6	5 5	5 4	5 3	5 2	5 1	5 0	4 9	4 8	4 7	4 6	4 5	4 4

1	号		ワ	2		2		2		2		2		1		1		1	
	俸	級		号	2	3	2	3	2	3	2	3	1	2	1	2	3	1	2
3	月	未	医	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
月	満	過	療	2	3	4	5	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
未	満	期	職	3	4	5	6	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
満		過	俸	4	5	6	7	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
満		期	給	5	6	7	8	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
満		過	表	6	7	8	9	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
満		期	(7	8	9	0	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
満		過)	8	9	0	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1
満		期		9	0	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2
満		過		0	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3
満		期		1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
満		過		2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1
満		期		3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2

6		5		4		3		2		1		0	
3	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
未	満	9	月	未	満	6	月	未	満	3	月	未	満
満		月	満	月	満	月	満	月	満	月	満	月	満
		以	以	以	以	以	以	以	以	以	以	以	以
		上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上
		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

0		1		9		8		7		6		5	
未	満	3	月	未	満	3	月	未	満	3	月	未	満
未	満	3	月	未	満	3	月	未	満	3	月	未	満
満		月	満	月	満	月	満	月	満	月	満	月	満
		以	以	以	以	以	以	以	以	以	以	以	以
		上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上
		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

4		1		3		1		2		1		1	
1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2
1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2
2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3
3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1
1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2
2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3
3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1
1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2
2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3

0 1		9						8						7						6							
3月以上6月未滿	3月未滿	12月以上	未滿	9月以上12月	6月以上9月未滿	3月以上6月未滿	3月未滿	12月以上	未滿	9月以上12月	6月以上9月未滿	3月以上6月未滿	3月未滿	12月以上	未滿	9月以上12月	6月以上9月未滿	3月以上6月未滿	3月未滿	12月以上	未滿	9月以上12月	6月以上9月未滿	3月以上6月未滿	3月未滿		
38	37	37	36	35	34	33	33	32	31	30	29	29	29	28	27	26	25	25	24	23	22	21	21	20	19	18	17
43	33	33	23	13	03	92	92	82	72	62	52	52	52	42	32	22	22	22	12	12	12	12	12	02	91	81	71
03	92	92	82	72	62	52	52	42	32	22	12	12	12	02	91	81	71	61	51	41	31	31	21	11	01	9	31
62	52	52	42	32	22	12	12	02	91	81	71	71	61	51	41	31	31	21	11	01	9	9	8	7	6	5	9
22	12	12	02	91	81	71	71	61	51	41	31	31	21	11	01	9	9	8	7	6	5	5	4	3	2	1	5
81	71	71	61	51	41	31	31	21	11	01	9	9	8	7	6	5	5	4	3	2	1	1	0	9	8	7	1

4 1				3 1				2 1				1 1															
未滿	9月以上12月	6月以上9月未滿	3月以上6月未滿	3月未滿	12月以上	未滿	9月以上12月	6月以上9月未滿	3月以上6月未滿	3月未滿	12月以上	未滿	9月以上12月	6月以上9月未滿	3月以上6月未滿	3月未滿	12月以上	未滿	9月以上12月	6月以上9月未滿	3月以上6月未滿	3月未滿	12月以上	未滿	9月以上12月	6月以上9月未滿	
56	55	54	53	53	53	52	51	50	49	49	48	47	46	45	45	44	43	42	41	41	40	39	39	38	37	36	35
25	15	05	94	94	84	74	64	54	54	44	44	34	24	14	14	04	93	83	73	73	63	53	53	43	33	23	13
84	74	64	54	54	44	34	24	14	14	04	93	83	73	73	63	53	43	33	33	23	13	03	92	82	72	62	
44	34	24	14	14	04	93	83	73	73	63	53	43	33	33	23	13	03	92	82	72	62	52	42	32	22	12	
04	93	83	73	73	63	53	43	33	33	23	13	03	92	82	72	62	52	42	32	22	12	02	91	81	71	61	
63	53	43	33	33	23	13	03	92	82	72	62	52	42	32	22	12	02	91	81	71	61	51	41	31	21	11	

9 1		8 1				7 1				6 1				5 1												
3月未滿	12月以上	未滿	9月以上12月	6月以上9月未滿	3月以上6月未滿	3月未滿	12月以上	未滿	9月以上12月	6月以上9月未滿	3月以上6月未滿	3月未滿	12月以上	未滿	9月以上12月	6月以上9月未滿	3月以上6月未滿	3月未滿	12月以上	未滿	9月以上12月	6月以上9月未滿	3月以上6月未滿	3月未滿	12月以上	
73	73	72	71	70	69	68	67	66	65	65	64	63	62	61	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50
96	96	86	76	66	56	56	46	36	26	16	16	06	95	85	75	75	65	55	45	35	35	25	15	05	94	94
56	56	46	36	26	16	16	06	95	85	75	75	65	55	45	35	35	25	15	05	94	94	84	74	64	54	44
16	16	06	95	85	75	75	65	55	45	35	35	25	15	05	94	94	84	74	64	54	44	34	24	14	04	93
75	75	65	55	45	35	35	25	15	05	94	94	84	74	64	54	44	34	24	14	04	93	83	73	63	53	43
	35	25	15	05	94	94	84	74	64	54	44	34	24	14	04	93	83	73	63	53	43	33	23	13	03	92

3 2			2 2				1 2				0 2															
6月以上9月未滿	3月以上6月未滿	3月未滿	12月以上	未滿	9月以上12月	6月以上9月未滿	3月以上6月未滿	3月未滿	12月以上	未滿	9月以上12月	6月以上9月未滿	3月以上6月未滿	3月未滿	12月以上	未滿	9月以上12月	6月以上9月未滿	3月以上6月未滿	3月未滿	12月以上	未滿	9月以上12月	6月以上9月未滿	3月以上6月未滿	
91	90	89	89	88	87	86	85	85	84	83	82	81	81	80	79	78	77	77	76	75	74	74	73	72	71	70
78	68	58	58	48	38	28	18	18	08	97	87	77	67	57	47	37	27	17	07	96	86	76	66	56	46	36
38	28	18	18	08	97	87	77	67	57	47	37	27	17	07	96	86	76	66	56	46	36	26	16	06	95	85
97	87	77	77	67	57	47	37	27	17	07	96	86	76	66	56	46	36	26	16	06	95	85	75	65	55	45
								96	86	76	66	56	46	36	26	16	06	95	85	75	65	55	45	35	25	15

3	2			1			旧号俸 号俸	ホ 旧級が研究職俸給表の5級である職員の新	23			22			21			20			19			
経過期間	新級	5級	6級	3月未満	3月以上6月未満	6月以上9月未満			9月以上12月未満	12月以上	3月未満	3月以上6月未満	6月以上9月未満	9月以上12月未満	12月以上	3月未満	3月以上6月未満	6月以上9月未満	9月以上12月未満	12月以上	3月未満	3月以上6月未満	6月以上9月未満	9月以上12月未満
6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	7	7	7	6	6	6	6	6	6	6	6	5	5	5	5	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	1	1	1	1	0	1	9	9	8	7	6	5	5	5	

12			11			10			9			8			7			6			5			4		
3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満			
2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			

21		20			19			18			17			16			15			14			13		
3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満			
5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4			
5	5	4	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			

6	5			4			3			2			1			旧号俸 号俸	ヘ 旧級が医療職俸給表(一)の4級である職員の新号俸	23			22			
3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	経過期間			新級	4級	5級	3月以上6月未満	6月以上9月未満	9月以上12月未満	12月以上
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	6	6	6	6		
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9	6	6	6		

号) 附則第十一条の規定による俸給を支給される職員のうちその者の受ける俸給月額と当該俸給の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える職員についてこの法律による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(以下「新法」という。)

第十條の二第二項の規定の適用については、平成二十三年三月三十一日までの間は、同項の規定中「属する職務の級における最高の号俸の俸給月額」とあるのは、「俸給月額と一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十七年法律第百十三号) 附則第十一条の規定による俸給の額との合計額」とする。

第三條 平成二十年三月三十一日までの間においては、新法第十一条の八第一項第一号中「百分の六」とあるのは「百分の四」と、同項第二号中「百分の三」とあるのは「百分の二」とする。

第四條 新法第十一条の八の規定は、平成十六年四月二日からこの法律の施行の日の前日までの間に職員がその在勤する官署を異にして異動した場合又は職員の在勤する官署が移転した場合についても適用する。この場合において、同条第一項中「当該異動等の日から」とあるのは、「平成十九年四月一日から当該異動等の日以後」とする。

第五條 前三條に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

附則 (平成一九年五月一六日法律第四二號) 抄 (施行期日) 第一條 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第八條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任) 第九條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

第一條 この法律は、平成二十年十二月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三條中独立行政法通則法第六十條及び第七十條の改正規定並びに附則第三條及び第十四條から第十六條までの規定 公布の日

二 略 三 第二條、第四條及び第五條の規定並びに次條、附則第八條、第十一條(附則第八條の準用に係る部分に限る。)、第二十條から第二十二條まで、第二十四條、第二十五條、第二十七條から第二十九條まで、第三十三條から第三十五條まで及び第三十六條(国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成十一年法律第二百二十四号)第十六條及び第二十四條第一項中「附則第七項」を「附則第六項」に改める改正規定に限る。)の規定並びに附則第四十條中内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)目次の改正規定及び同法第六十七條を削り、同法第六十八條を同法第六十七條とする改正規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

第十四條 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

第十五條 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十六條 附則第四条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置

(罰則に関する経過措置を含む。)は、人事院規則(人事院の所掌する事項以外の事項については、政令)で定める。

第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二條、第三條及び附則第六條から第十條までの規定は、平成二十年四月一日から施行する。

第二條 平成十九年四月一日からこの法律の施行の日(次條において「施行日」という。)の前日までの間において、第一條の規定による改正前の給与法(以下「改正前の給与法」という。)の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員の、改正後の給与法の規定による当該適用又は異動の日における号俸は、人事院の定めるところによる。

第三條 施行日から平成二十年三月三十一日までの間における異動者の号俸の調整

第四條 施行日から平成二十年三月三十一日までの間において、改正後の給与法の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員の、改正後の給与法の規定による当該適用又は異動の日における号俸は、人事院の定めるところによる。

第五條 前二條に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

附則 (平成一九年一月三〇日法律第一一八號) 抄 (施行期日等) 第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二條、第三條及び附則第六條から第十條までの規定は、平成二十年四月一日から施行する。

(給与の内払) 第四條 改正後の給与法又は改正後の任期付研究員の規定を適用する場合においては、改正前の給与法又は第四條の規定による改正前の任期付研究員の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与法又は改正後の任期付研究員の規定による給与の内払とみなす。

附則 (平成二〇年二月二六日法律第九四號) 抄 (施行期日) 第一條 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第一条中一般職の職員の給与に関する法律(以下「給与法」という。)

第二條 前条ただし書の政令で定める日(以下「施行日」という。))の規定による改正後の給与法(以下「給与法」という。))の規定による昇給については、同項中「日以前一年間」とあるのは、「期間」と、「同日」とあるのは、「当該期間の末日」とする。

第三條 前条ただし書の政令で定める日から起算して三年間は、第一条の規定による改正後の給与法(以下「給与法」という。))の規定による昇給については、同項中「日以前一年間」とあるのは、「期間」と、「同日」とあるのは、「当該期間の末日」とする。

第四條 前二條に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

附則 (平成二二年五月二九日法律第四一號) 抄 (施行期日) 第一條 この法律は、公布の日から施行する。

第一條 この法律は、公布の日から施行する。

(期末手当及び勤勉手当に係る人事院の報告等)
第二条 平成二十一年六月の期末手当及び勤勉手当を次の表の上欄に掲げる規定により算定することとした場合における当該規定に規定する割合とそれぞれ同表の下欄に掲げる規定によりこれらの手当を支給する際に現に用いられる当該規定に規定する割合との差に相当する割合に係るこれらの手当の取扱については、この法律の施行後速やかに、人事院において、期末手当及び勤勉手当に相当する民間の賃金の支払状況を調査し、その結果を踏まえて、必要な措置を国会及び内閣に同時に報告するものとする。

第一条の規定による改正後の新給与法附則第八一般職の職員の特例に関する法律(以下この表において「新給与法」という。)附則第十九条の四第二八項の規定による読み替え後の新給与法第十九条の四第二八項の規定により読み替えて適用する場合(以下この表において「新給与法」という。)

第二条の規定による改正後の新任期付研究員法一般職の任期付研究員の採用附則第二項の規定、給与及び勤務時間の特例に関する法律(以下この表において「新任期付研究員法」という。)附則第二項の規定による読み替え後の新給与法第十九条の四第二八項の規定による読み替えて適用する場合(以下この表において「新給与法」という。)

第三条の規定による改正後の新任期付職員法附一般職の任期付職員の採用及則第二条の規定に及び給与の特例に関する法律(以下この表において「新任期付職員法」という。)附則第二項の規定による読み替え後の新給与法第十九条の四第二八項の規定による読み替えて適用する場合(以下この表において「新給与法」という。)

新給与法附則第八項の規定による読み替えて適用する場合(以下この表において「新給与法」という。)

附則(平成二十一年一月三〇日法律第八六号)抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、第二条、第三条、第五条、第七条及び第九条並びに附則第五条及び第六条の規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において次の各号に掲げる俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給額は、当該各号に定める俸給月額及び第一条の規定による改正後の一般職の職員の特例に関する法律(次条において「改正後の給与法」という。)の指定職俸給表八号俸の額との権衡を考慮して人事院規則で定める。

一 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(以下この号及び次条において「任期付研究員法」という。)

二 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(以下この号及び次条において「任期付職員法」という。)

第三条 平成二十一年十二月に支給する期末手当の額は、改正後の給与法第十九条の四第二項(同条第三項、第四項の規定による改正後の任期付研究員法第七項又は第六項の規定による改正後の任期付職員法第八項第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第四項から第六項まで(国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九九号)第十六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)

若しくは第二十三条第一項から第三項まで、第五項若しくは第七項、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律(昭和四十五年法律第十七号)等第五条第一項又は法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平

成十五年法律第四十号)第十三条第二項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成二十一年四月一日(同月二日から同年十二月一日までの間に職員(一般職の職員の特例に関する法律第二十二條及び附則第三項に規定する職員を除く。以下この条において「職員」という。))が、その職務の級及び号俸がそれぞれ次の表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表に掲げるものであるもの、医療職俸給表(一)若しくは任期付研究員法第六條第二項に規定する俸給表の適用を受ける職員若しくは同条第一項若しくは任期付職員法第七條第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員でその号俸が一号俸であるものからこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となつた者(同年四月一日に減額改定対象職員であつた者で任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものを除く。)

二 当該日(当該日が二以上あるときは、当該日のうち人事院規則で定める日)において減額改定対象職員が受けるべき俸給、俸給の特例調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、単身赴任手当(一般職の職員の特例に関する法律第十二條の二第二項に規定する人事院規則で定める額を除く。)

三 当該期間(当該期間が二以上あるときは、当該期間のうち人事院規則で定める期間)において、減額改定対象職員以外の職員であつた期間その他の人事院規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して人事院規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

成十五年法律第四十号)第十三条第二項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

俸給表	職務の級	号俸
行政職俸給表(一)	一級	一号俸から五十六号俸まで
	二級	一号俸から二十四号俸まで
	三級	一号俸から八号俸まで
行政職俸給表(二)	一級	一号俸から六十八号俸まで
	二級	一号俸から三十二号俸まで
専門行政職俸給表	一級	一号俸から四十号俸まで
	二級	一号俸から八号俸まで
税務職俸給表	一級	一号俸から五十二号俸まで
	二級	一号俸から二十四号俸まで
	三級	一号俸から八号俸まで
公安職俸給表(一)	一級	一号俸から五十二号俸まで
	二級	一号俸から四十四号俸まで
	三級	一号俸から三十二号俸まで
	四級	一号俸から十六号俸まで
公安職俸給表(二)	一級	一号俸から五十二号俸まで
	二級	一号俸から二十四号俸まで
	三級	一号俸から八号俸まで
海事職俸給表(一)	一級	一号俸から五十二号俸まで
	二級	一号俸から三十二号俸まで
	三級	一号俸から八号俸まで
海事職俸給表(二)	一級	一号俸から六十四号俸まで

2
平成二十一年四月一日から同年十二月一日までの間において防衛省の職員との給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の適

教育職俸給表（一）	二級	一号俸から四十四号俸まで
	一級	一号俸から三十二号俸まで
教育職俸給表（二）	二級	一号俸から四十四号俸まで
	一級	一号俸から三十二号俸まで
研究職俸給表	二級	一号俸から三十二号俸まで
	一級	一号俸から五十六号俸まで
医療職俸給表（一）	二級	一号俸から三十二号俸まで
	一級	一号俸から五十二号俸まで
医療職俸給表（二）	二級	一号俸から三十二号俸まで
	一級	一号俸から五十二号俸まで
医療職俸給表（三）	二級	一号俸から四十号俸まで
	一級	一号俸から五十六号俸まで
福祉職俸給表	二級	一号俸から二十八号俸まで
	一級	一号俸から五十二号俸まで

用を受ける者その他の人事院規則で定める者であつた者から引き続き新たに職員となつた者で任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは、「次に掲げる額及び防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の適用を受ける者その他の人事院規則で定める者との権衡を考慮して人事院規則で定める額」とする。

第四條 前二条に定めるもののほか、この法律（第九条及び次条の規定を除く。）の施行に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

附則（平成二十二年一月三〇日法律第五三三号）抄

第一條 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条並びに附則第五条の規定は、平成二十三年四月一日から施行する。

第二條 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において次の各号に掲げる俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給額は、当該各号に定める俸給月額及び第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（次条及び附則第四条において「改正後の給与法」という。）の指定職俸給表八号俸の額との権衡を考慮して人事院規則で定める。

一 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（以下この号、次条及び附則第五条において「任期付研究員法」という。）第六條第四項の規定による俸給月額 第三條の規定による改正後の任期付研究員法第六條第一項に規定する俸給表に掲げる号俸の俸給月額

二 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（以下この号、次条及び附則第五条において「任期付職員法」という。）第七條第三項の規定による俸給月額 第五條の規定による改正後の任期付職員法第七條第一項に規定する俸給表に掲げる号俸の俸給月額（平成二十二年十二月に支給する期末手当に関する特例措置）

第三條 平成二十二年十二月に支給する期末手当の額は、改正後の給与法第十九條の四第二項

（同条第三項、第三條の規定による改正後の任期付研究員法第七條第二項又は第五條の規定による改正後の任期付職員法第八條第二項の規定により読み替へて適用する場合を含む。）及び第四項から第六項まで（国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九九号。附則第五条及び第七條において「育児休業法」という。）第十六條の規定により読み替へて適用する場合を含む。）若しくは第二十三條第一項から第三項まで、第五項若しくは第七項若しくは附則第八項、國際機關等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第十七号。第五條第一項又は法科大学院への裁判官及び檢察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号。第十三條第二項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。））から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成二十二年四月一日（同月二日から同年十二月一日までの間に職員（一般職の職員）の給与に関する法律（以下この号及び附則第五条において「給与法」という。）第二十二條及び附則第三項に規定する職員を除く。以下この条において同じ。）以外の者又は職員であつて適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（改正後の給与法附則第八項の規定が施行されてきたとした場合においても同項の規定の適用を受けず、かつ、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第十三号。附則第十一條の規定の適用を受けない職員に限る。若しくは医療職俸給表（一）若しくは任期付研究員法第六條第二項に規定する俸給表の適用を受ける職員からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となつた者（平成二十二年四月一日に減額改定対象職員であつた者で任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものを除く。））にあつては、その減額改定対象職員となつた日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち人事院規則で定める日）において減額改定対象職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、単身赴任手当（給与法第十二條の二第二項に規定する人事院規則で定める額を除く。）及び特勤勤務手当（給与法第十四條の規定による手当を含む。）の月額合計額に百分の〇・二八を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年四月一日から施行日の前日までの期間において、在職しなかつた期間、俸給を支給されなかつた期間、減額改定対象職員以外の職員であつた期間その他の人事院規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して人事院規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

行政職俸給表		職務の号俸	
一級	一号俸から七十二号俸まで	一級	一号俸から九十三号俸まで
二級	一号俸から六十四号俸まで	二級	一号俸から六十四号俸まで
三級	一号俸から三十二号俸まで	三級	一号俸から四十八号俸まで
四級	一号俸から二十四号俸まで	四級	一号俸から三十二号俸まで
五級	一号俸から十六号俸まで	五級	一号俸から二十四号俸まで
六級	一号俸から十六号俸まで	六級	一号俸から十六号俸まで
七級	一号俸から四号俸まで	七級	一号俸から四号俸まで
行政職俸給表（二）	一級	一級	一号俸から百八号俸まで
	二級	二級	一号俸から七十二号俸まで
	三級	三級	一号俸から六十四号俸まで
	四級	四級	一号俸から三十六号俸まで
	五級	五級	一号俸から二十号俸まで

公安職俸給表 (二)	一級	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級	公安職俸給表 (二)	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級	専門行政職俸給表	一級
	一号俸から八十九号俸まで	一号俸から四号俸まで	一号俸から十六号俸まで	一号俸から二十四号俸まで	一号俸から三十二号俸まで	一号俸から五十六号俸まで	一号俸から七十二号俸まで	一号俸から八十四号俸まで	一号俸から九十二号俸まで		一号俸から四号俸まで	一号俸から十六号俸まで	一号俸から二十四号俸まで	一号俸から三十二号俸まで	一号俸から四十八号俸まで	一号俸から六十五号俸まで	一号俸から七十三号俸まで		一号俸から八十八号俸まで

教育職俸給表 (二)	一級	六級	五級	四級	三級	二級	一級	海事職俸給表 (二)	一級	六級	五級	四級	三級	二級	一級	海事職俸給表 (二)	七級	六級	五級	四級	三級	二級
	一号俸から七十二号俸まで	一号俸から三十二号俸まで	一号俸から四十八号俸まで	一号俸から六十号俸まで	一号俸から七十二号俸まで	一号俸から八十四号俸まで	一号俸から八十五号俸まで		一号俸から十二号俸まで	一号俸から二十八号俸まで	一号俸から四十八号俸まで	一号俸から五十六号俸まで	一号俸から六十九号俸まで	一号俸から六十九号俸まで	一号俸から四十九号俸まで		一号俸から六十九号俸まで	一号俸から四十九号俸まで	一号俸から四十六号俸まで	一号俸から四十六号俸まで	一号俸から三十二号俸まで	一号俸から三十二号俸まで

医療職俸給表 (三)	一級	六級	五級	四級	三級	二級	一級	医療職俸給表 (二)	一級	五級	四級	三級	二級	一級	研究職俸給表	一級	三級	二級	一級	教育職俸給表 (二)	一級	四級
	一号俸から九十六号俸まで	一号俸から五十六号俸まで	一号俸から四十四号俸まで	一号俸から二十八号俸まで	一号俸から二十号俸まで	一号俸から十八号俸まで	一号俸から十二号俸まで		一号俸から七十二号俸まで	一号俸から四十五号俸まで	一号俸から四十四号俸まで	一号俸から四十四号俸まで	一号俸から四十四号俸まで	一号俸から四十四号俸まで		一号俸から四十四号俸まで	一号俸から九十六号俸まで	一号俸から九十六号俸まで	一号俸から五十二号俸まで		一号俸から五十二号俸まで	一号俸から七十二号俸まで

2
 二 平成二十二年四月一日から同年十二月一日までの間において防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の適用を受ける者その他の人事院規則で定める者であつた者から引き続き新たに職員となつた者で任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは、「次に掲げる額及び防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の適用を受ける者その他の人事院規則で定める者との権衡を考慮して人事院規則で定める額」とする。
 (平成二十二年四月一日前に五十五歳に達した職員に関する読替え)
第四条 平成二十二年四月一日前に五十五歳に達した職員に対する改正後の給与法附則第八項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が五十五歳に達した日後における最初の四月一日」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第五十三号)の施行の日」と、「五十五歳に達した日後における最初の四月一日後」とあるのは、「同日後」とする。
第五条 平成二十三年四月一日における号俸の調整(平成二十三年四月一日において四十三歳に満たない職員(同日において、専門スタッフ

専門スタッフ職俸給表	一級	六級	五級	四級	三級	二級	一級	福祉職俸給表	一級
	一号俸から十六号俸まで	一号俸から四号俸まで	一号俸から十六号俸まで	一号俸から三十六号俸まで	一号俸から四十四号俸まで	一号俸から六十八号俸まで	一号俸から九十二号俸まで		一号俸から九十二号俸まで

職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級又は三級であるもの（以下この項において「専門スタッフ職二級以上職員」という。）専門スタッフ職二級以上職員以外の職員でその職務の級における最高の号俸を受けるもの及び指定職俸給表又は任期付職員法第六條第一項若しくは第二項若しくは任期付職員法第七條第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員を除く。）のうち、平成二十二年一月一日において給与法第八條第五項の規定により昇給した職員（同日における専門スタッフ職二級以上職員その他同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して人事院規則で定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員の平成二十三年四月一日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の一号俸上位の号俸とする。

第六條 附則第二條から前條までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附則（平成二十四年二月二十九日法律第二号）抄

第一条 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三章及び附則第八條から第十條までの規定 平成二十四年四月一日

（俸給月額の変更）

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において次の各号に掲げる俸給月額を受けようとした職員の施行日における俸給月額は、当該各号に定める俸給月額及び第二条の規定による改正後の一般職給与法の指定職俸給表八号俸の額との権衡を考慮して人事院規則で定める。

一 任期付職員法第六條第四項の規定による俸給月額 第三条の規定による改正後の任期付職員法第六條第一項に規定する俸給表に掲げる号俸の俸給月額

二 任期付職員法第七條第三項の規定による俸給月額 第四條の規定による改正後の任期付職員法第七條第一項に規定する俸給表に掲げる号俸の俸給月額

（平成二十四年六月に支給する期末手当に関する特例措置）

第六條 平成二十四年六月に職員に支給する期末手当の額は、一般職給与法第十九條の四第二項（同條第三項、任期付職員法第七條第二項又は任期付職員法第八條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項から第六項まで（育児休業法第十六條の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第二十三條第一項から第三項まで、第五項若しくは第七項若しくは附則第八項、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律第五條第一項又は法科大学院派遣法第十三條第二項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成二十三年四月一日（同月二日から施行日までの間に職員（一般職給与法第二十二條及び附則第三項に規定する職員を除く。以下この条において同じ。）以外の者又は職員であつて適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（平成十七年改正法附則第十一條の規定の適用を受けない職員に限る。）、医療職俸給表（一）若しくは任期付職員法第六條第二項に規定する俸給表の適用を受ける職員若しくは同條第一項若しくは任期付職員法第七條第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員でその号俸が一号俸から三号俸までであるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となつた者（同月一日に減額改定対象職員であつた者で任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象職員となつた日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち人事院規則で定める日）において減額改定対象職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、本省省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、単身赴任手当（一般職給与法第十二條の二第二項に規定す

る人事院規則で定める額を除く。）及び特地勤務手当（一般職給与法第十四條の規定による手当を含む。）の月額（一般職給与法附則第八項の規定により給与が減せられて支給される職員にあつては、同項の規定により減せられることとなる額を差し引いた額）の合計額に百分の〇・三七を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年四月一日から施行日の前日までの期間において、在職しなかつた期間、俸給を支給されなかつた期間、減額改定対象職員以外の職員であつた期間その他の人事院規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して人事院規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

俸給表		職務の級	
行政職俸給表		行政職俸給表	
(一)		(一)	
一級	一号俸から九十三号俸まで	一級	一号俸から九十三号俸まで
二級	一号俸から七十六号俸まで	二級	一号俸から七十六号俸まで
三級	一号俸から六十号俸まで	三級	一号俸から六十号俸まで
四級	一号俸から四十四号俸まで	四級	一号俸から四十四号俸まで
五級	一号俸から三十六号俸まで	五級	一号俸から三十六号俸まで
六級	一号俸から二十八号俸まで	六級	一号俸から二十八号俸まで
七級	一号俸から十六号俸まで	七級	一号俸から十六号俸まで
八級	一号俸から四号俸まで	八級	一号俸から四号俸まで
一級	一号俸から百二十一号俸まで	一級	一号俸から百二十一号俸まで
二級	一号俸から八十四号俸まで	二級	一号俸から八十四号俸まで
三級	一号俸から七十六号俸まで	三級	一号俸から七十六号俸まで
四級	一号俸から四十八号俸まで	四級	一号俸から四十八号俸まで
五級	一号俸から三十二号俸まで	五級	一号俸から三十二号俸まで

専門行政職俸給表

税務職俸給表

公安職俸給表

一級	一号俸から九十三号俸まで	一級	一号俸から九十三号俸まで	一級	一号俸から九十六号俸まで
二級	一号俸から六十号俸まで	二級	一号俸から六十号俸まで	二級	一号俸から八十四号俸まで
三級	一号俸から四十四号俸まで	三級	一号俸から四十四号俸まで	三級	一号俸から六十八号俸まで
四級	一号俸から三十二号俸まで	四級	一号俸から三十二号俸まで	四級	一号俸から四十四号俸まで
五級	一号俸から十六号俸まで	五級	一号俸から十六号俸まで	五級	一号俸から三十六号俸まで
六級	一号俸から十号俸まで	六級	一号俸から十号俸まで	六級	一号俸から三十六号俸まで
七級	一号俸から四号俸まで	七級	一号俸から四号俸まで	七級	一号俸から二十八号俸まで

公安職俸 給表 (一)					海事職俸 給表 (二)				
八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級	九級	八級
一号俸から十六号俸まで	一号俸から四号俸まで	一号俸から八十九号俸まで	一号俸から七十六号俸まで	一号俸から六十号俸まで	一号俸から四十四号俸まで	一号俸から三十六号俸まで	一号俸から二十号俸まで	一号俸から八十五号俸まで	一号俸から七十七号俸まで

教育職俸 給表 (一)				研究職俸 給表					医療職俸 給表 (二)										
六級	五級	四級	三級	二級	一級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級
一号俸から四十四号俸まで	一号俸から三十八号俸まで	一号俸から三十二号俸まで	一号俸から二十六号俸まで	一号俸から二十号俸まで	一号俸から十四号俸まで	一号俸から八十八号俸まで	一号俸から七十二号俸まで	一号俸から六十六号俸まで	一号俸から六十号俸まで	一号俸から五十四号俸まで	一号俸から四十八号俸まで	一号俸から四十二号俸まで	一号俸から三十六号俸まで	一号俸から三十号俸まで	一号俸から二十四号俸まで	一号俸から十八号俸まで	一号俸から十二号俸まで	一号俸から六号俸まで	一号俸から八号俸まで

医療職俸 給表 (三)												福祉職俸 給表							
一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	一級	二級	三級	四級	五級	六級	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級
一号俸から百八号俸まで	一号俸から九十二号俸まで	一号俸から六十八号俸まで	一号俸から五十六号俸まで	一号俸から四十四号俸まで	一号俸から三十二号俸まで	一号俸から二十号俸まで	一号俸から四十四号俸まで	一号俸から三十八号俸まで	一号俸から三十二号俸まで	一号俸から二十六号俸まで	一号俸から二十号俸まで	一号俸から十四号俸まで	一号俸から八号俸まで	一号俸から八号俸まで	一号俸から八号俸まで	一号俸から八号俸まで	一号俸から八号俸まで	一号俸から八号俸まで	一号俸から八号俸まで

一条の規定による俸給に関する状況を考慮して人事院規則で定める年齢に満たない職員(同日において、専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員)でその職務の級が二級又は三級であるもの(以下この項において「専門スタッフ職二級以上職員」という)、専門スタッフ職二級以上職員以外の職員でその職務の級における最高の号俸を受けるもの及び指定職俸給表又は任期付研究員法第六条第一項若しくは第二項若しくは任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員(以下この条において「除外職員」という)である者を除く。のうち、当該職員の平成十九年一月一日、平成二十年一月一日及び平成二十一年一月一日の一般職給与法第八項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況(以下この条において「調整考慮事項」という)を考慮して調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員の平成二十四年四月一日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の一号俸(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員にあつては、二号俸)とする。

2 平成二十五年四月一日において第五條の規定による改正後の平成二十七年改正法附則第十一条の規定による俸給に関する状況を考慮して人事院規則で定める年齢に満たない職員(同日において除外職員である者を除く)のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成二十四年四月一日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員の平成二十五年四月一日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の一号俸(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員にあつては、二号俸)とする。

3 平成二十六年四月一日において第五條の規定による改正後の平成二十七年改正法附則第十一条の規定による俸給に関する状況を考慮して人事院規則で定める年齢に満たない職員(同日において除外職員である者を除く)のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成二十四年四月一日及び平成二十五年四月一日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員の平成二十六年四月

第八條 平成二十四年四月一日において第五條の規定による改正後の平成二十七年改正法附則第十

一日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の一号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員にあっては、二号俸）上位の号俸とする。

4 育児休業法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員に対する前三項の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、育児休業法第十七条の規定により読み替えられた一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間から除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

5 前項の規定は、育児休業法第二十二條の規定による勤務をしている職員について準用する。
6 育児休業法第二十三條第二項に規定する任期付短時間勤務職員に対する第一項から第三項までの規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額、当該号俸に応じた額に、育児休業法第二十五條の規定により読み替えられた一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間から除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

（人事院規則等への委任）
第十一條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、一般職の職員に関するものにあつては人事院規則、特別職の職員及び防衛省の職員に関するものにあつては政令で定める。

附則（平成二四年六月二七日法律第四二号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成二五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 次条並びに附則第三条、第五条及び第十二條の規定 公布の日
（政令等への委任）
第十二條 附則第二条から前条まで並びに附則第二十五條、第三十條、第四十條及び第四十四條に規定するもののほか、この法律の施行に伴い

必要な経過措置は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。
（一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
第二十五條 施行日の前日において旧給与特例法前条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律に規定する俸給表の適用を受ける職員となつたもの並びにこの法律の施行の際現に旧給与特例法適用職員であつた者として引き続き施行日に前条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律に規定する俸給表の適用を受ける職員となつたもの並びにこの法律の施行の際現に旧給与特例法適用職員であつた者として引き続き施行日に前条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律第十一条の七第三項、第十二條の二第三項及び第十四條第二項の規定の適用を受けている職員に対する一般職の職員の給与に関する法律第十一条の七第三項、第十二條の二第三項、第十三條の二第三項及び第十四條第二項の規定の適用については、これらの者は、同法第十一条の七第三項に規定する行政執行法人職員等であつた者とみなす。

（施行期日）
1 この法律は、平成二六年一月一日から施行する。

附則（平成二五年六月二二日法律第五二号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 次条及び附則第三十九條から第四十二條までの規定 公布の日
（準備行為）
第二条 内閣総理大臣は、第二条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（次項において「新一般職給与法」という。）第六條の二第一項の規定による定めをしうとするときは、施行日前においても、人事院の意見を聴くことができる。
3 内閣総理大臣は、新一般職給与法第八條第一項の職務の級の定数を設定しようとするときは、施行日前においても、人事院の意見を聴くことができる。

（処分等の効力）
第十條 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む）

（旧法令）という。以下「旧通則法」という。）第二條第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。の職員であつた者であつて引き続き施行日に第三條の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下「この条において「新給与法」という。）に規定する俸給表の適用を受ける職員となつたもの並びにこの法律の施行の際現に特定独立行政法人の職員であつた者として第三條の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律第十一条の七第三項、第十二條の二第三項、第十三條の二第三項及び第十四條第二項の規定の適用を受けている職員に対する新給与法第十一条の七第三項、第十二條の二第三項及び第十四條第二項の規定の適用については、これらの者は、新給与法第十一条の七第三項に規定する行政執行法人職員等であつた者とみなす。

（その他の経過措置）
第十三條 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

（検討）
第四十二條 政府は、平成二八年年度までに、公務の運営の状況、国家公務員の再任用制度の活用状況、民間企業における高齢者の安定した雇用を確保するための措置の実施の状況その他事情を勘案し、人事院が国会及び内閣に平成二十三年九月三十日に申し出た意見を踏まえつつ、国家公務員の定年の段階的な引上げ、国家公務員の再任用制度の活用拡大その他の雇用と年金の接続のための措置を講ずることについて検討するものとする。

附則（平成二六年六月二三日法律第六七号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第十四條第二項、第十八條及び第三十條の規定 公布の日
（一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
第四條 施行日の前日において特定独立行政法人（通則法改正法による改正前の独立行政法人通

則法（平成十一年法律第三三號。以下「旧通則法」という。）第二條第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。の職員であつた者であつて引き続き施行日に第三條の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下「この条において「新給与法」という。）に規定する俸給表の適用を受ける職員となつたもの並びにこの法律の施行の際現に特定独立行政法人の職員であつた者として第三條の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律第十一条の七第三項、第十二條の二第三項、第十三條の二第三項及び第十四條第二項の規定の適用を受けている職員に対する新給与法第十一条の七第三項、第十二條の二第三項及び第十四條第二項の規定の適用については、これらの者は、新給与法第十一条の七第三項に規定する行政執行法人職員等であつた者とみなす。

（処分等の効力）
第二十八條 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）に相当の規定があるものは、法律（これに基づく命令を含む。）に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）
第二十九條 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令等への委任）
第三十條 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

附則（平成二六年六月一三日法律第六九号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 次条及び附則第三十九條から第四十二條までの規定 公布の日
（準備行為）
第二条 内閣総理大臣は、第二条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（次項において「新一般職給与法」という。）第六條の二第一項の規定による定めをしうとするときは、施行日前においても、人事院の意見を聴くことができる。
3 内閣総理大臣は、新一般職給与法第八條第一項の職務の級の定数を設定しようとするときは、施行日前においても、人事院の意見を聴くことができる。

第一條 (施行期日) この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

(経過措置の原則)

第五條 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

第六條 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないこととされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。)の訴えの提起については、なお従前の例による。

第二條 この法律の規定による改正前の法律の規定(前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

第三條 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第九條 この法律の施行前にした行為並びに附則第五條及び前二條の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十條 附則第五條から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則 (平成二十六年一月二十九日法律第一〇五号) 抄

(施行期日等)

第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二條、第三條、第五條及び第七條並びに附則第五條から第八條まで、第十條から第十四條まで及び第十六條から第十八條までの規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

第二條 第一條の規定(一般職の職員)の給与に関する法律(以下「給与法」という。)第十九條の七第二項及び附則第十一項の改正規定を除く。附則第四條において同じ。)による改正後の給与法(次条及び附則第四條において「改正後の給与法」という。)の規定、第四條の規定(一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(以下「任期付研究員法」という。))第七條第二項の改正規定を除く。附則第四條において同じ。)による改正後の任期付研究員法(附則第四條において「改正後の任期付研究員法」という。))の規定及び第六條の規定(一般職の任期付職員)の採用及び給与の特例に関する法律(以下「任期付職員法」という。))第八條第二項の改正規定を除く。附則第四條において同じ。)による改正後の任期付職員法(次条及び附則第四條において「改正後の任期付職員法」という。))の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。

第三條 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の適用日における号俸については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

第四條 改正後の給与法、改正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職員法の規定を適用する場合においては、第一條の規定による改正前の給与法、第四條の規定による改正前の任期付研究員法又は第六條の規定による改正前の任期付職員法の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与法、改正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職員法の規定による給与の内払とみなす。

(切替日における任期付研究員等に係る最高の号俸を超える俸給月額)の切替え

第五條 平成二十七年四月一日(以下「切替日」という。))の前日において次の各号に掲げる俸

給月額を受けていた職員の切替日における俸給額は、当該各号に定める俸給月額及び第二條の規定による改正後の給与法の指定職俸給表八号俸の額との権衡を考慮して人事院規則で定める。

一 任期付研究員法第六條第四項の規定による俸給月額 第五條の規定による改正後の任期付研究員法第六條第一項に規定する俸給表に掲げる号俸の俸給月額

二 任期付職員法第七條第三項の規定による俸給月額 第七條の規定による改正後の任期付職員法第七條第一項に規定する俸給表に掲げる号俸の俸給月額

(切替日前の異動者の号俸の調整)

第六條 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

第七條 切替日の前日から引き続き同一の俸給額の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるもの(人事院規則で定める職員を除く。)には、平成三十年三月三十一日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額(給与法附則第八項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。))のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項において「特定職員」という。))にあつては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日(特定職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日)以後、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額)を俸給として支給する。

第二條 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。))について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要と認められるときは、当該職員には、人事院規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給することとなつた職員について、任用の事情等を考慮

して前二項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要と認められるときは、当該職員には、人事院規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、俸給を支給する。

第八條 前条の規定による俸給を支給される職員に関する給与法第十條の五第二項、第十九條の四第五項(給与法第十九條の七第四項において準用する場合及び国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九号)次項及び次条において「育児休業法」という。))第十六條の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)並びに附則第八項第二号から第四号まで、第六号及び第七号の規定の適用については、給与法第十條の五第二項中「俸給月額」とあるのは「俸給月額と一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第五号)以下「平成二十六年改正法」という。))附則第七條の規定による俸給の額との合計額」と、給与法第十九條の四第五項中「俸給月額」とあるのは「俸給月額と平成二十六年改正法附則第七條の規定による俸給の額との合計額」と、給与法附則第八項第二号中「専門スタッフ職調整手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する専門スタッフ職調整手当の月額(以下この項において「俸給月額対専門スタッフ職調整手当月額」という。))と、同項第三号中「専門スタッフ職調整手当の月額」とあるのは「俸給月額対専門スタッフ職調整手当の月額」とする。

第二條 前条の規定による俸給を支給される職員に関する育児休業法附則第二條第一項の規定の適用については、同項中「第二号」とあるのは「から第四号まで」と、「を減じた」とあるのは「専門スタッフ職調整手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する専門スタッフ職調整手当の月額(以下この項において「俸給月額対専門スタッフ職調整手当月額」という。))と、「を減じた」と、「同項第六号」とあるのは「同項第三号及び第四号中「専門スタッフ職調整手当の月額」とあるのは「俸給月額対専門スタッフ職調整手当の月額」と、「専門スタッフ職調整手当の月額」と、「専門スタッフ職調整手当の月額」とあるのは「俸給月額対専門スタッフ職調整手当の月額」とする。

第三條 前条の規定による俸給を支給される職員に関する育児休業法附則第二條第一項の規定の適用については、同項中「第二号」とあるのは「から第四号まで」と、「を減じた」とあるのは「専門スタッフ職調整手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する専門スタッフ職調整手当の月額(以下この項において「俸給月額対専門スタッフ職調整手当月額」という。))と、同項第三号中「専門スタッフ職調整手当の月額」とあるのは「俸給月額対専門スタッフ職調整手当の月額」とする。

第二條 前条の規定による俸給を支給される職員に関する育児休業法附則第二條第一項の規定の適用については、同項中「第二号」とあるのは「から第四号まで」と、「を減じた」とあるのは「専門スタッフ職調整手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する専門スタッフ職調整手当の月額(以下この項において「俸給月額対専門スタッフ職調整手当月額」という。))と、「を減じた」と、「同項第六号」とあるのは「同項第三号及び第四号中「専門スタッフ職調整手当の月額」とあるのは「俸給月額対専門スタッフ職調整手当の月額」と、「専門スタッフ職調整手当の月額」とあるのは「俸給月額対専門スタッフ職調整手当の月額」とする。

第三條 前条の規定による俸給を支給される職員に関する育児休業法附則第二條第一項の規定の適用については、同項中「第二号」とあるのは「から第四号まで」と、「を減じた」とあるのは「専門スタッフ職調整手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する専門スタッフ職調整手当の月額(以下この項において「俸給月額対専門スタッフ職調整手当月額」という。))と、「を減じた」と、「同項第六号」とあるのは「同項第三号及び第四号中「専門スタッフ職調整手当の月額」とあるのは「俸給月額対専門スタッフ職調整手当の月額」と、「専門スタッフ職調整手当の月額」とあるのは「俸給月額対専門スタッフ職調整手当の月額」とする。

第四條 前条の規定による俸給を支給される職員に関する育児休業法附則第二條第一項の規定の適用については、同項中「第二号」とあるのは「から第四号まで」と、「を減じた」とあるのは「専門スタッフ職調整手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する専門スタッフ職調整手当の月額(以下この項において「俸給月額対専門スタッフ職調整手当月額」という。))と、「を減じた」と、「同項第六号」とあるのは「同項第三号及び第四号中「専門スタッフ職調整手当の月額」とあるのは「俸給月額対専門スタッフ職調整手当の月額」と、「専門スタッフ職調整手当の月額」とあるのは「俸給月額対専門スタッフ職調整手当の月額」とする。

(平成二十七年三月三十一日までの間における昇給に関する特例)

第九條 平成二十七年三月三十一日までの間における給与法第八條第七項(育児休業法第十六條及び第二十四條の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「四号俸」とあるのは「三号俸」と、「三号俸」とあるのは「二号俸」とする。

第十條 切替日から平成三十年三月三十一日までの間における地域手当及び単身赴任手当の支給に関する次の表の上欄に掲げる給与法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

Table with 3 columns: 第一項, 第二項, 第三項. Rows 1-12 detailing salary and allowance regulations for various employee categories.

第十一條 切替日から平成二十八年三月三十一日までの間に職員がその在勤する官署を異にして異動した場合又は職員の在勤する官署が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する給与法第十一條の八第一項の規定の適用については、

同項第一号中「百分の十」とあるのは「百分の八」と、同項第二号中「百分の五」とあるのは「百分の四」とする。

第十二條 第二條の規定の施行の際現に給与法第十一條の六の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る官署の移転に係る地域手当の支給に関する同條の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同條の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

Table with 3 columns: 第一項, 第二項, 第三項. Rows 1-3 detailing transition rules for allowances and salaries.

第十三條 切替日前に職員がその在勤する官署を異にして異動した場合又は職員の在勤する官署が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する給与法第十一條の八第一項の規定の適用については、同項第一号中「百分の十」とあるのは「百分の八」と、同項第二号中「百分の五」とあるのは「百分の四」とする。

第十四條 第二條の規定による改正前の給与法第二十二條第一項に定める職員で、同項の規定により支給される手当の額が勤務一日につき三万四千二百円を超え三万四千九百円以下であるものに対する給与法第二十二條第一項の規定の適用については、平成三十年三月三十一日(当該職員が同日前に離職をした場合にあつては、当該離職をした日)までの間は、同項中「三万四千二百円」とあるのは、「三万四千九百円」とする。

第十五條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律(第三条の規定を除く。)の施行に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

附則 (平成二八年一月二六日法律第一八〇号)抄 (施行期日等) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第三条、第五条及び第七条並びに附則第五条及び第六条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

第二条 第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正後の給与法」という。)の規定、第四条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(附則第三条において「改正後の任期付研究員法」という。)の規定及び第六条の規定による改正後の一般職の任期付職員(以下「改正後の任期付職員」という。)の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

第十六条 改正後の給与法、改正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職員法の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて支給された給与(平成二十六年改正法附則第七条の規定に基づいて支給された俸給を含む。)又は第六条の規定による改正前の一般職の任期付職員(以下「改正前の任期付職員」という。)の採用及び給与の特例に関する法律(以下「改正前の任期付職員法」という。)の規定に基づいて支給された俸給(平成二十六年改正法附則第七条の規定に基づいて支給された俸給を含む。)又は第六条の規定による改正前の一般職の任期付職員(以下「改正前の任期付職員」という。)の採用及び給与の特例に関する法律(以下「改正前の任期付職員法」という。)の規定に基づいて支給された俸給(平成二十六年改正法附則第七条の規定に基づいて支給された俸給を含む。)の内払とみなす。

附則 (平成二八年一月二四日法律第一八〇号)抄 (施行期日等) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略 二 第二条、第六条及び第八条並びに附則第三条の規定 平成二十九年四月一日 2 第一条の規定(一般職の職員の給与に関する法律(以下「給与法」という。)第十九條の七条において同じ。)による改正規定を除く。次条において同じ。 第三条の規定(一般職の任期付職員(以下「任期付職員」という。)の採用及び給与の特例に関する法律(以下「任期付職員法」という。)の規定)を除く。次条において同じ。

第三条 改正後の給与法、改正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職員法の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて支給された給与(一般職の職員の給与に関する法律(以下「給与法」という。)の規定)を除く。次条において同じ。 第四条の規定(一般職の任期付職員(以下「任期付職員」という。)の採用及び給与の特例に関する法律(以下「任期付職員法」という。)の規定)を除く。次条において同じ。

付職員法（次条において「改正後の任期付職員法」という。）の規定は、平成二十八年四月一日から適用し、附則第七条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第六十八条の三第三項の規定は、同年八月一日以後に開始された国家公務員共済組合法第六十八条の三第一項に規定する介護休業に係る介護休業手当金の額の算定について適用する。

（給与の内払）

第二条 第二条改正後給与法、改正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職員法の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の給与法の規定に基づいて支給された給与（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五五号。以下この条において「平成二十六年改正法」という。）附則第七条の規定に基づいて支給された俸給を含む。）、第五条の規定による改正前の任期付研究員法の規定に基づいて支給された給与（平成二十六年改正法附則第七条の規定に基づいて支給された俸給を含む。）又は第七条の規定による改正後の任期付職員法の規定に基づいて支給された俸給を含む。）、第五条の規定による改正前の任期付研究員法の規定に基づいて支給された給与（平成二十六年改正法附則第七条の規定に基づいて支給された俸給を含む。）又は改正後の任期付職員法の規定による給与（平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給を含む。）、改正後の任期付研究員法の規定による給与（平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給を含む。）又は改正後の任期付職員法の規定による給与（平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給を含む。）の内払とみなす。

（令和二年三月三十一日までの間における扶養手当に関する特例）

第三条 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、第二条の規定による改正後の給与法（以下この条において「第二条改正後給与法」という。）第十一条第一項ただし書及び第十一条の二第三項第三号から第六号までの規定は適用せず、第二条改正後給与法第十一条第三項及び第十一条の二の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等（一）の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当する

ものとして人事院規則で定める職員（以下「行（二）八級職員等」という。）にあつては、三千五百円（前項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき一万円）とあるのは「前項第一号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については一万円、同項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき八千円（職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち一人については一万円、同項第三号から第六号までのいづれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については一人につき六千五百円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち一人については九千円）と、同条第一項中「扶養親族（行（二）九級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行（一）九級以上職員等から行（一）九級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第一号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。）」と、同項第一号中「場合（行（一）九級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「二 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、満二十二歳の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合及び行（一）九級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合を除く。）」とあるのは「一 扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、満二十二歳の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合（扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、満二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。）」と、同条第二項に該当する場合を除く。）」と、同条第二項

中「扶養親族（行（一）九級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行（一）九級以上職員等から行（一）九級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行（一）九級以上職員等以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行（一）九級以上職員等以外の職員から行（一）九級以上職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「死亡した日」と、同条第三項中「次の各号のいづれか」とあるのは「第一号、第二号若しくは第七号」と、「において」とあるのは「一又は扶養手当を受けている職員について第一項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合において、これらの日」と、「その日」とあるのは「これらの日」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、「改定」とあるのは「改定（扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある職員に配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至つた場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）」と、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同

項第二号中「扶養親族（行（一）九級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

2

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間は、第二条改正後給与法第十一条第一項ただし書及び第十一条の二第三項第三号から第六号までの規定は適用せず、第二条改正後給与法第十一条第三項及び第十一条の二の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第一号及び第三号から第六号までのいづれかに該当する扶養親族」と、「（行政職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事院規則で定める職員（以下「行（一）八級職員等」という。）にあつては、三千五百円、前項第二号」とあるのは「同項第二号」と、同条第一項中「扶養親族（行（一）九級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」がある場合、行（一）九級以上職員等から行（一）九級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第一号中「場合（行（一）九級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第二号中「場合及び行（一）九級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第二項中「扶養親族（行（一）九級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日」とあるのは「扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同

となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第三項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号又は第七号」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、同項第二号中「扶養親族たる子に限り」とあるのは「扶養親族たる子に限る」とあるのは「扶養親族」とする。

3 平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの間は、第二条改正後給与方法第十一号第一項ただし書並びに第十一号の二第三項第三号及び第五号の規定は適用せず、第二条改正後給与方法第十一号第三項及び第十一号の二の規定は適用しない。この場合、扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）と、「が八級」とあるのは「が八級以上」と、「行（一）八級職員等」とあるのは「行（一）八級以上職員等」と、「前項第二号」とあるのは「同項第二号」と、同条第一項中「扶養親族（行（一）九級以上職員等）にあつては、扶養親族たる子に限る。」がある場合、行（一）九級以上職員等から行（一）九級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第一号中「場合（行（一）九級以上職員等）に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。」とあり、及び同項第二号中「場合及び行（一）九級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第二項中「扶養親族（行（一）九級以上職員等）にあつては、扶養親族たる子に限る。」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行（一）九級以上職員等から行（一）九級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行（一）九級以上職員等以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行（一）九級以上職員等以外の職員から行（一）九級以上職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等と同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同

項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行（一）九級以上職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第三項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号、第四号、第六号又は第七号」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、同項第二号中「扶養親族（行（一）九級以上職員等）にあつては、扶養親族たる子に限る。」とあるのは「扶養親族」と、同項第四号中「行（一）八級職員等及び行（一）九級以上職員等」とあるのは「行（一）八級以上職員等及び行（一）九級以上職員等」と、同項第六号中「行（一）八級職員等及び行（一）九級以上職員等」と、「が行（一）八級職員等」とあるのは「が行（一）八級以上職員等」とする。

項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行（一）九級以上職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第三項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号、第四号、第六号又は第七号」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、同項第二号中「扶養親族（行（一）九級以上職員等）にあつては、扶養親族たる子に限る。」とあるのは「扶養親族」と、同項第四号中「行（一）八級職員等及び行（一）九級以上職員等」とあるのは「行（一）八級以上職員等及び行（一）九級以上職員等」と、同項第六号中「行（一）八級職員等及び行（一）九級以上職員等」と、「が行（一）八級職員等」とあるのは「が行（一）八級以上職員等」とする。

第五節 前二条に定めるもののほか、この法律（第九号及び附則第七号から第十号までの規定を除く。）の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附則（平成二十九年二月二十五日法律第七七号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六号並びに附則第三条及び第五号から第七号までの規定は、平成三十年四月一日から施行する。

第二条 第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（次条及び附則第三条第一項において「改正後の給与法」という。）の規定、第三条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（次条及び同項において「改正後の任期付研究員法」という。）の規定及び第五条の規定による改正後の一般職の任期付職員及び給与の特例に関する法律（次条及び同項において「改正後の任期付職員法」という。）の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

第三条 改正後の給与法、改正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職員法の規定を適用する場合に、第一号の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて支給された給与（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十六年法律

第五号。以下この条及び次条第一項において「平成二十六年改正法」という。）附則第七号の規定に基づいて支給された俸給を含む。）、第三号の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の規定に基づいて支給された給与（平成二十六年改正法附則第七号の規定に基づいて支給された俸給を含む。）、又は第五号の規定による改正前の一般職の任期付職員及び給与の特例に関する法律の規定に基づいて支給された給与（平成二十六年改正法附則第七号の規定に基づいて支給された俸給を含む。）は、それぞれ改正後の給与法の規定による給与（平成二十六年改正法附則第七号の規定による俸給を含む。）、改正後の任期付研究員法の規定による給与（平成二十六年改正法附則第七号の規定による俸給を含む。）、又は改正後の任期付職員法の規定による給与（平成二十六年改正法附則第七号の規定による俸給を含む。）の内払とみなす。

第三号 平成三十年四月一日において三十七歳に満たない職員（同日において、改正後の給与法別表第十に規定する専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級以上であるもの（以下この項において「改正後専門スタッフ職二級以上職員」という。）、改正後専門スタッフ職二級以上職員以外の職員でその職務の級における最高の号俸を受けるもの及び一般職の職員の給与に関する法律別表第十一に規定する指定職俸給表又は改正後の任期付研究員法第六号第一項若しくは第二項若しくは改正後の任期付職員法第七号第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員を除く。）のうち、平成二十七年一月一日において一般職の職員の給与に関する法律第八号第六項の規定により昇給した職員（同日において平成二十六年改正法第二条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律別表第十に規定する専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級又は三級であるものその他同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して人事院規則で定める職員を除く。以下この項において「昇給抑制職員」という。）その他昇給抑制職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員の平成三十年四月一日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の一号俸上位の号俸とする。

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附則（平成三〇年一月三〇日法律第八二号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六号の規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

第二条 第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（附則第三条において「改正後の給与法」という。）の規定、第三条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（附則第三条において「改正後の任期付研究員法」という。）の規定及び第五号の規定による改正後の

2 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、同法第十七条の規定により読み替えられた一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 前項の規定は、国家公務員の育児休業等に関する法律第二十二号の規定による勤務をしていない職員について準用する。

4 国家公務員の育児休業等に関する法律第二十三号第二項に規定する任期付短時間勤務職員に対する第一項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第二十三号第二項に規定する任期付短時間勤務職員の俸給月額額は、当該号俸に応じた額に、同法第二十五号の規定により読み替えられた一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

2 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員の俸給月額額は、当該号俸に応じた額に、同法第十七条の規定により読み替えられた一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

附則（平成三〇年一月三〇日法律第八二号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六号の規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

第二条 第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（附則第三条において「改正後の給与法」という。）の規定、第三条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（附則第三条において「改正後の任期付研究員法」という。）の規定及び第五号の規定による改正後の

2 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員の俸給月額額は、当該号俸に応じた額に、同法第十七条の規定により読み替えられた一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（次条及び附則第三条において「改正後の任期付職員法」という。）の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

（給与の内払）

第三条 改正後の給与法、改正後の任期付職員法又は改正後の任期付職員法の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律、第三条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律又は第五条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与法、改正後の任期付職員法又は改正後の任期付職員法の規定による給与の内払とみなす。

（人事院規則への委任）

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

附則（令和元年六月一四日法律第三七号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

（一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十条 施行日前に旧国家公務員法第三十八条第一号に該当して旧国家公務員法第七十六条の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、前条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律第十九条の四第一項及び第四項、第十九条の五第二号（同法第十九条の七第五項及び第二十三条第八項において準用する場合を含む）、第十九条の七第一項及び第二項第一号イ並びに第二十三条第七項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（令和元年一月二二日法律第五号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条並びに附則第三条の規定は、令和二年四月一日から施行する。

2 第一条の規定（一般職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」という。）第十九条の七

第二項の改正規定を除く。次条において同じ。）による改正後の給与法（次条において「改正後の給与法」という。）の規定、第三条の規定（一般職の任期付職員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（以下この項及び次条において「任期付職員法」という。）第七條第二項の改正規定を除く。次条において同じ。）による改正後の任期付職員法（次条において「改正後の任期付職員法」という。）の規定及び第五条の規定（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（以下この項及び次条において「任期付職員法」という。）第八條第二項の改正規定を除く。次条において同じ。）による改正後の任期付職員法（次条において「改正後の任期付職員法」という。）の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

（給与の内払）

第二条 改正後の給与法、改正後の任期付職員法又は改正後の任期付職員法の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の給与法、第三条の規定による改正前の任期付職員法又は第五条の規定による改正前の任期付職員法の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与法、改正後の任期付職員法又は改正後の任期付職員法の規定による給与の内払とみなす。

（住居手当に関する経過措置）

第三条 第二条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の給与法第十一条の十の規定により支給されていた住居手当の月額が二千元を超える職員であつて、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（人事院規則で定める職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和三年三月三十一日までの間、第二条の規定による改正後の給与法第十一条の十の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があつた場合には、当該相当する額を超えない範囲内で人事院規則で定める額。第二号において「旧手当額」という。）から二千元を控除した額の住居手当を支給する。

一 第二条の規定による改正後の給与法第十一条の十第一項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

二 旧手当額から第二条の規定による改正後の給与法第十一条の十第二項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が二千元を超えることとなる職員

（人事院規則への委任）

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

附則（令和二年六月二四日法律第六三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第六条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（令和二年一月三〇日法律第六五号）抄

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条の規定は、令和三年四月一日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第三条中国国家公務員退職手当法附則第二十五項の改正規定並びに第八条中自衛隊法附則第六項の改正規定並びに次条並びに附則第十五条及び第十六条の規定は、公布の日から施行する。

（その他の経過措置の政令等への委任）

第十五条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

附則（令和四年四月一三日法律第一七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。令和四年六月に支給する期末手当に関する特例措置

第二条 令和四年六月に支給する期末手当の額は、第一条の規定による改正後の一般職の職員

の給与に関する法律（第一号ロにおいて「新給与法」という。）第十九条の四第二項（同条第三項、第二條（第一号に係る部分に限る。）の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律第七條第二項又は第二條（第二号に係る部分に限る。）の規定による改正後の一般職の任期付職員法の採用及び給与の特例に関する法律第八條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び一般職の職員の給与に関する法律（以下この項及び附則第四条において「給与法」という。）第十九条の四第四項から第六項まで（国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九九号）第十六條の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第二十三條第一項から第三項まで、第五項若しくは第七項、國際機關等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第十七号）第五條第一項、法科大学院への裁判官及び檢察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第十三條第二項、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八條の五第二項若しくは第八十九條の五第二項、令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第十九條第二項又は令和七年に開催される國際博覽會の準備及び運轉のために必要な特別措置に関する法律（平成三十一年法律第十八号）第二十七條第二項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和三年十二月に支給された期末手当の額に、同月一日（同日前一箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与法の適用を受ける者）をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 再任用職員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の

1 4	0 4	9 3	8 3	7 3	6 3	5 3	4 3
0 8 7 2 0 , 1	0 7 6 2 0 , 1	0 6 5 2 0 , 1	0 4 4 2 0 , 1	0 2 3 2 0 , 1	0 9 1 2 0 , 1	0 6 0 2 0 , 1	0 3 9 2 0 , 0
0 2 0 2 0 , 6	0 0 9 2 0 , 5	0 9 7 2 0 , 5	0 7 6 2 0 , 5	0 6 5 2 0 , 5	0 9 4 2 0 , 5	0 1 4 2 0 , 5	0 3 3 2 0 , 5
0 2 8 2 0 , 9	0 7 6 2 0 , 9	0 1 5 2 0 , 9	0 5 3 2 0 , 9	0 9 1 2 0 , 9	0 5 0 2 0 , 9	0 0 9 2 0 , 8	0 5 7 2 0 , 8
0 9 2 3 0 , 4	0 1 1 3 0 , 4	0 2 9 3 0 , 3	0 3 7 3 0 , 3	0 4 5 3 0 , 3	0 5 3 3 0 , 3	0 5 1 3 0 , 3	0 6 9 3 0 , 2
0 0 7 3 0 , 6	0 9 5 3 0 , 6	0 5 4 3 0 , 6	0 2 3 3 0 , 6	0 9 1 3 0 , 6	0 5 0 3 0 , 6	0 8 8 3 0 , 5	0 1 7 3 0 , 5
0 9 3 3 0 , 9	0 8 2 3 0 , 9	0 8 1 3 0 , 9	0 6 0 3 0 , 9	0 4 9 3 0 , 8	0 0 8 3 0 , 8	0 6 6 3 0 , 8	0 2 5 3 0 , 8
6 6 3 4 0 0 0 6 , 3 4 0 0 2 5 , 3 4 0 0 4 4 , 3 4 0 0 6 3 , 3 4 0 0 4 2 , 3 4 0 0 2 1 , 3 4 0 0 9 9 , 2 4							
5 8 , 6 4 0 0 0 8 , 6 4 0 0 4 7 , 6 4 0 0 8 6 , 6 4 0 0 2 6 , 6 4 0 0 7 5 , 6 4 0 0 1 5 , 6 4 0 0 4 4 , 6 4							
9 8 , 2 5 0 0 4 8 , 2 5 0 0 8 7 , 2 5 0 0 0 7 , 2 5 0 0 4 6 , 2 5 0 0 7 5 , 2 5 0 0 2 5 , 2 5 0 0 5 4 , 2 5							

9 4	8 4	7 4	6 4	5 4	4 4	3 4	2 4
5 2 , 2	0 5 4 2 0 , 2	0 6 3 2 0 , 2	0 7 2 2 0 , 2	0 8 1 2 0 , 2	0 9 0 2 0 , 2	0 9 9 2 0 , 1	0 9 8 2 0 , 1
8 2 , 6	0 9 7 2 0 , 6	0 9 6 2 0 , 6	0 8 5 2 0 , 6	0 7 4 2 0 , 6	0 6 3 2 0 , 6	0 5 2 2 0 , 6	0 4 1 2 0 , 6
0 3 , 1	0 1 9 3 0 , 0	0 6 7 3 0 , 0	0 0 6 3 0 , 0	0 4 4 3 0 , 0	0 8 2 3 0 , 0	0 3 1 3 0 , 0	0 8 9 2 0 , 9
5 3 , 5	0 2 4 3 0 , 5	0 7 2 3 0 , 5	0 3 1 3 0 , 5	0 9 9 3 0 , 4	0 4 8 3 0 , 4	0 6 6 3 0 , 4	0 8 4 3 0 , 4
4 3 , 7	0 4 3 3 0 , 7	0 6 2 3 0 , 7	0 7 1 3 0 , 7	0 8 0 3 0 , 7	0 0 0 3 0 , 7	0 9 8 3 0 , 6	0 9 7 3 0 , 6
0 4 , 0	0 1 0 4 0 , 0	0 4 9 3 0 , 9	0 7 8 3 0 , 9	0 0 8 3 0 , 9	0 3 7 3 0 , 9	0 2 6 3 0 , 9	0 1 5 3 0 , 9
4 4 0 0 4 1 , 4 4 0 0 7 0 , 4 4 0 0 3 0 , 4 4 0 0 5 9 , 3 4 0 0 7 8 , 3 4 0 0 0 8 , 3 4 0 0 0 8 , 3 4 0 0 3 7 , 3 4 0 0 0							
				0 0 0 0 , 7 4 0 0 7 9 , 6 4 0 0 4 9 , 6 4 0 0 0 9 , 6 4 0 0 0			
							0 0

6 5	5 5	4 5	3 5	2 5	1 5	0 5
0 5 1 2 0 , 3	0 7 0 2 0 , 3	0 8 9 2 0 , 2	0 9 8 2 0 , 2	0 1 8 2 0 , 2	0 2 7 2 0 , 2	0 3 6 2 0 , 2
0 4 5 2 0 , 7	0 5 4 2 0 , 7	0 6 3 2 0 , 7	0 7 2 2 0 , 7	0 8 1 2 0 , 7	0 9 0 2 0 , 7	0 9 9 2 0 , 6
0 8 0 3 0 , 2	0 3 9 3 0 , 1	0 8 7 3 0 , 1	0 2 6 3 0 , 1	0 6 4 3 0 , 1	0 0 3 3 0 , 1	0 5 1 3 0 , 1
0 4 2 3 0 , 6	0 4 1 3 0 , 6	0 5 0 3 0 , 6	0 4 9 3 0 , 5	0 5 8 3 0 , 5	0 5 7 3 0 , 5	0 5 6 3 0 , 5
0 3 9 3 0 , 7	0 6 8 3 0 , 7	0 9 7 3 0 , 7	0 2 7 3 0 , 7	0 5 6 3 0 , 7	0 8 5 3 0 , 7	0 0 5 3 0 , 7
0 5 3 4 0 , 0	0 2 3 4 0 , 0	0 9 2 4 0 , 0	0 6 2 4 0 , 0	0 2 2 4 0 , 0	0 8 1 4 0 , 0	0 3 1 4 0 , 0
0 0 6 4 4 4 0 0 3 4 , 4 4 0 0 9 3 , 4 4 0 0 5 3 , 4 4 0 0 1 3 , 4 4 0 0 7 2 , 4 4 0 0 3 2 , 4 4 0 0 9 1 ,						

5 6	4 6	3 6	2 6	1 6	0 6	9 5	8 5	7 5
0 8 6 2 0 3 0 , 3	0 6 2 0 8 0 , 3	0 5 2 0 2 0 , 3	0 2 5 2 0 , 3	0 5 4 2 0 , 3	0 9 3 2 0 , 3	0 3 3 2 0 , 3	0 6 2 2 0 , 3	0 8 1 2 0 , 3
0 3 3 2 0 8 0 , 8	0 2 2 0 9 0 , 8	0 1 2 0 0 0 , 8	0 0 1 2 0 , 8	0 0 0 2 0 , 8	0 0 9 2 0 , 7	0 1 8 2 0 , 7	0 2 7 2 0 , 7	0 3 6 2 0 , 7
0 6 9 3 0 8 0 , 2	0 8 8 3 0 0 0 , 2	0 8 3 0 2 0 , 2	0 2 7 3 0 , 2	0 3 6 3 0 , 2	0 6 5 3 0 , 2	0 5 4 3 0 , 2	0 4 3 3 0 , 2	0 2 2 3 0 , 2
0 0 8 3 0 7 0 , 6	0 7 3 0 0 0 , 6	0 7 3 0 3 0 , 6	0 3 6 3 0 , 6	0 7 5 3 0 , 6	0 3 5 3 0 , 6	0 7 4 3 0 , 6	0 0 4 3 0 , 6	0 3 3 3 0 , 6
0 4 4 3 0 0 0 , 8	0 4 3 0 4 0 , 8	0 4 3 0 3 0 , 8	0 8 2 3 0 , 8	0 1 2 3 0 , 8	0 7 1 3 0 , 8	0 0 1 3 0 , 8	0 4 0 3 0 , 8	0 8 9 3 0 , 7
0 2 6 4 0 9 0 , 0	0 5 4 0 6 0 , 0	0 5 4 0 3 0 , 0	0 3 5 4 0 , 0	0 0 5 4 0 , 0	0 7 4 4 0 , 0	0 4 4 4 0 , 0	0 1 4 4 0 , 0	0 8 3 4 0 , 0
				0 0 2 6 , 4 4 0 0 9 5 , 4 4 0 0 6 5 , 4 4 0 0 3 5 , 4 4 0 0 9 4 , 4 4				

7 7	6 7	5 7	4 7	3 7	2 7	1 7	0 7	9 6	8 6	7 6	6 6
2 2 0 3 2 2 0 8 1 2 0 4 1 2 0 9 0 2 0 4 0 2 0 9 9 2 0 4 9 2 0 9 8 2 0 4 8 2 0 8 7 2 0 3 7 2	,4	,0	,4	,0	,4	,0	,4	,0	,3	,0	,3
1 2 0 0 1 2 0 6 0 2 0 2 0 2 0 7 9 2 0 0 9 2 0 2 8 2 0 4 7 2 0 6 6 2 0 6 5 2 0 7 4 2 0 0 4 2	,9	,0	,9	,0	,9	,0	,8	,0	,8	,0	,8
6 3 0 3 6 3 0 7 5 3 0 2 5 3 0 6 4 3 0 1 4 3 0 5 3 3 0 8 2 3 0 1 2 3 0 3 1 3 0 6 0 3 0 0 0 3	,3	,0	,3	,0	,3	,0	,3	,0	,3	,0	,3
4 3 0 4 4 3 0 8 3 3 0 1 3 3 0 5 2 3 0 2 2 3 0 6 1 3 0 9 0 3 0 3 0 3 0 0 0 3 0 4 9 3 0 7 8 3	,7	,0	,7	,0	,7	,0	,7	,0	,7	,0	,7
0 3 0 7 9 3 0 3 9 3 0 9 8 3 0 9 8 3 0 5 8 3 0 2 8 3 0 6 7 3 0 1 7 3 0 6 6 3 0 2 6 3 0 6 5 3 0 0 5 3	,9	,0	,8	,0	,8	,0	,8	,0	,8	,0	,8
9 4 0 1 9 4 0 9 8 4 0 6 8 4 0 3 8 4 0 1 8 4 0 9 7 4 0 6 7 4 0 3 7 4 0 1 7 4 0 8 6 4 0 5 6 4	,0	,0	,0	,0	,0	,0	,0	,0	,0	,0	,0

8 8	7 8	6 8	5 8	4 8	3 8	2 8	1 8	0 8	9 7	8 7
0 6 7 2 0 2 7 2 0 8 6 2 0 4 6 2 0 0 6 2 0 6 5 2 0 2 5 2 0 7 4 2 0 3 4 2 0 8 3 2 0 3 3 2 0 8	,0	,4	,0	,4	,0	,4	,0	,4	,0	,4
0 1 4 2 0 8 3 2 0 5 3 2 0 2 3 2 0 9 2 2 0 7 2 2 0 4 2 2 0 2 2 0 0 2 2 0 7 1 2 0 5 1 2 0 2	,0	,9	,0	,9	,0	,9	,0	,9	,0	,9
0 4 1 3 0 0 1 3 0 5 0 3 0 1 0 3 0 8 9 3 0 3 9 3 0 8 8 3 0 3 8 3 0 9 7 3 0 5 7 3 0 1 7 3 0 6	,0	,4	,0	,4	,0	,4	,0	,3	,0	,3
0 0 0 3 0 6 9 3 0 2 9 3 0 7 8 3 0 3 8 3 0 0 8 3 0 5 7 3 0 9 6 3 0 4 6 3 0 9 5 3 0 3 5 3 0 8	,0	,8	,0	,7	,0	,7	,0	,7	,0	,7
0 8 2 3 0 6 2 3 0 3 2 3 0 0 2 3 0 8 1 3 0 6 1 3 0 3 1 3 0 0 1 3 0 8 0 3 0 6 0 3 0 3 0 3 0 0 0	,0	,9	,0	,9	,0	,9	,0	,9	,0	,9
0 3 1 4 0 1 1 4 0 9 0 4 0 6 0 4 0 3 0 4 0 1 0 4 0 9 9 4 0 6 9 4 0 6 9 4 0 3	,0	,1	,0	,1	,0	,1	,0	,1	,0	,1

9 9	8 9	7 9	6 9	5 9	4 9	3 9	2 9	1 9	0 9	9 8
0 4 9 2 0 1 9 2 0 8 8 2 0 5 8 2 0 0 8 2	,0	,4	,0	,4	,0	,4	,0	,4	,0	,4
0 5 7 2 0 1 7 2 0 8 6 2 0 6 6 2 0 2 6 2 0 9 5 2 0 7 5 2 0 5 5 2 0 1 5 2 0 8 4 2 0 4 4 2	,0	,9	,0	,9	,0	,9	,0	,9	,0	,9
0 5 5 3 0 1 5 3 0 7 4 3 0 5 4 3 0 1 4 3 0 6 3 3 0 2 3 3 0 0 3 3 0 6 2 3 0 1 2 3 0 7 1 3	,0	,4	,0	,4	,0	,4	,0	,4	,0	,4
0 0 2 3 0 7 1 3 0 3 1 3 0 9 0 3 0 4 0 3	,0	,8	,0	,8	,0	,8	,0	,8	,0	,8
0 0 4 3 0 8 3 3 0 6 3 3 0 3 3 3 0 3 3 3 0 0 3 3	,0	,9	,0	,9	,0	,9	,0	,9	,0	,9

0 1 1	9 0 1	8 0 1	7 0 1	6 0 1	5 0 1	4 0 1	3 0 1	2 0 1	1 0 1	0 0 1	
0 9 0 3 0 5 0 3 0 3 0 3 0 0 0 3 0 6 9 2 0 3 9 2 0 1 9 2 0 8 8 2 0 4 8 2 0 1 8 2 0 9 7 2	,0	,0	,0	,0	,0	,0	,9	,0	,9	,0	,9
0 9 9 3 0 5 9 3 0 0 9 3 0 6 8 3 0 2 8 3 0 8 7 3 0 3 7 3 0 9 6 3 0 5 6 3 0 1 6 3 0 8 5 3	,0	,4	,0	,4	,0	,4	,0	,4	,0	,4	

5 4	4 4	3 4	2 4	1 4	0 4	9 3	8 3	7 3	6 3	5 3	4 3	3 3	2 3	1 3
1 2	6 2	4 1	2 1	8 1	8 1	7 1	3 1	2 1	5 1	8 1	1 1	4 1	0 1	5 1
0 0	0 0	0 9	0 9	0 9	0 9	0 9	0 9	0 9	0 9	0 8	0 8	0 8	0 8	0 8
0 2	0 0	0 9	0 8	0 6	0 5	0 4	0 3	0 2	0 0	0 8	0 7	0 5	0 4	0 2
0 2	2 2	4 2	5 2	5 2	8 2	8 2	7 2	6 2	1 2	1 2	1 2	1 2	6 2	0 2
0 3	0 3	0 3	0 3	0 3	0 3	0 3	0 3	0 3	0 3	0 2	0 2	0 2	0 2	0 2
0 8	0 7	0 6	0 5	0 4	0 3	0 2	0 1	0 0	0 0	0 9	0 8	0 7	0 6	0 6
8 2	2 2	2 2	3 2	4 2	5 2	6 2	8 2	0 2	0 2	0 2	1 2	2 2	1 2	0 2
0 6	0 6	0 6	0 6	0 6	0 5	0 5	0 5	0 5	0 5	0 5	0 5	0 5	0 5	0 5
0 3	0 3	0 2	0 1	0 0	0 9	0 8	0 7	0 7	0 6	0 5	0 4	0 3	0 2	0 1
0 2	3 2	4 2	4 2	4 2	8 2	0 2	2 2	4 2	8 2	9 2	0 2	1 2	4 2	6 2
0 9	0 9	0 9	0 9	0 9	0 9	0 9	0 9	0 8	0 8	0 8	0 8	0 8	0 8	0 8
0 6	0 5	0 4	0 3	0 2	0 1	0 1	0 0	0 9	0 8	0 7	0 7	0 6	0 5	0 4
0 ' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3
7 4	8 4	9 3	0 3	1 3	2 3	2 3	2 3	2 3	1 3	0 3	9 3	0 3	0 2	8 2
0 1	0 0	0 9	0 9	0 8	0 7	0 6	0 5	0 4	0 3	0 2	0 0	0 0	0 9	0 7

0 6	9 5	8 5	7 5	6 5	5 5	4 5	3 5	2 5	1 5	0 5	9 4	8 4	7 4	6 4
0 2	2 2	5 2	9 2	0 2	1 2	2 2	2 2	1 2	1 2	2 2	2 2	1 2	0 2	1 2
0 1	0 1	0 1	0 1	0 1	0 1	0 1	0 1	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
0 6	0 5	0 4	0 3	0 3	0 2	0 1	0 0	0 9	0 8	0 7	0 6	0 5	0 4	0 3
2 2	6 2	9 2	2 2	4 2	7 2	1 2	2 2	3 2	5 2	6 2	7 2	1 2	5 2	8 2
0 4	0 4	0 4	0 4	0 4	0 4	0 4	0 4	0 4	0 4	0 4	0 4	0 4	0 3	0 3
0 9	0 8	0 7	0 7	0 6	0 5	0 5	0 4	0 3	0 2	0 1	0 0	0 0	0 9	0 8
2 2	3 2	4 2	5 2	9 2	1 2	3 2	5 2	9 2	2 2	4 2	6 2	6 2	7 2	7 2
0 7	0 7	0 7	0 7	0 7	0 7	0 7	0 7	0 6	0 6	0 6	0 6	0 6	0 6	0 6
0 6	0 5	0 4	0 3	0 2	0 2	0 1	0 0	0 9	0 9	0 8	0 7	0 6	0 5	0 4
5 3	9 3	2 3	5 3	9 3	2 3	5 3	7 3	1 3	4 3	8 2	2 2	6 2	8 2	9 2
0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 9	0 9	0 9	0 9	0 9
0 6	0 5	0 5	0 4	0 3	0 3	0 2	0 1	0 1	0 0	0 9	0 9	0 8	0 7	0 6
0 ' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3
1 5	5 5	7 5	9 5	2 5	5 5	7 4	9 4	1 4	3 4	4 4	5 4	6 4	7 4	7 4
0 4	0 3	0 2	0 1	0 1	0 0	0 9	0 8	0 8	0 7	0 6	0 5	0 4	0 3	0 2

8 7 7 7 6 7 5 7 4 7 3 7 2 7 1 7 0 7	9 6	8 6	7 6	6 6	5 6	4 6	3 6	2 6	1 6
7 2 2 2 0 2 6 2 3 2 9 2 7 2 4 2 1 2	8 2	5 2	0 2	4 2	8 2	3 2	8 2	3 2	8 2
0 2 0 2 0 2 0 2 0 2 0 2 0 2 0 2 0 2	0 2	0 2	0 2	0 1	0 1	0 1	0 1	0 1	0 1
0 3 0 3 0 3 0 2 0 1 0 1 0 1 0 1	0 0	0 0	0 0	0 9	0 8	0 8	0 7	0 7	0 6
8 2 4 2 1 2 7 2 3 2 0 2 8 2 5 2 1 2	6 2	9 2	5 2	1 2	6 2	0 2	4 2	6 2	8 2
0 5 0 5 0 5 0 5 0 5 0 5 0 5 0 5 0 5	0 5	0 5	0 5	0 5	0 5	0 5	0 5	0 5	0 4
0 7 0 7 0 7 0 6 0 6 0 6 0 5 0 5 0 5	0 4	0 3	0 3	0 3	0 2	0 2	0 1	0 0	0 9
7 2 2 2 7 2 9 2 2 2 5 2 8 2 1 2 3 2	5 2	9 2	2 2	4 2	6 2	8 2	9 2	1 2	1 2
0 8 0 8 0 8 0 8 0 8 0 8 0 8 0 8 0 8	0 8	0 8	0 8	0 8	0 8	0 7	0 7	0 7	0 7
0 9 0 9 0 8 0 7 0 7 0 6 0 5 0 5 0 4	0 3	0 2	0 2	0 1	0 0	0 9	0 8	0 8	0 7
5 3 2 3 0 3 6 3 1 3 6 3 3 3 8 3 3 3	9 3	3 3	7 3	1 3	6 3	1 3	5 3	8 3	1 3
0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1	0 1	0 1	0 1	0 1	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
0 5 0 5 0 5 0 4 0 4 0 3 0 3 0 2 0 2	0 1	0 1	0 0	0 0	0 9	0 9	0 8	0 7	0 7
	0 ' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3
	4 5	0 5	5 5	0 5	5 5	9 5	2 5	5 5	8 5
	0 9	0 9	0 8	0 8	0 7	0 6	0 6	0 5	0 4

0 0 1 9 9 8 9 7 9 6 9 5 9 4 9 3 9 2 9 1 9 0 9 9 8 8 8 7 8 6 8 5 8 4 8 3 8 2 8 1 8 0 8 9 7
1 2 8 2 6 2 3 2 1 2 8 2 5 2 2 2 0 2 7 2 4 2 0 2 7 2 4 2 1 2 8 2 5 2 2 2 9 2 6 2 3 2 0 2
0 3 0 2
0 0 0 9 0 9 0 9 0 9 0 8 0 8 0 8 0 8 0 7 0 7 0 7 0 6 0 6 0 6 0 5 0 5 0 5 0 4 0 4 0 4 0 4
7 2 4 2 2 2 9 2 7 2 5 2 2 2 9 2 6 2 4 2 1 2 9 2 7 2 4 2 1 2 9 2 7 2 5 2 2 2 9 2 6 2 2 2
0 6 0 6 0 6 0 6 0 6 0 6 0 6 0 6 0 6 0 6 0 6 0 6 0 6 0 6 0 6 0 5 0 5 0 5 0 5 0 5 0 5
0 3 0 3 0 3 0 2 0 2 0 2 0 2 0 2 0 1 0 1 0 1 0 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 9 0 9 0 9 0 8 0 8 0 8
4 2 9 2 4 2 0 2 7 2 2 2 7 2 2 2 8 2 5 2 0 2 5 2 2 2 7 2 1 2 6 2 3 2 8 2 3 2 9 2 5 2 1 2
0 9 0 9
0 9 0 8 0 8 0 8 0 7 0 7 0 6 0 6 0 5 0 5 0 4 0 4 0 3 0 3 0 2 0 2 0 1 0 1 0 0 0 0 0 0 0 0
5 3 3 3 0 3 7 3 5 3 3 3 0 3 7 3 5 3 2 3 9 3 6 3 4 3 2 3 9 3 5 3 3 3 0 3 7 3 4 3 1 3 8 3
0 2 0 2 0 2 0 2 0 2 0 2 0 2 0 2 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1
0 1 0 1 0 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 9 0 9 0 9 0 8 0 8 0 8 0 8 0 7 0 7 0 7 0 6 0 6 0 6 0 5

5	1	1	4	1	1	3	1	1	2	1	1	1	1	1	0	1	1	9	0	1	8	0	1	7	0	1	6	0	1	5	0	1	4	0	1	3	0	1	2	0	1	1	0	1					
1	2	6	2	1	2	9	2	6	2	2	2	8	2	6	2	3	2	0	2	5	2	2	2	9	2	6	2	4	2	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3
0	5	0	4	0	4	0	3	0	3	0	3	0	2	0	2	0	2	0	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
5	2	3	2	0	2	8	2	6	2	3	2	0	2	7	2	5	2	2	2	0	2	8	2	5	2	2	2	0	2	0	6	0	6	0	6	0	6	0	6	0	6	0	6	0	6	0	6		
0	7	0	7	0	7	0	6	0	6	0	6	0	6	0	5	0	5	0	5	0	5	0	4	0	4	0	4	0	4	0	4	0	4	0	4	0	4	0	4	0	4	0	4	0	4				
5	3	2	3	9	3	7	3	4	3	0	3	6	3	3	3	9	3	5	3	1	3	8	3	5	3	2	3	8	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
0	4	0	4	0	3	0	3	0	3	0	3	0	2	0	2	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

7 3
0 2
0 1

0	3	1	9	2	1	8	2	1	7	2	1	6	2	1	5	2	1	4	2	1	3	2	1	2	2	1	2	1	0	2	1	9	1	1	8	1	1	7	1	1	6	1	1							

短用任再前年定	分区の員職		備考	員務間短任前定																			
1	俸号	級の務職	この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。	職勤時																			
0 9 2 1 円	月額	1 級	別表第二 専門行政職俸給表（第六条関係）	6 1 円	7 3 1 6 3 1 5 3 1 4 3 1 3 3 1 2 3 1 1 3 1																		
0 ' 8	給俸	2 級		0 9 0 4																			
0 1 5 2 円	月額	3 級		7 2 円																			
0 ' 4	給俸	4 級		0 0 0 5																			
0 6 6 2 円	月額	5 級		2 2 円																			
0 ' 8	給俸	6 級		0 2 0 4																			
0 4 3 3 円	月額	7 級		0 2 円																			
0 ' 2	給俸	8 級		0 4 0 5																			
0 5 5 3 円	月額	給俸		0 2 円																			
0 ' 6	給俸			0 4 0 5																			
3 0 1 4 円	額月給俸			0 ' 2 円																			
9 9 5 4 円	額月給俸			7 7 0 5																			
1 ' 3 2 5 円	額月給俸			0 5																			

員職の外以員職務勤間時																			
8	7	6	5	4	3	2													
5 1	0 2 3 1	0 2 1 1	0 1 9 1	0 6 7 1	0 0 6 1	0 4 4 1													
' 9	0 ' 9	0 ' 9	0 ' 8	0 ' 8	0 ' 8	0 ' 8													
8 2	0 2 6 2	0 4 4 2	0 3 2 2	0 4 0 2	0 9 8 2	0 0 7 2													
' 5	0 ' 5	0 ' 5	0 ' 5	0 ' 5	0 ' 4	0 ' 4													
2 3	0 9 9 2	0 5 7 2	0 2 5 2	0 2 3 2	0 0 1 2	0 8 8 2													
' 0	0 ' 9	0 ' 9	0 ' 9	0 ' 9	0 ' 9	0 ' 8													
7 3	0 7 5 3	0 8 3 3	0 8 1 3	0 8 9 3	0 8 7 3	0 6 5 3													
' 3	0 ' 3	0 ' 3	0 ' 3	0 ' 2	0 ' 2	0 ' 2													
2 3	0 6 9 3	0 3 7 3	0 8 4 3	0 9 2 3	0 5 0 3	0 1 8 3													
' 8	0 ' 7	0 ' 7	0 ' 7	0 ' 7	0 ' 7	0 ' 6													
2 4	0 0 7 3	0 0 6 1	0 0 5 9	0 0 6 7	0 0 2 5	0 0 1 4													
8 4	0 0 0 8	0 0 0 5	0 0 0 2	0 0 0 9	0 0 0 6	0 0 0 3													
' 4	0 ' 1	0 ' 6	0 ' 3	0 ' 2	0 ' 6	0 ' 4													
4 5 0 0 1	0 4 5 0 0 6	' 7 3 5 0 0 3	' 5 3 5 0 0 2	' 2 3 5 0 0 1	' 9 2 5 0 0 0	' 6 2 5 0 0													

4 1	3 1	2 1	1 1	0 1	9	
0 6 4 2	0 2 3 2	0 5 1 2	0 0 0 2	0 5 8 1	0 8 6 1	0 2
0 ' 0	0 ' 0	0 ' 0	0 ' 0	0 ' 9	0 ' 9	0
0 4 7 2	0 7 5 2	0 4 4 2	0 0 3 2	0 5 1 2	0 9 9 2	0 0
0 ' 6	0 ' 6	0 ' 6	0 ' 6	0 ' 6	0 ' 5	0
0 6 4 3	0 8 2 3	0 5 0 3	0 3 8 3	0 3 6 3	0 8 3 3	0 2
0 ' 1	0 ' 1	0 ' 1	0 ' 0	0 ' 0	0 ' 0	0
0 1 9 3	0 1 7 3	0 1 5 3	0 2 3 3	0 3 1 3	0 4 9 3	0 6
0 ' 4	0 ' 4	0 ' 4	0 ' 4	0 ' 4	0 ' 3	0
0 9 6 3	0 6 4 3	0 3 2 3	0 7 9 3	0 1 7 3	0 5 4 3	0 1
0 ' 9	0 ' 9	0 ' 9	0 ' 8	0 ' 8	0 ' 8	0
0 0 4 7 3 4	0 0 6 5 3 4	0 0 9 3 3 4	0 0 0 2 3 4	0 0 9 9 2 4	0 0 8 7 2 4	0 0 9 5
0 0 0 8 9 4	0 0 7 5 9 4	0 0 0 3 9 4	0 0 9 9 8 4	0 0 9 6 8 4	0 0 8 3 8 4	0 0 1 1
5 ' 3 5 5 0 0 1	' 2 5 5 0 0 4	' 0 5 5 0 0 5	' 8 4 5 0 0 7	' 6 4 5 0 0 9	' 4 4 5 0 0 5	' 2

1 2	0 2	9 1	8 1	7 1	6 1	5 1
5 2	0 0 4 2	0 6 2 2	0 9 0 2	0 2 9 2	0 4 7 2	0 0 6 2
' 1	0 ' 1	0 ' 1	0 ' 1	0 ' 0	0 ' 0	0 ' 0
9 2	0 2 7 2	0 4 5 2	0 8 3 2	0 2 2 2	0 8 0 2	0 2 9 2
' 7	0 ' 7	0 ' 7	0 ' 7	0 ' 7	0 ' 7	0 ' 6
7 3	0 3 5 3	0 5 3 3	0 3 1 3	0 3 9 3	0 7 7 3	0 1 6 3
' 2	0 ' 2	0 ' 2	0 ' 2	0 ' 1	0 ' 1	0 ' 1
2 3	0 5 0 3	0 5 8 3	0 6 6 3	0 7 4 3	0 9 2 3	0 1 1 3
' 6	0 ' 6	0 ' 5	0 ' 5	0 ' 5	0 ' 5	0 ' 5
0 4	0 8 8 4	0 0 7 4	0 1 5 4	0 2 3 4	0 4 1 4	0 1 9 3
' 1	0 ' 0	0 ' 0	0 ' 0	0 ' 0	0 ' 0	0 ' 9
5 4	0 0 3 8 4 4	0 0 6 6 4 4	0 0 8 4 4 4	0 0 0 3 4 4	0 0 2 1 4 4	0 0 3 9 3 4
1 5	0 0 9 8 0 5	0 0 5 7 0 5	0 0 0 6 0 5	0 0 6 4 0 5	0 0 6 2 0 5	0 0 3 0 0 5
6 5 0 0 0	' 0 6 5 0 0 1	' 9 5 5 0 0 2	' 8 5 5 0 0 2	' 7 5 5 0 0 9	' 5 5 5 0 0 8	' 4 5 5 0 0

8 2	7 2	6 2	5 2	4 2	3 2	2 2
0 7 6 2	0 3 5 2	0 7 3 2	0 2 2 2	0 7 0 2	0 1 9 2	0 3 7 2
0 ' 2	0 ' 2	0 ' 2	0 ' 2	0 ' 2	0 ' 1	0 ' 1
0 6 2 2	0 7 0 2	0 9 8 2	0 8 6 2	0 2 5 2	0 1 3 2	0 2 1 2
0 ' 9	0 ' 9	0 ' 8	0 ' 8	0 ' 8	0 ' 8	0 ' 8
0 0 0 3	0 1 8 3	0 2 6 3	0 2 4 3	0 5 2 3	0 7 0 3	0 9 8 3
0 ' 4	0 ' 3	0 ' 3	0 ' 3	0 ' 3	0 ' 3	0 ' 2
0 4 5 3	0 5 3 3	0 6 1 3	0 7 9 3	0 8 7 3	0 9 5 3	0 0 4 3
0 ' 7	0 ' 7	0 ' 7	0 ' 6	0 ' 6	0 ' 6	0 ' 6
0 1 2 4	0 6 0 4	0 1 9 4	0 6 7 4	0 0 6 4	0 2 4 4	0 4 2 4
0 ' 2	0 ' 2	0 ' 1	0 ' 1	0 ' 1	0 ' 1	0 ' 1
7 9 5 4 0 0 5 8	5 4 0 0 2 7 5 4 0 0 9 5	5 4 0 0 5 4 0 0 5 4 0 0 3 5	4 0 0 6 1 5 4 0 0 1 0			
1 9 1 5 0 0 9 7	1 5 0 0 7 6	1 5 0 0 6 5	1 5 0 0 5 4	1 5 0 0 0 3	1 5 0 0 5 1	1 5 0 0 1 0
						0 0 9 ' 0

6 3	5 3	4 3	3 3	2 3	1 3	0 3	9 2
7 2	0 5 6 2	0 9 4 2	0 4 3 2	0 1 2 2	0 7 0 2	0 4 9 2	0 0 8 2
' 3	0 ' 3	0 ' 3	0 ' 3	0 ' 3	0 ' 3	0 ' 2	0 ' 2
4 3	0 5 3 3	0 1 2 3	0 7 0 3	0 3 9 2	0 7 7 2	0 1 6 2	0 7 4 2
' 0	0 ' 0	0 ' 0	0 ' 0	0 ' 9	0 ' 9	0 ' 9	0 ' 9
3 3	0 0 2 3	0 1 0 3	0 3 8 3	0 1 7 3	0 4 5 3	0 6 3 3	0 7 1 3
' 5	0 ' 5	0 ' 5	0 ' 4	0 ' 4	0 ' 4	0 ' 4	0 ' 4
8 3	0 1 7 3	0 6 5 3	0 0 4 3	0 8 2 3	0 1 1 3	0 2 9 3	0 3 7 3
' 8	0 ' 8	0 ' 8	0 ' 8	0 ' 8	0 ' 8	0 ' 7	0 ' 7
2 4	0 2 1 4	0 9 9 4	0 6 8 4	0 4 7 4	0 2 6 4	0 9 4 4	0 6 3 4
' 3	0 ' 3	0 ' 2	0 ' 2	0 ' 2	0 ' 2	0 ' 2	0 ' 2
6 4 0 0 1 5 6 4 0 0 4 4	6 4 0 0 6 3 6 4 0 0 9 2 6 4 0 0 2 2 6 4 0 0 4 1 6 4 0 0 7 0 6 4 0 0						
2 5 0 0 2 5	2 5 0 0 5 4	2 5 0 0 6 3	2 5 0 0 8 2	2 5 0 0 9 1	2 5 0 0 0 1	2 5 0 0 1 0	2 5 0 0

3 4	2 4	1 4	0 4	9 3	8 3	7 3		
0 5 6 2	0 5 5 2	0 1 4 2	0 2 3 2	0 9 1 2	0 5 0 2	0 0 9 2	0 8	
0 ' 4	0 ' 4	0 ' 4	0 ' 4	0 ' 4	0 ' 4	0 ' 3	0	
0 2 4 3	0 8 2 3	0 4 1 3	0 0 0 3	0 6 8 3	0 3 7 3	0 9 5 3	0 7	
0 ' 1	0 ' 1	0 ' 1	0 ' 1	0 ' 0	0 ' 0	0 ' 0	0	
0 4 5 3	0 0 4 3	0 6 2 3	0 9 0 3	0 2 9 3	0 4 7 3	0 6 5 3	0 9	
0 ' 6	0 ' 6	0 ' 6	0 ' 6	0 ' 5	0 ' 5	0 ' 5	0	
0 2 6 3	0 1 5 3	0 9 3 3	0 9 2 3	0 0 2 3	0 0 1 3	0 1 0 3	0 6	
0 ' 9	0 ' 9	0 ' 9	0 ' 9	0 ' 9	0 ' 9	0 ' 9	0	
0 0 8 4	0 3 7 4	0 6 6 4	0 0 6 4	0 2 5 4	0 4 4 4	0 6 3 4	0 4	
0 ' 3	0 ' 3	0 ' 3	0 ' 3	0 ' 3	0 ' 3	0 ' 3	0	
0 0 4 9 6 4 0 0 0 9 6 4 0 0 5 8 6 4 0 0 0 8 6 4 0 0 4 7 6 4 0 0 8 6 6 4 0 0 2 6 6 4 0 0 7 5								,
							0 0 9 8 , 2 5 0 0 4 8 , 2 5 0 0 8 7 , 2 5 0 0 0 7 , 2 5 0 0 4 6 , 2 5 0 0 7 5 ,	

4 5	3 5	2 5	1 5	0 5	9 4	8 4	7 4	6 4	5 4	4 4
7 2 0 2 6 2 0 4 5 2 0 6 4 2 0 8 3 2 0 0 3 2 0 0 2 2 0 0 1 2 0 1 0 2	0 1 9 2 0 9 7 2									
' 5	0 ' 5	0 ' 5	0 ' 5	0 ' 5	0 ' 5	0 ' 5	0 ' 5	0 ' 5	0 ' 4	0 ' 4
8 3 0 1 7 3 0 1 6 3 0 9 4 3 0 7 3 3 0 5 2 3 0 5 1 3 0 2 0 3 0 7 8 3	0 2 7 3 0 7 5 3									
' 2	0 ' 2	0 ' 2	0 ' 2	0 ' 2	0 ' 2	0 ' 2	0 ' 2	0 ' 1	0 ' 1	0 ' 1
3 3 0 3 3 3 0 9 2 3 0 4 2 3 0 9 1 3 0 6 1 3 0 9 0 3 0 9 9 3 0 9 8 3	0 8 7 3 0 8 6 3									
' 7	0 ' 7	0 ' 7	0 ' 7	0 ' 7	0 ' 7	0 ' 7	0 ' 7	0 ' 6	0 ' 6	0 ' 6
2 4 0 6 2 4 0 2 2 4 0 8 1 4 0 3 1 4 0 8 0 4 0 3 0 4 0 6 9 3 0 9 8 3	0 2 8 3 0 3 7 3									
' 0	0 ' 0	0 ' 0	0 ' 0	0 ' 0	0 ' 0	0 ' 0	0 ' 0	0 ' 9	0 ' 9	0 ' 9
3 4 0 5 3 4 0 1 3 4 0 7 2 4 0 3 2 4 0 9 1 4 0 4 1 4 0 7 0 4 0 3 0 4	0 5 9 4 0 7 8 4									
' 4	0 ' 4	0 ' 4	0 ' 4	0 ' 4	0 ' 4	0 ' 4	0 ' 4	0 ' 4	0 ' 3	0 ' 3
										0 0 0 0 7 4 0 0 7 9 6 4

5 6	4 6	3 6	2 6	1 6	0 6	9 5	8 5	7 5	6 5	5 5	
0 9 8 2 0 0 8 2 0 1 7 2 0 1 6 2 0 1 5 2 0 1 4 2 0 0 3 2 0 9 1 2 0 7 0 2 0 5 9 2 0 4 8 2 0 3	0 ' 6 0 ' 6 0 ' 6 0 ' 6 0 ' 6 0 ' 6 0 ' 6 0 ' 6 0 ' 6 0 ' 5 0 ' 5 0										
0 4 5 3 0 0 5 3 0 5 4 3 0 9 3 3 0 4 3 3 0 8 2 3 0 0 2 3 0 3 1 3 0 6 0 3 0 9 9 3 0 0 9 3 0 1	0 ' 3 0 ' 3 0 ' 3 0 ' 3 0 ' 3 0 ' 3 0 ' 3 0 ' 3 0 ' 3 0 ' 2 0 ' 2 0										
0 7 9 3 0 2 9 3 0 6 8 3 0 0 8 3 0 5 7 3 0 1 7 3 0 6 6 3 0 0 6 3 0 4 5 3 0 9 4 3 0 4 4 3 0 8	0 ' 7 0 ' 7 0 ' 7 0 ' 7 0 ' 7 0 ' 7 0 ' 7 0 ' 7 0 ' 7 0 ' 7 0 ' 7 0 ' 7 0										
0 2 6 4 0 9 5 4 0 6 5 4 0 3 5 4 0 0 5 4 0 7 4 4 0 4 4 4 0 1 4 4 0 8 3 4 0 5 3 4 0 2 3 4 0 9	0 ' 0 0 ' 0 0 ' 0 0 ' 0 0 ' 0 0 ' 0 0 ' 0 0 ' 0 0 ' 0 0 ' 0 0 ' 0 0 ' 0 0										
											0 2 6 4 0 9 5 4 0 6 5 4 0 3 5 4 0 9 4 4 0 6 4 4 0 3 4 4 0 9
											0 ' 4 0 ' 4 0 ' 4 0 ' 4 0 ' 4 0 ' 4 0 ' 4 0 ' 4 0 ' 4 0

7 7	6 7	5 7	4 7	3 7	2 7	1 7	0 7	9 6	8 6	7 6	6 6	
0 2 0 0 9 2 0 1 8 2 0 2 7 2 0 3 6 2 0 4 5 2 0 5 4 2 0 6 3 2 0 7 2 2 0 7 1 2 0 8 0 2 0 9 9 2	' 8 0 ' 7 0 ' 7 0 ' 7 0 ' 7 0 ' 7 0 ' 7 0 ' 7 0 ' 7 0 ' 7 0 ' 7 0 ' 6											
0 3 0 0 0 3 0 6 9 3 0 1 9 3 0 6 8 3 0 1 8 3 0 7 7 3 0 3 7 3 0 8 6 3 0 5 6 3 0 0 6 3 0 6 5 3	' 4 0 ' 4 0 ' 3 0 ' 3 0 ' 3 0 ' 3 0 ' 3 0 ' 3 0 ' 3 0 ' 3 0 ' 3 0 ' 3 0 ' 3											
5 3 0 1 5 3 0 7 4 3 0 2 4 3 0 7 3 3 0 2 3 3 0 7 2 3 0 2 2 3 0 7 1 3 0 1 1 3 0 6 0 3 0 3 0 3	' 8 0 ' 8 0 ' 8 0 ' 8 0 ' 8 0 ' 8 0 ' 8 0 ' 8 0 ' 8 0 ' 8 0 ' 8 0 ' 8 0 ' 8											
9 4 0 1 9 4 0 9 8 4 0 6 8 4 0 3 8 4 0 1 8 4 0 9 7 4 0 6 7 4 0 3 7 4 0 1 7 4 0 8 6 4 0 5 6 4	' 0 0 ' 0 0 ' 0 0 ' 0 0 ' 0 0 0 ' 0 0 ' 0 0 0 ' 0 0 0 ' 0 0 0 ' 0 0 0 ' 0 0 0											

8 8	7 8	6 8	5 8	4 8	3 8	2 8	1 8	0 8	9 7	8 7
0 0 9 2 0 2 8 2 0 4 7 2 0 6 6 2 0 7 5 2 0 8 4 2 0 0 4 2 0 2 3 2 0 7 2 2 0 8 1 2 0 0 1 2 0 0										
0 ' 8	0 ' 8	0 ' 8	0 ' 8	0 ' 8	0 ' 8	0 ' 8	0 ' 8	0 ' 8	0 ' 8	0 ' 8
							0 8 1 3 0 5 1 3 0 1 1 3 0 6 0 3 0 2			
							0 ' 4	0 ' 4	0 ' 4	0 ' 4
0 3 8 3 0 1 8 3 0 8 7 3 0 5 7 3 0 3 7 3 0 1 7 3 0 8 6 3 0 5 6 3 0 3 6 3 0 1 6 3 0 8 5 3 0 5										
0 ' 8	0 ' 8	0 ' 8	0 ' 8	0 ' 8	0 ' 8	0 ' 8	0 ' 8	0 ' 8	0 ' 8	0 ' 8
										0 3
										0

(一) この表は、植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) 1級の17号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額を、この表の額にかかわらず、201,800円とする。

員職務勤間時短用任再前年定										
	0 1 1 2 円	月	俸	基	0 4 1 2 0 0 1 2 0 6 0 2 0 2 0 2 0 7 9 2					
	0 ' 1	額	給	準	0 ' 9					
	0 8 1 2 円	月	俸	基						
	0 ' 4	額	給	準						
	0 3 4 2 円	月	俸	基					0 5 8 3	
	0 ' 8	額	給	準					0 ' 8	
	0 5 6 3 円	月	俸	基						
	0 ' 1	額	給	準						
	0 0 8 3 円	月	俸	基						
	0 ' 5	額	給	準						
	0 0 2 1 9 3 円	額	月	給	俸	準	基			
	,									
	0 0 4 2 4 4 円	額	月	給	俸	準	基			
	,									
	0 0 8 ' 2 2 5 円	額	月	給	俸	準	基			

員職の外以員職務勤間時短用任再前年定					分区の員職			別表第三 税務職俸給表 (第六条関係)
5	4	3	2	1	俸号	級の務職		
0 8 6 1	0 1 5 1	0 5 3 1	0 8 1 1	0 3 0 1 円	月	俸	1 級	
0 , 8	0 , 8	0 , 8	0 , 8	0 , 8	額	給		
0 0 2 6 4 2	0 0 4 4 4 2	0 0 8 2 4 2	0 0 0 1 4 2	0 0 2 9 3 2 円	月	俸	2 級	
					額	給		
0 2 8 2	0 8 6 2	0 4 5 2	0 0 4 2	0 5 2 2 円	月	俸	3 級	
0 , 7	0 , 7	0 , 7	0 , 7	0 , 7	額	給		
0 3 9 3	0 8 7 3	0 0 6 3	0 3 4 3	0 5 2 3 円	月	俸	4 級	
0 , 0	0 , 0	0 , 0	0 , 0	0 , 0	額	給		
0 6 4 3	0 6 2 3	0 6 0 3	0 6 8 3	0 5 6 3 円	月	俸	5 級	
0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 2	0 , 2	額	給		
0 0 0 3	0 1 8 3	0 2 6 3	0 0 4 3	0 8 1 3 円	月	俸	6 級	
0 , 6	0 , 5	0 , 5	0 , 5	0 , 5	額	給		
0 0 3 2 9 3	0 0 6 0 9 3	0 0 7 8 8 3	0 0 8 6 8 3	0 0 6 4 8 3 円	額	月	給	
					俸		7 級	
0 0 0 2 3 4	0 0 6 0 3 4	0 0 7 8 2 4	0 0 8 6 2 4	0 0 0 5 2 4 円	額	月	給	
					俸		8 級	
0 0 0 2 7 4	0 0 0 9 6 4	0 0 0 6 6 4	0 0 0 3 6 4	0 0 9 9 5 4 円	額	月	給	
					俸		9 級	
0 0 3 ' 5 3 5 0 0 2 ' 2 3 5 0 0 1 ' 9 2 5 0 0 0 ' 6 2 5 0 0 1 ' 3 2 5 円					額	月	給	級 0 1

2 1	1 1	0 1	9	8	7	6
0 0 0 2	0 0 8 1	0 0 6 1	0 1 4 1	0 3 2 1	0 4 0 1	0 6 8 1
0 , 0	0 , 9	0 , 9	0 , 9	0 , 9	0 , 9	0 , 8
1 7 5 2	0 0 7 5 5 2	0 0 2 4 5 2	0 0 7 2 5 2	0 0 4 1 5 2	0 0 7 9 4 2	0 0 0 8 4 2
0 7 7 2	0 4 6 2	0 1 5 2	0 7 3 2	0 7 2 2	0 4 1 2	0 8 9 2
0 , 8	0 , 8	0 , 8	0 , 8	0 , 8	0 , 8	0 , 7
0 5 2 3	0 5 0 3	0 5 8 3	0 5 6 3	0 9 4 3	0 0 3 3	0 1 1 3
0 , 2	0 , 2	0 , 1	0 , 1	0 , 1	0 , 1	0 , 1
0 0 7 3	0 0 5 3	0 8 2 3	0 6 0 3	0 1 9 3	0 6 7 3	0 1 6 3
0 , 4	0 , 4	0 , 4	0 , 4	0 , 3	0 , 3	0 , 3
0 5 3 3	0 5 1 3	0 5 9 3	0 5 7 3	0 8 5 3	0 0 4 3	0 0 2 3
0 , 7	0 , 7	0 , 6	0 , 6	0 , 6	0 , 6	0 , 6
5 5 0 4	0 0 5 3 0 4	0 0 5 1 0 4	0 0 6 9 9 3	0 0 9 7 9 3	0 0 1 6 9 3	0 0 3 4 9 3
8 2 4 4	0 0 4 1 4 4	0 0 8 9 3 4	0 0 1 8 3 4	0 0 7 6 3 4	0 0 2 5 3 4	0 0 6 3 3 4
0 3 9 4	0 0 9 9 8 4	0 0 9 6 8 4	0 0 8 3 8 4	0 0 1 1 8 4	0 0 0 8 7 4	0 0 0 5 7 4
' 0 5 5 0 0 5 ' 8 4 5 0 0 7 ' 6 4 5 0 0 9 ' 4 4 5 0 0 5 ' 2 4 5 0 0 1 ' 0 4 5 0 0 6 ' 7 3 5						

6 8	5 8	4 8	3 8	2 8	1 8	0 8	9 7	8 7	7 7	6 7	5 7
0 9 3 3 0 7 3 3 0 2 3 3 0 7 2 3 0 2 2 3 0 0 2 3 0 6 1 3 0 3 1 3 0 8 0 3 0 3 0 3 0 7 9 3 0 , 6 0 , 6 0 , 6 0 , 6 0 , 6 0 , 6 0 , 6 0 , 6 0 , 6 0 , 6 0 , 6 0 , 6 0 , 6 0 , 6 0 , 6 0 , 6 0 , 5	4 4 0 9 3 4 0 6 3 4 0 4 3 4 0 9 2 4 0 3 2 4 0 9 1 4 0 4 1 4 0 8 0 4 0 3 0 4 0 8 9 4 0 3 9 4 , 1 0 , 1 0 , 1 0 , 1 0 , 1 0 , 1 0 , 1 0 , 1 0 , 1 0 , 1 0 , 1 0 , 1 0 , 1 0 , 1 0 , 1 0 , 1 0 , 1 0 , 0 , 0	4 4 0 3 4 4 0 1 4 4 0 9 3 4 0 6 3 4 0 3 3 4 0 1 3 4 0 9 2 4 0 6 2 4 0 3 2 4 0 1 2 4 0 8 1 4 , 2 0 , 2 0 , 2 0 , 2 0 , 2 0 , 2 0 , 2 0 , 2 0 , 2 0 , 2 0 , 2 0 , 2 0 , 2 0 , 2 0 , 2 0 , 2 0 , 2 0 , 2 0 , 2	0 9 1 4 0 7 1 4 0 4 1 4 0 1 1 4 0 8 0 4 0 6 0 4 0 3 0 4 0 0 0 4 0 7 9 4 0 5 9 4 0 2 9 4 0 , 4 0 , 4 0 , 4 0 , 4 0 , 4 0 , 4 0 , 4 0 , 4 0 , 4 0 , 4 0 , 4 0 , 4 0 , 4 0 , 3 0 , 3 0 , 3 0 , 3 0 , 3								

備考	員職務勤間時短用任再前年定		3 9	2 9	1 9	0 9	9 8	8 8	7 8
	0 7 6 2 円 0 , 0	月俸基準							
	0 0 7 2 3 2 円 ,	額月給俸準基							
	0 4 0 2 円 0 , 8	月俸基準							
	0 2 6 3 円 0 , 0	月俸基準	0 8 6 4 0 5 6 4 0 1 6 4 0 7 5 4 0 3 5 4 0 0 5 4 0 7 4 4 0 4 0 0 , 1 0 , 1 0 , 1 0 , 1 0 , 1 0 , 1 0 , 1 0 , 0 , 0 , 1 0 , 1 0 , 1 0 , 1 0 , 0 , 0 , 1 0 , 1 0 , 0						
	0 3 0 3 円 0 , 2	月俸基準	0 3 6 4 0 1 6 4 0 9 5 4 0 6 5 4 0 3 5 4 0 1 5 4 0 9 4 4 0 6 0 , 2 0 , 2 0 , 2 0 , 2 0 , 2 0 , 2 0 , 2 0 , 0 , 2 0 , 2 0 , 2 0 , 2 0 , 0 , 2 0 , 2 0 , 2 0 , 0						
	0 9 3 3 円 0 , 4	月俸基準							
	0 0 2 9 7 3 円 ,	額月給俸準基							
	0 0 9 0 , 1 4 円 ,	額月給俸準基							
0 0 1 3 , 5 4 円 ,	額月給俸準基								
0 0 8 , 2 2 5 円 ,	額月給俸準基								

員職の外以員職務勤間時短用任再前年定					分区の員職	
4	3	2	1	俸号	級の務職	イ別表第四 公安職俸給表(第六条関係)
0 0 5 3 9 1	0 0 8 1 9 1	0 0 9 9 8 1	0 0 1 8 8 1 円	額月給俸	級 1	(一) この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。 (二) 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、230,400円とする。
0 0 4 9 0 2	0 0 6 7 0 2	0 0 8 5 0 2	0 0 1 4 0 2 円	額月給俸	級 2	
0 0 5 3 3 2	0 0 7 1 3 2	0 0 9 9 2 2	0 0 9 7 2 2 円	額月給俸	級 3	
0 0 6 9 6 2	0 0 2 8 6 2	0 0 8 6 6 2	0 0 3 5 6 2 円	額月給俸	級 4	
0 0 8 7 0 3	0 0 0 6 0 3	0 0 3 4 0 3	0 0 5 2 0 3 円	額月給俸	級 5	
0 0 6 2 3 3	0 0 6 0 3 3	0 0 6 8 2 3	0 0 5 6 2 3 円	額月給俸	級 6	
0 0 1 8 5 3	0 0 2 6 5 3	0 0 0 4 5 3	0 0 8 1 5 3 円	額月給俸	級 7	
0 0 6 0 9 3	0 0 7 8 8 3	0 0 8 6 8 3	0 0 6 4 8 3 円	額月給俸	級 8	
0 0 6 , 0 3 4 0 0 7 , 8 2 4 0 0 8 , 6 2 4 0 0 0 , 5 2 4 円				額月給俸	級 9	
0 0 0 , 9 6 4 0 0 0 , 6 6 4 0 0 0 , 3 6 4 0 0 9 , 9 5 4 円				額月給俸	級 0 1	
0 0 2 , 2 3 5 0 0 1 , 9 2 5 0 0 0 , 6 2 5 0 0 1 , 3 2 5 円				額月給俸	級 1 1	

1 1	0 1	9	8	7	6	5
5 5 0 2	0 0 8 3 0 2	0 0 1 2 0 2	0 0 5 0 0 2	0 0 6 8 9 1	0 0 8 6 9 1	0 0 9 4 9 1
0 4 2 2	0 0 9 1 2 2	0 0 8 9 1 2	0 0 9 7 1 2	0 0 7 5 1 2	0 0 4 3 1 2	0 0 3 1 1 2
3 5 4 2	0 0 6 3 4 2	0 0 0 2 4 2	0 0 1 0 4 2	0 0 5 8 3 2	0 0 0 7 3 2	0 0 5 5 3 2
2 8 7 2	0 0 0 7 7 2	0 0 8 5 7 2	0 0 8 4 7 2	0 0 6 3 7 2	0 0 4 2 7 2	0 0 1 1 7 2
5 0 2 3	0 0 5 8 1 3	0 0 5 6 1 3	0 0 9 4 1 3	0 0 0 3 1 3	0 0 1 1 1 3	0 0 3 9 0 3
0 5 4 3	0 0 8 2 4 3	0 0 6 0 4 3	0 0 1 9 3 3	0 0 6 7 3 3	0 0 1 6 3 3	0 0 6 4 3 3
5 1 7 3	0 0 5 9 6 3	0 0 5 7 6 3	0 0 8 5 6 3	0 0 0 4 6 3	0 0 0 2 6 3	0 0 0 0 6 3
5 3 0 4	0 0 5 1 0 4	0 0 6 9 9 3	0 0 9 7 9 3	0 0 1 6 9 3	0 0 3 4 9 3	0 0 3 2 9 3
, 1 4 4 0 0 8 , 9 3 4 0 0 1 , 8 3 4 0 0 7 , 6 3 4 0 0 2 , 5 3 4 0 0 6 , 3 3 4 0 0 0 , 2 3 4						
, 9 8 4 0 0 9 , 6 8 4 0 0 8 , 3 8 4 0 0 1 , 1 8 4 0 0 0 , 8 7 4 0 0 0 , 5 7 4 0 0 0 , 2 7 4						
, 8 4 5 0 0 7 , 6 4 5 0 0 9 , 4 4 5 0 0 5 , 2 4 5 0 0 1 , 0 4 5 0 0 6 , 7 3 5 0 0 3 , 5 3 5						

7 1	6 1	5 1	4 1	3 1	2 1	
0 0 1 7, 1 2	0 0 0 5, 1 2	0 0 0 3, 1 2	0 0 9 0, 1 2	0 0 9 8, 0 2	0 0 2 7, 0 2	0 0
0 0 6 4, 3 2	0 0 7 2, 3 2	0 0 1 1, 3 2	0 0 4 9, 2 2	0 0 6 7, 2 2	0 0 8 5, 2 2	0 0
0 0 3 5, 5 2	0 0 0 4, 5 2	0 0 2 2, 5 2	0 0 4 0, 5 2	0 0 5 8, 4 2	0 0 8 6, 4 2	0 0
0 0 4 4, 8 2	0 0 7 3, 8 2	0 0 7 2, 8 2	0 0 7 1, 8 2	0 0 4 0, 8 2	0 0 3 9, 7 2	0 0
0 0 5 0, 3 3	0 0 0 9, 2 3	0 0 5 7, 2 3	0 0 0 6, 2 3	0 0 4 4, 2 3	0 0 5 2, 2 3	0 0
0 0 5 6, 5 3	0 0 6 4, 5 3	0 0 7 2, 5 3	0 0 8 0, 5 3	0 0 8 8, 4 3	0 0 0 7, 4 3	0 0
0 0 9 2, 8 3	0 0 3 1, 8 3	0 0 3 9, 7 3	0 0 3 7, 7 3	0 0 3 5, 7 3	0 0 5 3, 7 3	0 0
0 0 0 5, 1 4	0 0 3 3, 1 4	0 0 2 1, 1 4	0 0 2 9, 0 4	0 0 1 7, 0 4	0 0 5 5, 0 4	0 0
0 0 4 ' 0 5 4 0 0 9	' 8 4 4 0 0 1	' 7 4 4 0 0 3	' 5 4 4 0 0 7	' 3 4 4 0 0 8	' 2 4 4 0 0 4	
0 0 6 ' 4 0 5 0 0 6	' 2 0 5 0 0 3	' 0 0 5 0 0 0	' 8 9 4 0 0 7	' 5 9 4 0 0 0	' 3 9 4 0 0 9	
0 0 2 ' 7 5 5 0 0 9	' 5 5 5 0 0 8	' 4 5 5 0 0 5	' 3 5 5 0 0 1	' 2 5 5 0 0 4	' 0 5 5 0 0 5	

4 2	3 2	2 2	1 2	0 2	9 1	8 1
5 9 2 2	0 0 0 8, 2 2	0 0 4 6, 2 2	0 0 6 4, 2 2	0 0 7 2, 2 2	0 0 8 0, 2 2	0 0 9 8, 1 2
1 5, 4 2	0 0 5 3, 4 2	0 0 9 1, 4 2	0 0 4 0, 4 2	0 0 8 8, 3 2	0 0 4 7, 3 2	0 0 0 6, 3 2
6 3 6 2	0 0 7 2, 6 2	0 0 9 1, 6 2	0 0 1 1, 6 2	0 0 7 9, 5 2	0 0 3 8, 5 2	0 0 8 6, 5 2
7 2, 9 2	0 0 6 1, 9 2	0 0 4 0, 9 2	0 0 4 9, 8 2	0 0 4 8, 8 2	0 0 1 7, 8 2	0 0 8 5, 8 2
0 4 4 3	0 0 2 2, 4 3	0 0 4 0, 4 3	0 0 6 8, 3 3	0 0 9 6, 3 3	0 0 8 4, 3 3	0 0 7 2, 3 3
7 9 6 3	0 0 8 7, 6 3	0 0 0 6, 6 3	0 0 1 4, 6 3	0 0 4 2, 6 3	0 0 4 0, 6 3	0 0 5 8, 5 3
6 6 9 3	0 0 6 4, 9 3	0 0 6 2, 9 3	0 0 5 0, 9 3	0 0 8 8, 8 3	0 0 8 6, 8 3	0 0 9 4, 8 3
7 5, 2 4	0 0 3 4, 2 4	0 0 9 2, 2 4	0 0 3 1, 2 4	0 0 8 9, 1 4	0 0 2 8, 1 4	0 0 6 6, 1 4
' 2 6 4 0 0 6	' 0 6 4 0 0 0	' 9 5 4 0 0 3	' 7 5 4 0 0 7	' 5 5 4 0 0 0	' 4 5 4 0 0 2	' 2 5 4
' 4 1 5 0 0 0	' 3 1 5 0 0 5	' 1 1 5 0 0 1	' 0 1 5 0 0 9	' 8 0 5 0 0 5	' 7 0 5 0 0 0	' 6 0 5
		0 0 9	' 0 6 5 0 0 0	' 0 6 5 0 0 1	' 9 5 5 0 0 2	' 8 5 5

0 3	9 2	8 2	7 2	6 2	5 2	
0 0 9 8, 3 2	0 0 2 7, 3 2	0 0 5 5, 3 2	0 0 1 4, 3 2	0 0 8 2, 3 2	0 0 4 1, 3 2	0 0
0 0 9 3, 5 2	0 0 4 2, 5 2	0 0 4 1, 5 2	0 0 9 9, 4 2	0 0 3 8, 4 2	0 0 7 6, 4 2	0 0
0 0 4 9, 6 2	0 0 4 8, 6 2	0 0 6 7, 6 2	0 0 7 6, 6 2	0 0 6 5, 6 2	0 0 5 4, 6 2	0 0
0 0 5 1, 0 3	0 0 8 9, 9 2	0 0 2 8, 9 2	0 0 7 6, 9 2	0 0 1 5, 9 2	0 0 6 3, 9 2	0 0
0 0 5 5, 5 3	0 0 4 3, 5 3	0 0 6 1, 5 3	0 0 8 9, 4 3	0 0 9 7, 4 3	0 0 9 5, 4 3	0 0
0 0 3 1, 8 3	0 0 2 9, 7 3	0 0 4 7, 7 3	0 0 4 5, 7 3	0 0 4 3, 7 3	0 0 4 1, 7 3	0 0
0 0 5 7, 0 4	0 0 7 5, 0 4	0 0 2 4, 0 4	0 0 1 2, 0 4	0 0 1 0, 0 4	0 0 1 8, 9 3	0 0
0 0 2 4, 3 4	0 0 5 2, 3 4	0 0 2 1, 3 4	0 0 7 9, 2 4	0 0 2 8, 2 4	0 0 8 6, 2 4	0 0
0 0 0 ' 0 7 4 0 0 3	' 9 6 4 0 0 1	' 8 6 4 0 0 8	' 6 6 4 0 0 3	' 5 6 4 0 0 9	' 3 6 4 0 0 4	
0 0 0 ' 1 2 5 0 0 1	' 0 2 5 0 0 1	' 9 1 5 0 0 9	' 7 1 5 0 0 7	' 6 1 5 0 0 6	' 5 1 5 0 0 5	

7 3	6 3	5 3	4 3	3 3	2 3	1 3
4 9 4 2	0 0 4 8, 4 2	0 0 8 6, 4 2	0 0 2 5, 4 2	0 0 5 3, 4 2	0 0 0 2, 4 2	0 0 5 0, 4 2
8 1 6 2	0 0 8 0, 6 2	0 0 9 9, 5 2	0 0 0 9, 5 2	0 0 0 8, 5 2	0 0 8 6, 5 2	0 0 4 5, 5 2
7 5 7 2	0 0 1 5, 7 2	0 0 1 4, 7 2	0 0 1 3, 7 2	0 0 9 1, 7 2	0 0 4 1, 7 2	0 0 5 0, 7 2
7 2 1 3	0 0 1 1, 1 3	0 0 5 9, 0 3	0 0 8 7, 0 3	0 0 2 6, 0 3	0 0 9 4, 0 3	0 0 2 3, 0 3
4 8 6 3	0 0 5 6, 6 3	0 0 5 4, 6 3	0 0 6 2, 6 3	0 0 6 0, 6 3	0 0 2 9, 5 3	0 0 3 7, 5 3
8 4 9 3	0 0 1 3, 9 3	0 0 2 1, 9 3	0 0 2 9, 8 3	0 0 1 7, 8 3	0 0 3 5, 8 3	0 0 3 3, 8 3
0 8 1 4	0 0 8 6, 1 4	0 0 4 5, 1 4	0 0 9 3, 1 4	0 0 4 2, 1 4	0 0 8 0, 1 4	0 0 1 9, 0 4
2 5 4 4	0 0 8 3, 4 4	0 0 2 2, 4 4	0 0 5 0, 4 4	0 0 8 8, 3 4	0 0 4 7, 3 4	0 0 8 5, 3 4
' 4 7 4 0 0 0	' 4 7 4 0 0 4	' 3 7 4 0 0 7	' 2 7 4 0 0 9	' 1 7 4 0 0 4	' 1 7 4 0 0 7	' 0 7 4
' 6 2 5 0 0 7	' 5 2 5 0 0 2	' 5 2 5 0 0 5	' 4 2 5 0 0 6	' 3 2 5 0 0 8	' 2 2 5 0 0 9	' 1 2 5

3 4	2 4	1 4	0 4	9 3	8 3
0 0 8 6, 5 2	0 0 9 5, 5 2	0 0 0 5, 5 2	0 0 8 3, 5 2	0 0 4 2, 5 2	0 0 9 0, 5 2
0 0 8 7, 6 2	0 0 8 6, 6 2	0 0 8 5, 6 2	0 0 9 4, 6 2	0 0 1 4, 6 2	0 0 0 3, 6 2
0 0 9 0, 8 2	0 0 0 0, 8 2	0 0 0 9, 7 2	0 0 2 8, 7 2	0 0 4 7, 7 2	0 0 6 6, 7 2
0 0 4 1, 2 3	0 0 9 9, 1 3	0 0 4 8, 1 3	0 0 1 7, 1 3	0 0 6 5, 1 3	0 0 1 4, 1 3
0 0 4 0, 8 3	0 0 4 8, 7 3	0 0 3 6, 7 3	0 0 4 4, 7 3	0 0 4 2, 7 3	0 0 5 0, 7 3
0 0 9 1, 0 4	0 0 9 0, 0 4	0 0 8 9, 9 3	0 0 8 8, 9 3	0 0 5 7, 9 3	0 0 2 6, 9 3
0 0 4 6, 2 4	0 0 2 5, 2 4	0 0 9 3, 2 4	0 0 4 2, 2 4	0 0 0 1, 2 4	0 0 5 9, 1 4
0 0 0 9, 4 4	0 0 3 8, 4 4	0 0 7 7, 4 4	0 0 3 7, 4 4	0 0 6 6, 4 4	0 0 9 5, 4 4
0 0 2 , 7 7 4	0 0 8 , 6 7 4	0 0 4 , 6 7 4	0 0 9 , 5 7 4	0 0 4 , 5 7 4	0 0 9 , 4 7 4
		0 0 9 , 8 2 5 0 0 4	0 0 8 , 8 2 5 0 0 8	0 0 0 , 7 2 5 0 0 0	0 0 4 , 7 2 5 0 0 4

1 5	0 5	9 4	8 4	7 4	6 4	5 4	4 4
6 2 0 0 4 2, 6 2 0 0 5 1, 6 2 0 0 9 0, 6 2 0 0 3 0, 6 2 0 0 4 9, 5 2						0 0 4 8, 5 2	0 0 6 7, 5 2
7 2 0 0 9 3, 7 2 0 0 0 3, 7 2 0 0 3 2, 7 2 0 0 2 1, 7 2 0 0 3 0, 7 2						0 0 2 9, 6 2	0 0 6 8, 6 2
9 2 0 0 2 9, 8 2 0 0 6 7, 8 2 0 0 2 6, 8 2 0 0 9 4, 8 2 0 0 7 3, 8 2						0 0 5 2, 8 2	0 0 7 1, 8 2
3 3 0 0 2 2, 3 3 0 0 8 0, 3 3 0 0 4 9, 2 3 0 0 8 7, 2 3 0 0 1 6, 2 3						0 0 4 4, 2 3	0 0 9 2, 2 3
9 3 0 0 2 1, 9 3 0 0 2 0, 9 3 0 0 0 9, 8 3 0 0 4 7, 8 3 0 0 8 5, 8 3						0 0 1 4, 8 3	0 0 4 2, 8 3
1 4 0 0 4 9, 0 4 0 0 6 8, 0 4 0 0 4 7, 0 4 0 0 3 6, 0 4 0 0 2 5, 0 4						0 0 0 4, 0 4	0 0 9 2, 0 4
3 4 0 0 8 1, 3 4 0 0 4 1, 3 4 0 0 9 0, 3 4 0 0 1 0, 3 4 0 0 3 9, 2 4						0 0 6 8, 2 4	0 0 6 7, 2 4
5 4 0 0 9 2, 5 4 0 0 6 2, 5 4 0 0 1 2, 5 4 0 0 6 1, 5 4 0 0 1 1, 5 4						0 0 4 0, 5 4	0 0 6 9, 4 4
						0 0 9 , 7 7 4	0 0 6 , 7 7 4

8 5	7 5	6 5	5 5	4 5	3 5	2 5
0 0 3 9, 6 2 0 0 5 8, 6 2 0 0 8 7, 6 2 0 0 7 6, 6 2 0 0 9 5, 6 2 0 0 7 4, 6 2 0 0 2 4, 6 2 0 0 3 3,						
0 0 7 0, 8 2 0 0 4 9, 7 2 0 0 7 8, 7 2 0 0 9 7, 7 2 0 0 1 7, 7 2 0 0 4 6, 7 2 0 0 6 5, 7 2 0 0 8 4,						
0 0 3 0, 0 3 0 0 7 8, 9 2 0 0 5 7, 9 2 0 0 1 6, 9 2 0 0 7 4, 9 2 0 0 2 3, 9 2 0 0 8 1, 9 2 0 0 5 0,						
0 0 1 4, 4 3 0 0 4 2, 4 3 0 0 5 1, 4 3 0 0 9 9, 3 3 0 0 3 8, 3 3 0 0 7 6, 3 3 0 0 2 5, 3 3 0 0 6 3,						
0 0 7 9, 9 3 0 0 9 8, 9 3 0 0 6 7, 9 3 0 0 5 6, 9 3 0 0 4 5, 9 3 0 0 3 4, 9 3 0 0 2 3, 9 3 0 0 2 2,						
0 0 4 4, 1 4 0 0 0 4, 1 4 0 0 3 3, 1 4 0 0 7 2, 1 4 0 0 0 2, 1 4 0 0 3 1, 1 4 0 0 8 0, 1 4 0 0 2 0,						
0 0 4 4, 3 4 0 0 1 4, 3 4 0 0 8 3, 3 4 0 0 5 3, 3 4 0 0 2 3, 3 4 0 0 8 2, 3 4 0 0 5 2, 3 4 0 0 2 2,						
0 0 3 5, 5 4 0 0 1 5, 5 4 0 0 7 4, 5 4 0 0 5 4, 5 4 0 0 2 4, 5 4 0 0 0 4, 5 4 0 0 6 3, 5 4 0 0 2 3,						

6 6	5 6	4 6	3 6	2 6	1 6	0 6	9 5
8 4 7 2 0 0 8 3, 7 2 0 0 1 3, 7 2 0 0 5 2, 7 2 0 0 9 1, 7 2 0 0 3 1, 7 2 0 0 7 0, 7 2 0 0 0 0, 7 2							
9 0, 9 2 0 0 8 9, 8 2 0 0 5 8, 8 2 0 0 1 7, 8 2 0 0 9 5, 8 2 0 0 5 4, 8 2 0 0 2 3, 8 2 0 0 9 1, 8 2							
6 1 1 3 0 0 0 0, 1 3 0 0 7 8, 0 3 0 0 4 7, 0 3 0 0 0 6, 0 3 0 0 5 4, 0 3 0 0 2 3, 0 3 0 0 9 1, 0 3							
0 7, 5 3 0 0 4 5, 5 3 0 0 9 3, 5 3 0 0 2 2, 5 3 0 0 6 0, 5 3 0 0 9 8, 4 3 0 0 3 7, 4 3 0 0 7 5, 4 3							
7 4 0 4 0 0 0 4, 0 4 0 0 7 3, 0 4 0 0 0 3, 0 4 0 0 3 2, 0 4 0 0 6 1, 0 4 0 0 1 1, 0 4 0 0 5 0, 0 4							
7 8, 1 4 0 0 1 8, 1 4 0 0 6 7, 1 4 0 0 1 7, 1 4 0 0 6 6, 1 4 0 0 0 6, 1 4 0 0 6 5, 1 4 0 0 0 5, 1 4							
8 6 3 4 0 0 5 6, 3 4 0 0 2 6, 3 4 0 0 9 5, 3 4 0 0 6 5, 3 4 0 0 3 5, 3 4 0 0 0 5, 3 4 0 0 7 4, 3 4							
				0 0 1 6, 5 4 0 0 7 5, 5 4 0 0 5 5, 5 4			

4 7	3 7	2 7	1 7	0 7	9 6	8 6	7 6
8 2 0 0 0 2 ,	8 2 0 0 0 1 ,	8 2 0 0 8 9 ,	7 2 0 0 7 8 ,	7 2 0 0 5 7 ,	7 2 0 0 6 6 ,	7 2 0 0 8 5 ,	7 2 0 0
0 3 0 0 4 9 ,	9 2 0 0 3 8 ,	9 2 0 0 2 7 ,	9 2 0 0 9 5 ,	9 2 0 0 5 4 ,	9 2 0 0 1 3 ,	9 2 0 0 0 2 ,	9 2 0 0
2 3 0 0 5 0 ,	2 3 0 0 8 9 ,	1 3 0 0 4 8 ,	1 3 0 0 1 7 ,	1 3 0 0 7 5 ,	1 3 0 0 4 4 ,	1 3 0 0 0 3 ,	1 3 0 0
6 3 0 0 4 6 ,	6 3 0 0 3 5 ,	6 3 0 0 9 3 ,	6 3 0 0 6 2 ,	6 3 0 0 2 1 ,	6 3 0 0 0 0 ,	6 3 0 0 5 8 ,	5 3 0 0
0 4 0 0 4 8 ,	0 4 0 0 9 7 ,	0 4 0 0 4 7 ,	0 4 0 0 8 6 ,	0 4 0 0 3 6 ,	0 4 0 0 9 5 ,	0 4 0 0 4 5 ,	0 4 0 0
2 4 0 0 2 1 ,	2 4 0 0 9 0 ,	2 4 0 0 6 0 ,	2 4 0 0 3 0 ,	2 4 0 0 0 0 ,	2 4 0 0 6 9 ,	1 4 0 0 1 9 ,	1 4 0 0
3 4 0 0 6 8 ,	3 4 0 0 4 8 ,	3 4 0 0 2 8 ,	3 4 0 0 9 7 ,	3 4 0 0 6 7 ,	3 4 0 0 4 7 ,	3 4 0 0 1 7 ,	3 4 0 0

1 8	0 8	9 7	8 7	7 7	6 7	5 7	
0 0 6 9 ,	8 2 0 0 7 8 ,	8 2 0 0 1 8 ,	8 2 0 0 1 7 ,	8 2 0 0 0 6 ,	8 2 0 0 0 5 ,	8 2 0 0 0 4 ,	8 2 0 0 0 3 ,
0 0 7 8 ,	0 3 0 0 5 7 ,	0 3 0 0 2 6 ,	0 3 0 0 0 5 ,	0 3 0 0 6 3 ,	0 3 0 0 7 2 ,	0 3 0 0 6 1 ,	0 3 0 0 5 0 ,
0 0 5 3 ,	3 3 0 0 9 1 ,	3 3 0 0 3 0 ,	3 3 0 0 7 8 ,	2 3 0 0 0 7 ,	2 3 0 0 2 5 ,	2 3 0 0 5 3 ,	2 3 0 0 0 2 ,
0 0 9 5 ,	7 3 0 0 8 4 ,	7 3 0 0 7 3 ,	7 3 0 0 5 2 ,	7 3 0 0 3 1 ,	7 3 0 0 0 0 ,	7 3 0 0 8 8 ,	6 3 0 0 6 7 ,
0 0 3 2 ,	1 4 0 0 9 1 ,	1 4 0 0 4 1 ,	1 4 0 0 8 0 ,	1 4 0 0 3 0 ,	1 4 0 0 8 9 ,	0 4 0 0 3 9 ,	0 4 0 0 8 8 ,
0 0 3 3 ,	2 4 0 0 1 3 ,	2 4 0 0 9 2 ,	2 4 0 0 6 2 ,	2 4 0 0 3 2 ,	2 4 0 0 1 2 ,	2 4 0 0 8 1 ,	2 4 0 0 5 1 ,
0 0 8 0 ,	4 4 0 0 6 0 ,	4 4 0 0 3 0 ,	4 4 0 0 0 0 ,	4 4 0 0 7 9 ,	3 4 0 0 5 9 ,	3 4 0 0 2 9 ,	3 4 0 0 9 8 ,

9 8	8 8	7 8	6 8	5 8	4 8	3 8	2 8	
4 7 ,	9 2 0 0 4 6 ,	9 2 0 0 4 5 ,	9 2 0 0 5 4 ,	9 2 0 0 4 3 ,	9 2 0 0 3 2 ,	9 2 0 0 5 1 ,	9 2 0 0 6 0 ,	9 2
0 9 ,	1 3 0 0 5 7 ,	1 3 0 0 0 6 ,	1 3 0 0 7 4 ,	1 3 0 0 4 3 ,	1 3 0 0 5 2 ,	1 3 0 0 2 1 ,	1 3 0 0 1 0 ,	1 3
4 5 ,	4 3 0 0 1 4 ,	4 3 0 0 7 2 ,	4 3 0 0 2 1 ,	4 3 0 0 7 9 ,	3 3 0 0 3 8 ,	3 3 0 0 7 6 ,	3 3 0 0 1 5 ,	3 3
7 2 ,	8 3 0 0 1 2 ,	8 3 0 0 6 1 ,	8 3 0 0 1 1 ,	8 3 0 0 5 0 ,	8 3 0 0 4 9 ,	7 3 0 0 2 8 ,	7 3 0 0 1 7 ,	7 3
3 5 ,	1 4 0 0 0 5 ,	1 4 0 0 7 4 ,	1 4 0 0 4 4 ,	1 4 0 0 9 3 ,	1 4 0 0 6 3 ,	1 4 0 0 4 3 ,	1 4 0 0 9 2 ,	1 4
3 5 ,	2 4 0 0 1 5 ,	2 4 0 0 9 4 ,	2 4 0 0 6 4 ,	2 4 0 0 3 4 ,	2 4 0 0 1 4 ,	2 4 0 0 9 3 ,	2 4 0 0 6 3 ,	2 4
				0 0 9 1 ,	4 4 0 0 7 1 ,	4 4 0 0 4 1 ,	4 4 0 0 1 1 ,	4 4

7 9	6 9	5 9	4 9	3 9	2 9	1 9	0 9
0 3 0 0 7 4 ,	0 3 0 0 4 3 ,	0 3 0 0 3 2 ,	0 3 0 0 2 1 ,	0 3 0 0 7 0 ,	0 3 0 0 6 9 ,	9 2 0 0 5 8 ,	9 2 0 0
2 3 0 0 5 8 ,	2 3 0 0 2 7 ,	2 3 0 0 9 5 ,	2 3 0 0 6 4 ,	2 3 0 0 4 3 ,	2 3 0 0 9 1 ,	2 3 0 0 5 0 ,	2 3 0 0
5 3 0 0 8 4 ,	5 3 0 0 4 3 ,	5 3 0 0 9 1 ,	5 3 0 0 4 0 ,	5 3 0 0 1 9 ,	4 3 0 0 8 7 ,	4 3 0 0 6 6 ,	4 3 0 0
8 3 0 0 4 6 ,	8 3 0 0 9 5 ,	8 3 0 0 3 5 ,	8 3 0 0 8 4 ,	8 3 0 0 5 4 ,	8 3 0 0 9 3 ,	8 3 0 0 3 3 ,	8 3 0 0
			0 0 8 6 ,	1 4 0 0 5 6 ,	1 4 0 0 1 6 ,	1 4 0 0 7 5 ,	1 4 0 0
			0 0 3 6 ,	2 4 0 0 1 6 ,	2 4 0 0 9 5 ,	2 4 0 0 6 5 ,	2 4 0 0

4 0 1	3 0 1	2 0 1	1 0 1	0 0 1	9 9	8 9
0 0 5 3 1 3 0 0 5 2 1 3 0 0 5 1 1 3 0 0 5 0 1 3 0 0 4 9 0 3 0 0 2 8 0 3 0 0 0 7 0 3 0 0 8 5						
0 0 8 7 3 3 0 0 7 6 3 3 0 0 7 5 3 3 0 0 8 4 3 3 0 0 4 3 3 3 0 0 2 2 3 3 0 0 0 1 3 3 0 0 7 9						
0 0 0 4 6 3 0 0 9 2 6 3 0 0 8 1 6 3 0 0 7 0 6 3 0 0 6 9 5 3 0 0 4 8 5 3 0 0 3 7 5 3 0 0 1 6						
0 0 3 0 9 3 0 0 8 9 8 3 0 0 2 9 8 3 0 0 7 8 8 3 0 0 3 8 8 3 0 0 8 7 8 3 0 0 2 7 8 3 0 0 8 6						

2 1 1	1 1 1	0 1 1	9 0 1	8 0 1	7 0 1	6 0 1	5 0 1
0 8 1 3 0 0 5 7 1 3 0 0 1 7 1 3 0 0 6 6 1 3 0 0 1 6 1 3 0 0 5 5 1 3 0 0 9 4 1 3 0 0 3 4 1 3							
1 6 4 3 0 0 2 5 4 3 0 0 2 4 4 3 0 0 2 3 4 3 0 0 0 2 4 3 0 0 0 1 4 3 0 0 0 0 4 3 0 0 9 8 3 3							
0 9 6 3 0 0 5 8 6 3 0 0 0 8 6 3 0 0 5 7 6 3 0 0 9 6 6 3 0 0 3 6 6 3 0 0 7 5 6 3 0 0 2 5 6 3							
6 3 9 3 0 0 1 3 9 3 0 0 6 2 9 3 0 0 1 2 9 3 0 0 8 1 9 3 0 0 5 1 9 3 0 0 0 1 9 3 0 0 6 0 9 3							

9 1 1	8 1 1	7 1 1	6 1 1	5 1 1	4 1 1	3 1 1
0 0 9 2 2 3 0 0 2 2 2 3 0 0 4 1 2 3 0 0 8 0 2 3 0 0 2 0 2 3 0 0 5 9 1 3 0 0 8 8 1 3 0 0						
0 0 9 1 5 3 0 0 3 1 5 3 0 0 9 0 5 3 0 0 9 9 4 3 0 0 9 8 4 3 0 0 9 7 4 3 0 0 0 7 4 3 0 0						
0 0 4 2 7 3 0 0 8 1 7 3 0 0 3 1 7 3 0 0 9 0 7 3 0 0 4 0 7 3 0 0 8 9 6 3 0 0 4 9 6 3 0 0						
0 0 7 6 9 3 0 0 2 6 9 3 0 0 7 5 9 3 0 0 4 5 9 3 0 0 9 4 9 3 0 0 4 4 9 3 0 0 9 3 9 3 0 0						

7 2 1	6 2 1	5 2 1	4 2 1	3 2 1	2 2 1	1 2 1	0 2 1
	0 0 9 5 2 3 0 0 6 5 2 3 0 0 1 5 2 3 0 0 6 4 2 3 0 0 3 4 2 3 0 0 7 3 2 3						
4 5 5 3 0 0 9 4 5 3 0 0 5 4 5 3 0 0 1 4 5 3 0 0 7 3 5 3 0 0 2 3 5 3 0 0 8 2 5 3 0 0 5 2 5 3							
0 6 7 3 0 0 5 5 7 3 0 0 0 5 7 3 0 0 5 4 7 3 0 0 1 4 7 3 0 0 6 3 7 3 0 0 1 3 7 3 0 0 9 2 7 3							
	0 0 4 9 9 3 0 0 0 9 9 3 0 0 5 8 9 3 0 0 1 8 9 3 0 0 6 7 9 3 0 0 2 7 9 3						

4 3 1	3 3 1	2 3 1	1 3 1	0 3 1	9 2 1	8 2 1
0 0 1 8 5 3 0 0 6 7 5 3 0 0 4 7 5 3 0 0 0 7 5 3 0 0 6 6 5 3 0 0 2 6 5 3 0 0 8 5 5 3 0 0						
0 0 1 9 7 3 0 0 6 8 7 3 0 0 3 8 7 3 0 0 8 7 7 3 0 0 3 7 7 3 0 0 8 6 7 3 0 0 5 6 7 3 0 0						

2 4 1	1 4 1	0 4 1	9 3 1	8 3 1	7 3 1	6 3 1	5 3 1
3 1 6 3 0 0 8 0 6 3 0 0 5 0 6 3 0 0 0 0 6 3 0 0 5 9 5 3 0 0 1 9 5 3 0 0 8 8 5 3 0 0 5 8 5 3							
0 0 0 2 8 3 0 0 7 1 8 3 0 0 2 1 8 3 0 0 7 0 8 3 0 0 2 0 8 3 0 0 9 9 7 3 0 0 5 9 7 3							

職 務	員 職 勤 間 時 短 用 任 再 前 年 定	5 4 1			4 4 1			3 4 1		
		額 月 給 俸 準 基	額 月 給 俸 準 基	額 月 給 俸 準 基	額 月 給 俸 準 基	額 月 給 俸 準 基	額 月 給 俸 準 基	額 月 給 俸 準 基	額 月 給 俸 準 基	額 月 給 俸 準 基
1 級	0 0 5 2 4 2 円	0 0 6 2 6 3 0 0 3 2 6 3 0 0 8 1 6 3 0 0								
2 級	0 0 2 4 5 2 円									
3 級	0 0 3 8 5 2 円									
4 級	0 0 6 9 8 2 円									
5 級	0 0 2 6 0 3 円									
6 級	0 0 3 0 2 3 円									
7 級	0 0 9 3 4 3 円									
8 級	0 0 2 9 7 3 円									
9 級	0 0 9 0 1 4 円									
0 級	0 0 1 3 5 4 円									
	0 0 8 2 2 5 円									

備考
 (一) この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。
 (二) 3級の5号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、230,400円とする。

員 職 の 外 以 員 職 務 勤 間 時 短 用 任 再 前 年 定						分 区
6	5	4	3	2	1	俸 号 級 の
0 0 9 1 0 8	0 1 7 1 0 8	0 4 5 1 0 8	0 7 3 1 0 8	0 9 1 1 0 8	0 3 0 1 0 8 円	月 俸 額 給 俸 準 基
0 0 8 2 0 4	0 2 6 2 0 4	0 4 4 2 0 4	0 8 2 2 0 4	0 0 1 2 0 4	0 2 9 2 0 3 円	月 俸 額 給 俸 準 基
0 8 9 2 0 7	0 2 8 2 0 7	0 8 6 2 0 7	0 4 5 2 0 7	0 0 4 2 0 7	0 5 2 2 0 7 円	月 俸 額 給 俸 準 基
0 1 1 3 0 1	0 3 9 3 0 0	0 8 7 3 0 0	0 0 6 3 0 0	0 3 4 3 0 0	0 5 2 3 0 0 円	月 俸 額 給 俸 準 基
0 1 6 3 0 3	0 6 4 3 0 3	0 6 2 3 0 3	0 6 0 3 0 3	0 6 8 3 0 2	0 5 6 3 0 2 円	月 俸 額 給 俸 準 基
0 0 2 3 0 6	0 0 0 3 0 6	0 1 8 3 0 5	0 2 6 3 0 5	0 0 4 3 0 5	0 8 1 3 0 5 円	月 俸 額 給 俸 準 基
3 4 9 3 0 3	0 0 3 2 9 3	0 0 6 0 9 3	0 0 7 8 8 3	0 0 8 6 8 3	0 0 6 4 8 3 円	額 月 給 俸
6 3 3 4 0 3	0 0 0 2 3 4	0 0 6 0 3 4	0 0 7 8 2 4	0 0 8 6 2 4	0 0 0 5 2 4 円	額 月 給 俸
0 5 7 4 0 3	0 0 0 2 7 4	0 0 0 9 6 4	0 0 0 6 6 4	0 0 0 3 6 4	0 0 9 9 5 4 円	額 月 給 俸
7 3 5 0 0 3	5 3 5 0 0 2	2 3 5 0 0 1	9 2 5 0 0 0	6 2 5 0 0 1	3 2 5 0 0 1 円	額 月 給 俸

2 1		1 1		0 1		9		8		7	
0 1 1 2	0 0 9 1	0 0 7 1	0 0 5 1	0 0 3 1	0 9 0 1	0 0 1 2	0 0 9 1	0 0 7 1	0 0 5 1	0 0 3 1	0 9 0 1
0 1 7 2	0 7 5 2	0 2 4 2	0 7 2 2	0 4 1 2	0 7 9 2	0 0 5 2	0 0 9 2	0 0 7 2	0 0 5 2	0 0 3 2	0 9 0 2
0 7 7 2	0 4 6 2	0 1 5 2	0 7 3 2	0 7 2 2	0 4 1 2	0 0 8 2	0 0 9 2	0 0 7 2	0 0 5 2	0 0 3 2	0 9 0 2
0 5 2 3	0 5 0 3	0 5 8 3	0 5 6 3	0 9 4 3	0 0 3 3	0 0 2 3	0 0 9 3	0 0 7 3	0 0 5 3	0 0 3 3	0 9 0 3
0 0 7 3	0 0 5 3	0 8 2 3	0 6 0 3	0 1 9 3	0 6 7 3	0 0 4 3	0 0 9 3	0 0 7 3	0 0 5 3	0 0 3 3	0 9 0 3
0 5 3 3	0 5 1 3	0 5 9 3	0 5 7 3	0 8 5 3	0 0 4 3	0 0 3 3	0 0 9 3	0 0 7 3	0 0 5 3	0 0 3 3	0 9 0 3
0 0 5 5 0 4	0 0 5 3 0 4	0 0 5 1 0 4	0 0 6 9 9 3	0 0 9 7 9 3	0 0 1 6 9 3	0 0 0 4 3	0 0 9 3	0 0 7 3	0 0 5 3	0 0 3 3	0 9 0 3
0 0 8 2 4 4	0 0 4 1 4 4	0 0 8 9 3 4	0 0 1 8 3 4	0 0 7 6 3 4	0 0 2 5 3 4	0 0 0 4 3	0 0 9 3	0 0 7 3	0 0 5 3	0 0 3 3	0 9 0 3
0 0 0 3 9 4	0 0 9 9 8 4	0 0 9 6 8 4	0 0 8 3 8 4	0 0 1 1 8 4	0 0 0 8 7 4	0 0 0 4 3	0 0 9 3	0 0 7 3	0 0 5 3	0 0 3 3	0 9 0 3
0 0 4 0 5 5 0 0 5	0 0 5 8 4 5 0 0 7	0 0 7 6 4 5 0 0 9	0 0 9 4 4 5 0 0 5	0 0 2 4 5 0 0 1	0 0 4 5 0 0 6	0 0 0 4 3	0 0 9 3	0 0 7 3	0 0 5 3	0 0 3 3	0 9 0 3

9 1		8 1		7 1		6 1		5 1		4 1		3 1	
0 9 6 2	0 6 3 2	0 2 0 2	0 4 8 2	0 6 6 2	0 7 4 2	0 8 2 2	0 0 0 2	0 6 0 2	0 6 9 2	0 5 8 2	0 8 2 2	0 0 2 2	0 0 0 2
0 3 5 2	0 1 4 2	0 8 2 2	0 6 1 2	0 6 0 2	0 6 9 2	0 5 8 2	0 0 0 2	0 6 0 2	0 6 9 2	0 5 8 2	0 8 2 2	0 0 2 2	0 0 0 2
0 0 6 2	0 5 4 2	0 1 3 2	0 1 2 2	0 0 1 2	0 9 9 2	0 8 8 2	0 0 0 2	0 0 1 2	0 9 9 2	0 8 8 2	0 8 2 2	0 0 2 2	0 0 0 2
0 8 4 3	0 7 2 3	0 5 0 3	0 0 9 3	0 5 7 3	0 0 6 3	0 4 4 3	0 0 0 3	0 0 9 3	0 5 7 3	0 0 6 3	0 4 4 3	0 0 2 3	0 0 0 3
0 4 0 3	0 5 8 3	0 5 6 3	0 6 4 3	0 7 2 3	0 8 0 3	0 8 8 3	0 0 0 3	0 0 9 3	0 5 7 3	0 0 6 3	0 4 4 3	0 0 2 3	0 0 0 3
0 8 6 3	0 9 4 3	0 9 2 3	0 3 1 3	0 3 9 3	0 3 7 3	0 3 5 3	0 0 0 3	0 0 9 3	0 5 7 3	0 0 6 3	0 4 4 3	0 0 2 3	0 0 0 3
2 8 1 4	0 0 6 6 1 4	0 0 0 5 1 4	0 0 3 3 1 4	0 0 2 1 1 4	0 0 2 9 0 4	0 0 1 7 0 4	0 0 0 4	0 0 9 4	0 5 7 4	0 0 6 4	0 4 4 4	0 0 2 4	0 0 0 4
0 4 5 4	0 0 2 2 5 4	0 0 4 0 5 4	0 0 9 8 4 4	0 0 1 7 4 4	0 0 3 5 4 4	0 0 7 3 4 4	0 0 0 4	0 0 9 4	0 5 7 4	0 0 6 4	0 4 4 4	0 0 2 4	0 0 0 4
5 7 0 5	0 0 0 6 0 5	0 0 6 4 0 5	0 0 6 2 0 5	0 0 3 0 0 5	0 0 0 8 9 4	0 0 7 5 9 4	0 0 0 5	0 0 9 5	0 5 7 5	0 0 6 5	0 4 4 5	0 0 2 5	0 0 0 5
' 9 5 5 0 0 2	' 8 5 5 0 0 2	' 7 5 5 0 0 9	' 5 5 5 0 0 8	' 4 5 5 0 0 5	' 3 5 5 0 0 1	' 2 5 5	0 0 0 5	0 0 9 5	0 5 7 5	0 0 6 5	0 4 4 5	0 0 2 5	0 0 0 5

6 2		5 2		4 2		3 2		2 2		1 2		0 2	
0 9 0 2	0 6 9 2	0 8 7 2	0 3 6 2	0 7 4 2	0 9 2 2	0 9 9 2	0 0 2 2	0 7 4 2	0 5 7 2	0 3 6 2	0 9 2 2	0 9 9 2	0 0 2 2
0 3 3 2	0 0 2 2	0 0 1 2	0 9 9 2	0 7 8 2	0 5 7 2	0 3 6 2	0 0 2 2	0 7 4 2	0 5 7 2	0 3 6 2	0 9 2 2	0 9 9 2	0 0 2 2
0 0 7 3	0 2 5 3	0 7 3 3	0 1 2 3	0 5 0 3	0 1 9 2	0 5 7 2	0 0 2 2	0 7 4 2	0 5 7 2	0 3 6 2	0 9 2 2	0 9 9 2	0 0 2 2
0 9 7 3	0 9 5 3	0 0 4 3	0 2 2 3	0 4 0 3	0 6 8 3	0 9 6 3	0 0 2 3	0 7 4 3	0 5 7 3	0 3 6 3	0 9 2 3	0 9 9 3	0 0 2 3
0 4 3 3	0 4 1 3	0 7 9 3	0 8 7 3	0 0 6 3	0 1 4 3	0 4 2 3	0 0 2 3	0 7 4 3	0 5 7 3	0 3 6 3	0 9 2 3	0 9 9 3	0 0 2 3
0 1 0 4	0 1 8 3	0 6 6 3	0 6 4 3	0 6 2 3	0 5 0 3	0 8 8 3	0 0 2 3	0 7 4 3	0 5 7 3	0 3 6 3	0 9 2 3	0 9 9 3	0 0 2 3
2 8 2 4	0 0 8 6 2 4	0 0 7 5 2 4	0 0 3 4 2 4	0 0 9 2 2 4	0 0 3 1 2 4	0 0 8 9 1 4	0 0 0 4	0 0 9 4	0 5 7 4	0 0 6 4	0 4 4 4	0 0 2 4	0 0 0 4
3 5 6 4	0 0 9 3 6 4	0 0 4 2 6 4	0 0 6 0 6 4	0 0 0 9 5 4	0 0 3 7 5 4	0 0 7 5 5 4	0 0 0 5	0 0 9 5	0 5 7 5	0 0 6 5	0 4 4 5	0 0 2 5	0 0 0 5
7 6 1 5	0 0 6 5 1 5	0 0 5 4 1 5	0 0 0 3 1 5	0 0 0 5 1 1 5	0 0 1 0 1 5	0 0 9 8 0 5	0 0 0 6	0 0 9 6	0 5 7 6	0 0 6 6	0 4 4 6	0 0 2 6	0 0 0 6
												0 0 9 0 6 5 0 0 0	0 0 6 5 0 0 1

4 3		3 3		2 3		1 3		0 3		9 2		8 2		7 2	
0 2 4	0 4 9 2	0 1 8 2	0 1 7 2	0 9 5 2	0 7 4 2	0 4 3 2	0 1 2 2	0 0 3 2	0 0 3 2	0 7 4 2	0 4 3 2	0 1 2 2	0 0 3 2	0 0 3 2	0 0 3 2
0 2 8	0 5 9 2	0 8 8 2	0 0 8 2	0 1 7 2	0 2 6 2	0 3 5 2	0 2 4 2	0 0 7 2	0 0 7 2	0 7 4 2	0 4 3 2	0 1 2 2	0 0 3 2	0 0 3 2	0 0 3 2
9 3 1	0 6 7 3	0 2 6 3	0 7 4 3	0 2 3 3	0 7 1 3	0 2 0 3	0 7 8 3	0 0 1 3	0 0 1 3	0 7 4 3	0 4 3 3	0 1 2 3	0 0 3 3	0 0 3 3	0 0 3 3
2 3 6	0 6 0 3	0 2 9 3	0 3 7 3	0 5 5 3	0 4 3 3	0 6 1 3	0 8 9 3	0 0 5 3	0 0 5 3	0 7 4 3	0 4 3 3	0 1 2 3	0 0 3 3	0 0 3 3	0 0 3 3
9 3 8	0 1 7 3	0 3 5 3	0 3 3 3	0 3 1 3	0 2 9 3	0 4 7 3	0 4 5 3	0 0 7 3	0 0 7 3	0 7 4 3	0 4 3 3	0 1 2 3	0 0 3 3	0 0 3 3	0 0 3 3
3 4 1	0 4 2 4	0 8 0 4	0 1 9 4	0 5 7 4	0 7 5 4	0 2 4 4	0 1 2 4	0 0 1 4	0 0 1 4	0 7 4 4	0 4 3 4	0 1 2 4	0 0 3 4	0 0 3 4	0 0 3 4
4 4 0 0 8 8 3 4	0 0 4 7 3 4	0 0 8 5 3 4	0 0 2 4 3 4	0 0 5 2 3 4	0 0 2 1 3 4	0 0 7 9 2 4	0 0 0 4	0 0 9 4	0 5 7 4	0 0 6 4	0 4 4 4	0 0 2 4	0 0 3 4	0 0 3 4	0 0 3 4
7 4 0 0 9 1 7 4	0 0 4 1 7 4	0 0 7 0 7 4	0 0 0 0 7 4	0 0 3 9 6 4	0 0 1 8 6 4	0 0 8 6 6 4	0 0 0 5	0 0 9 5	0 5 7 5	0 0 6 5	0 4 4 5	0 0 2 5	0 0 3 5	0 0 3 5	0 0 3 5
2 5 0 0 6 3 2 5	0 0 8 2 2 5	0 0 9 1 2 5	0 0 0 0 1 2 5	0 0 1 0 2 5	0 0 1 9 1 5	0 0 9 7 1 5	0 0 0 6	0 0 9 6	0 5 7 6	0 0 6 6	0 4 4 6	0 0 2 6	0 0 3 6	0 0 3 6	0 0 3 6

1 4		0 4		9 3		8 3		7 3		6 3		5 3	
0 4 8 2	0 4 7 2	0 4 6 2	0 3 5 2	0 2 4 2	0 1 3 2	0 9 1 2	0 6						
0 , 4	0 , 4	0 , 4	0 , 4	0 , 4	0 , 4	0 , 4	0						
0 7 6 2	0 4 5 2	0 4 4 2	0 4 3 2	0 4 2 2	0 6 1 2	0 0 1 2	0 4						
0 , 8	0 , 8	0 , 8	0 , 8	0 , 8	0 , 8	0 , 8	0						
0 7 9 3	0 2 8 3	0 7 6 3	0 2 5 3	0 6 3 3	0 1 2 3	0 6 0 3	0 1						
0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 2	0						
0 3 6 3	0 4 4 3	0 4 2 3	0 5 0 3	0 4 8 3	0 5 6 3	0 5 4 3	0 6						
0 , 7	0 , 7	0 , 7	0 , 7	0 , 6	0 , 6	0 , 6	0						
0 8 9 3	0 8 8 3	0 5 7 3	0 2 6 3	0 8 4 3	0 1 3 3	0 2 1 3	0 2						
0 , 9	0 , 9	0 , 9	0 , 9	0 , 9	0 , 9	0 , 9	0						
0 9 3 4	0 4 2 4	0 0 1 4	0 5 9 4	0 0 8 4	0 8 6 4	0 4 5 4	0 9						
0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 1	0 , 1	0 , 1	0 , 1	0						
0 0 7 7 4 4	0 0 3 7 4 4	0 0 6 6 4 4	0 0 9 5 4 4	0 0 2 5 4 4	0 0 8 3 4 4	0 0 2 2 4 4	0 0 5 0						
,	,	,	,	,	,	,	,						
0 0 4 6 7 4	0 0 9 5 7 4	0 0 4 5 7 4	0 0 9 4 7 4	0 0 3 4 7 4	0 0 4 7 4 0	0 0 4 3 7 4	0 0 7 2						
,	,	,	,	,	,	,	,						
0 0 9 8 2 5	0 0 4 8 2 5	0 0 8 7 2 5	0 0 0 7 2 5	0 0 4 6 2 5	0 0 7 5 2 5	0 0 2 5 2 5	0 0 5 4						
,	,	,	,	,	,	,	,						

9 4		8 4		7 4		6 4		5 4		4 4		3 4		2 4	
0 8 4 2	0 1 4 2	0 2 3 2	0 3 2 2	0 4 1 2	0 5 0 2	0 8 9 2	0 1 9 2								
0 , 5	0 , 5	0 , 5	0 , 5	0 , 5	0 , 5	0 , 4	0 , 4								
0 0 5 2	0 1 4 2	0 1 3 2	0 1 2 2	0 1 1 2	0 0 0 2	0 0 9 2	0 9 7 2								
0 , 9	0 , 9	0 , 9	0 , 9	0 , 9	0 , 9	0 , 8	0 , 8								
0 9 0 3	0 0 0 3	0 5 8 3	0 1 7 3	0 5 5 3	0 1 4 3	0 5 2 3	0 1 1 3								
0 , 4	0 , 4	0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3								
0 2 0 3	0 0 9 3	0 4 7 3	0 8 5 3	0 1 4 3	0 4 2 3	0 4 0 3	0 4 8 3								
0 , 9	0 , 8	0 , 8	0 , 8	0 , 8	0 , 8	0 , 8	0 , 7								
0 6 8 4	0 4 7 4	0 3 6 4	0 2 5 4	0 0 4 4	0 9 2 4	0 9 1 4	0 9 0 4								
0 , 0	0 , 0	0 , 0	0 , 0	0 , 0	0 , 0	0 , 0	0 , 0								
0 4 1 4	0 9 0 4	0 1 0 4	0 3 9 4	0 6 8 4	0 6 7 4	0 4 6 4	0 2 5 4								
0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 2								
6 2 5 4 0 0	1 2 5 4 0 0	6 1 5 4 0 0	1 1 5 4 0 0	4 0 5 4 0 0	6 9 4 4 0 0	0 9 4 4 0 0	3 8 4 4								
,	,	,	,	,	,	,	,								
								0 0 9 7 7 4	0 0 6 7 7 4	0 0 2 7 7 4	0 0 8 6 7 4				
								,	,	,	,				

7 5		6 5		5 5		4 5		3 5		2 5		1 5		0 5	
0 2	0 8 9 2	0 0 9 2	0 3 8 2	0 5 7 2	0 1 7 2	0 3 6 2	0 5 5 2								
, 6	0 , 5	0 , 5	0 , 5	0 , 5	0 , 5	0 , 5	0 , 5								
3 3	0 1 2 3	0 1 1 3	0 1 0 3	0 1 9 2	0 1 8 2	0 2 7 2	0 2 6 2								
, 0	0 , 0	0 , 0	0 , 0	0 , 9	0 , 9	0 , 9	0 , 9								
2 3	0 5 1 3	0 0 0 3	0 5 8 3	0 9 6 3	0 5 5 3	0 9 3 3	0 4 2 3								
, 5	0 , 5	0 , 5	0 , 4	0 , 4	0 , 4	0 , 4	0 , 4								
8 3	0 6 7 3	0 5 6 3	0 4 5 3	0 3 4 3	0 2 3 3	0 2 2 3	0 2 1 3								
, 9	0 , 9	0 , 9	0 , 9	0 , 9	0 , 9	0 , 9	0 , 9								
4 4	0 3 3 4	0 7 2 4	0 0 2 4	0 3 1 4	0 8 0 4	0 2 0 4	0 4 9 4								
, 1	0 , 1	0 , 1	0 , 1	0 , 1	0 , 1	0 , 1	0 , 0								
4 4	0 8 3 4	0 5 3 4	0 2 3 4	0 8 2 4	0 5 2 4	0 2 2 4	0 8 1 4								
, 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3								
5 4 0 0 7 4	5 4 0 0 5 4	5 4 0 0 2 4	5 4 0 0 0 4	5 4 0 0 6 3	5 4 0 0 2 3	5 4 0 0 9 2	5 4 0 0								
,	,	,	,	,	,	,	,								

6 6		5 6		4 6		3 6		2 6		1 6		0 6		9 5		8 5	
6 2 0 8 5 2	0 1 5 2 0 4 4 2 0 7 3 2	0 1 3 2	0 3 2 2	0 7 1 2	0 1 1 2	0 3											
, 6	0 , 6	0 , 6	0 , 6	0 , 6	0 , 6	0 , 6	0 , 6										
0 3 0 0 3 0	5 9 3 0 5 8 3 0 5 7 3	0 6 6 3	0 8 5 3	0 9 4 3	0 0 4 3	0 0											
, 1	0 , 1	0 , 0	0 , 0	0 , 0	0 , 0	0 , 0	0 , 0										
1 3 0 1 1 3	0 7 0 3 0 7 9 3 0 7 8 3	0 7 7 3	0 5 6 3	0 4 5 3	0 2 4 3	0 9											
, 6	0 , 6	0 , 5	0 , 5	0 , 5	0 , 5	0 , 5	0 , 5										
4 4 0 0 4 4	0 7 3 4 0 3 4 0 3 2 4	0 6 1 4	0 1 1 4	0 5 0 4	0 7 9 3	0 9											
, 0	0 , 0	0 , 0	0 , 0	0 , 0	0 , 9	0											
8 4 0 1 8 4	0 6 7 4 0 1 7 4 0 6 6 4	0 0 6 4	0 6 5 4	0 0 5 4	0 4 4 4	0 0											
, 1	0 , 1	0 , 1	0 , 1	0 , 1	0 , 1	0 , 1	0 , 1										
6 4 0 5 6 4	0 2 6 4 0 9 5 4 0 6 5 4	0 3 5 4	0 0 5 4	0 7 4 4	0 4 4 4	0 1											
, 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3										
								0 0 1 6 5 4	0 0 7 5 5 4	0 0 5 5 5 4	0 0 3 5 5 4	0 0 1 5 5 4	0 0 1 5				
								,	,	,	,	,					

0307	0520	0842	0142	0432	0822	0220	0112	0202	0202	0920	0482	0572	0700
0300	0830	1830	0773	0373	0863	0163	0453	0643	0833	0723	0713	0309	0090
0900	0830	0483	0873	0273	0663	0953	0453	0743	0304	0333	0523	0308	0080
0300	0408	9403	9403	8404	8404	9740	4740	8640	3640	9540	4540	4070	0000
0300	2401	2408	1405	1402	1402	9040	6040	3040	0040	6940	1940	0700	0000
0700	9405	9402	9409	8406	8404	8404	2840	9740	6740	4740	1740	4080	0000
0030	0030	0030	0030	0030	0030	0030	0030	0030	0030	0030	0030	0030	0000

1208	0802	0502	0302	0992	0292	0682	0082	0672	0272	0662	0620	0620	0620
1800	0800	0800	0800	0700	0700	0700	0700	0700	0700	0700	0700	0700	0700
1301	1301	0703	0503	0303	0103	0893	0593	0393	0193	0983	0683	0683	0683
4301	4301	0733	0233	0823	0323	0813	0313	0803	0503	0300	0305	9306	9306
5400	0540	0744	0444	0934	0634	0434	0924	0324	0914	0414	0804	0804	0804
5401	0540	0944	0644	0344	0144	0934	0634	0334	0134	0924	0624	0624	0624
0700	0700	0700	0700	0700	0700	0700	0700	0700	0700	0700	0700	0700	0700
0900	1400	1400	1400	1400	1400	1400	1400	1400	1400	1400	1400	1400	1400

0010	9900	8900	7900	6900	5900	4900	3900	2900	1900	0900	0100	0100	0100
0243	0933	0633	0433	0133	0823	0523	0323	0023	0713	0513	0303	0303	0303
0020	0020	0020	0020	0020	0020	0020	0020	0020	0020	0020	0020	0020	0020
0283	0973	0473	0073	0863	0563	0063	0653	0453	0153	0643	0303	0303	0303
0070	0070	0070	0070	0070	0070	0070	0070	0070	0070	0070	0070	0070	0070
0864	0564	0164	0640	7540	5403	0300	0300	0300	0300	0300	0300	0300	0300
0010	0010	0010	0010	0010	0010	0010	0010	0010	0010	0010	0010	0010	0010
0364	0164	0954	0654	0654	0654	0654	0654	0654	0654	0654	0654	0654	0654
0020	0020	0020	0020	0020	0020	0020	0020	0020	0020	0020	0020	0020	0020

務勤間時短用任再前年定	分区の員職	イ	別表第五	備考	員職務勤間時短用任再前年定	備考
2	1	俸号	海	(一) この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。	101	
61	0931	月給	事	(二) 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、230,400円とする。	0732	基準
'9	0'9	額	職		0902	俸給
82	0162	月給	表		0332	基準
'4	0'4	額	(一)		0263	俸給
82	0572	月給	海		0303	基準
'8	0'8	額	事		0933	俸給
43	0223	月給	職		0029	基準
'3	0'3	額	表		0090	俸給
73	0653	月給	(一)		0013	基準
'6	0'6	額	海		0082	俸給
34	0704	月給	事			基準
'2	0'2	額	職			俸給
2940	0940	月給	表			基準
'4	'4	額	(一)			俸給

5 4	4 4	3 4	2 4	1 4	0 4	9 3	8 3	7 3	6 3	5 3
0 7 1 2 0 1 1 2 0 7 0 2 0 3 0 2 0 9 9 2 0 4 9 2 0 9 8 2 0 4 8 2 0 0 8 2 0 5 7 2 0 9 6 2 0 1	0 '6	0 '6	0 '6	0 '6	0 '5	0 '5	0 '5	0 '5	0 '5	0 '5
0 3 2 3 0 8 1 3 0 3 1 3 0 8 0 3 0 3 0 3 0 7 9 2 0 0 9 2 0 3 8 2 0 6 7 2 0 8 6 2 0 7 5 2 0 7	0 '0	0 '0	0 '0	0 '0	0 '0	0 '9	0 '9	0 '9	0 '9	0 '9
0 2 9 3 0 1 8 3 0 0 7 3 0 9 5 3 0 9 4 3 0 1 4 3 0 0 3 3 0 9 1 3 0 9 0 3 0 5 9 3 0 1 8 3 0 1	0 '4	0 '4	0 '4	0 '4	0 '4	0 '4	0 '4	0 '4	0 '3	0 '3
0 6 7 4 0 2 6 4 0 9 4 4 0 7 3 4 0 4 2 4 0 9 1 4 0 6 0 4 0 2 9 3 0 9 7 3 0 4 6 3 0 7 4 3 0 1	0 '0	0 '0	0 '0	0 '0	0 '0	0 '0	0 '0	0 '9	0 '9	0 '9
0 7 9 4 0 2 9 4 0 5 8 4 0 9 7 4 0 3 7 4 0 9 6 4 0 0 6 4 0 1 5 4 0 1 4 4 0 1 3 4 0 9 1 4 0 7	0 '3	0 '3	0 '3	0 '3	0 '3	0 '3	0 '3	0 '3	0 '3	0 '3
0 4 7 4 0 9 6 4 0 2 6 4 0 5 5 4 0 8 4 4 0 0 4 4 0 1 3 4 0 2 2 4 0 3 1 4 0 4 0 4 0 5 9 4 0 6	0 '8	0 '8	0 '8	0 '8	0 '8	0 '8	0 '8	0 '8	0 '8	0 '7

7 5	6 5	5 5	4 5	3 5	2 5	1 5	0 5	9 4	8 4	7 4	6 4
5 2 0 4 5 2 0 2 5 2 0 9 4 2 0 6 4 2 0 4 4 2 0 2 4 2 0 9 3 2 0 6 3 2 0 2 3 2 0 8 2 2 0 3 2 2	'6	0 '6	0 '6	0 '6	0 '6	0 '6	0 '6	0 '6	0 '6	0 '6	0 '6
1 3 0 1 1 3 0 4 0 3 0 7 9 3 0 0 9 3 0 3 8 3 0 5 7 3 0 7 6 3 0 8 5 3 0 8 4 3 0 9 3 3 0 0 3 3	'1	0 '1	0 '1	0 '0	0 '0	0 '0	0 '0	0 '0	0 '0	0 '0	0 '0
3 3 0 4 2 3 0 3 1 3 0 0 0 3 0 7 8 3 0 4 7 3 0 1 6 3 0 8 4 3 0 6 3 3 0 8 2 3 0 6 1 3 0 4 0 3	'6	0 '6	0 '6	0 '6	0 '5	0 '5	0 '5	0 '5	0 '5	0 '5	0 '5
7 4 0 8 6 4 0 3 6 4 0 9 5 4 0 5 5 4 0 3 5 4 0 6 4 4 0 7 3 4 0 8 2 4 0 6 1 4 0 3 0 4 0 0 9 4	'1	0 '1	0 '1	0 '1	0 '1	0 '1	0 '1	0 '1	0 '1	0 '1	0 '0
5 4 0 6 5 4 0 0 5 4 0 4 4 4 0 7 3 4 0 1 3 4 0 5 2 4 0 9 1 4 0 3 1 4 0 0 1 4 0 5 0 4 0 0 0 4	'4	0 '4	0 '4	0 '4	0 '4	0 '4	0 '4	0 '4	0 '4	0 '4	0 '4
3 4 0 4 3 4 0 8 2 4 0 5 2 4 0 8 1 4 0 3 1 4 0 8 0 4 0 1 0 4 0 5 9 4 0 2 9 4 0 6 8 4 0 0 8 4	'9	0 '9	0 '9	0 '9	0 '9	0 '9	0 '9	0 '9	0 '8	0 '8	0 '8

8 6	7 6	6 6	5 6	4 6	3 6	2 6	1 6	0 6	9 5	8 5
0 3 8 2 0 0 8 2 0 8 7 2 0 6 7 2 0 4 7 2 0 2 7 2 0 9 6 2 0 6 6 2 0 4 6 2 0 2 6 2 0 9 5 2 0 6	0 '6	0 '6	0 '6	0 '6	0 '6	0 '6	0 '6	0 '6	0 '6	0 '6
0 7 7 3 0 2 7 3 0 7 6 3 0 2 6 3 0 9 5 3 0 5 5 3 0 1 5 3 0 7 4 3 0 2 4 3 0 6 3 3 0 8 2 3 0 9	0 '1	0 '1	0 '1	0 '1	0 '1	0 '1	0 '1	0 '1	0 '1	0 '1
0 8 0 3 0 4 0 3 0 0 0 3 0 6 9 3 0 3 9 3 0 8 8 3 0 3 8 3 0 7 7 3 0 6 6 3 0 3 5 3 0 2 4 3 0 0	0 '7	0 '7	0 '7	0 '6	0 '6	0 '6	0 '6	0 '6	0 '6	0 '6
0 2 2 4 0 7 1 4 0 2 1 4 0 6 0 4 0 0 0 4 0 5 9 4 0 9 8 4 0 4 8 4 0 1 8 4 0 7 7 4 0 3 7 4 0 1	0 '2	0 '2	0 '2	0 '2	0 '2	0 '1	0 '1	0 '1	0 '1	0 '1
0 4 0 4 0 1 0 4 0 8 9 4 0 5 9 4 0 3 9 4 0 0 9 4 0 7 8 4 0 4 8 4 0 0 8 4 0 3 7 4 0 6 6 4 0 9	0 '5	0 '5	0 '4	0 '4	0 '4	0 '4	0 '4	0 '4	0 '4	0 '4

0 8	9 7	8 7	7 7	6 7	5 7	4 7	3 7	2 7	1 7	0 7	9 6
											0 6 8 2
											0 '6
											0 3 8 3
											0 '1
5 3 0 6 4 3 0 1 4 3 0 6 3 3 0 3 3 3 0 0 3 3 0 6 2 3 0 4 2 3 0 0 2 3 0 7 1 3 0 3 1 3 0 0 1 3	'7	0 '7	0 '7	0 '7	0 '7	0 '7	0 '7	0 '7	0 '7	0 '7	0 '7
9 4 0 5 8 4 0 8 7 4 0 2 7 4 0 7 6 4 0 1 6 4 0 6 5 4 0 0 5 4 0 5 4 4 0 9 3 4 0 3 3 4 0 8 2 4	'2	0 '2	0 '2	0 '2	0 '2	0 '2	0 '2	0 '2	0 '2	0 '2	0 '2
								0 6 1 4 0 4 1 4 0 2 1 4 0 9 0 4 0 6 0 4			
								0 '5	0 '5	0 '5	0 '5

9 2	8 2	7 2	6 2	5 2	4 2	3 2	2 2	1 2	0 2	9 1
0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 1	0 , 1	0 , 1	0 , 1
5 1	0 0	2 0	3 0	7 0	0 0	1 0	2 9	2 9	6 9	9 9
0 0	0 9	0 7	0 5	0 3	0 2	0 0	0 8	0 6	0 4	0 2
0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 2
5 5	5 5	4 4	3 4	2 4	1 4	2 4	3 4	3 4	5 4	5 4
0 1	0 0	0 9	0 8	0 7	0 6	0 5	0 4	0 3	0 2	0 1
0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 2
4 8	5 8	4 8	2 8	1 8	6 7	4 7	2 7	2 7	9 7	5 7
0 4	0 3	0 2	0 1	0 0	0 8	0 7	0 6	0 5	0 3	0 2
0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3
6 1	7 1	5 0	4 0	2 0	2 0	9 0	6 0	4 0	4 0	3 0
0 1	0 0	0 9	0 8	0 7	0 6	0 4	0 3	0 2	0 1	0 0
0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3
6 2	1 2	6 2	1 2	6 2	2 2	8 2	4 2	9 2	4 2	9 2
0 7	0 7	0 6	0 6	0 5	0 5	0 4	0 4	0 3	0 3	0 2
0 8 5 3 0	5 4 3 0	3 3 3 0	2 3 0	6 0 3 0	6 9 3 0	3 8 3 0	8 6 3 0	3 5 3 0	4 4 3 0	5 3 3
0 , 6	0 , 6	0 , 6	0 , 6	0 , 6	0 , 5	0 , 5	0 , 5	0 , 5	0 , 5	0 , 5

0 4	9 3	8 3	7 3	6 3	5 3	4 3	3 3	2 3	1 3	0 3
0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 2
7 2	4 2	0 2	4 2	3 2	1 2	5 1	2 1	4 1	5 1	4 1
0 7	0 6	0 5	0 3	0 2	0 1	0 9	0 8	0 6	0 4	0 2
0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 2
3 6	6 5	9 5	2 5	7 5	2 5	7 5	1 5	4 5	2 5	9 5
0 0	0 9	0 8	0 8	0 7	0 7	0 6	0 6	0 5	0 4	0 2
0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 2
2 9	1 9	1 9	9 9	7 9	4 9	1 9	8 8	5 8	3 8	9 8
0 8	0 7	0 6	0 4	0 3	0 2	0 1	0 9	0 8	0 7	0 5
0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3
9 1	2 1	5 1	8 1	2 1	7 1	2 1	7 1	0 1	2 1	3 1
0 8	0 8	0 7	0 6	0 6	0 5	0 5	0 4	0 4	0 3	0 2
0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3
5 3	1 3	7 3	3 3	0 3	6 3	2 3	7 2	1 2	6 2	1 2
0 2	0 2	0 1	0 1	0 1	0 0	0 0	0 9	0 9	0 8	0 8
0 5 7 3 0	6 6 3 0	6 5 3 0	6 4 3 0	7 3 3 0	7 2 3 0	7 1 3 0	7 0 3 0	8 9 3 0	4 8 3 0	1 7 3
0 , 7	0 , 7	0 , 7	0 , 7	0 , 7	0 , 7	0 , 7	0 , 7	0 , 6	0 , 6	0 , 6

1 5	0 5	9 4	8 4	7 4	6 4	5 4	4 4	3 4	2 4	1 4
0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 2
2 4	3 3	2 3	8 3	8 3	8 3	8 3	6 3	4 3	3 3	1 2
0 0	0 9	0 8	0 6	0 5	0 4	0 3	0 2	0 1	0 0	0 9
0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 2
7 7	4 7	1 6	3 6	3 6	1 6	9 6	1 6	1 6	0 6	9 6
0 1	0 0	0 9	0 8	0 7	0 6	0 4	0 4	0 3	0 2	0 0
0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 2
6 0	9 0	1 0	3 0	5 0	7 0	8 0	8 0	7 0	6 0	6 9
0 8	0 7	0 7	0 6	0 5	0 4	0 3	0 2	0 1	0 0	0 9
0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3
2 2	9 2	5 2	2 2	8 2	4 2	0 2	2 2	5 2	9 1	4 1
0 4	0 3	0 3	0 3	0 2	0 2	0 2	0 1	0 0	0 9	0 9
0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3
8 3	4 3	0 3	5 3	8 3	1 3	4 3	8 3	2 3	6 3	9 3
0 8	0 8	0 8	0 7	0 6	0 6	0 5	0 4	0 4	0 3	0 2
0 2 7 3 0	4 6 3 0	4 5 3 0	6 4 3 0	8 3 3 0	9 2 3 0	1 2 3 0	2 1 3 0	3 0 3 0	4 9 3 0	4 8 3
0 , 8	0 , 8	0 , 8	0 , 8	0 , 8	0 , 8	0 , 8	0 , 8	0 , 8	0 , 7	0 , 7

2 6	1 6	0 6	9 5	8 5	7 5	6 5	5 5	4 5	3 5	2 5
0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 2
7 4	9 4	1 4	3 4	5 4	7 4	9 4	0 4	1 4	2 4	1 4
0 9	0 8	0 8	0 7	0 6	0 5	0 4	0 4	0 3	0 2	0 1
0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 2	0 , 2
7 8	9 8	1 8	3 7	5 7	7 7	8 7	9 7	9 7	8 7	0 7
0 1	0 0	0 0	0 9	0 8	0 7	0 6	0 5	0 4	0 3	0 3
0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3
6 1	0 1	4 1	8 1	2 1	5 1	8 1	0 1	2 1	4 1	5 0
0 6	0 6	0 5	0 4	0 4	0 3	0 2	0 2	0 1	0 0	0 9
0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3
1 2	7 2	2 2	7 2	2 2	8 2	5 2	0 2	4 2	8 2	5 2
0 9	0 8	0 8	0 7	0 7	0 6	0 6	0 6	0 5	0 4	0 4
0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3	0 , 3
4 4	0 4	8 4	4 4	9 4	4 4	1 4	5 4	9 3	5 3	2 3
0 3	0 3	0 2	0 2	0 1	0 1	0 1	0 0	0 9	0 9	0 9
0 3 5 3 0	6 4 3 0	1 4 3 0	4 3 3 0	6 2 3 0	8 1 3 0	9 0 3 0	2 0 3 0	5 9 3 0	7 8 3 0	9 7 3
0 , 9	0 , 9	0 , 9	0 , 9	0 , 9	0 , 9	0 , 9	0 , 9	0 , 8	0 , 8	0 , 8

5 7	4 7	3 7	2 7	1 7	0 7	9 6	8 6	7 6	6 6	5 6	4 6	3 6
0 , 2 0	0 , 2 0	0 , 2 0	0 , 2 0	0 , 2 0	0 , 2 0	0 , 2 0	0 , 2 0	0 , 2 0	0 , 2 0	0 , 2 0	0 , 2 0	0 , 2 0
3 5	0 5	7 5	3 5	8 5	3 5	8 5	1 5	4 5	7 5	9 5	4 5	6 5
0 7	0 7	0 6	0 6	0 5	0 5	0 4	0 4	0 3	0 2	0 1	0 1	0 0
0 , 2 0	0 , 2 0	0 , 2 0	0 , 2 0	0 , 2 0	0 , 2 0	0 , 2 0	0 , 2 0	0 , 2 0	0 , 2 0	0 , 2 0	0 , 2 0	0 , 2 0
8 9	3 9	8 8	3 8	7 8	2 8	6 8	8 8	0 8	2 8	3 8	4 8	5 8
0 0	0 0	0 9	0 9	0 8	0 8	0 7	0 6	0 6	0 5	0 4	0 3	0 2
0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0
5 2	2 2	8 2	6 2	0 2	5 2	9 2	2 2	6 1	0 1	2 1	7 1	2 1
0 3	0 3	0 2	0 2	0 2	0 1	0 0	0 0	0 9	0 9	0 8	0 7	0 7
0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0
1 3	9 3	7 3	5 3	3 3	0 3	7 3	4 3	9 3	3 3	0 3	8 2	6 2
0 3	0 2	0 2	0 2	0 2	0 2	0 1	0 1	0 0	0 0	0 0	0 9	0 9
0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0
6 4	1 4	6 4	1 4	6 4	3 4	9 4	5 4	1 4	7 4	3 4	1 4	7 4
0 8	0 8	0 7	0 7	0 6	0 6	0 5	0 5	0 5	0 4	0 4	0 4	0 3
0 2 9 3 0 5 8 3 0 1 8 3 0 7 7 3 0 2 7 3 0 6 6 3 0 9 5 3												
0 , 9 0 , 9 0 , 9 0 , 9 0 , 9 0 , 9 0 , 9 0 , 9 0 , 9 0 , 9 0 , 9												

0 9	9 8	8 8	7 8	6 8	5 8	4 8	3 8	2 8	1 8	0 8	9 7	8 7	7 7	6 7
0 , 2 0 , 2 0 , 2 0 , 2 0 , 2 0 , 2 0 , 2 0 , 2 0 , 2 0 , 2 0 , 2 0 , 2 0 , 2 0 , 2 0														
7 5 4 5 2 5 0 5 7 5 5 5 3 5 0 5 7 5 5 5														
0 9 0 9 0 9 0 9 0 9 0 8 0 8 0 8 0 8 0 7 0 7 0 7														
0 , 2 0	0 , 2 0	0 , 2 0	0 , 2 0	0 , 2 0	0 , 2 0	0 , 2 0	0 , 2 0	0 , 2 0	0 , 2 0	0 , 2 0	0 , 2 0	0 , 2 0	0 , 2 0	0 , 2 0
1 9	9 9	7 9	5 9	2 9	9 9	6 9	3 9	0 9	4 9	1 9	9 9	6 9	3 9	1 9
0 5	0 4	0 4	0 4	0 4	0 3	0 3	0 3	0 3	0 2	0 2	0 1	0 1	0 1	0 1
0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0
5 2	2 2	9 2	7 2	5 2	2 2	0 2	8 2	5 2	1 2	5 2	0 2	4 2	1 2	8 2
0 8	0 8	0 7	0 7	0 7	0 7	0 7	0 6	0 6	0 6	0 5	0 5	0 4	0 4	0 3
0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0
4 3	1 3	9 3	6 3	3 3	0 3	7 3	4 3	1 3	8 3	5 3	2 3	9 3	7 3	3 3
0 7	0 7	0 6	0 6	0 6	0 6	0 5	0 5	0 5	0 4	0 4	0 4	0 3	0 3	0 3
0 , 3 0 , 3 0 , 3 0 , 3 0 , 3 0 , 3 0 , 3 0 , 3 0 , 3 0 , 3 0 , 3 0 , 3 0 , 3 0 , 3 0														
7 5 3 5 9 5 5 5 7 5 4 5 0 5 7 5 3 5 9 4 5 4 1 4 8 4														
0 3 0 3 0 2 0 2 0 2 0 1 0 1 0 1 0 0 0 0 0 0 0 9 0 9 0 8														

5 0	1 4	0 1	3 0	1 2	0 1	1 0	1 0	0 1	9 9	8 9	7 9	6 9	5 9	4 9	3 9	2 9	1 9
0 , 2 0	0 , 2 0	0 , 2 0	0 , 2 0	0 , 2 0	0 , 2 0	0 , 2 0	0 , 2 0	0 , 2 0	0 , 2 0	0 , 2 0	0 , 2 0	0 , 2 0	0 , 2 0	0 , 2 0	0 , 2 0	0 , 2 0	0 , 2 0
9 9	6 9	4 9	2 9	9 9	6 9	3 9	1 9	9 9	7 9	5 9	2 9	9 9	7 9	4 9			
0 8	0 8	0 8	0 8	0 7	0 7	0 7	0 7	0 6	0 6	0 6	0 6	0 5	0 5	0 5			
0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0
2 3	8 3	6 3	4 3	2 3	0 3	7 3	5 3	2 3	0 3	7 2	4 2	2 2	0 2	7 2			
0 2	0 1	0 1	0 1	0 1	0 1	0 0	0 0	0 0	0 0	0 9	0 9	0 9	0 9	0 8			
0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0	0 , 3 0
7 4	5 4	2 4	9 4	6 4	4 4	1 4	8 3	5 3	2 3	0 3	7 3	5 3	1 3	7 3			
0 1	0 1	0 1	0 0	0 0	0 0	0 0	0 9	0 9	0 9	0 9	0 8	0 8	0 8	0 7			

分の職 区員職 級の務	イ 別表第六 教育職俸給表(一) 教育職俸給表(第六関係)	備考 この表は、船舶に乗り組む職員(海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。)で人事院規則で定めるものに適用する。	員職務勤間時短用任再前年定	3	1	1	2	1	1	1	1	1	0	1	1	9	0	1	8	0	1	7	0	1	6	0	1		
			0 , 2 円	給月額	基																								
			1 1	給月額	準																								
			0 6	給月額	俸																								
			0 , 2 円	給月額	俸	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3
2 級	イ 別表第六 教育職俸給表(一) 教育職俸給表(第六関係)	備考 この表は、船舶に乗り組む職員(海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。)で人事院規則で定めるものに適用する。	員職務勤間時短用任再前年定	0	2	3	0	3	7	3	4	3	2	3	9	3	6	3	4	3	0	2	0	2	0	2	0		
0 , 2 円			給月額	基																									
6 3			給月額	準																									
0 0			給月額	俸																									
0 , 2 円			給月額	俸	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0
3 級	イ 別表第六 教育職俸給表(一) 教育職俸給表(第六関係)	備考 この表は、船舶に乗り組む職員(海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。)で人事院規則で定めるものに適用する。	員職務勤間時短用任再前年定	0	7	5	0	4	8	4	5	4	3	0	2	8	4	5	4	3	4	1	4	0	2	0	2		
0 , 2 円			給月額	基																									
7 5			給月額	準																									
0 4			給月額	俸																									
0 , 2 円			給月額	俸	0	2	8	0	3	月																			
4 級	イ 別表第六 教育職俸給表(一) 教育職俸給表(第六関係)	備考 この表は、船舶に乗り組む職員(海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。)で人事院規則で定めるものに適用する。	員職務勤間時短用任再前年定	0	1	3	3	円																					
0 , 2 円			給月額	基																									
2 8			給月額	準																									
0 3			給月額	俸																									
0 , 1 3 3 円			給月額	俸	0	1	3	3	月																				
級 5	イ 別表第六 教育職俸給表(一) 教育職俸給表(第六関係)	備考 この表は、船舶に乗り組む職員(海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。)で人事院規則で定めるものに適用する。	員職務勤間時短用任再前年定	0	1	3	3	円																					
0 , 1 3 3 円			給月額	基																									
0 , 1 3 3 円			給月額	準																									
0 , 1 3 3 円			給月額	俸																									
0 , 1 3 3 円			給月額	俸	0	1	3	3	月																				

職外務間短任前定 員の以職勤時用再年							俸号
7	6	5	4	3	2	1	
1 2 0 4 0 5,	4 2 0 4 0 3,	7 2 0 4 0 1,	6 2 0 3 0 9,	6 2 0 3 0 7,	4 2 0 3 0 5,	1 2 円 0 3 0 3,	額俸 給月
7 3 0 0 0 4,	6 3 0 0 0 2,	3 3 0 0 0 0,	0 2 0 9 0 8,	7 2 0 9 0 5,	3 2 0 9 0 3,	7 2 円 0 9 0 0,	額俸 給月
3 3 0 5 0 2,	8 3 0 4 0 9,	4 3 0 4 0 7,	5 3 0 4 0 4,	5 3 0 4 0 1,	5 3 0 3 0 8,	6 3 円 0 3 0 5,	額俸 給月
2 4 0 2 0 3,	0 4 0 2 0 1,	6 4 0 1 0 8,	7 4 0 1 0 6,	6 4 0 1 0 4,	5 4 0 1 0 2,	2 4 円 0 1 0 0,	額俸 給月
0 3, 5 5 0 0 5 0, 5 5 0 0 1 8, 4 5 0 0 1 5, 4 5 0 0 0 2, 4 5 0 0 9 8, 3 5 0 0 9 5, 3 5 0 0 9 5 円							額月給俸

5 1	4 1	3 1	2 1	1 1	0 1	9	8
4 2 0 6 0 2,	1 2 0 6 0 0,	7 2 0 5 0 7,	6 2 0 5 0 5,	6 2 0 5 0 3,	3 2 0 5 0 1,	0 2 0 4 0 9,	9 2 0 4 0 6,
7 3 0 2 0 2,	7 3 0 2 0 0,	7 3 0 1 0 8,	4 3 0 1 0 6,	0 3 0 1 0 4,	6 3 0 1 0 1,	2 3 0 0 0 9,	9 3 0 0 0 6,
7 3 0 7 0 1,	5 3 0 6 0 9,	8 3 0 6 0 7,	2 3 0 6 0 5,	4 3 0 6 0 2,	8 3 0 5 0 9,	2 3 0 5 0 7,	7 3 0 5 0 4,
9 4 0 3 0 9,	7 4 0 3 0 7,	5 4 0 3 0 5,	1 4 0 3 0 4,	9 4 0 3 0 1,	7 4 0 2 0 9,	2 4 0 2 0 7,	5 4 0 2 0 5,
6 5 0 0 4 6, 6 5 0 0 5, 6 5 0 0 3 3, 6 5 0 0 4 1, 6 5 0 0 5 9, 5 5 0 0 7 7, 5 5 0 0 4 5, 5 5 0 0 0							

4 2 3 2 2 2	1 2	0 2	9 1	8 1	7 1	6 1
1 2 7 2 2 2 0 8 0 8 0 8 0 5 0 2 0 0,	6 2 0 7 0 7,	9 2 0 7 0 4,	2 2 0 7 0 2,	4 2 0 6 0 9,	6 2 0 6 0 6,	7 2 0 6 0 4,
8 3 6 3 5 3 0 3 0 3 0 3 0 9 0 7 0 5,	1 3 0 3 0 3,	7 3 0 3 0 1,	0 3 0 3 0 0,	2 3 0 2 0 8,	4 3 0 2 0 6,	4 3 0 2 0 4,
1 3 9 3 7 3 0 8 0 8 0 8 0 7 0 5 0 4,	2 3 0 8 0 3,	4 3 0 8 0 1,	6 3 0 7 0 9,	6 3 0 7 0 7,	6 3 0 7 0 5,	9 3 0 7 0 3,
1 4 8 4 4 4 0 6 0 5 0 5 0 0 0 7 0 5,	1 4 0 5 0 3,	1 4 0 5 0 1,	8 4 0 4 0 8,	6 4 0 4 0 6,	3 4 0 4 0 4,	2 4 0 4 0 2,
0 0 2 3, 7 5 0 0 4 2, 7 5 0 0 7 1, 7 5 0 0 0 1, 7 5 0 0 2 0, 7 5 0 0 9 8, 6 5 0 0 7 7,						

7 4 6 4 5 4 4 4 3 4 2 4 1 4 0 4 9 3 8 3 7 3 6 3 5 3 4 3 3 3 2 3 1 3 0 3 9 2 8 2 7 2 6 2 5 2
2 3 4 3 9 3 3 3 9 3 5 3 1 3 7 3 3 3 7 3 4 3 1 3 9 3 4 3 2 3 0 3 8 3 6 2 3 2 9 2 4 2 0 2 5 2 0 2 0 2 0 2 0 2 0 2 0 2 0 2 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 9 0 9 0 9 0 9 0 9 0 8 0 4 0 3 0 2 0 2 0 1 0 1 0 1 0 9 0 8 0 6 0 5 0 3 0 0 0 8 0 6 0 4 0 1 0 9 0 7 0 4 0 2 0 0 0 7,
8 3 3 3 6 3 9 3 5 3 9 3 1 3 4 3 7 3 8 3 8 3 4 3 0 3 5 3 9 3 0 3 3 3 5 3 6 3 7 3 6 3 5 3 6 3 0 7 0 7 0 7 0 7 0 7 0 7 0 7 0 6 0 6 0 6 0 6 0 6 0 6 0 5 0 5 0 5 0 5 0 4 0 4 0 4 0 4 0 4 0 9 0 8 0 6 0 4 0 3 0 1 0 0 0 8 0 6 0 4 0 2 0 1 0 0 0 8 0 6 0 5 0 3 0 1 0 9 0 7 0 5 0 3 0 1,
8 4 4 4 9 4 6 4 0 4 5 4 9 4 0 4 8 4 3 4 8 4 7 4 0 4 5 4 9 4 3 3 0 3 6 3 0 3 3 3 6 3 9 3 2 3 0 2 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 9 0 9 0 9 0 9 0 9 0 9 0 8 0 8 0 0 0 9 0 7 0 6 0 5 0 3 0 1 0 1 0 9 0 8 0 6 0 5 0 4 0 2 0 0 0 9 0 8 0 6 0 5 0 3 0 1 0 9 0 8,
9 5 1 5 3 5 4 5 5 4 8 4 9 4 9 4 0 4 1 4 1 4 0 4 0 4 8 4 7 4 8 4 9 4 7 4 4 4 4 4 3 4 2 4 1 4 0 0 0 0 0 0 0 0 0 9 0 9 0 9 0 9 0 9 0 9 0 8 0 8 0 8 0 8 0 8 0 7 0 7 0 7 0 7 0 7 0 6 0 6 0 6 0 6 0 5 0 4 0 2 0 0 0 8 0 6 0 4 0 2 0 1 0 9 0 7 0 5 0 3 0 0 0 8 0 6 0 4 0 2 0 0 0 8 0 6 0 4 0 2,

定年前任用再短勤務員以外の職員										定年前任用再短勤務員以外の職員										定年前任用再短勤務員以外の職員										定年前任用再短勤務員以外の職員									
6	5	4	3	2	1	再任用	短時間	勤務職	員以外	6	5	4	3	2	1	再任用	短時間	勤務職	員以外	6	5	4	3	2	1	再任用	短時間	勤務職	員以外	6	5	4	3	2	1	再任用	短時間	勤務職	員以外
0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2
0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0
5,	2,	9,	6,	4,	1,					5,	2,	9,	6,	4,	1,					5,	2,	9,	6,	4,	1,					5,	2,	9,	6,	4,	1,				
1	3	5	9	2	7					1	3	5	9	2	7					1	3	5	9	2	7					1	3	5	9	2	7				
0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2
0	4	0	4	0	4	0	3	0	3	0	4	0	4	0	4	0	3	0	3	0	4	0	4	0	4	0	3	0	3	0	4	0	4	0	4	0	3	0	3
4,	2,	0,	8,	6,	4,					4,	2,	0,	8,	6,	4,					4,	2,	0,	8,	6,	4,					4,	2,	0,	8,	6,	4,				
1	4	5	6	7	6					1	4	5	6	7	6					1	4	5	6	7	6					1	4	5	6	7	6				
0	3	0	3	0	2	0	2	0	2	0	3	0	3	0	2	0	2	0	2	0	3	0	3	0	2	0	2	0	2	0	3	0	3	0	2	0	2	0	2
0	0	0	0	0	9	0	9	0	9	0	0	0	0	0	9	0	9	0	9	0	0	0	0	0	9	0	9	0	9	0	0	0	0	0	9	0	9	0	9
2,	0,	8,	5,	3,	0,					2,	0,	8,	5,	3,	0,					2,	0,	8,	5,	3,	0,					2,	0,	8,	5,	3,	0,				
6	3	0	7	3	7					6	3	0	7	3	7					6	3	0	7	3	7					6	3	0	7	3	7				

備考 この表は、大学に準ずる教育施設で人事院の指定するものに勤務し、学生の教育、学生の研究の指導及び研究に係る業務に従事する職員その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職俸給表(二)

2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9	8	7
0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2
0	5	0	5	0	5	0	5	0	5	0	4	0	4	0	4	0	3	0	3	0	3	0	3
9,	7,	5,	3,	1,	0,						8,	6,	5,	3,	2,	0,	9,	7,	6,	4,	3,	0,	8,
0	4	6	7	9	3						6	8	0	3	1	9	6	9	4	7	1	9	6
0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2
0	9	0	9	0	9	0	9	0	9	0	8	0	8	0	8	0	8	0	8	0	8	0	8
7,	4,	2,	0,	7,	5,						2,	0,	7,	5,	2,	9,	6,	4,	2,	0,	7,	5,	3,
3	9	4	0	5	1						7	2	6	0	3	5	7	6	4	2	9	9	9
0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3
0	5	0	5	0	5	0	4	0	4	0	4	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3
4,	2,	0,	7,	4,	2,						9,	7,	5,	3,	1,	8,	6,	4,	2,	0,	8,	6,	4,
9	6	0	4	9	5						9	6	1	2	0	8	6	4	7	7	7	5	1

5	5	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2
0	8	0	8	0	8	0	8	0	8	0	8	0	8	0	8	0	7	0	7	0	7	0	7
4,	3,	3,	2,	2,	1,						0,	9,	8,	7,	6,	5,	3,	2,	0,	9,	8,	7,	5,
2	7	3	8	1	4						8	0	1	3	4	3	0	6	2	8	8	5	0
0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3
0	4	0	3	0	3	0	3	0	3	0	2	0	2	0	2	0	1	0	1	0	1	0	1
0,	8,	6,	4,	2,	0,						7,	6,	4,	2,	0,	8,	7,	6,	4,	3,	1,	9,	7,
1	1	1	0	0	0						9	0	3	3	7	8	6	2	7	1	3	4	3
0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3
0	9	0	9	0	9	0	9	0	9	0	8	0	8	0	8	0	8	0	8	0	8	0	8
6,	4,	3,	1,	0,	8,						6,	5,	3,	1,	0,	8,	6,	4,	2,	0,	8,	6,	5,
3	7	1	4	5	6						8	1	6	8	0	1	1	1	1	0	3	9	5

7	7	7	7	7	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5
0	3	0	3	0	3	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2
0	0	0	0	0	0	0	9	0	9	0	9	0	9	0	9	0	9	0	9	0	9	0	9
2,	1,	0,	0,	9,	8,						8,	7,	6,	5,	4,	3,	2,	1,	0,	9,	8,	7,	6,
6	7	8	1	4	7						3	3	4	5	6	6	6	4	5	5	6	7	2
0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3
0	7	0	7	0	7	0	6	0	6	0	6	0	6	0	5	0	5	0	5	0	5	0	4
6,	4,	3,	1,	0,	8,						6,	5,	3,	2,	0,	8,	7,	5,	3,	2,	0,	8,	7,
1	7	1	8	2	6						4	9	2	5	8	2	6	9	3	6	9	1	7
0	4	0	4	0	4	0	4	0	4	0	4	0	4	0	4	0	4	0	4	0	4	0	4
0	2	0	2	0	2	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1
4,	3,	2,	1,	0,	9,						8,	8,	7,	6,	5,	3,	2,	0,	9,	8,	6,	5,	
1	2	4	7	9	9						9	0	1	2	3	9	4	9	3	1	6	0	4

9 8	9 7	9 6	9 5	9 4	9 3	9 2	9 1	9 0	8 9	8 8	8 7	8 6	8 5	8 4	8 3	8 2	8 1	8 0	7 9	7 8	7 7	7 6	
0 0	3 1	0 8	3 8	0 1	3 7	0 6	3 5	0 4	3 3	0 4	3 7	0 0	3 2	0 1	3 0	0 0	3 9	0 8	3 7	0 6	3 5	0 4	3 3
7	3	9	3	7	0	4	7	0	2	3	4	7	0	6	8	0	2	5	7	9	1	4	
0 0	4 0	0 4	0 4	0 4	0 4	0 4	0 4	0 4	0 4	0 3	0 3	0 3	0 3	0 3	0 3	0 3	0 3	0 3	0 3	0 3	0 3	0 3	0 3
5	4	3	2	1	0	9	8	7	6	5	3	2	0	9	8	6	5	4	2	1	9	7	
0	1	2	3	2	1	3	2	2	1	0	6	2	9	9	4	9	5	1	5	0	3	7	
0 0	4 4	0 0	4 3	0 3	4 3	0 3	4 3	0 3	4 3	0 3	4 3	0 3	4 3	0 3	4 3	0 3	4 3	0 2	4 2	0 2	4 2	0 2	
0	9	9	9	8	8	7	7	6	6	5	4	3	3	2	1	0	9	8	7	7	6	5	
1	7	5	1	7	2	7	3	7	2	5	6	8	0	1	3	4	5	8	9	0	0	0	

1 2	1 2	0 2	1 7	1 1	8 1	1 1	7 1	1 1	6 1	1 5	1 4	1 3	1 2	1 1	1 0	1 9	1 8	1 7	1 6	1 5	1 4	1 3	1 2	1 1	1 0	1 9
0 0	3 2	0 7	3 7	0 7	3 6	0 5	3 5	0 5	3 4	0 3	3 3	0 3	3 4	0 3	3 3	0 2	3 2	0 2	3 2	0 2	3 2	0 3	3 0	3 0	3 0	3 0
7	5	0	5	1	8	4	0	5	2	7	3	8	4	0	5	0	6	3	0	7	4	1				
0 0	4 1	0 0	4 1	0 1	4 0	0 1	4 0	0 1	4 0	0 1	4 0	0 1	4 0	0 1	4 0	0 1	4 0	0 1	4 0	0 1	4 0	0 0	4 0	0 0	4 0	0 0
7	6	6	6	6	5	5	5	4	4	4	4	3	3	2	1	1	0	9	8	7	7	6	5			
0	8	6	3	0	8	5	2	9	7	4	1	7	2	6	9	2	6	6	6	6	6	8	9			

0 4 0 4 0 4
0 4 0 4 0 4
1 0 0
0 7 4

員勤短再定 務時任年 職間用前	標準俸給月																											
	0 4 8 6	2 0 9 4 2	円	額	0 3 0 5	1 0 4 7	9 3 4 3	1 8 0 9	1 8 3 5	1 7 3 2	1 6 3 9	1 5 3 5	1 4 3 2	1 3 3 9	1 2 2 4	1 1 2 0	1 0 1 8	1 9 4 9	1 8 5 5	1 7 3 9	1 6 4 4	1 5 1 9	1 4 0 4	1 3 9 6	1 2 9 1	1 1 8 6	1 0 7 3	1 9 6 1
0 0	0 4 8 6	2 0 9 4 2	円	額	0 3 0 5	1 0 4 7	9 3 4 3	1 8 0 9	1 8 3 5	1 7 3 2	1 6 3 9	1 5 3 5	1 4 3 2	1 3 3 9	1 2 2 4	1 1 2 0	1 0 1 8	1 9 4 9	1 8 5 5	1 7 3 9	1 6 4 4	1 5 1 9	1 4 0 4	1 3 9 6	1 2 9 1	1 1 8 6	1 0 7 3	1 9 6 1
0 3 0 1	0 4 8 6	2 0 9 4 2	円	額	0 3 0 5	1 0 4 7	9 3 4 3	1 8 0 9	1 8 3 5	1 7 3 2	1 6 3 9	1 5 3 5	1 4 3 2	1 3 3 9	1 2 2 4	1 1 2 0	1 0 1 8	1 9 4 9	1 8 5 5	1 7 3 9	1 6 4 4	1 5 1 9	1 4 0 4	1 3 9 6	1 2 9 1	1 1 8 6	1 0 7 3	1 9 6 1

員職の外以員職務勤間時短任用再前年定					分 区 の 員 職	
5	4	3	2	1	俸 号	級 の 務 職
0 0 0	1 6 7	0 9 0	1 6 5	0 8 4	1 6 2	1 級
0 9 0	2 2 0	0 4 8	2 1 5	0 3 0	2 1 0	2 級
0 7 0	3 0 0	0 2 8	2 2 0	0 9 1	2 9 1	3 級
0 3 0	3 4 6	0 3 4	3 2 0	0 4 3	3 3 3	4 級
0 4 0	4 0 1	0 3 9	3 3 9	0 3 4	3 3 9	5 級
0 0 1	7 3 5	0 0 0	4 3 5	0 0 9	0 3 5	6 級

備考 この表は、高等専門学校に準ずる教育施設
で人事院の指定するものに勤務し、職業に必要な
技術の教授を行う職員その他の職員で人事院規則
で定めるものに適用する。
別表第七 研究職俸給表(第六条関係)

3 1	2 1	1 1	0 1	9	8	7	6
0 ' 1	0 ' 1	0 ' 1	0 ' 1	0 ' 1	0 ' 1	0 ' 1	0 ' 1
3 7	9 7	2 7	6 7	9 7	9 7	6 6	3 6
0 8	0 6	0 5	0 3	0 1	0 0	0 9	0 8
0 ' 2	0 ' 2	0 ' 2	0 ' 2	0 ' 2	0 ' 2	0 ' 2	0 ' 2
7 3	7 3	7 3	3 3	1 2	2 2	3 2	6 2
0 6	0 4	0 2	0 0	0 8	0 6	0 4	0 2
0 ' 3	0 ' 3	0 ' 3	0 ' 3	0 ' 3	0 ' 3	0 ' 3	0 ' 3
5 1	7 1	3 1	1 1	8 0	1 0	4 0	6 0
0 6	0 4	0 2	0 0	0 7	0 6	0 4	0 2
0 ' 3	0 ' 3	0 ' 3	0 ' 3	0 ' 3	0 ' 3	0 ' 3	0 ' 3
3 5	5 5	8 5	8 5	9 5	4 5	2 4	8 4
0 9	0 7	0 5	0 3	0 1	0 0	0 9	0 7
0 ' 4	0 ' 4	0 ' 4	0 ' 4	0 ' 4	0 ' 4	0 ' 4	0 ' 4
8 2	2 2	6 1	9 1	3 1	8 0	1 0	4 0
0 2	0 0	0 7	0 4	0 2	0 9	0 7	0 4
9 3, 5 5 0 0 2 2,	5 5 0 0 3 0,	5 5 0 0 4 8,	4 5 0 0 7 6,	4 5 0 0 3 4,	4 5 0 0 9 1,	4 5 0 0 5 9,	3 5

0 2	9 1	8 1	7 1	6 1	5 1	4 1
0 ' 1	0 ' 1	0 ' 1	0 ' 1	0 ' 1	0 ' 1	0 ' 1
1 9	1 9	9 8	8 8	1 8	1 8	2 8
0 2	0 0	0 7	0 5	0 4	0 2	0 0
0 ' 2	0 ' 2	0 ' 2	0 ' 2	0 ' 2	0 ' 2	0 ' 2
6 5	1 5	5 4	1 4	9 4	6 4	1 3
0 3	0 1	0 8	0 6	0 3	0 1	0 9
0 ' 3	0 ' 3	0 ' 3	0 ' 3	0 ' 3	0 ' 3	0 ' 3
7 3	8 2	9 2	7 2	5 2	2 2	8 1
0 1	0 9	0 7	0 5	0 3	0 1	0 8
0 ' 3	0 ' 3	0 ' 3	0 ' 3	0 ' 3	0 ' 3	0 ' 3
2 7	3 6	6 6	7 6	2 6	7 6	1 6
0 1	0 9	0 7	0 5	0 4	0 2	0 1
0 ' 4	0 ' 4	0 ' 4	0 ' 4	0 ' 4	0 ' 4	0 ' 4
9 4	5 3	0 3	5 3	0 3	3 2	5 2
0 0	0 8	0 6	0 3	0 1	0 8	0 5
0 0 4 0, 6 5 0 0 8 9,	5 5 0 0 2 9,	5 5 0 0 5 8,	5 5 0 0 4 7,	5 5 0 0 4 6,	5 5 0 0 2 5,	5 5 0 0

4 3	3 3	2 3	1 3	0 3	9 2	8 2	7 2	6 2	5 2	4 2	3 2	2 2	1 2
0 ' 2 0	0 ' 2 0	0 ' 2 0	0 ' 2 0	0 ' 2 0	0 ' 2 0	0 ' 2 0	0 ' 2 0	0 ' 2 0	0 ' 2 0	0 ' 1 0	0 ' 1 0	0 ' 1 0	0 ' 1
3 1	6 1	9 1	6 1	3 1	2 1	1 0	0 0	9 0	7 0	9 9	1 9	1 9	1 9
0 7	0 5	0 3	0 2	0 1	0 0	0 8	0 6	0 3	0 1	0 9	0 8	0 6	0 4
0 ' 2 0	0 ' 2 0	0 ' 2 0	0 ' 2 0	0 ' 2 0	0 ' 2 0	0 ' 2 0	0 ' 2 0	0 ' 2 0	0 ' 2 0	0 ' 2 0	0 ' 2 0	0 ' 2	0 ' 2
4 8	4 8	7 7	9 7	0 7	9 7	6 7	5 6	3 6	0 6	7 6	5 6	3 5	0 5
0 3	0 1	0 9	0 7	0 6	0 3	0 1	0 9	0 7	0 5	0 2	0 0	0 8	0 6
0 ' 3 0	0 ' 3 0	0 ' 3 0	0 ' 3 0	0 ' 3 0	0 ' 3 0	0 ' 3 0	0 ' 3 0	0 ' 3 0	0 ' 3 0	0 ' 3 0	0 ' 3 0	0 ' 3	0 ' 3
9 5	5 5	3 5	0 4	6 4	0 4	4 4	8 4	0 4	3 3	7 3	3 3	1 3	7 3
0 2	0 1	0 0	0 9	0 7	0 6	0 4	0 2	0 1	0 9	0 7	0 6	0 5	0 3
0 ' 3 0	0 ' 3 0	0 ' 3 0	0 ' 3 0	0 ' 3 0	0 ' 3 0	0 ' 3 0	0 ' 3 0	0 ' 3 0	0 ' 3 0	0 ' 3 0	0 ' 3 0	0 ' 3	0 ' 3
4 9	6 9	1 9	3 9	4 8	6 8	9 8	0 8	1 8	4 7	0 7	3 7	6 7	7 7
0 5	0 3	0 2	0 0	0 8	0 6	0 4	0 3	0 1	0 9	0 8	0 6	0 4	0 2
0 ' 4 0	0 ' 4 0	0 ' 4 0	0 ' 4 0	0 ' 4 0	0 ' 4 0	0 ' 4 0	0 ' 4 0	0 ' 4 0	0 ' 4 0	0 ' 4 0	0 ' 4 0	0 ' 4	0 ' 4
8 7	4 7	1 7	7 6	2 6	7 6	2 6	8 5	3 5	0 5	8 5	5 4	9 4	3 4
0 4	0 2	0 0	0 7	0 5	0 2	0 0	0 7	0 5	0 3	0 0	0 8	0 5	0 3
													0 0 1 1 6 5

9 4	8 4	7 4	6 4	5 4	4 4	3 4	2 4	1 4	0 4	9 3	8 3	7 3	6 3	5 3
0 ' 2 0	0 ' 2 0	0 ' 2 0	0 ' 2 0	0 ' 2 0	0 ' 2 0	0 ' 2 0	0 ' 2 0	0 ' 2 0	0 ' 2 0	0 ' 2 0	0 ' 2 0	0 ' 2 0	0 ' 2 0	0 ' 2
5 4	1 4	7 3	2 3	7 3	2 3	7 3	0 3	4 2	7 2	0 2	1 2	2 2	7 2	1 1
0 1	0 0	0 8	0 7	0 5	0 4	0 2	0 1	0 9	0 7	0 6	0 4	0 2	0 0	0 9
0 ' 2 0	0 ' 2 0	0 ' 2 0	0 ' 2 0	0 ' 2 0	0 ' 2 0	0 ' 2 0	0 ' 2 0	0 ' 2 0	0 ' 2 0	0 ' 2 0	0 ' 2 0	0 ' 2 0	0 ' 2 0	0 ' 2
2 9	2 9	3 9	3 9	4 9	9 9	4 9	9 9	2 9	2 9	1 9	0 9	9 8	2 8	4 8
0 9	0 8	0 7	0 6	0 5	0 4	0 4	0 3	0 3	0 2	0 1	0 0	0 8	0 7	0 5
0 ' 3 0	0 ' 3 0	0 ' 3 0	0 ' 3 0	0 ' 3 0	0 ' 3 0	0 ' 3 0	0 ' 3 0	0 ' 3 0	0 ' 3 0	0 ' 3 0	0 ' 3 0	0 ' 3 0	0 ' 3 0	0 ' 3
0 7	0 6	9 6	7 6	5 6	4 6	3 6	1 6	0 6	3 6	1 5	9 5	7 5	5 5	2 5
0 0	0 9	0 7	0 6	0 5	0 4	0 3	0 2	0 1	0 0	0 9	0 7	0 6	0 5	0 4
0 ' 4 0	0 ' 4 0	0 ' 4 0	0 ' 4 0	0 ' 4 0	0 ' 4 0	0 ' 4 0	0 ' 4 0	0 ' 4 0	0 ' 4 0	0 ' 4 0	0 ' 4 0	0 ' 4 0	0 ' 3 0	0 ' 3
5 1	2 1	7 1	1 1	9 1	7 0	2 0	7 0	4 0	1 0	7 0	3 0	9 9	7 9	0 9
0 6	0 5	0 3	0 2	0 0	0 9	0 8	0 6	0 5	0 4	0 2	0 1	0 9	0 8	0 7
0 ' 5 0	0 ' 5 0	0 ' 5 0	0 ' 5 0	0 ' 5 0	0 ' 4 0	0 ' 4 0	0 ' 4 0	0 ' 4 0	0 ' 4 0	0 ' 4 0	0 ' 4 0	0 ' 4 0	0 ' 4 0	0 ' 4
3 0	6 0	1 0	5 0	0 0	4 9	2 9	0 9	8 9	5 8	0 8	6 8	1 8	7 7	2 7
0 6	0 4	0 3	0 1	0 0	0 8	0 6	0 4	0 1	0 9	0 7	0 4	0 2	0 9	0 7

4 6	3 6	2 6	1 6	0 6	9 5	8 5	7 5	6 5	5 5	4 5	3 5	2 5	1 5	0 5
0 ' 2 0	' 2 0	' 2 0	' 2 0	' 2 0	' 2 0	' 2 0	' 2 0	' 2 0	' 2 0	' 2 0	' 2 0	' 2 0	' 2 0	' 2 0
5 5	7 5	9 5	1 5	2 5	3 5	4 5	2 5	0 5	6 5	0 4	4 4	2 4	8 4	2 4
0 9	0 8	0 7	0 7	0 6	0 5	0 4	0 3	0 2	0 0	0 9	0 7	0 6	0 4	0 3
0 ' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0
7 1	8 1	9 0	9 0	2 0	5 0	6 0	9 0	5 0	7 0	9 0	0 0	0 0	1 0	2 0
0 1	0 0	0 9	0 8	0 8	0 7	0 6	0 5	0 5	0 4	0 3	0 3	0 2	0 1	0 0
0 ' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0
9 8	1 8	3 8	6 8	0 8	3 7	6 7	9 7	2 7	4 7	5 7	5 7	8 7	6 7	3 7
0 2	0 2	0 1	0 0	0 0	0 9	0 8	0 7	0 7	0 6	0 5	0 4	0 3	0 2	0 1
0 ' 4 0	' 4 0	' 4 0	' 4 0	' 4 0	' 4 0	' 4 0	' 4 0	' 4 0	' 4 0	' 4 0	' 4 0	' 4 0	' 4 0	' 4 0
0 3	1 3	1 3	2 3	4 3	1 3	7 2	4 2	3 2	9 2	5 2	1 2	7 2	3 1	9 1
0 5	0 4	0 3	0 2	0 1	0 0	0 8	0 7	0 6	0 4	0 3	0 2	0 0	0 9	0 7
0 ' 5 0	' 5 0	' 5 0	' 5 0	' 5 0	' 5 0	' 5 0	' 5 0	' 5 0	' 5 0	' 5 0	' 5 0	' 5 0	' 5 0	' 5 0
6 2	9 2	2 2	3 2	2 1	2 1	2 1	2 1	3 1	1 1	9 1	7 1	6 1	1 0	7 0
0 2	0 1	0 1	0 0	0 9	0 8	0 7	0 6	0 5	0 4	0 2	0 1	0 0	0 9	0 7

9 7	8 7	7 7	6 7	5 7	4 7	3 7	2 7	1 7	0 7	9 6	8 6	7 6	6 6	5 6
0 ' 2 0	' 2 0	' 2 0	' 2 0	' 2 0	' 2 0	' 2 0	' 2 0	' 2 0	' 2 0	' 2 0	' 2 0	' 2 0	' 2 0	' 2 0
6 7	6 7	6 7	6 7	6 6	6 6	4 6	2 6	2 6	0 6	0 6	4 6	8 6	1 6	3 6
0 3	0 2	0 1	0 0	0 9	0 8	0 7	0 6	0 5	0 4	0 3	0 2	0 1	0 1	0 0
0 ' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0
7 2	8 2	8 2	7 2	7 2	6 2	6 1	1 1	1 1	1 1	1 1	2 1	3 1	4 1	5 1
0 5	0 4	0 3	0 2	0 1	0 0	0 9	0 9	0 8	0 7	0 6	0 5	0 4	0 3	0 2
0 ' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0
9 9	3 9	7 9	0 9	3 9	7 8	1 8	4 8	7 8	0 8	3 8	7 8	0 8	3 8	5 8
0 2	0 2	0 1	0 1	0 0	0 9	0 9	0 8	0 7	0 7	0 6	0 5	0 5	0 4	0 3
						0 ' 4 0	' 4 0	' 4 0	' 4 0	' 4 0	' 4 0	' 4 0	' 4 0	' 4 0
						6 4	1 4	6 3	1 3	5 3	1 3	3 3	7 3	9 3
						0 0	0 0	0 9	0 9	0 8	0 8	0 7	0 6	0 5
						0 ' 5 0	' 5 0	' 5 0	' 5 0	' 5 0	' 5 0	' 5 0	' 5 0	' 5 0
						6 2	9 2	1 2	3 2	5 2	8 2	0 2	2 2	4 2
						0 9	0 8	0 8	0 7	0 6	0 5	0 5	0 4	0 3

4 9	3 9	2 9	1 9	0 9	9 8	8 8	7 8	6 8	5 8	4 8	3 8	2 8	1 8	0 8
0 ' 2 0	' 2 0	' 2 0	' 2 0	' 2 0	' 2 0	' 2 0	' 2 0	' 2 0	' 2 0	' 2 0	' 2 0	' 2 0	' 2 0	' 2 0
7 8	8 8	9 8	9 8	9 8	8 8	0 8	3 8	4 8	5 7	6 7	7 7	6 7	5 7	5 7
0 7	0 6	0 5	0 4	0 3	0 2	0 2	0 1	0 0	0 9	0 8	0 7	0 6	0 5	0 4
0 ' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0
9 3	5 3	2 3	8 3	3 3	8 3	5 3	1 3	6 3	1 3	6 2	0 2	3 2	5 2	6 2
0 3	0 3	0 3	0 2	0 2	0 1	0 1	0 1	0 0	0 0	0 9	0 9	0 8	0 7	0 6
						0 ' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0
						5 9	1 9	4 9	9 9	4 9	9 9	3 9	7 9	1 9
						0 8	0 8	0 7	0 6	0 6	0 5	0 5	0 4	0 3

9 0	1 8	0 1	7 0	1 6	0 1	5 0	1 4	0 1	3 0	1 2	0 1	1 0	1 0	0 1	9 9	8 9	7 9	6 9	5 9
0 ' 2 0	' 2 0	' 2 0	' 2 0	' 2 0	' 2 0	' 2 0	' 2 0	' 2 0	' 2 0	' 2 0	' 2 0	' 2 0	' 2 0	' 2 0	' 2 0	' 2 0	' 2 0	' 2 0	' 2 0
4 9	2 9	8 9	3 9	8 9	3 9	6 9	9 9	3 9	4 9	5 9	8 9	9 8	6 8	7 8					
0 7	0 7	0 6	0 6	0 5	0 5	0 4	0 3	0 3	0 2	0 1	0 0	0 9	0 9	0 8					
0 ' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0	' 3 0					
9 4	4 4	0 4	5 3	1 3	7 3	2 3	7 3	2 3	7 3	2 3	7 3	2 3	7 3	3 3					
0 0	0 0	0 0	0 9	0 9	0 8	0 8	0 7	0 7	0 6	0 6	0 5	0 5	0 4	0 4					

務勤間時短用任再前年定																																														
		1	2	1	0	2	1	9	1	1	8	1	1	7	1	1	6	1	1	5	1	1	4	1	1	3	1	1	2	1	1	1	1	0	1	1										
0	2円	給基	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2						
5	1	月額	9	0	6	0	3	0	1	0	8	9	5	9	2	9	9	9	6	9	3	9	1	9	8	9	0	7	0	0	8	0	0	0	7	0	0	7	0	0	7					
0	2円	給基	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3				
7	5	月額	1	4	7	4	3	4	9	4	5	4	0	4	6	4	1	4	7	4	2	4	8	4	3	4	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1				
0	2円	給基	0	6	0	5	0	5	0	4	0	4	0	4	0	3	0	3	0	2	0	2	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1				
5	8	月額																																												
0	3円	給基																																												
0	2	月額																																												
0	7	月額																																												
7	8	月額																																												
0	5	月額																																												
4	2	円	額月給	準基																																										
	5	円	額月給	準基																																										

職外員務間短任前年					分の職			イ別表第八 医療職 俸給表(一) 医療職俸給表(第六条関係)	備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。			
5	4	3	2	1	俸	級	職					
額	俸	給	月	額	俸	給	月					
額	俸	給	月	額	俸	給	月					
額	俸	給	月	額	俸	給	月					
1	2	0	2	6	2	2	7	2	1級			
0	7	0	7	0	6	0	6	0	6	2級		
0	4	0	2	0	9	0	7	0	4	3級		
8	3	3	3	4	3	6	3	6	3	4級		
0	5	0	5	0	5	0	4	0	4	5級		
0	7	0	5	0	2	0	9	0	6			
1	4	7	4	1	4	6	4	9	4			
0	1	0	1	0	1	0	0	0	0			
0	7	0	4	0	2	0	9	0	6			
7	4	5	4	2	4	0	4	7	4			
0	8	0	8	0	7	0	7	0	7			
0	3	0	1	0	9	0	7	0	4			
3	0	8	5	0	0	4	7	7	5	0	0	5

3	1	2	1	1	1	0	1	9	8	7	6																													
2	3	7	2	2	2	6	2	1	2	5	2	1	2	6	2																									
0	0	0	9	0	9	0	9	0	8	0	8	0	8	0	7																									
0	2	0	8	0	5	0	1	0	8	0	4	0	1	0	7																									
1	3	4	3	9	3	2	3	7	3	6	3	8	3	8	3																									
0	7	0	7	0	7	0	7	0	6	0	6	0	6	0	6																									
0	9	0	6	0	3	0	1	0	8	0	6	0	3	0	0																									
4	4	2	4	8	4	3	4	6	4	8	4	9	4	1	4																									
0	3	0	3	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	1																									
0	4	0	2	0	9	0	7	0	4	0	2	0	0	0	9																									
3	5	2	4	1	4	0	4	9	4	0	4	0	4	8	4																									
0	0	0	9	0	9	0	9	0	9	0	9	0	8	0	8																									
0	0	0	8	0	6	0	4	0	1	0	0	0	8	0	5																									
9	5	0	0	2	4	9	5	0	0	7	2	9	5	0	0	2	1	9	5	0	0	2	1	9	5	0	0	7	2	8	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0

0	2	9	1	8	1	7	1	6	1	5	1	4	1																									
7	3	2	3	7	3	2	3	6	3	0	3	1	3																									
0	2	0	2	0	2	0	1	0	1	0	1	0	0																									
0	7	0	4	0	0	0	7	0	3	0	0	0	6																									
3	3	8	3	4	3	8	3	8	3	5	3	5	3																									
0	9	0	9	0	9	0	9	0	8	0	8	0	8																									
0	9	0	6	0	4	0	1	0	8	0	5	0	2																									
5	4	4	4	2	4	0	4	0	4	9	4	9	4																									
0	4	0	4	0	4	0	4	0	4	0	3	0	3																									
0	9	0	7	0	5	0	3	0	1	0	8	0	6																									
1	5	3	5	3	5	3	5	4	5	3	5	2	5																									
0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0																									
0	4	0	2	0	0	0	8	0	6	0	4	0	2																									
0	0	0	3	0	6	0	0	0	0	0	0	0	7	5	0	0	0	0	8	8	9	5	0	0	9	7	9	5	0	0	8	6	9	5	0	0	7	5

1 4 0 4 9 3 8 3 7 3 6 3 5 3 4 3 3 3 2 3 1 3 0 3 9 2 8 2 7 2 6 2 5 2 4 2 3 2 2 2	1 2
0 3 0 3 0 3 9 3 7 3 8 3 8 3 7 3 5 3 6 3 8 3 1 3 4 3 3 3 0 3 5 3 0 3 7 3 4 3 0 3	3 3
0 7 0 7 0 7 0 7 0 6 0 6 0 6 0 6 0 6 0 5 0 5 0 5 0 5 0 5 0 4 0 4 0 3 0 3	0 3
0 8, 0 6, 0 4, 0 1, 0 9, 0 7, 0 5, 0 3, 0 1, 0 9, 0 7, 0 6, 0 4, 0 2, 0 0, 0 7, 0 5, 0 1, 0 8, 0 5,	0 1,
0 4 2 4 3 4 5 4 5 4 6 4 8 4 0 4 5 4 6 4 9 4 3 4 2 4 1 4 1 4 0 4 8 4 1 4 5 4 9 4	9 4
0 3 0 3 0 3 0 3 0 3 0 2 0 2 0 2 0 2 0 2 0 2 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 0 0 0 0 0	0 0
0 9, 0 7, 0 5, 0 3, 0 1, 0 9, 0 7, 0 6, 0 4, 0 2, 0 0, 0 9, 0 7, 0 5, 0 3, 0 1, 0 8, 0 7, 0 5, 0 3,	0 1,
3 4 7 4 9 4 1 4 4 4 3 4 3 4 2 4 1 4 3 4 2 4 9 4 7 4 6 4 3 4 1 4 8 4 8 4 6 4 3 4	9 4
0 9 0 9 0 8 0 8 0 8 0 8 0 8 0 8 0 7 0 7 0 7 0 7 0 6 0 6 0 6 0 6 0 5 0 5 0 5 0 5	0 5
0 2, 0 0, 0 8, 0 7, 0 5, 0 3, 0 1, 0 9, 0 7, 0 5, 0 3, 0 0, 0 8, 0 6, 0 4, 0 2, 0 9, 0 7, 0 5, 0 3,	0 0,
8 5 3 5 7 5 3 5 7 5 1 5 4 5 7 5 9 5 3 5 5 5 7 5 9 5 3 5 5 5 7 5 9 5 3 5 5 7 5	9 5
0 4 0 4 0 4 0 4 0 4 0 4 0 4 0 4 0 4 0 3 0 3 0 3 0 2 0 2 0 2 0 2 0 2 0 1 0 1	0 1
0 9, 0 8, 0 6, 0 5, 0 3, 0 2, 0 0, 0 8, 0 6, 0 5, 0 3, 0 1, 0 9, 0 8, 0 6, 0 4, 0 2, 0 1, 0 9, 0 7,	0 5,
0 0 0 4 0 6	

4 6 3 6 2 6 1 6 0 6 9 5 8 5 7 5 6 5 5 5 4 5 3 5 2 5 1 5 0 5 9 4 8 4 7 4 6 4 5 4 4 4 3 4 2 4	
4 3 0 3 6 3 1 3 6 3 0 3 3 3 4 3 7 3 0 3 3 3 5 3 7 3 2 3 4 3 6 3 8 3 3 5 3 2 3 9 3 0 3 3 3 7 3	7 3
0 9 0 9 0 9 0 9 0 9 0 9 0 9 0 9 0 9 0 9 0 8 0 8 0 8 0 8 0 8 0 8 0 8 0 8 0 8 0 8 0 7 0 7	0 7
0 5, 0 5, 0 4, 0 4, 0 3, 0 3, 0 2, 0 1, 0 0, 0 0, 0 0, 0 9, 0 8, 0 7, 0 6, 0 5, 0 4, 0 3, 0 2, 0 1, 0 9, 0 8,	0 8,
9 4 3 4 6 4 9 4 1 4 3 4 4 4 4 4 4 2 4 0 4 8 4 9 4 2 4 5 4 8 4 2 4 5 4 8 4 0 4 2 4 4 4 7 4	4 4
0 6 0 6 0 6 0 6 0 6 0 6 0 6 0 6 0 6 0 6 0 5 0 5 0 5 0 5 0 5 0 5 0 4 0 4 0 4 0 4 0 4 0 4	0 4
0 9, 0 9, 0 8, 0 7, 0 7, 0 6, 0 5, 0 4, 0 3, 0 2, 0 1, 0 9, 0 7, 0 6, 0 4, 0 2, 0 1, 0 9, 0 7, 0 6, 0 4,	0 2, 0 0,
2 5 4 5 5 5 7 5 8 5 0 5 2 5 4 5 4 5 1 5 8 5 5 5 5 5 2 5 9 5 6 5 5 1 5 4 5 6 5 9 4 5 4 9 4 1 4	4 4
0 2 0 2 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 9 0 9 0 9 0 9	0 9
0 1, 0 0, 0 9, 0 8, 0 7, 0 7, 0 6, 0 5, 0 4, 0 3, 0 1, 0 0, 0 9, 0 8, 0 6, 0 5, 0 4, 0 2, 0 0, 0 8, 0 7, 0 5, 0 4,	0 4,
3 5 4 5 5 5 6 5 7 5 0 5 1 5 2 5 3 5 4 5 5 5 6 5 8 5 9 5 0 5 1 5 1 5 1 5 1 5 9 5 6 5 5 2 5	5 5
0 7 0 7 0 7 0 6 0 6 0 6 0 6 0 6 0 6 0 6 0 6 0 6 0 6 0 6 0 6 0 6 0 5 0 5 0 5 0 5 0 5 0 5 0 5	0 5
0 2, 0 1, 0 0, 0 9, 0 8, 0 8, 0 7, 0 6, 0 5, 0 4, 0 3, 0 2, 0 1, 0 0, 0 9, 0 8, 0 7, 0 6, 0 5, 0 3, 0 2, 0 1,	0 1,

7 8 6 8 5 8 4 8 3 8 2 8 1 8 0 8 9 7 8 7 7 7 6 7 5 7 4 7 3 7 2 7 1 7 0 7 9 6 8 6 7 6 6 6 5 6	
	7 3
	0 9
	0 5,
8 4 4 4 8 4 4 4 9 4 4 4 9 4 3 4 8 4 2 4 6 4 2 4 5 4 8 4 2 4 8 4 1 4 4 4 8 4 5 4 9 4 3 4 6 4	4 4
0 8 0 8 0 8 0 8 0 8 0 8 0 8 0 7 0 7 0 7 0 7 0 7 0 7 0 7 0 7 0 7 0 7 0 7 0 7 0 7 0 7 0 7 0 7	0 7
0 2, 0 2, 0 1, 0 1, 0 0, 0 0, 0 9, 0 9, 0 8, 0 8, 0 7, 0 7, 0 6, 0 5, 0 5, 0 4, 0 4, 0 3, 0 2, 0 2, 0 1, 0 1, 0 0,	0 0,
0 5 1 5 2 5 4 5 5 5 6 5 7 5 9 5 0 5 1 5 2 5 4 5 7 5 8 5 9 5 1 5 2 5 3 5 5 5 6 5 7 5 0 5 1 5	1 5
0 4 0 4 0 3 0 3 0 3 0 3 0 3 0 3 0 3 0 3 0 3 0 3 0 3 0 2 0 2 0 2 0 2 0 2 0 2 0 2 0 2 0 2 0 2	0 2
0 1, 0 0, 0 9, 0 8, 0 7, 0 6, 0 5, 0 4, 0 4, 0 3, 0 2, 0 1, 0 0, 0 9, 0 8, 0 8, 0 7, 0 6, 0 5, 0 4, 0 3, 0 3, 0 2,	0 2,
	2 5
	0 7
	0 3,

分 区 の 員 職	備 考	員 務 間 短 任 前 定	
俸 号 級 の 務 職	に 適 用 す る 医 師 及 び 歯 科 医 師 で 人 事 院 規 則 で 定 め る も の	職 勤 時 用 再 年	
月 額 給 俸 1 級	口 医 療 職 俸 給 表 (二)	3 2 円	7 9 6 9 5 9 4 9 3 9 2 9 1 9 0 9 9 8 8 8
月 額 給 俸 2 級		0 9 0 7,	
月 額 給 俸 3 級		7 3 円	1 4 6 4 1 4 5 4 9 4 4 4 0 4 4 4 8 4 3 4
月 額 給 俸 4 級		0 3 0 9,	0 8 0 8 0 8 0 8 0 8 0 8 0 8 0 8 0 8 0 8 0 8 0 8
月 額 給 俸 5 級		3 3 円	0 8, 0 7, 0 7, 0 6, 0 5, 0 5, 0 5, 0 4, 0 3, 0 3,
月 額 給 俸 6 級		0 9 0 4,	
月 額 給 俸 7 級		4 4 円	7 5 9 5
月 額 給 俸 8 級		0 6 0 7,	0 4 0 4
額 月 給 俸		0 0 4 7 6 5 円	0 2 0 1,

員職の外以員職務勤間時短用任再前年定

8	7	6	5	4	3	2	1
7 1	0 2 6 1	0 5 4 1	0 7 2 1	0 4 1 1	0 0 0 1	0 6 8 1	0 2 7 1 円
' 7	0 ' 7	0 ' 7	0 ' 7	0 ' 7	0 ' 7	0 ' 6	0 ' 6
2 2	0 2 1 2	0 0 0 2	0 8 8 2	0 3 7 2	0 9 5 2	0 4 4 2	0 8 2 2 円
' 1	0 ' 1	0 ' 1	0 ' 0	0 ' 0	0 ' 0	0 ' 0	0 ' 0
4 2	0 4 3 2	0 3 2 2	0 1 1 2	0 9 9 2	0 7 8 2	0 4 7 2	0 1 6 2 円
' 4	0 ' 4	0 ' 4	0 ' 4	0 ' 3	0 ' 3	0 ' 3	0 ' 3
6 2	0 7 5 2	0 6 4 2	0 4 3 2	0 2 2 2	0 1 1 2	0 9 9 2	0 8 8 2 円
' 6	0 ' 6	0 ' 6	0 ' 6	0 ' 6	0 ' 6	0 ' 5	0 ' 5
0 3	0 7 8 2	0 9 6 2	0 9 4 2	0 1 3 2	0 2 1 2	0 2 9 2	0 4 7 2 円
' 0	0 ' 9	0 ' 9	0 ' 9	0 ' 9	0 ' 9	0 ' 8	0 ' 8
4 3	0 0 2 3	0 0 0 3	0 0 8 3	0 2 6 3	0 3 4 3	0 4 2 3	0 4 0 3 円
' 4	0 ' 4	0 ' 4	0 ' 3	0 ' 3	0 ' 3	0 ' 3	0 ' 3
1 3	0 8 8 3	0 2 6 3	0 5 3 3	0 2 1 3	0 6 8 3	0 0 6 3	0 4 3 3 円
' 9	0 ' 8	0 ' 8	0 ' 8	0 ' 8	0 ' 7	0 ' 7	0 ' 7
6 5 4 0 0 7 3	5 4 0 0 2 1	5 4 0 0 7 8	4 4 0 0 3 6	4 4 0 0 7 3	4 4 0 0 2 1	4 4 0 0 6 8	3 4 円

5 1	4 1	3 1	2 1	1 1	0 1	9
0 8 9 1	0 8 7 1	0 0 6 1	0 6 4 1	0 7 2 1	0 1 1 1	0 4 9 1 0 8
0 ' 8	0 ' 8	0 ' 8	0 ' 8	0 ' 8	0 ' 8	0 ' 7 0
0 7 2 2	0 2 1 2	0 7 9 2	0 3 8 2	0 8 6 2	0 3 5 2	0 8 3 2 0 4
0 ' 2	0 ' 2	0 ' 1	0 ' 1	0 ' 1	0 ' 1	0 ' 1 0
0 6 2 2	0 4 1 2	0 2 0 2	0 9 8 2	0 8 7 2	0 5 6 2	0 4 5 2 0 5
0 ' 5	0 ' 5	0 ' 5	0 ' 4	0 ' 4	0 ' 4	0 ' 4 0
0 0 3 2	0 0 2 2	0 0 1 2	0 0 0 2	0 2 9 2	0 5 8 2	0 8 7 2 0 7
0 ' 7	0 ' 7	0 ' 7	0 ' 7	0 ' 6	0 ' 6	0 ' 6 0
0 7 2 3	0 7 0 3	0 8 8 3	0 1 7 3	0 5 5 3	0 0 4 3	0 4 2 3 0 6
0 ' 1	0 ' 1	0 ' 0	0 ' 0	0 ' 0	0 ' 0	0 ' 0 0
0 3 7 3	0 4 5 3	0 4 3 3	0 9 1 3	0 9 9 3	0 9 7 3	0 8 5 3 0 0
0 ' 5	0 ' 5	0 ' 5	0 ' 5	0 ' 4	0 ' 4	0 ' 4 0
0 2 6 4	0 2 4 4	0 2 2 4	0 2 0 4	0 0 8 3	0 8 5 3	0 6 3 3 0 5
0 ' 0	0 ' 0	0 ' 0	0 ' 0	0 ' 9	0 ' 9	0 ' 9 0
0 0 3 1 7 4 0 0 0 0	7 4 0 0 5 8 6 4 0 0 0 6	6 4 0 0 6 6 4 0 0 6 3 6 4 0 0 0 1	6 4 0 0 6 3 6 4 0 0 0 1 6 4 0 0 0 6	8 5 4 0 0 2		

3 2	2 2	1 2	0 2	9 1	8 1	7 1	6 1
0 7 1 2	0 3 0 2	0 8 8 1	0 6 7 1	0 2 6 1	0 7 4 1	0 5 3 1	0 6 1 1
0 ' 0	0 ' 0	0 ' 9	0 ' 9	0 ' 9	0 ' 9	0 ' 9	0 ' 9
0 8 2 2	0 7 1 2	0 6 0 2	0 5 9 2	0 2 8 2	0 8 6 2	0 5 5 2	0 2 4 2
0 ' 3	0 ' 3	0 ' 3	0 ' 2	0 ' 2	0 ' 2	0 ' 2	0 ' 2
0 8 0 2	0 0 0 2	0 2 9 2	0 0 8 2	0 9 6 2	0 8 5 2	0 6 4 2	0 8 3 2
0 ' 6	0 ' 6	0 ' 5	0 ' 5	0 ' 5	0 ' 5	0 ' 5	0 ' 5
0 7 4 2	0 1 3 2	0 5 1 2	0 0 0 2	0 4 8 2	0 8 6 2	0 3 5 2	0 1 4 2
0 ' 8	0 ' 8	0 ' 8	0 ' 8	0 ' 7	0 ' 7	0 ' 7	0 ' 7
0 4 7 3	0 6 5 3	0 7 3 3	0 9 1 3	0 1 0 3	0 2 8 3	0 3 6 3	0 5 4 3
0 ' 2	0 ' 2	0 ' 2	0 ' 2	0 ' 2	0 ' 1	0 ' 1	0 ' 1
0 7 2 3	0 7 0 3	0 7 8 3	0 0 7 3	0 1 5 3	0 1 3 3	0 1 1 3	0 3 9 3
0 ' 7	0 ' 7	0 ' 6	0 ' 6	0 ' 6	0 ' 6	0 ' 6	0 ' 5
0 6 0 4	0 0 9 4	0 4 7 4	0 6 5 4	0 8 3 4	0 9 1 4	0 0 0 4	0 2 8 4
0 ' 2	0 ' 1	0 ' 1	0 ' 1	0 ' 1	0 ' 1	0 ' 1	0 ' 0
7 1 8 4 0 0 3 0	8 4 0 0 9 8	7 4 0 0 7 7	7 4 0 0 4 6	7 4 0 0 1 5	7 4 0 0 8 3	7 4 0 0 6 2	7 4

1 3	0 3	9 2	8 2	7 2	6 2	5 2	4 2
1 2	0 1 0 2	0 0 9 2	0 8 7 2	0 7 6 2	0 6 5 2	0 6 4 2	0 0 3 2
' 1	0 ' 1	0 ' 0	0 ' 0	0 ' 0	0 ' 0	0 ' 0	0 ' 0
2 2	0 8 0 2	0 5 9 2	0 5 8 2	0 4 7 2	0 2 6 2	0 0 5 2	0 9 3 2
' 4	0 ' 4	0 ' 3	0 ' 3	0 ' 3	0 ' 3	0 ' 3	0 ' 3
9 2	0 2 8 2	0 7 6 2	0 5 5 2	0 5 4 2	0 5 3 2	0 5 2 2	0 6 1 2
' 6	0 ' 6	0 ' 6	0 ' 6	0 ' 6	0 ' 6	0 ' 6	0 ' 6
6 2	0 3 5 2	0 8 3 2	0 5 2 2	0 9 0 2	0 4 9 2	0 9 7 2	0 3 6 2
' 9	0 ' 9	0 ' 9	0 ' 9	0 ' 9	0 ' 8	0 ' 8	0 ' 8
1 3	0 7 9 3	0 9 7 3	0 6 6 3	0 8 4 3	0 9 2 3	0 0 1 3	0 3 9 3
' 4	0 ' 3	0 ' 3	0 ' 3	0 ' 3	0 ' 3	0 ' 3	0 ' 2
6 3	0 6 4 3	0 1 3 3	0 4 1 3	0 7 9 3	0 9 7 3	0 1 6 3	0 7 4 3
' 8	0 ' 8	0 ' 8	0 ' 8	0 ' 7	0 ' 7	0 ' 7	0 ' 7
1 4	0 0 0 4	0 8 8 4	0 5 7 4	0 2 6 4	0 9 4 4	0 6 3 4	0 1 2 4
' 3	0 ' 3	0 ' 2	0 ' 2	0 ' 2	0 ' 2	0 ' 2	0 ' 2
9 4 0 0 9 0	9 4 0 0 8 9	8 4 0 0 4 8	8 4 0 0 0 7	8 4 0 0 6 5	8 4 0 0 3 4	8 4 0 0 9 2	8 4 0 0

9 3	8 3	7 3	6 3	5 3	4 3	3 3	2 3
0 2 0 5 9 2	0 5 8 2	0 5 7 2	0 3 6 2	0 0 5 2	0 7 3 2	0 3 2 2	0 2
' 2 0 ' 1	0 ' 1	0 ' 1	0 ' 1	0 ' 1	0 ' 1	0 ' 1	0
1 2 0 1 0 2	0 0 9 2	0 8 7 2	0 6 6 2	0 7 5 2	0 4 4 2	0 4 3 2	0 2
' 5 0 ' 5	0 ' 4	0 ' 4	0 ' 4	0 ' 4	0 ' 4	0 ' 4	0
0 2 0 5 9 2	0 1 8 2	0 8 6 2	0 3 5 2	0 8 3 2	0 2 2 2	0 0 1 2	0 7
' 8 0 ' 7	0 ' 7	0 ' 7	0 ' 7	0 ' 7	0 ' 7	0 ' 7	0
9 3 0 5 7 3	0 9 5 3	0 6 4 3	0 0 3 3	0 4 1 3	0 8 9 2	0 3 8 2	0 8
' 0 0 ' 0	0 ' 0	0 ' 0	0 ' 0	0 ' 0	0 ' 9	0 ' 9	0
5 3 0 6 3 3	0 9 1 3	0 3 0 3	0 5 8 3	0 7 6 3	0 9 4 3	0 2 3 3	0 4
' 5 0 ' 5	0 ' 5	0 ' 5	0 ' 4	0 ' 4	0 ' 4	0 ' 4	0
5 3 0 8 4 3	0 7 3 3	0 6 2 3	0 5 1 3	0 2 0 3	0 9 8 3	0 6 7 3	0 1
' 9 0 ' 9	0 ' 9	0 ' 9	0 ' 9	0 ' 9	0 ' 8	0 ' 8	0
9 4 0 2 9 4	0 4 8 4	0 1 7 4	0 9 5 4	0 7 4 4	0 5 3 4	0 3 2 4	0 2
' 3 0 ' 3	0 ' 3	0 ' 3	0 ' 3	0 ' 3	0 ' 3	0 ' 3	0
0 0 9 7 9 4 0 0 9 6 9 4 0 0 0 6 9 4 0 0 1 5 9 4 0 0 2 4 9 4 0 0 1 3 9 4 0 0 0 2							

0 5	9 4	8 4	7 4	6 4	5 4	4 4	3 4	2 4	1 4	0 4
0 1 0 2 0 2 9 2 0 5 8 2 0 6 7 2 0 7 6 2 0 8 5 2 0 9 4 2 0 0 4 2 0 2 3 2 0 4 2 2 0 5 1 2 0 5										
0 ' 3 0 ' 2 0 ' 2 0 ' 2 0 ' 2 0 ' 2 0 ' 2 0 ' 2 0 ' 2 0 ' 2 0 ' 2 0 ' 2 0 ' 2 0 ' 2 0 ' 2 0 ' 2 0										
0 3 2 2 0 0 1 2 0 7 9 2 0 6 8 2 0 4 7 2 0 2 6 2 0 4 5 2 0 6 4 2 0 8 3 2 0 0 3 2 0 1 2 2 0 1										
0 ' 6 0 ' 6 0 ' 5 0 ' 5 0 ' 5 0 ' 5 0 ' 5 0 ' 5 0 ' 5 0 ' 5 0 ' 5 0 ' 5 0 ' 5 0 ' 5 0										
0 8 5 2 0 3 4 2 0 1 3 2 0 7 1 2 0 2 0 2 0 6 8 2 0 3 7 2 0 0 6 2 0 6 4 2 0 2 3 2 0 1 2 2 0 8										
0 ' 9 0 ' 9 0 ' 9 0 ' 9 0 ' 9 0 ' 9 0 ' 8 0 ' 8 0 ' 8 0 ' 8 0 ' 8 0 ' 8 0 ' 8 0 ' 8 0 ' 8 0										
0 9 4 3 0 6 3 3 0 2 2 3 0 6 0 3 0 1 9 3 0 7 7 3 0 8 6 3 0 3 5 3 0 7 3 3 0 1 2 3 0 5 0 3 0 0										
0 ' 2 0 ' 2 0 ' 2 0 ' 2 0 ' 1 0 ' 1 0 ' 1 0 ' 1 0 ' 1 0 ' 1 0 ' 1 0 ' 1 0 ' 1 0 ' 1 0										
0 4 7 3 0 4 6 3 0 4 5 3 0 3 4 3 0 3 3 3 0 5 2 3 0 5 1 3 0 3 0 3 0 1 9 3 0 0 8 3 0 8 6 3 0 2										
0 ' 6 0 ' 6 0 ' 6 0 ' 6 0 ' 6 0 ' 6 0 ' 6 0 ' 6 0 ' 6 0 ' 5 0 ' 5 0 ' 5 0 ' 5 0										
0 8 2 4 0 5 2 4 0 1 2 4 0 7 1 4 0 2 1 4 0 6 0 4 0 2 0 4 0 4 9 3 0 6 8 3 0 8 7 3 0 0 7 3 0 9										
0 ' 0 0 ' 0 0 ' 0 0 ' 0 0 ' 0 0 ' 0 0 ' 0 0 ' 0 0 ' 0 0 ' 9 0 ' 9 0 ' 9 0 ' 9 0 ' 9 0										
0 2 4 4 0 8 3 4 0 5 3 4 0 2 3 4 0 8 2 4 0 4 2 4 0 0 2 4 0 6 1 4 0 2 1 4 0 8 0 4 0 3 0 4 0 6										
0 ' 4 0 ' 4 0 ' 4 0 ' 4 0 ' 4 0 ' 4 0 ' 4 0 ' 4 0 ' 4 0 ' 4 0 ' 4 0 ' 4 0 ' 4 0 ' 4 0										

2 6	1 6	0 6	9 5	8 5	7 5	6 5	5 5	4 5	3 5	2 5	1 5
7 2 0 0 7 2 0 4 6 2 0 9 5 2 0 4 5 2 0 8 4 2 0 2 4 2 0 5 3 2 0 9 2 2 0 1 2 2 0 8 1 2 0 0 1 2											
' 3 0 ' 3 0 ' 3 0 ' 3 0 ' 3 0 ' 3 0 ' 3 0 ' 3 0 ' 3 0 ' 3 0 ' 3 0 ' 3 0 ' 3 0 ' 3 0 ' 3 0 ' 3 0											
4 2 0 3 3 2 0 5 2 2 0 6 1 2 0 5 0 2 0 4 9 2 0 7 8 2 0 6 7 2 0 5 6 2 0 4 5 2 0 4 4 2 0 4 3 2											
' 7 0 ' 7 0 ' 7 0 ' 7 0 ' 7 0 ' 6 0 ' 6 0 ' 6 0 ' 6 0 ' 6 0 ' 6 0 ' 6 0 ' 6 0 ' 6 0 ' 6 0											
1 3 0 1 0 3 0 8 8 3 0 4 7 3 0 2 6 3 0 0 5 3 0 0 4 3 0 7 2 3 0 3 1 3 0 9 9 2 0 6 8 2 0 1 7 2											
' 1 0 ' 1 0 ' 0 0 ' 0 0 ' 0 0 ' 0 0 ' 0 0 ' 0 0 ' 0 0 ' 0 0 ' 9 0 ' 9 0 ' 9 0 ' 9 0											
5 3 0 0 5 3 0 3 4 3 0 4 3 3 0 6 2 3 0 7 1 3 0 2 1 3 0 3 0 3 0 3 9 3 0 3 8 3 0 3 7 3 0 1 6 3											
' 3 0 ' 3 0 ' 3 0 ' 3 0 ' 3 0 ' 3 0 ' 3 0 ' 3 0 ' 3 0 ' 2 0 ' 2 0 ' 2 0 ' 2 0 ' 2 0 ' 2 0											
6 3 0 9 5 3 0 5 5 3 0 7 4 3 0 9 3 3 0 1 3 3 0 6 2 3 0 8 1 3 0 9 0 3 0 1 0 3 0 3 9 3 0 4 8 3											
' 7 0 ' 7 0 ' 7 0 ' 7 0 ' 7 0 ' 7 0 ' 7 0 ' 7 0 ' 7 0 ' 7 0 ' 7 0 ' 7 0 ' 6 0 ' 6 0											
6 4 0 1 6 4 0 9 5 4 0 5 5 4 0 2 5 4 0 9 4 4 0 6 4 4 0 3 4 4 0 0 4 4 0 7 3 4 0 4 3 4 0 1 3 4											
' 0 0 ' 0 0 ' 0 0 ' 0 0 ' 0 0 ' 0 0 ' 0 0 ' 0 0 ' 0 0 ' 0 0 ' 0 0 ' 0 0 ' 0 0 ' 0 0											
0 1 5 4 0 8 4 4 0 5 4 4											
0 ' 4 0 ' 4 0 ' 4 0 ' 4											

3 7	2 7	1 7	0 7	9 6	8 6	7 6	6 6	5 6	4 6	3 6
0 1 3 2 0 6 2 2 0 1 2 2 0 7 1 2 0 2 1 2 0 7 0 2 0 2 0 2 0 6 9 2 0 1 9 2 0 6 8 2 0 0 8 2 0 5										
0 ' 4 0 ' 4 0 ' 4 0 ' 4 0 ' 4 0 ' 4 0 ' 4 0 ' 3 0 ' 3 0 ' 3 0 ' 3 0 ' 3 0 ' 3 0										
0 3 4 2 0 7 3 2 0 7 2 2 0 6 1 2 0 6 0 2 0 7 9 2 0 8 8 2 0 9 7 2 0 9 6 2 0 1 6 2 0 2 5 2 0 3										
0 ' 8 0 ' 8 0 ' 8 0 ' 8 0 ' 8 0 ' 7 0 ' 7 0 ' 7 0 ' 7 0 ' 7 0 ' 7 0 ' 7 0 ' 7 0										
0 4 0 3 0 8 9 3 0 2 9 3 0 5 8 3 0 8 7 3 0 2 7 3 0 5 6 3 0 8 5 3 0 0 5 3 0 7 3 3 0 5 2 3 0 3										
0 ' 2 0 ' 1 0 ' 1 0 ' 1 0 ' 1 0 ' 1 0 ' 1 0 ' 1 0 ' 1 0 ' 1 0 ' 1 0 ' 1 0 ' 1 0										
0 7 1 3 0 4 1 3 0 8 0 3 0 2 0 3 0 7 9 3 0 0 9 3 0 4 8 3 0 7 7 3 0 0 7 3 0 4 6 3 0 8 5 3 0 3										
0 ' 4 0 ' 4 0 ' 4 0 ' 4 0 ' 3 0 ' 3 0 ' 3 0 ' 3 0 ' 3 0 ' 3 0 ' 3 0 ' 3 0										
0 7 2 3 0 1 2 3 0 6 1 3 0 1 1 3 0 6 0 3 0 2 0 3 0 6 9 3 0 9 8 3 0 3 8 3 0 9 7 3 0 3 7 3 0 6										
0 ' 8 0 ' 8 0 ' 8 0 ' 8 0 ' 8 0 ' 8 0 ' 8 0 ' 7 0 ' 7 0 ' 7 0 ' 7 0 ' 7 0										
0 2 7 4 0 0 7 4 0 7 6 4 0 4										
0 ' 0 0 ' 0 0 ' 0 0 ' 0										

5 8	4 8	3 8	2 8	1 8	0 8	9 7	8 7	7 7	6 7	5 7	4 7
6 2 0 7 6 2 0 5 6 2 0 2 6 2 0 9 5 2 0 7 5 2 0 5 5 2 0 2 5 2 0 9 4 2 0 6 4 2 0 1 4 2 0 6 3 2	' 4 0 ' 4 0 ' 4 0 ' 4 0 ' 4 0 ' 4 0 ' 4 0 ' 4 0 ' 4 0 ' 4 0 ' 4 0 ' 4 0 ' 4 0 ' 4 0 ' 4 0 ' 4 0 ' 4	0 2 0 3 0 2 0 0 0 2 0 6 9 2 0 1 9 2 0 6 8 2 0 1 8 2 0 5 7 2 0 9 6 2 0 1 6 2 0 3 5 2 0 8 4 2	' 9 0 ' 9 0 ' 9 0 ' 8 0 ' 8 0 ' 8 0 ' 8 0 ' 8 0 ' 8 0 ' 8 0 ' 8 0 ' 8 0 ' 8 0 ' 8 0 ' 8 0 ' 8 0 ' 8 0 ' 8	6 3 0 6 5 3 0 1 5 3 0 7 4 3 0 2 4 3 0 6 3 3 0 2 3 3 0 7 2 3 0 2 2 3 0 6 1 3 0 1 1 3 0 6 0 3	' 2 0 ' 2 0 ' 2 0 ' 2 0 ' 2 0 ' 2 0 ' 2 0 ' 2 0 ' 2 0 ' 2 0 ' 2 0 ' 2 0 ' 2 0 ' 2 0 ' 2 0 ' 2 0 ' 2 0 ' 2	7 3 0 5 6 3 0 2 6 3 0 8 5 3 0 5 5 3 0 2 5 3 0 8 4 3 0 3 4 3 0 8 3 3 0 3 3 3 0 8 2 3 0 3 2 3	' 4 0 ' 4 0 ' 4 0 ' 4 0 ' 4 0 ' 4 0 ' 4 0 ' 4 0 ' 4 0 ' 4 0 ' 4 0 ' 4 0 ' 4 0 ' 4 0 ' 4 0 ' 4 0 ' 4 0 ' 4	8 3 0 0 8 3 0 6 7 3 0 2 7 3 0 7 6 3 0 4 6 3 0 9 5 3 0 4 5 3 0 9 4 3 0 4 4 3 0 8 3 3 0 2 3 3	' 8 0 ' 8 0 ' 8 0 ' 8 0 ' 8 0 ' 8 0 ' 8 0 ' 8 0 ' 8 0 ' 8 0 ' 8 0 ' 8 0 ' 8 0 ' 8 0 ' 8 0 ' 8 0 ' 8 0 ' 8		

6 9	5 9	4 9	3 9	2 9	1 9	0 9	9 8	8 8	7 8	6 8	0 9
0 2 3 2 0 9 2 2 0 7 2 2 0 5 2 2 0 1 2 2 0 9 1 2 0 7 1 2 0 5 1 2 0 1 1 2 0 9 0 2 0 7 0 2 0 5	0 ' 9 0 ' 9 0 ' 9 0 ' 9 0 ' 9 0 ' 9 0 ' 9 0 ' 9 0 ' 9 0 ' 9 0 ' 9 0 ' 9 0 ' 9 0 ' 9 0 ' 9 0	0 8 9 3 0 5 9 3 0 1 9 3 0 9 8 3 0 6 8 3 0 2 8 3 0 8 7 3 0 4 7 3 0 0 7 3 0 7 6 3 0 5 6 3 0 1	0 ' 2 0 ' 2 0 ' 2 0 ' 2 0 ' 2 0 ' 2 0 ' 2 0 ' 2 0 ' 2 0 ' 2 0 ' 2 0 ' 2 0 ' 2 0 ' 2 0 ' 2 0 ' 2 0 ' 2 0	0 6 0 3 0 3 0 0 0 3 0 7 9 3 0 3 9 3 0 0 9 3 0 6 8 3 0 3 8 3 0 9 7 3 0 6 7 3 0 3 7 3 0 0	0 ' 5 0 ' 5 0 ' 5 0 ' 4 0 ' 4 0 ' 4 0 ' 4 0 ' 4 0 ' 4 0 ' 4 0 ' 4 0 ' 4 0 ' 4 0 ' 4 0 ' 4 0 ' 4 0 ' 4	0 4	0				

7 0 1	6 0 1	5 0 1	4 0 1	3 0 1	2 0 1	1 0 1	0 0 1	9 9	8 9	7 9
		0 5 5 2 0 2 5 2 0 9 4 2 0 7 4 2 0 5 4 2 0 2 4 2 0 9 3 2 0 7 3 2 0 5 3 2	0 ' 9 0 ' 9 0 ' 9 0 ' 9 0 ' 9 0 ' 9 0 ' 9 0 ' 9 0 ' 9 0 ' 9 0 ' 9 0 ' 9 0 ' 9 0 ' 9 0 ' 9 0	0 8 2 3 0 4 2 3 0 2 2 3 0 0 2 3 0 8 1 3 0 4 1 3 0 1 1 3 0 9 0 3 0 6 0 3 0 3 0 3 0 0 0 3	0 ' 3 0 ' 3 0 ' 3 0 ' 3 0 ' 3 0 ' 3 0 ' 3 0 ' 3 0 ' 3 0 ' 3 0 ' 3 0 ' 3 0 ' 3 0 ' 3 0 ' 3 0 ' 3	0 3 4 3 0 8 3 3 0 4 3 3 0 0 3 3 0 6 2 3 0 1 2 3 0 7 1 3 0 3 1 3 0 9 0 3	0 ' 5 0 ' 5 0 ' 5 0 ' 5 0 ' 5 0 ' 5 0 ' 5 0 ' 5 0 ' 5 0 ' 5 0 ' 5 0 ' 5 0 ' 5 0 ' 5 0 ' 5			

分区の員職	ハ	備考	員職務勤間時短用任再前年定	3 1 1	2 1 1	1 1 1	0 1 1	9 0 1	8 0 1	
1級	医療職	この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。	0 7 9 1 円 0 ' 8 月額 月給 月給 月給 月給 月給 月給 月給 月給 月給	0 3 6 2 円 0 ' 1 月額 月給 月給 月給 月給 月給 月給 月給 月給 月給	0 5 4 2 円 0 ' 4 月額 月給 月給 月給 月給 月給 月給 月給 月給 月給	0 9 7 2 円 0 ' 5 月額 月給 月給 月給 月給 月給 月給 月給 月給 月給	0 1 3 2 円 0 ' 8 月額 月給 月給 月給 月給 月給 月給 月給 月給 月給	0 9 3 3 円 0 ' 2 月額 月給 月給 月給 月給 月給 月給 月給 月給 月給	0 2 6 3 円 0 ' 6 月額 月給 月給 月給 月給 月給 月給 月給 月給 月給	0 0 9 7 2 4 円 額 月 給 俸 準 基
2級	医療職		0 6 4 3 0 4 4 3 0 0 4 3 0 6 3 3 0 2 3 3 0 0 3 3							
3級	医療職		0 ' 3 0 ' 3 0 ' 3 0 ' 3 0 ' 3 0 ' 3 0 ' 3 0 ' 3 0 ' 3 0 ' 3 0 ' 3 0 ' 3							
4級	医療職									
5級	医療職									
6級	医療職									
7級	医療職									

7 5	6 5	5 5	4 5	3 5	2 5	1 5	0 5	9 4	8 4	7 4	6 4
4 2 0 8 3 2 0 0 3 2 0 1 2 2 0 2 1 2 0 6 0 2 0 8 9 2 0 9 8 2 0 0 8 2 0 2 7 2 0 4 6 2 0 5 5 2											
' 5	0 ' 5	0 ' 5	0 ' 5	0 ' 5	0 ' 5	0 ' 4	0 ' 4	0 ' 4	0 ' 4	0 ' 4	0 ' 4
4 2 0 2 3 2 0 0 2 2 0 9 0 2 0 8 9 2 0 9 8 2 0 0 8 2 0 3 7 2 0 5 6 2 0 8 5 2 0 1 5 2 0 4 4 2											
' 7	0 ' 7	0 ' 7	0 ' 7	0 ' 6	0 ' 6	0 ' 6	0 ' 6	0 ' 6	0 ' 6	0 ' 6	0 ' 6
1 3 0 2 0 3 0 0 9 3 0 7 7 3 0 4 6 3 0 0 5 3 0 7 3 3 0 5 2 3 0 3 1 3 0 2 0 3 0 0 9 2 0 7 7 2											
' 1	0 ' 1	0 ' 0	0 ' 0	0 ' 0	0 ' 0	0 ' 0	0 ' 0	0 ' 0	0 ' 0	0 ' 9	0 ' 9
6 3 0 8 5 3 0 5 4 3 0 2 3 3 0 9 1 3 0 6 0 3 0 3 9 3 0 0 8 3 0 7 6 3 0 6 5 3 0 1 4 3 0 7 2 3											
' 3	0 ' 3	0 ' 3	0 ' 3	0 ' 3	0 ' 3	0 ' 2	0 ' 2	0 ' 2	0 ' 2	0 ' 2	0 ' 2
3 3 0 1 2 3 0 9 0 3 0 8 9 3 0 6 8 3 0 1 7 3 0 8 5 3 0 5 4 3 0 1 3 3 0 8 1 3 0 5 0 3 0 1 9 3											
' 7	0 ' 7	0 ' 7	0 ' 6	0 ' 6	0 ' 6	0 ' 6	0 ' 6	0 ' 6	0 ' 6	0 ' 6	0 ' 5
6 4 0 4 5 4 0 3 4 4 0 2 3 4 0 2 2 4 0 0 1 4 0 9 9 4 0 7 8 4 0 6 7 4 0 3 6 4 0 1 5 4 0 0 4 4											
' 2	0 ' 2	0 ' 2	0 ' 2	0 ' 2	0 ' 2	0 ' 1	0 ' 1	0 ' 1	0 ' 1	0 ' 1	0 ' 1
1 4 0 1 1 4 0 4 0 4 0 7 9 4 0 9 8 4 0 1 8 4 0 3 7 4 0 6 6 4 0 9 5 4 0 2 5 4 0 4 4 4 0 6 3 4											
' 6	0 ' 6	0 ' 6	0 ' 5	0 ' 5	0 ' 5	0 ' 5	0 ' 5	0 ' 5	0 ' 5	0 ' 5	0 ' 5

8 6	7 6	6 6	5 6	4 6	3 6	2 6	1 6	0 6	9 5	8 5
0 1 2 2 0 5 1 2 0 9 0 2 0 2 0 2 0 6 9 2 0 9 8 2 0 2 8 2 0 5 7 2 0 8 6 2 0 0 6 2 0 4 5 2 0 5										
0 ' 6	0 ' 6	0 ' 6	0 ' 6	0 ' 5	0 ' 5	0 ' 5	0 ' 5	0 ' 5	0 ' 5	0 ' 5
0 4 7 2 0 4 6 2 0 2 5 2 0 0 4 2 0 0 3 2 0 9 1 2 0 8 0 2 0 6 9 2 0 4 8 2 0 1 7 2 0 8 5 2 0 4										
0 ' 8	0 ' 8	0 ' 8	0 ' 8	0 ' 8	0 ' 8	0 ' 8	0 ' 7	0 ' 7	0 ' 7	0 ' 7
0 5 4 3 0 3 3 3 0 1 2 3 0 8 0 3 0 6 9 3 0 4 8 3 0 2 7 3 0 9 5 3 0 8 4 3 0 4 3 3 0 2 2 3 0 0										
0 ' 2	0 ' 2	0 ' 2	0 ' 2	0 ' 1	0 ' 1	0 ' 1	0 ' 1	0 ' 1	0 ' 1	0 ' 1
0 2 9 3 0 2 8 3 0 0 7 3 0 8 5 3 0 7 4 3 0 5 3 3 0 4 2 3 0 5 1 3 0 5 0 3 0 2 9 3 0 0 8 3 0 7										
0 ' 4	0 ' 4	0 ' 4	0 ' 4	0 ' 4	0 ' 4	0 ' 4	0 ' 4	0 ' 4	0 ' 3	0 ' 3
0 9 1 3 0 2 1 3 0 4 0 3 0 7 9 3 0 0 9 3 0 2 8 3 0 4 7 3 0 6 6 3 0 0 6 3 0 1 5 3 0 1 4 3 0 2										
0 ' 8	0 ' 8	0 ' 8	0 ' 7	0 ' 7	0 ' 7	0 ' 7	0 ' 7	0 ' 7	0 ' 7	0 ' 7
0 5 1 4 0 2 1 4 0 9 0 4 0 5 0 4 0 0 0 4 0 5 9 4 0 1 9 4 0 6 8 4 0 0 8 4 0 6 7 4 0 0 7 4 0 5										
0 ' 3	0 ' 3	0 ' 3	0 ' 3	0 ' 3	0 ' 3	0 ' 2	0 ' 2	0 ' 2	0 ' 2	0 ' 2
										0 9
										0

0 8	9 7	8 7	7 7	6 7	5 7	4 7	3 7	2 7	1 7	0 7	9 6
2 2 0 9 1 2 0 0 1 2 0 1 0 2 0 2 9 2 0 2 8 2 0 2 7 2 0 1 6 2 0 9 4 2 0 1 4 2 0 3 3 2 0 7 2 2											
' 7	0 ' 7	0 ' 7	0 ' 7	0 ' 6	0 ' 6	0 ' 6	0 ' 6	0 ' 6	0 ' 6	0 ' 6	0 ' 6
1 3 0 7 0 3 0 5 9 2 0 3 8 2 0 0 7 2 0 8 5 2 0 6 4 2 0 3 3 2 0 3 2 2 0 1 1 2 0 8 9 2 0 4 8 2											
' 0	0 ' 0	0 ' 9	0 ' 9	0 ' 9	0 ' 9	0 ' 9	0 ' 9	0 ' 9	0 ' 9	0 ' 8	0 ' 8
6 3 0 7 5 3 0 6 4 3 0 4 3 3 0 3 2 3 0 2 1 3 0 1 0 3 0 4 9 3 0 3 8 3 0 4 7 3 0 3 6 3 0 2 5 3											
' 3	0 ' 3	0 ' 3	0 ' 3	0 ' 3	0 ' 3	0 ' 3	0 ' 2	0 ' 2	0 ' 2	0 ' 2	0 ' 2
0 3 0 7 9 3 0 9 8 3 0 1 8 3 0 4 7 3 0 4 6 3 0 3 5 3 0 2 4 3 0 4 3 3 0 3 2 3 0 2 1 3 0 2 0 3											
' 6	0 ' 5	0 ' 5	0 ' 5	0 ' 5	0 ' 5	0 ' 5	0 ' 5	0 ' 5	0 ' 5	0 ' 5	0 ' 5
8 3 0 2 8 3 0 7 7 3 0 1 7 3 0 7 6 3 0 2 6 3 0 6 5 3 0 1 5 3 0 4 4 3 0 8 3 3 0 1 3 3 0 5 2 3											
' 8	0 ' 8	0 ' 8	0 ' 8	0 ' 8	0 ' 8	0 ' 8	0 ' 8	0 ' 8	0 ' 8	0 ' 8	0 ' 8
											0 9 1 4
											0 ' 3

1 9	0 9	9 8	8 8	7 8	6 8	5 8	4 8	3 8	2 8	1 8
0 2 1 2 0 4 0 2 0 6 9 2 0 8 8 2 0 1 8 2 0 4 7 2 0 7 6 2 0 0 6 2 0 4 5 2 0 5 4 2 0 6 3 2 0 8										
0 ' 8	0 ' 8	0 ' 7	0 ' 7	0 ' 7	0 ' 7	0 ' 7	0 ' 7	0 ' 7	0 ' 7	0 ' 7
0 9 3 3 0 7 2 3 0 5 1 3 0 4 0 3 0 3 9 3 0 1 8 3 0 9 6 3 0 8 5 3 0 7 4 3 0 6 3 3 0 4 2 3 0 9										
0 ' 1	0 ' 1	0 ' 1	0 ' 1	0 ' 0	0 ' 0	0 ' 0	0 ' 0	0 ' 0	0 ' 0	0 ' 0
0 4 7 3 0 6 6 3 0 8 5 3 0 9 4 3 0 9 3 3 0 0 3 3 0 0 2 3 0 1 1 3 0 0 0 3 0 0 9 3 0 9 7 3 0 8										
0 ' 4	0 ' 4	0 ' 4	0 ' 4	0 ' 4	0 ' 4	0 ' 4	0 ' 4	0 ' 4	0 ' 3	0 ' 3
0 2 6 3 0 6 5 3 0 2 5 3 0 8 4 3 0 3 4 3 0 7 3 3 0 2 3 3 0 6 2 3 0 1 2 3 0 5 1 3 0 0 1 3 0 4										
0 ' 6	0 ' 6	0 ' 6	0 ' 6	0 ' 6	0 ' 6	0 ' 6	0 ' 6	0 ' 6	0 ' 6	0 ' 6
0 9 2 3 0 4 2 3 0 0 2 3 0 7 1 3 0 3 1 3 0 8 0 3 0 3 0 3 0 0 0 3 0 7 9 3 0 3 9 3 0 8 8 3 0 5										
0 ' 9	0 ' 9	0 ' 9	0 ' 9	0 ' 9	0 ' 9	0 ' 9	0 ' 9	0 ' 8	0 ' 8	0 ' 8

6 4 1	5 4 1	4 4 1	3 4 1	2 4 1	1 4 1	0 4 1	9 3 1	8 3 1	7 3 1	6 3 1
0 6 4 3 0	4 4 3 0	2 4 3 0	9 3 3 0	5 3 3 0	1 3 3 0	9 2 3 0	6 2 3 0	2 2 3 0	9 1 3 0	7 1 3 0
0 ' 0	0 ' 0	0 ' 0	0 ' 0	0 ' 0	0 ' 0	0 ' 0	0 ' 0	0 ' 0	0 ' 0	0 ' 0
0 0 6 3 0	6 5 3 0	3 5 3 0	9 4 3 0	6 4 3 0	2 4 3 0	9 3 3 0	5 3 3 0	1 3 3 0	7 2 3 0	4 2 3 0
0 ' 3	0 ' 3	0 ' 3	0 ' 3	0 ' 3	0 ' 3	0 ' 3	0 ' 3	0 ' 3	0 ' 3	0 ' 3

7 5 1	6 5 1	5 5 1	4 5 1	3 5 1	2 5 1	1 5 1	0 5 1	9 4 1	8 4 1	7 4 1
0 7 7 3 0	4 7 3 0	1 7 3 0	9 6 3 0	7 6 3 0	3 6 3 0	0 6 3 0	7 5 3 0	5 5 3 0	3 5 3 0	9 4 3 0
0 ' 0	0 ' 0	0 ' 0	0 ' 0	0 ' 0	0 ' 0	0 ' 0	0 ' 0	0 ' 0	0 ' 0	0 ' 0
				0 6 8 3 0	3 8 3 0	9 7 3 0	5 7 3 0	1 7 3 0	8 6 3 0	4 6 3 0
				0 ' 3	0 ' 3	0 ' 3	0 ' 3	0 ' 3	0 ' 3	0 ' 3

8 6 1	7 6 1	6 6 1	5 6 1	4 6 1	3 6 1	2 6 1	1 6 1	0 6 1	9 5 1	8 5 1
0 2 1 3 0	9 0 3 0	6 0 3 0	3 0 3 0	9 9 3 0	6 9 3 0	3 9 3 0	0 9 3 0	6 8 3 0	3 8 3 0	0 8 3 0
0 ' 1	0 ' 1	0 ' 1	0 ' 1	0 ' 0	0 ' 0	0 ' 0	0 ' 0	0 ' 0	0 ' 0	0 ' 0

員職の外以員職務勤間時短用任再前年定						分区の員職		備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。 別表第九 福祉職俸給表(第六条関係)	員職務勤間時短用任再前年定				
5	4	3	2	1	俸号	級の務職	9 6 1		0 6 1 3	0 ' 1			
0 ' 1	0 ' 1	0 ' 1	0 ' 1	0 ' 1	円	額	1級	0 1 6 2	円	月額	俸給	基準	0 6 1 3
4 8	5 8	3 7	1 7	9 7		給月		0 ' 3					0 ' 1
0 1	0 0	0 9	0 8	0 6	円	額	2級	0 4 6 2	円	月額	俸給	基準	
0 ' 2	0 ' 2	0 ' 2	0 ' 2	0 ' 2	円	額		0 ' 5					
3 3	6 2	9 2	1 2	4 2		給月		0 6 3 2	円	月額	俸給	基準	
0 0	0 8	0 6	0 5	0 3	円	額	3級	0 ' 6					
0 ' 2	0 ' 2	0 ' 2	0 ' 2	0 ' 2	円	額		0 8 3 2	円	月額	俸給	基準	
6 6	7 6	3 6	9 6	4 6		給月		0 ' 7					
0 9	0 8	0 7	0 5	0 4	円	額	4級	0 1 0 2	円	月額	俸給	基準	
0 ' 2	0 ' 2	0 ' 2	0 ' 2	0 ' 2	円	額		0 ' 9					
5 9	1 8	8 8	3 8	9 8		給月		0 3 7 3	円	月額	俸給	基準	
0 0	0 9	0 7	0 6	0 4	円	額	5級	0 ' 2					
0 ' 3	0 ' 3	0 ' 3	0 ' 3	0 ' 3	円	額		0 8 1 3	円	月額	俸給	基準	
5 3	5 2	5 2	3 2	1 2		給月		0 ' 7					
0 1	0 9	0 7	0 5	0 3	円	額	6級	0 ' 7					
4 3 0 9 2 3 0	5 0 3 0	1 8 3 0	5 5 3 0	円	月	俸							
' 7	0 ' 7	0 ' 7	0 ' 6	0 ' 6		給							

0 6	9 5	8 5	7 5	6 5	5 5	4 5	3 5	2 5	1 5	0 5
0 , 2 9 4 0 1	0 , 2 3 4 0 1	0 , 2 6 4 0 0	0 , 2 9 3 0 9	0 , 2 2 3 0 9	0 , 2 6 3 0 8	0 , 2 0 3 0 8	0 , 2 0 3 0 7	0 , 2 6 3 0 6	0 , 2 9 3 0 5	0 , 2 9 3 0 4
0 , 2 0 9 0 9	0 , 2 7 9 0 7	0 , 2 4 9 0 6	0 , 2 1 9 0 5	0 , 2 9 9 0 3	0 , 2 9 9 0 2	0 , 2 8 9 0 1	0 , 2 7 9 0 0	0 , 2 7 8 0 9	0 , 2 4 8 0 8	0 , 2 2 8 0 7
0 , 3 0 3 0 5	0 , 3 5 3 0 4	0 , 3 9 3 0 3	0 , 3 4 3 0 3	0 , 3 8 3 0 2	0 , 3 0 3 0 2	0 , 3 3 3 0 1	0 , 3 6 3 0 0	0 , 3 9 2 0 9	0 , 3 9 2 0 8	0 , 3 1 2 0 8
0 , 3 7 7 0 6	0 , 3 0 7 0 6	0 , 3 2 7 0 5	0 , 3 4 7 0 4	0 , 3 6 7 0 3	0 , 3 8 7 0 2	0 , 3 1 7 0 2	0 , 3 5 7 0 1	0 , 3 8 7 0 0	0 , 3 7 6 0 9	0 , 3 7 6 0 8
0 , 4 7 0 0 4	0 , 4 4 0 0 4	0 , 4 1 0 0 4	0 , 4 8 0 0 3	0 , 4 5 0 0 3	0 , 4 2 0 0 3	0 , 4 9 0 0 2	0 , 4 6 0 0 2	0 , 4 2 0 0 2	0 , 4 8 0 0 1	0 , 4 3 0 0 1
0 9 5 4 0 6 5 4 0 3 5 4 0 9 4 4 0 6 4 4 0 3 4 4 0 9 3 4 0 5 3 4 0 1 3 4 0 7 2 4 0 3 2 4										
0 , 4	0 , 4	0 , 4	0 , 4	0 , 4	0 , 4	0 , 4	0 , 4	0 , 4	0 , 4	0 , 4

5 7	4 7	3 7	2 7	1 7	0 7	9 6	8 6	7 6	6 6	5 6	4 6	3 6	2 6	1 6
0 , 2 5 5 0 2	0 , 2 7 5 0 1	0 , 2 8 5 0 0	0 , 2 2 5 0 0	0 , 2 6 4 0 9	0 , 2 8 4 0 8	0 , 2 9 4 0 7	0 , 2 0 4 0 6	0 , 2 3 4 0 5	0 , 2 4 4 0 4	0 , 2 6 4 0 4	0 , 2 0 4 0 4	0 , 2 5 4 0 3	0 , 2 0 4 0 3	0 , 2 5 4 0 2
0 , 3 4 1 0 5	0 , 3 8 1 0 4	0 , 3 1 1 0 4	0 , 3 8 1 0 2	0 , 3 6 1 0 1	0 , 3 4 1 0 0	0 , 3 3 0 0 9	0 , 3 6 0 0 8	0 , 3 5 0 0 7	0 , 3 4 0 0 6	0 , 3 2 0 0 5	0 , 3 1 0 0 4	0 , 3 7 0 0 2	0 , 3 5 0 0 1	0 , 3 1 0 0 0
0 , 3 3 4 0 1	0 , 3 8 4 0 0	0 , 3 3 4 0 0	0 , 3 1 4 0 0	0 , 3 6 3 0 9	0 , 3 2 3 0 9	0 , 3 7 3 0 8	0 , 3 2 3 0 8	0 , 3 8 3 0 7	0 , 3 3 3 0 7	0 , 3 9 3 0 6	0 , 3 6 3 0 6	0 , 3 1 3 0 6	0 , 3 6 3 0 5	0 , 3 4 3 0 5
0 , 3 6 8 0 5	0 , 3 0 8 0 5	0 , 3 4 8 0 4	0 , 3 0 8 0 4	0 , 3 4 8 0 3	0 , 3 8 8 0 2	0 , 3 1 8 0 2	0 , 3 7 8 0 1	0 , 3 0 8 0 1	0 , 3 4 8 0 0	0 , 3 8 7 0 9	0 , 3 5 7 0 9	0 , 3 9 7 0 8	0 , 3 2 7 0 8	0 , 3 5 7 0 7
0 , 4 9 0 0 8	0 , 4 6 0 0 8	0 , 4 3 0 0 8	0 , 4 1 0 0 8	0 , 4 9 0 0 7	0 , 4 6 0 0 7	0 , 4 3 0 0 7	0 , 4 1 0 0 7	0 , 4 8 0 0 6	0 , 4 5 0 0 6	0 , 4 2 0 0 6	0 , 4 9 0 0 5	0 , 4 6 0 0 5	0 , 4 3 0 0 5	0 , 4 0 0 0 5
0 2 6 4														
0 , 4														

0 9	9 8	8 8	7 8	6 8	5 8	4 8	3 8	2 8	1 8	0 8	9 7	8 7	7 7	6 7
0 , 2 8 6 0 2	0 , 2 0 6 0 2	0 , 2 5 6 0 1	0 , 2 8 6 0 0	0 , 2 1 6 0 0	0 , 2 3 5 0 9	0 , 2 7 5 0 8	0 , 2 1 5 0 8	0 , 2 5 5 0 7	0 , 2 0 5 0 7	0 , 2 3 5 0 6	0 , 2 7 5 0 5	0 , 2 8 5 0 4	0 , 2 9 5 0 3	0 , 2 2 5 0 3
0 , 3 1 2 0 2	0 , 3 7 2 0 1	0 , 3 3 2 0 1	0 , 3 0 2 0 1	0 , 3 7 2 0 0	0 , 3 4 2 0 0	0 , 3 1 2 0 0	0 , 3 8 1 0 9	0 , 3 2 1 0 9	0 , 3 9 1 0 8	0 , 3 6 1 0 8	0 , 3 0 1 0 8	0 , 3 4 1 0 7	0 , 3 7 1 0 6	0 , 3 0 1 0 6
0 , 3 9 4 0 6	0 , 3 5 4 0 6	0 , 3 2 4 0 6	0 , 3 8 4 0 5	0 , 3 3 4 0 5	0 , 3 0 4 0 5	0 , 3 7 4 0 4	0 , 3 3 4 0 4	0 , 3 8 4 0 3	0 , 3 5 4 0 3	0 , 3 3 4 0 3	0 , 3 9 4 0 2	0 , 3 4 4 0 2	0 , 3 0 4 0 2	0 , 3 7 4 0 1
0 , 3 4 9 0 1	0 , 3 1 9 0 1	0 , 3 9 9 0 0	0 , 3 6 9 0 0	0 , 3 3 9 0 0	0 , 3 1 9 0 0	0 , 3 9 8 0 9	0 , 3 5 8 0 9	0 , 3 1 8 0 9	0 , 3 7 8 0 8	0 , 3 2 8 0 8	0 , 3 6 8 0 7	0 , 3 1 8 0 7	0 , 3 6 8 0 6	0 , 3 2 8 0 6
0 , 4 0 , 4														
3 0 1 0														
0 9 0 9														

5 0	1 4	0 1	3 0	1 2	0 1	1 1	0 1	0 0	1 9	9 9	8 9	7 9	6 9	5 9	4 9	3 9	2 9	1 9
0 , 2 1 7 0 1	0 , 2 9 7 0 0	0 , 2 5 7 0 0	0 , 2 1 7 0 0	0 , 2 6 6 0 9	0 , 2 2 6 0 9	0 , 2 5 6 0 8	0 , 2 8 6 0 7	0 , 2 1 6 0 7	0 , 2 4 6 0 6	0 , 2 7 6 0 5	0 , 2 2 6 0 5	0 , 2 7 6 0 4	0 , 2 3 6 0 4	0 , 2 6 6 0 3				
0 , 3 1 2 0 7	0 , 3 7 2 0 6	0 , 3 4 2 0 6	0 , 3 1 2 0 6	0 , 3 8 2 0 5	0 , 3 6 2 0 5	0 , 3 3 2 0 5	0 , 3 9 2 0 4	0 , 3 5 2 0 4	0 , 3 1 2 0 4	0 , 3 7 2 0 3	0 , 3 2 2 0 3	0 , 3 5 2 0 3	0 , 3 1 2 0 3	0 , 3 6 2 0 2	0 , 3 4 2 0 2			
0 , 3 0 , 3																		
8 4 5 4 3 4																		
0 7 0 7 0 7																		
0 , 3 0 , 3																		
1 9 9 9 7 9																		
0 2 0 1 0 1																		

Table with multiple rows of numbers, likely representing a financial or statistical breakdown, organized into columns.

Table with multiple rows of numbers, similar to the first table, showing detailed data points.

Table with multiple rows of numbers, continuing the data series from the previous tables.

備考 この表は、事務次官、外局の長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

Table with columns labeled 8, 7, 6, 5, 4, 3, 2, 1 and rows of numbers, representing a classification or grade system.

別表第十一 指定職俸給表(第六条関係) 号俸 俸給月額

備考 この表は、行政の特定分野における高度の専門的な知識経験に基づく調査、研究、情報の分析等を行うことにより、政策の企画及び立案等を支援する業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

Table with columns for employee types (定年前再任用短時間勤務職員) and salary components (基準俸給月額, 給月額俸給額, 給月俸給額), with numerical values.